

し。此も自國の中の野陣なれば、艱苦を嘗ると雖ども未だ甚しからず。其深く敵地に入て野陣する事と成りては、衣食住の三つ共に存じも寄らざる不自由なることなるを以て、懦弱安送(逸)に生れたる人と豊富肥饒に暮したる輩に於ては、直ちに病人と爲る者なり。故に此の野陣の作法をば至治の世と雖ども時々此を練(ね)して、諸士を能く馴習はし置くべし。

陣取注意四十三箇條

一、野陣の作法

(一)外構

二、陣場奉行の任務

- (一)モガリ。竹を筋運びに荒く組合せ縄で結び固めた柵
- (二)敵の騎馬を防ぐ堀
- (三)フタトキ。四時間

(五)一段は六間

三、陣取場固の法

(六)到着

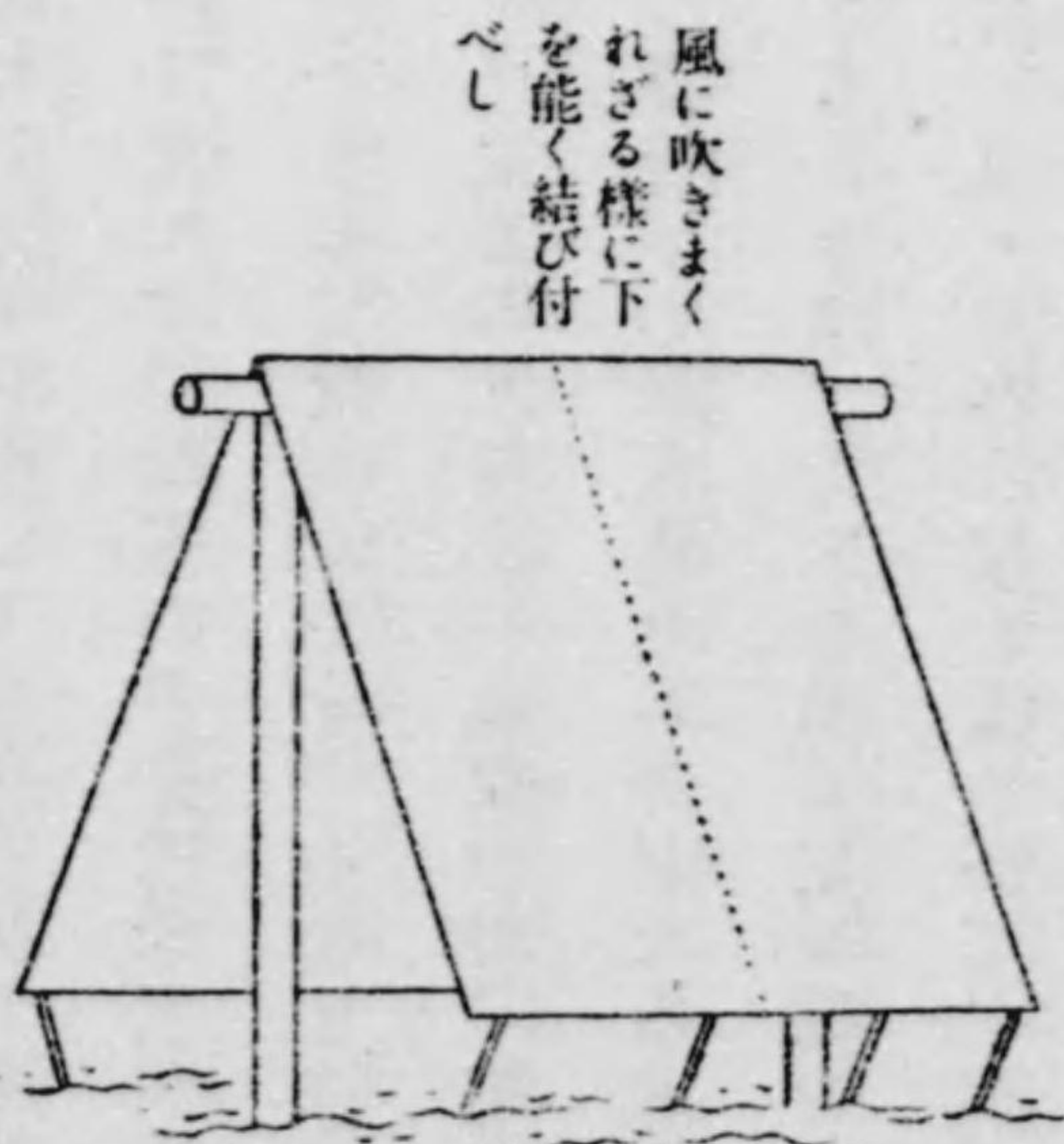
●野陣の作法は宿陣とは其事變りたる者なれども、其次第行列及遊軍の出張備へすることは全く皆同様なり。但し野陣は一夜の陣と雖ども必ず總構及び柵・虎落も有るべし。且つ相成るべくば馬防ぎの堀を穿り、其土を掻上げて土居を築くべし。●野陣を取(と)るには陣場奉行は大將より二時(四)も早く其場處に往て土地を見立て、本陣を中央にし諸手を八方に配當し、其手数の間に四條の筋を立て、其條理を大規として縦横に小路を通じ、其各、一手の内にて又縦横に細筋を通して左右前後の壘地を積る。即是れ陣間容の法を修るなり。然後に各、一手の開方に傍示杭を打立て、「縦何百間横何百間は何某陣處相備ふべし」と札を立て、旗本以下七段・八段の開方周曲縦横要害の用心堅固にし、以て總軍の押付を待ち受て、次第に諸手の陣場を渡すなり。●諸手各其陣場を受取り、小荷駄奉行の來るを待て各銘々荷物等を受取り、己が陣處の普請に取り掛るなり。是時遊軍人數は四方に出張し、大筒車を並べ備て敵の不意に寄せ來て陣取の妨げを爲すを禦ぎ、以て諸手の陣取を警固す。此を陣取場固の法と名く。上に説きたる如く此等外張して警衛することは

四、陣具取の法

常に遊軍持前の役なり。●諸手より陣具取りに出る法は、總軍の内にて遊軍を除き、残りの人數を三分にして、一分を出して陣具を取らしむべし。陣具とは小屋を作るべき諸材木及び竹木及び竹・繩・筵・菰・菅・藁、其外薪・馬草等を取り集め、且つ水をも汲み入るなり。總て陣具取は山林其他藪茂りたる處に往き、百姓に請求て此を伐り採るべし。若し竹木の無きときは百姓・町人の家宅を買ひ取り、引き崩し持ち來て小屋の骨組を成すべし。又一分の人數は弓・鐵炮を持出し、列して嚴重に備押し味方の陣具取を警護すべし。●又残りたる一分の人數は、小屋場にて普請奉行の手に屬し、總構の外堀を穿り、其上を掻き上げて土居を築き、柵・虎落を振り、且つ諸手の小屋場と成るべき處の草木を伐り平均し、地形を調て陣具取り歸るを待て、總軍手配を能く定て一度に諸手の陣小屋を掛け渡す。此等の手分は兼て前方より陣具取も警護者も残る人數も當番を急度定置べし。若し然せずして俄かに手分するときは、混亂して中々即時に陣屋を掛渡すことには間に合はざる者なり。故に年々四度の操練の時、第一に心を用て馴れ習ひ置くべきは、此の野陣の作法なりと知べし。●若し又陣具甚だ不自由なる處か、或は急卒に野陣することに爲りて、陣具を取るも間に合はざる時は、竹木を以て左の圖の如く鳥居形を作りて地に衝き立て、上より澁紙・桐油紙或は菰・筵・菅等の類を覆ひ掛て、其兩端を左右に引き下げ、上の方と下の方を能く結着るときは、圖の如き形と爲る。此の中に屈み伏して兩露を凌ぎ一夜を明すべし。

六、急造陣小屋

第十三圖 鳥居形小屋掛



七、玄明高門人の野陣法

(一)佐竹家の臣  
(二)名は球卿、醫家。林子平と深く交り海防慶國の念厚く、その方面の著書も多かつたといふが、世の忌諱を避けて人に示さず、子孫もこれを深蔵したために世に知られなかつた。寛政十二年没、年六十二

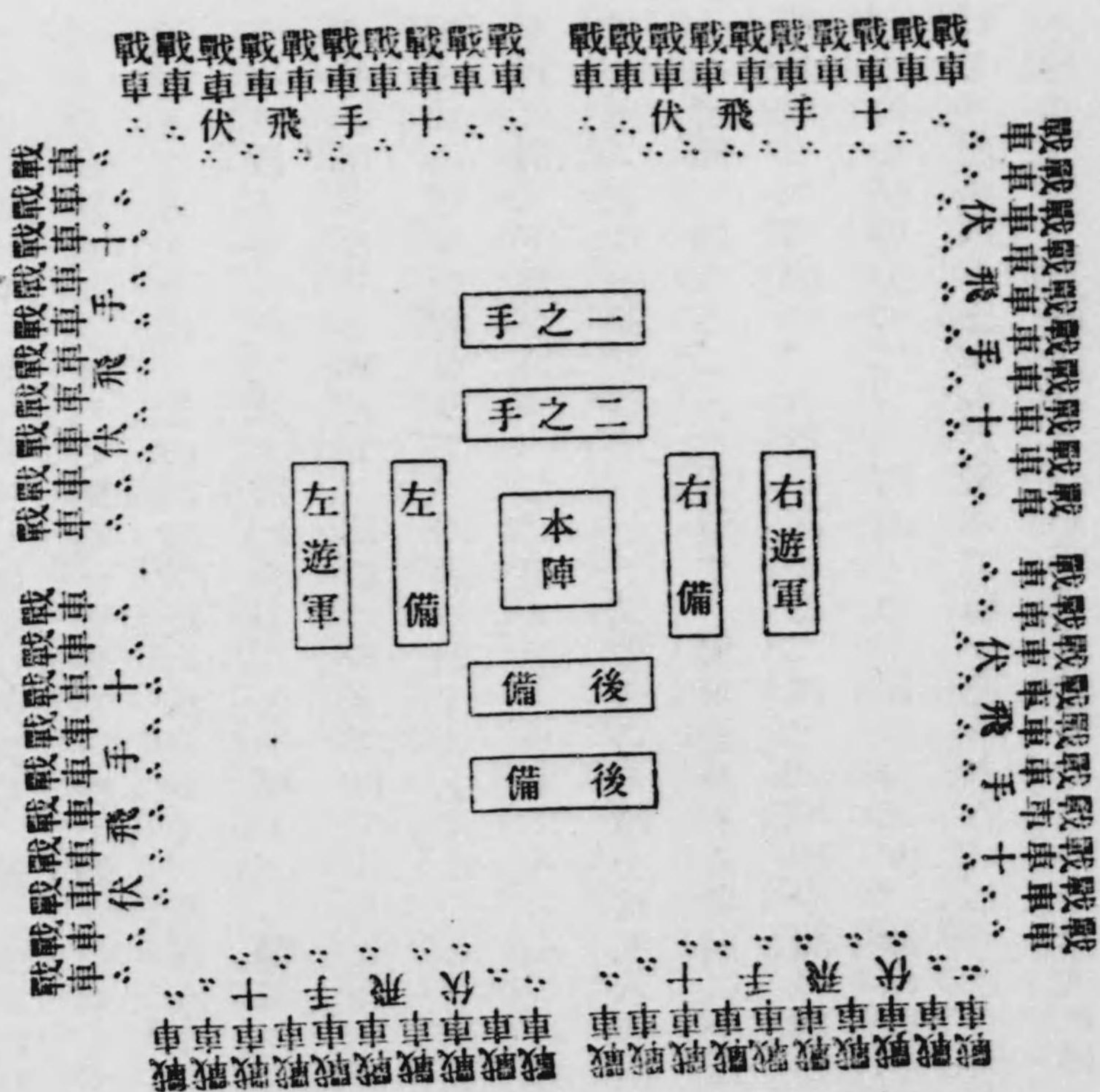
(三)四月二十五日魯人戰夷のエトロフ島内浦沙那に來寇した

(四)所傳不明

八、行軍炮戰車の利

筵・小屋骨等を造れり。其後文化四年魯西亞の寇ありて、松前箱館人數を出せし時に、佐竹家の人數上陸するや否や、直に野陣の小屋皆成れり。箱館奉行處より是を觀て、大に佐竹家の武備を感稱せり。是れ豫小屋骨と桐油筵を調べ置き持ち行きたる故なり。工藤平助が武備集要と林子平が海國兵談等にも野陣の良法を論ぜり。宜く合せ考べし。我が先年阿州にて工夫したる行軍炮の戰車は、數多製し用るときは、五日十日の野陣には大抵車の下にて夜を明すに宜し。且つ此戰車を四方に配り並べるときは、馬防ぎの堀を穿にも土居を掻き上ぐるにも及ばず。極て嚴重なる總構出來る者なり。又此大筒組の人數は十四五日分の兵糧も戰車に載せ、衣服・雨具等までも持

第十四圖 方陣



此略圖の形は方陣の處其形勢の從ひ三角にも  
五角は或七角にも備ふべし

竅にすべし。或は大軍にて襲來るに至りては、其敵の向ひ近きたる大銃備は直に先鋒と爲て、

(一)約百目玉以上を使用する砲。信濃一徑一寸以上のものを云ふ。(砲術篇「鐵砲考論」參照)  
 (二)二十目玉より百目玉位を使用する銃

九、陣門の心得

左右の諸隊も此に並びて軍を押し出し、地勢に因りて備を立て、大銃と中銃を震發し、大開を作りて軍威を熾にし、勇進で敵陣に押詰め、無二無三に打放し、手痛き合戦を始ること、其法専ら上の操練篇に説きたる野戦に強敵を打挫く働きの如くすべし。故に我が製の大銃戦車を並備て總構とするときは、世の兵家者流の法の如く、乾湟を穿り土を搔上て土居を築き、虎落を振り柵を作り設る等の企て及ぶ所に非ることを察すべし。陣門の大小は其人數の多少に因るべし。但し大將の用事なりと雖ども、印紙の無き者は出入りを許さず、夜中は別して門禁を嚴重にす。或は敵方に心替りの者有りて、内通の趣を言上せんことを欲して來ると云ふと雖ども入ること勿れ。主將に伺て下知を待つべし。總て外より來て入らんことを願者あるも皆此に同じ。野陣も宿陣も二十五人組は一組同宿すべし。又陪卒ある諸士は五人皆同宿し、家來共は數に拘はらず各己が主人に附纏て離るることを嚴禁す。家來數多ある者別に小屋を分與ふべし。古來諸兵家の説に、野陣を取るの町間は、人數一萬に就て四方三町四十間の割とす。但し其内四十間は縦横四條幅十間づつの小路の分にて、三町四方は小屋の分なり。餘は此の割り合を以て推し知べしと云へり。然れども處に因り土地の形勢にて種々勘辨あるべし。且つ又今時の如く大筒と云ふ者の行はるる世と爲りては、野陣を取るの心得二百餘年の古へとは大に同じからざることにして、實に驚くべく畏るべきの異事有り。何んとなれば、烽火玉の飛び走ること十町の外に至り、棒火矢は雜木にて

一〇、同宿の人數

一一、野陣の古法

(一)竹中重治著と傳へられる「軍法秘傳書」陣取之卷第八、八陣小屋わりの事の條に「人數寄寓に付三町四十間四方にさくをふる。三町は小屋と」とある

製する者と雖ども十八町に至る。上の操練篇に説たる火矢攻の條を合せ考べし。陣中の小路は幅十間にして、曲り々々には番小屋を立てし。長陣ならば井樓をも上ぐべし。諸手陣小屋成就する上は、人馬を治め制札を立つべし。陣小屋は九尺棟に作り、小屋割は一人前の長さ四尺横二尺と積るべし。陣中は夜具と云ふ者の無きを以て、人數の多ければ四尺に二尺の割にて愈狹からずして事の足る者なり。一組二十五人には七間渡すべし。此の内にて飯炊くことも自在に出来る者なり。馬は一匹に三尺と積り、十四に五間渡すべし。但し馬は晝夜共常起にすべし。雪隠は小屋陰或は崖の上或は平地にても卑蔭にて覆ひ、其陰に長溝を穿て其溝に大小便すべし。若し又一日二日の野陣ならば、人々大便の度毎に地に自ら穴を穿て其中に便して、上に能く々々土を掛て覆ひ置べし。兼て嚴く申し付て置くべきは、妄りに便する者は重叩十五本づつ、是陣中の定法なり。陣小屋既に渡るときは、小荷駄奉行配下の人夫に荷物及び鍋・桶等を持って此を配らしめ、直に兵糧場を開て米鹽等を渡す。諸手小屋は竈を立て飯を炊ぎ人馬を休ましむ。凡そ小荷駄奉行諸手に鍋と桶を渡すに、小屋一軒に各大小三箇づつ配ること法なり。陣中より薪と野菜を取り、或は水を汲むには互に申合せ、兼て當番を立て置き、二十五人の組ならば五人づつ出すべし。但し一人は野菜採り、二人は水汲、二人は薪木採りなるべし。幾人組にても此の法に准すべし。假令陪卒と雖ども、番頭印鑑にて陣門を出入すべし。故に在陣中兼て看札を製し、薪水の者五人を一

一二、番小屋と小屋割

(四)敵陣を偵察し或は味方に下知を發する等のために適當の場所に組立てる繪

一三、雪隠

(五)「實武一家言」には「鞭刑十五本充なり」とある

一四、物品兵糧等の分配

一五、炊事雜務の當番

取 第九

(一) 一時間  
(二) 薪水の者、即ち機・水汲の意

一六、陣中制札

(三) 口取

一七、井樓

一八、用心の太鼓

(四) 午後六時  
(五) 午前六時  
(六) 誓固の太鼓の打方。色々の調子で間断なく打つこと

枚に記したるを一枚づつ諸手に渡し置くべし。凡そ樵・水汲等は半時限り歸(る)べし。遅き者は鞭刑十五本、若し其看札を失ひたる者は鞭刑三十本、又其五人出たる薪水一兩人残り歸らざるときは、其先に歸りたる者共を陣門の外に留置き、五人揃ひたる上にて内に入れ(る)べし。是も亦定法なり。●陣中制札は喧嘩口論の事、火の用心の事、馬取放しの事、博突の事、妄に大小便の事、其他大將の心次第なるべし。陣中馬を放すは甚だ不吉なり。故に馬を放す者は、假令勳重の大臣と雖ども其馬を取上にし、且つ主人は曲事に沙汰し、馬の口二人は即坐に斬て首を獄門に掛く。此の事は嚴酷にして法度を明にすべし。又敵方より放れ馬來て味方の陣に馳せ入るを甚吉兆とす。此を取り押へたる者には厚く褒美を賜るべし。●井樓をば二陣と本陣の間に組み揚げ、總陣を見卸す様に高くして、陣中の下知を樓上より發することなり。是を以て一切鳴物を此の上に備へ置き物の音を以て下知を爲す。●用心の太鼓は暮六つ時より打始て、明け六つ時に至るの間は、種々に調子を替て絶ること無く、亂散に打つを法とす。故に其打様或は靜に打ち、或は急を打ち、或は平調を打ち、或は大亂を打つ。如し斯終夜調子を種々に變じて打つことは、敵の忍者を迷すべきが爲なり。假令ば最初靜に打たる際に、敵の忍者味方の虎落の邊に忍び寄りたるときに、太鼓急の亂を打出すに驚き、或は其知られたりと疑て我と自ら迷る心を生じ、狼狽(さまよ)て躊躇(ちゆうちゆう)ふ間に夜廻の軍卒に見出ださることあり。此の類のこと尙數多あるべし。能く工夫して新奇の策を出すべし。

一九、相言葉

二〇、箒貝

(七) 問者の一種。身分卑き歩行。足輕を用ふ

二一、諜報組織

(八) 素波・透波・亂波ともかく。問者の一種。古くは野武士、野盜その他身分厚き者を使役した(九) 『實武一家言』によつて補ふ

二二、忍の者の人選

(一〇) 午後六時  
(一一) 戰陣を數町はなれて焚く篝火、番人を置く時も置かない時もある

二三、物見の命令系統

●相言葉は何にても句繼のよき切つ掛けあるを定め用べし。下々の者の申し好き様を要とす。假令ば今晚相言葉は敵と問ばまけと答へ、明晩は味方と問ばかちと答へるの類にて、凡そ合言葉は一夜限りに替ることは、敵の付け入るを知るべき爲めに、毎日暮れ方に本陣より箒の貝を吹き立る時に、諸手へ悉く觸渡す。●日の暮に及では旗本より箒貝を吹き出せば、中備も先手も此に應じて吹き鳴す。是の時諸手皆其貝に合して箒貝を燒き始む。是より以後は隣の小屋と雖ども無用の往來を堅く禁ず。●出張の小頭は暮時より人數を帥ひて外張に出づ。其以前に本陣より相言葉を觸れ渡す。本陣よりは外聞・出拔を出して敵の模様を探らしむ。勿論忍者は晝夜陣外に居て敵の動靜を探る。〔出張の小頭は酉の上刻より人數を帥ひて外張に出す。〕 敵人の有る方は第一に忍の者を遣し、其次に出拔を置き、其次には外聞を置き、其次外張、其次は捨箒あり。其次には本陣を置き、凡そ陣外の様子、右次々に申し通し、本陣より陣中に注進す。●忍の者は大將の恩顧の者を用ふべし。初進は先の出拔に使すべし。但し出拔も甚だ肝要の役なり。能く其人を撰ぶべし。凡そ忍の者と出拔の二役は、諸士より百姓・町人・穢多・乞食の内迄に撰び用ふべし。外聞は歩行或は足輕の中より伶俐なる者を撰び用ふべし。●凡そ大將より外は諸奉行・番頭等より私の細索・物見等を出すことは嚴しく制禁すべし。其子細は面々自分の物見を出すときは、其私物見の注進を實と心得て、動もすれば頭分の面々各異なる存じ寄りを申し出し、主將の決斷を妨る

二四、辻番所

二五、總構・陣小屋の警戒

(一)午後八時

ことあるを以てなり。陣中小路の角々には辻番所を立て、夜中別して往來の人を糾し、頭々徴ある灯笼を持たざる者は往來を禁ず。且つ又夜中往來する者は、途中人に遇ふ毎に己同持たる灯笼を指し上て、己が顔を能く人に見せて通るべし。是れ敵の紛れ者を顯はす法なり。此の事を急度申し觸置べし。若し法の如くせざる者は鞭刑十五本打つべし。總構の柵と陣小屋の間をば歩卒五人か十人を一組として一時替りに夜廻りさすべし。此も當番を定置て諸手皆此の如くにし、三組も四組も出すべし。偕其交代の時は双方目禮して無言に替るべし。暮六つ時に出でたる者は五つ時に引き取り、替りの者は五つ時に出て當番を受取るべし。如斯夜廻りの言語を禁ずるの子細は、語言して立ち留るの間に敵方の犬陣中に入るときは、前番の間に入りたるか、替りて後に入りたるかの争論起ること有るを以てなり。故に若し前番より後番に用談あるときは、早く組内一人を遣して相談すべし。總構外の夜廻は騎馬の諸士を用べし。此も五騎か十騎を一組とすべし。且つ當番を定むることより交代及言語を禁ずる等に至るまで、皆悉く柵内の夜廻と其法令同じ。陣中陣外とも夜分物頭・使番等往來するときに、途中諸傍輩と行き遇ふときは禮義正しく目禮し、互に自ら其姓名を名乗るのみにて、他の言語無しに通り過ぐべし。假令親子・兄弟たりと雖ども、立ち留りて語言するを嚴く禁ずることは古よりの軍法なり。凡そ陣外に出るときは、其人數の看札を以て陣門を通行し、歸るときは又看札の數を以て此を陣内に入る。其看札の數より

二六、總構外の夜廻

二七、夜中傍輩と行遇ふときの心得

(一)長柄組・弓組・鐵砲組等、足輕隊の長

二八、陣門通行の規定

(三)傳令・使者等を務める役の人

二九、本簿

三〇、捨籌

三一、敵の忍びの潛入を知る法

外は一人たりとも入ることを許さず。若し陣中に歸るときに、或家來の後れたる者あれば、陣門に其家來一人を残し置き、後れたる家來を能く檢て通すべし。然らざれば敵の忍の者或は其人を殺し看札を奪ひ取て陣門を通ること有り。本簿は陣門の左右は勿論、其焚べき場處は總構・虎落より二十間餘も前に離して、火圍の土居を築き上て、其中にて焼くべし。所謂火圍の土居は、大抵高さ六尺ほど聊としたる土手を敵方ばかりを明て、三方に築き立たるなり。此處に歩行士及び下部等を置き、火を燃し、且つ陣外の様子を聞かしむべし。捨籌は本簿より五六十間も先に於て暮六つ時より明け六つ時頃まで燃る程の薪を見積り、永く燃る様にして一度に此をくべ焼き捨てにするが故に、此を捨籌と云ふ。然れども此處にも役人を置くこと甚だ便利なり。若し向ふ風の強く吹く夜には、本簿・捨籌とも火の用心の宜しき様に本陣より遙かに遠ざけて燃すべし。我陣中に敵より犬の入りたるを知るには、甚だ細密なる仕方有り。其法は陣屋の四方に幅一間ほどに深さ一二尺の乾堀を穿りて其中を平にし、砂を此に蒔て箒目を正しくし置き、足跡を以て犬の入りたると入らざるとを知る。然れども勝れたる犬は己れが足跡を消す者なるが故に、夜廻の役人一夜毎に箒目を革め相紋を替へ、若し其箒目の相圖差ふこと有らば、即刻主將に言上して陣中犬の檢閲に取り掛るべし。野陣・宿陣共右様に念を入れて守ることは、敵より夜打來るを畏るるが故なり。凡そ夜打と云ふ者は、敵總軍皆來ることは稀れにして、多くは小人數にて盜の如く忍

三三、敵の夜打を豫知したる時の處置

び來りて、陣小屋に火を放ち此を焼き拂ひ、手も濡さずして勝利を得んことを心掛る者なり。故に兼て夜打の手當は、敵を受たる備は一手限必死に爲て此を防戦し、他の備より絶て加勢に出合はざること古の作法なり。故に一陣夜打有りと聞くとときは、其他諸手は各自己の備を堅く火の用心を嚴重にして其小屋を焼かれざるを專要とし、只大に鯨波を作り、虚炮を鳴らして聲援を爲すべし。●上に詳に説たる如く夜番の法度極て嚴密にして味方の陣と敵との間には五六段の用心を致し置き、且つ八方に忍びの者を配り置くととき、若し敵より夜打出るときは、忍の者より出拔に告げ、出拔より外聞に告げ、外聞より張番に告げ、張番より捨籌に告げ、捨籌より本籌に告げ、本籌より陣門に告げ、陣門より直に本陣に達するを以て、主將急に物頭を召して飛伏組を出し、敵の來る路筋の傍に一組づつ數處に分れ、物陰に伏し居て、敵の頭分を數玉を用ひ揀打に打取るべし。如斯なるときは敵人此に氣を奪はれて、狼狽騒ぐこと必定なり。●夜打の入たる時は、其入りたる方の陣門及び破られたる虎落等をば勤て此を指塞ぎ、他の方より追出すべし。假令は大手より入りたる時は、味方の人數皆聲を齊へて「大手の方をば塞ぎたるぞ。搦手は開きあるぞ」と大音に呼はるべし。其仔細は、敵夜打に出るには必ず新手の控へを設て歸るを迎へ取る者なるを以て、入りたる方に追ひ出すときは、控への新手に遇ふて味方の怪我多きこと有り。故に夜打の敵を追ひ打するには、道を替へて追ひ出すを利とす。然れども亦時宜にも因ること有り。●夜

三四、夜打の敵を追出す心得

(一)追手。城或は陣營の表門  
(二)カラメテ。城或は陣營の裏門

三五、敵の控備を打つべし

三六、胴肩衣の法

(三)「實武一家言」には四角の中に丸も畫かれてゐる。その方が正しい

三七、旗本旗場に兵器を飾るべし

三八、遠距離相圖の法

打來るときは、主將急に遊軍及び大銃備を繰出し、敵方の控備を横合より突懸り、無二無三に手痛く打拂べし。凡そ野陣・宿陣共に其近邊伏奸の置き場を始め、遊軍及び大筒車を繰り出すべき路筋並びに足場等を兼て能く心得置くべきことは、陣場奉行の要務なり。●敵より夜打入りたるを遊軍を繰出して打取るにも、又は此の方より敵陣へ夜打を仕掛るにも、是迄の相印ばかりにて、總て夜軍の手當無ければ、見分り難きこと有り。故に胴肩衣の法あり。此は白紙にて肩衣の如くなる物を製し、其人數に着せるなり。若し明晩も此を用るときは、敵の忍の者或は知ることあるを以て、明夕には右の白地に墨にて一文字を引て白地を禁じ、又其次の夜には正中に「」を引き、十字と爲して一文字を禁じ、又其次の夜左に「」を引てオの字として十字を禁じ、又其次の夜には右に「」を引て木の字としてオの字を禁じ、又其次の夜は中に點を打て本の字と爲し木の字を禁じ、又次の夜は丸を掛て困此の如くにし、又其次の夜には角を掛て困此の如くするの類、主將の心次第何れとも工夫すべし。●野陣・宿陣共長陣するときは、大將旗本と番頭旗場には、種々の兵器を華麗に飾り立ること有り。古流の兵家皆然り。是眼は色に畏ち、耳は聲に畏ち、心は法に畏ちと云ふ意味にて、種々武具・馬具・火器等を美々しく飾り立るときは、味方の軍卒の英氣長し。敵人の氣を奪ふこと有と云ふ。●相圖を遠方に示すことは甚だ爲し難き業なり。古代は高き處に烟を揚げ、夜は火を燃すの外に仕方あること無し。即今は火術にて種々打上げ物を揚て、晝夜の相圖

三九、山地陣取の法

自在なりと心得居る人多し。然れども亦若年の時より火術を好みて、頗烽烙彈の用法を詳かにせり。因て甚だ恐るることは、烽烙も動もすれば不出來なること有り。然るに大雨の降る時等には、用ふべからざることも無きに非ず。大將たる者能く工夫して諸士に修練せしめよ。味方も敵も山に陣取りするときは、味方は敵より高阜たかみに陣し、其山の絶頂能く見ゆる處をば美々しく飾り立て、山の八分目に引下りて本陣を取べし。若し敵の登り來るときは、大木・大石等を投落して人馬を打倒すに便なり。若し又敵の味方より高阜たかみに陣を取りたる時は、味方遙に引離れて平地に陣を取べし。高地に向ふときは、損多きことは論ずるに及ばず。然ども高阜に陣を取るときは、兵糧運送及水汲等に頗る不便なること有り。長陣は勘辨あるべし。

四〇、月代の必要

髮を結び頭を剃ることは、人々常に心得居るべし。戰場は事煩多なるを以て、髮結も有りたく思はる。何となれば、人々久しく髮月代せざるときは、食の足らずして元氣の衰へ弱りたる如くに見ゆる者なり。故に味方の英氣損じたるに似て、敵に元氣を着ること有り、不可不察也。在陣中に敵國の商人より諸物を買ひ用ることは、甚だ損多して益少きことなり。故に出陣以前より豫に本國の町人中の伶俐なる者を選び、此の者共を連れ行て用達しのこととは辨ぜしむべし。尤も此の役を申し付には誓紙を取り、且其妻子・兄弟を人質に取り置こと古法なり。野陣・宿陣共敵國近くなりたる上は、敵方よりも何分に早く着陣すること利益あり。人馬も休息し兵糧を使ひ

四一、從軍商人

四二、敵より早く着陣する利

四三、陣所を引拂ふ法

佐藤家陣場奉行心得十五箇條の古法

一切の軍事皆豫め調ふが故に、敵人不意に押寄來と雖も、味方手當て全きを以(こ)なり。凡陣所を立拂ふ時には、先づ衣類・炊道具等を筒こに作り、各の名札と印の小旗を指し付て其小屋に捨置て、軍士は此に拘はること無く、面々の備場に早く揃を專要とすべし。右諸道具は小荷駄掛の役人等、諸手の小屋を馳廻て皆悉く此を取り仕舞、車馬に載て此を押し出す。是を行軍の定例とす。○野陣は行軍の最要の基礎にして、起臥飲食し、以て勇戦を働べきの本資もとなり。故に陣場奉行は老功の武士能く軍理に明達せる者を選ずんばあるべからず。我が家には陣取場所を見立つる陣場奉行の心得十五箇條の古法有り。今斯に記す。凡そ陣所は前平にして廣く、木樵・草刈の便り宜く、或は後に小高き山を負ひ、右か左に沼にても大河にても帯び、水の手、薪・馬草等に至るまで不自由の無きを第一とす。要害堅固なりと雖も薪水不自由なるは陣所を成さず。敵小河の上流に據て陣取たるときは、其下流に陣すること勿れ。若し已むことを得ずして陣取(る)とも、其流の水を飲むこと勿れ。敵の穢汚を受る者なり。河原には陣すること勿れ。大雨下るときは俄に洪水の出る氣遣有り。葦・萱等茂りたる處には陣すること勿れ。敵人風上より火を放ち焼打するの氣遣有り。谷間は勿論谷の入口にも陣すること勿れ。塞打にせられ、且つ押水の氣遣有り。早濕の土地に陣すること勿れ。軍士等水腫・脚氣の症を患ること多し。土地の形勢に因て風當の極て劇き處有り。能く見量りて此に陣すること勿れ。林木の甚だ茂り

(一) 槍・長刀の類。槍・長刀の類を使用する時は、葉抜き、鑢出、鑢込等を、柄が温つてゐる時は、極めて手走りが悪く使ひ難い。

(二) ミヅハネ。蛇蝮等で急流の方角を變換させる装置。

大銃の發達と古法陣取の不備

(三) 三四四十間

たる處に陣すること勿れ。温霧〔温〕強く道具を傷ひ、且つ又弓・鐵炮の矢道に碍り、長道具の取り扱ひ甚不便利なり。右其 四方高く中窪の地に陣すること勿れ。四面敵を受くるに勝手悪く且出水の氣遣あり。右其 小高き岡の四方より寄り附の自由なる地に陣すること勿れ。或は圍を受けるの處あり。右其 四通八達の衝地には陣すること勿れ。守り固かたむべき方多くして張番の人數損失甚だ多し。右其 潮入の地には陣することなかれ。若し大風の起るときは高浪の氣遣あり。右其 大河の堤防・水刳等の多き近邊には陣すること勿れ。敵人堤を切落し或は水を灌ぐの虞あり。右其 忌々しき地名の處には陣すること勿れ。或は其惡名に感ずること古來往々これ有り。右其 火葬場・墳墓等の近邊には陣すること勿れ。軍士等塔婆などを見るときは、無常の念を起し妻子を思ひ出し、自然に悲歎の心を發し、涙を零すに至り、其上野火等を見たり、烏啼等を聞ても、心に掛て陣中種々虚談等起り、總軍疑惑を生ずること有り。右其

○右野陣・宿陣共二百餘年以前までは大抵皆上に説きたる趣にて事を濟しり來りし者なり。然るに世の禍亂既に靖て泰平と爲るに及で、大銃と云ふもの出來て其業の精くなるに従ひ、大銃火術の達人夥しく出たり。然る上は右に説きたる如き古法の疎放なる陣取りにては、中々合戦の爲るべき事に非ず。何んとなれば、上の操練篇に説たる如く、棒の圓徑二寸なる雜木の棒火箭金百兩分を製するときは、其數千五百本出來る會計なり。假令ば一萬の軍兵にて古法の如く四方三四間

信淵工夫の火矢

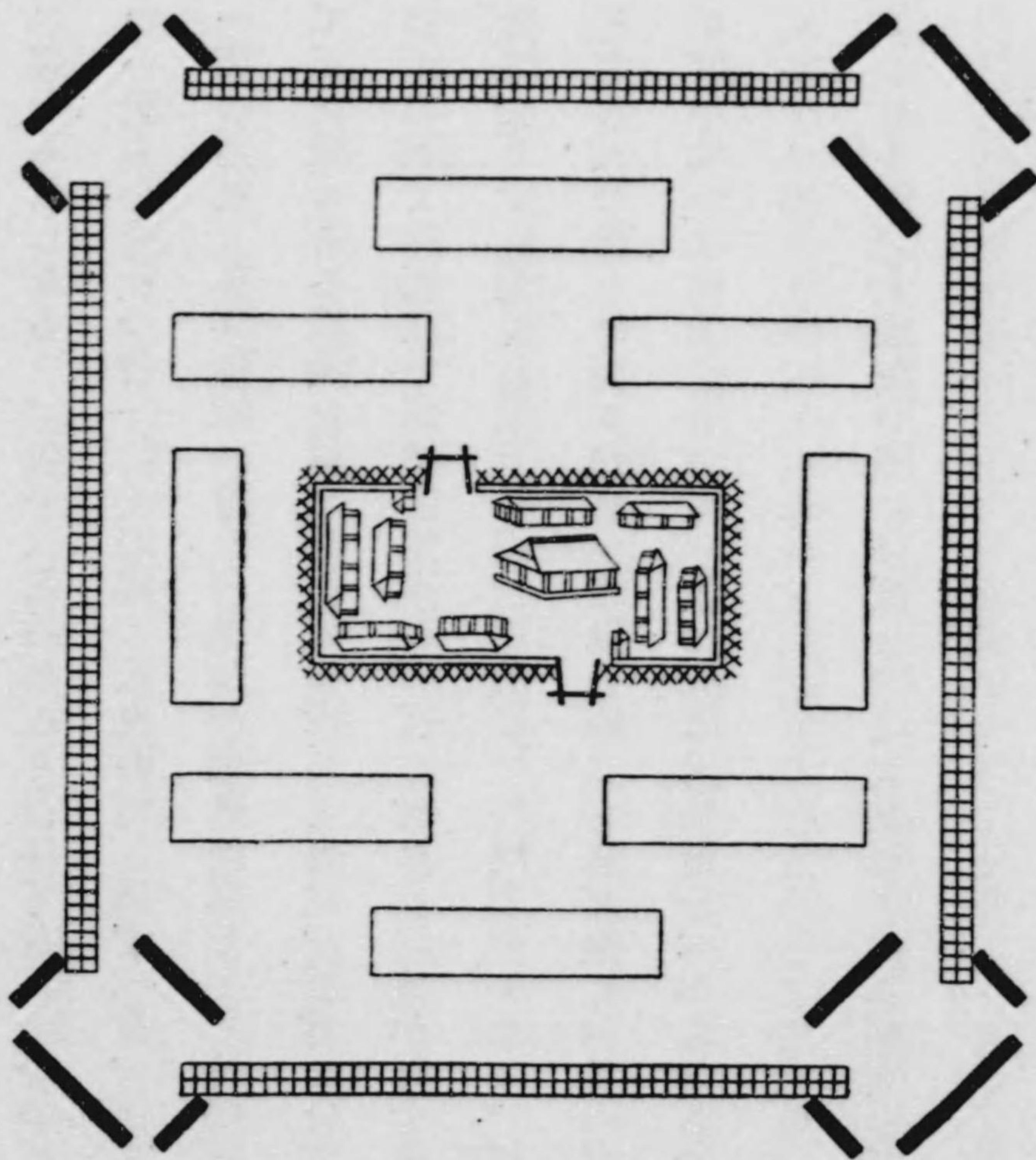
(四) 火矢に爆發する烽烙を仕掛けたもの。即ち烽烙火矢

(五) 味方に取つて利、敵方に取つて害の意か

の間に陣取したるを、我が火箭攻の法を行ひて右百分分の火矢を用ひ焼打するに至りては、總軍の小屋も小荷駄も皆一時に燒拂て猛風の烟と爲すべし。然すれば合戦の未だ始まらざる以前に、一萬の人數上下共飢餓に迫り、風雨の艱難困窮して、燒野原を狼狽廻ることなるべし。是時に當て正々堂々たる精兵を以て此を征伐するときは、勝算我に在ること論ずるに及ばず。故に兵は活物にて固より死法を以て御すべからざる者なり○我が製する雜木の火矢は圓徑二寸にて、三百目弾筒より少し太くして、所謂行軍炮にて打出す火矢なり。圓徑二寸長さ僅二尺四五寸の火矢なれども其火の燃る勢極て熾にして物を燒こと甚だ強く、且つ毒石を火藥に調合するを以て、其烟氣を輾ぐものは皆悉く暈倒す。故に其猛火嚮進むべからざる者なり。又此の火矢に矢烽烙を仕掛るときは、六貫目弾以上の烽烙を仕附ることも出來る者なり。六貫目弾以上の烽烙の破裂て火を發するときは、火球數十間に分散し、毒火熏燒き、其焰火の及ぶ所は人馬悉暈倒昏死す、可レ不レ畏哉。夫れ僅百分分の火箭すら其利害なること斯くの如し。況や二百金火矢數三千本も三百金火矢數五百本も打ち出すに至りては、陣屋・城郭の如く堅固なりと雖ども、燒打を免るることを得べけん乎。今の世に當て大銃火術大に行はれ、甚だ名譽ある術者多し。然ればこそ愚昧なること予が如き者も、右に説たる火箭を製して十五町外の小屋を燒くこと差の無きを得たり。況や勝れたる達人に於てをや。然れども雜木の大火矢と矢烽烙等に用る所の火藥並に毒火には、頗新得の工夫あるを以て



古陣圖

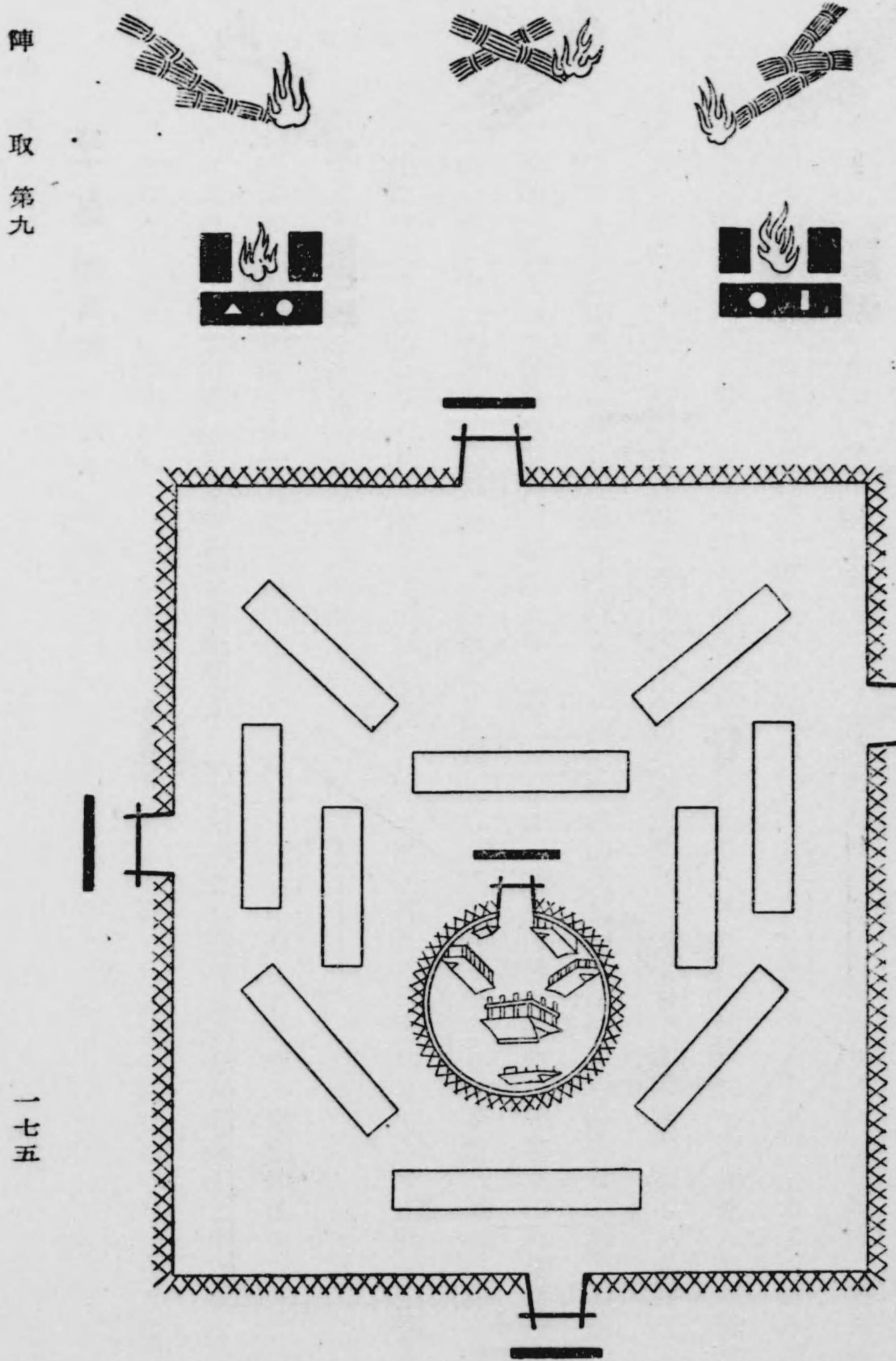


其詳なることをば秘して別録に記す。若し夫れ以後萬一事起りて、敵地に入りて野陣宿陣するこ  
と有ては、火攻を防禦(の)の備へを二十町の外に設るに非ざれば、棒火矢の虞(きか)ひを免るること難  
し。能々愚老が論ずるを熟讀勘辨して、不覺の耻を取ることを勿れ。

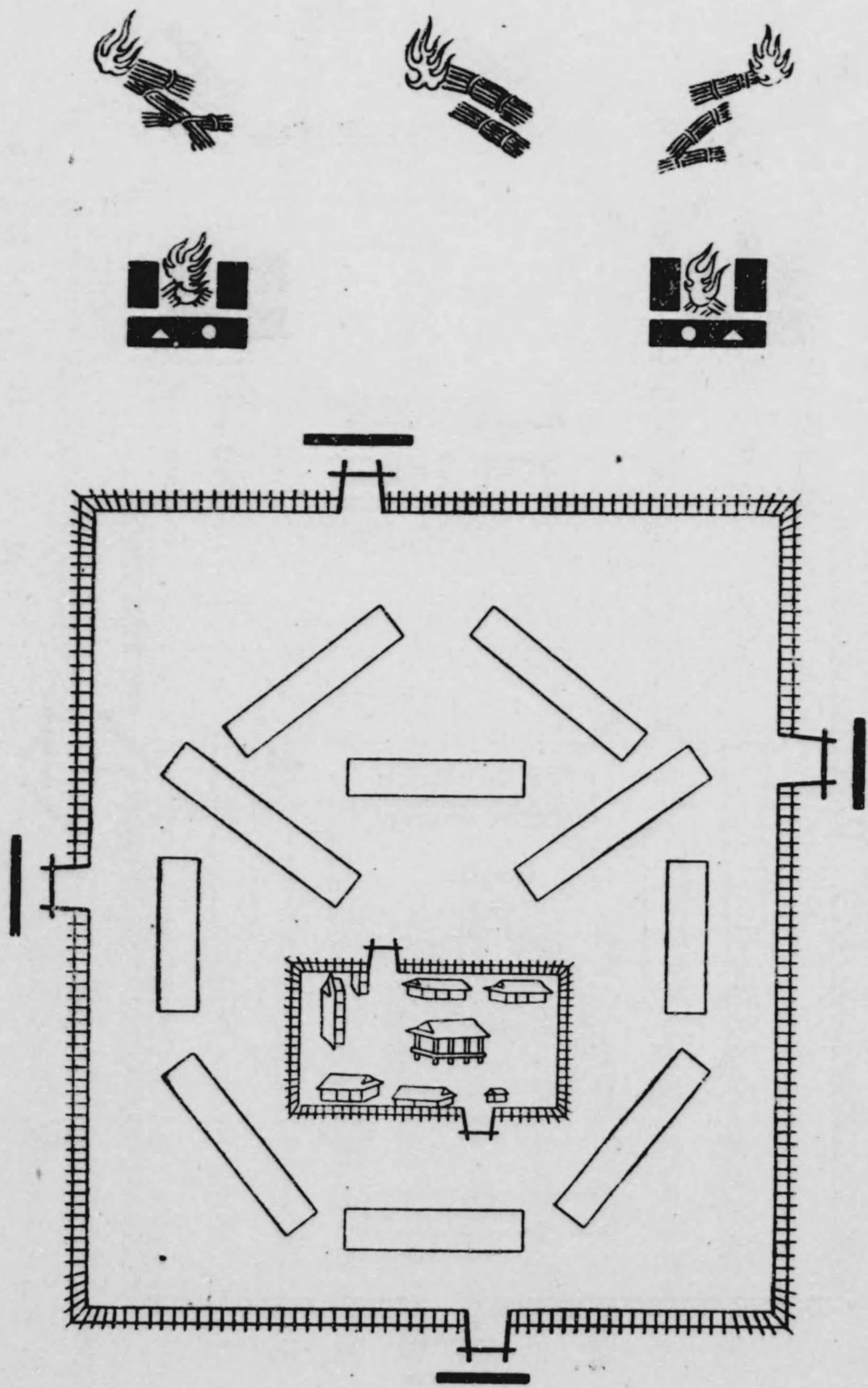
○中古以來諸兵家に傳る所の古陣  
圖あること甚だ多し。所謂魚鱗・  
鶴翼・三才・四武・五行・六花・七曜・  
八卦・九宮等の如き和漢の兵書に  
其名の出たること久しく、其圖亦  
種々同じからざること有り。其中  
五六圖を茲に載て校合に供ふ。然  
れども兵は活物なるを以て、古圖  
に拘泥すべきことに非ず。況や近  
來大統世に行はれ、火術に名人多  
く、古代の兵法にて防禦すべき所  
に非ざるをや、熟察せずんばある

(一)何れも竹中半兵衛著  
と傳はる『軍法極秘傳書』  
(十六卷七册慶安二年板)  
第三册所載

第十六圖 六花之小屋取



陣取第九



べからず。

陣小屋割合の理法  
〔原文〕陣間容陣・隊間容陣

(一)平安時代後期の軍配者・兵法家源義経の師と云はれる傳説上の人物「後世鬼一法眼の傳書と稱するものが多く現れた

(二)平安時代の人。博覧才智を以て鳴り、後三條・堀河兩朝に仕へ累進して參議中納言・大宰權帥・大藏卿等に任じた。天永二年(一一九一)著書の内「江家次第」廿一卷は故實の名著として知られ又兵法は大江維時以來の家傳を繼ぎ、これを源義家に傳授したと傳へられる

(三)第十八圖を指す

(四)謙信の臣。鬼小島源太郎と共に姓名を誣はれた

陣

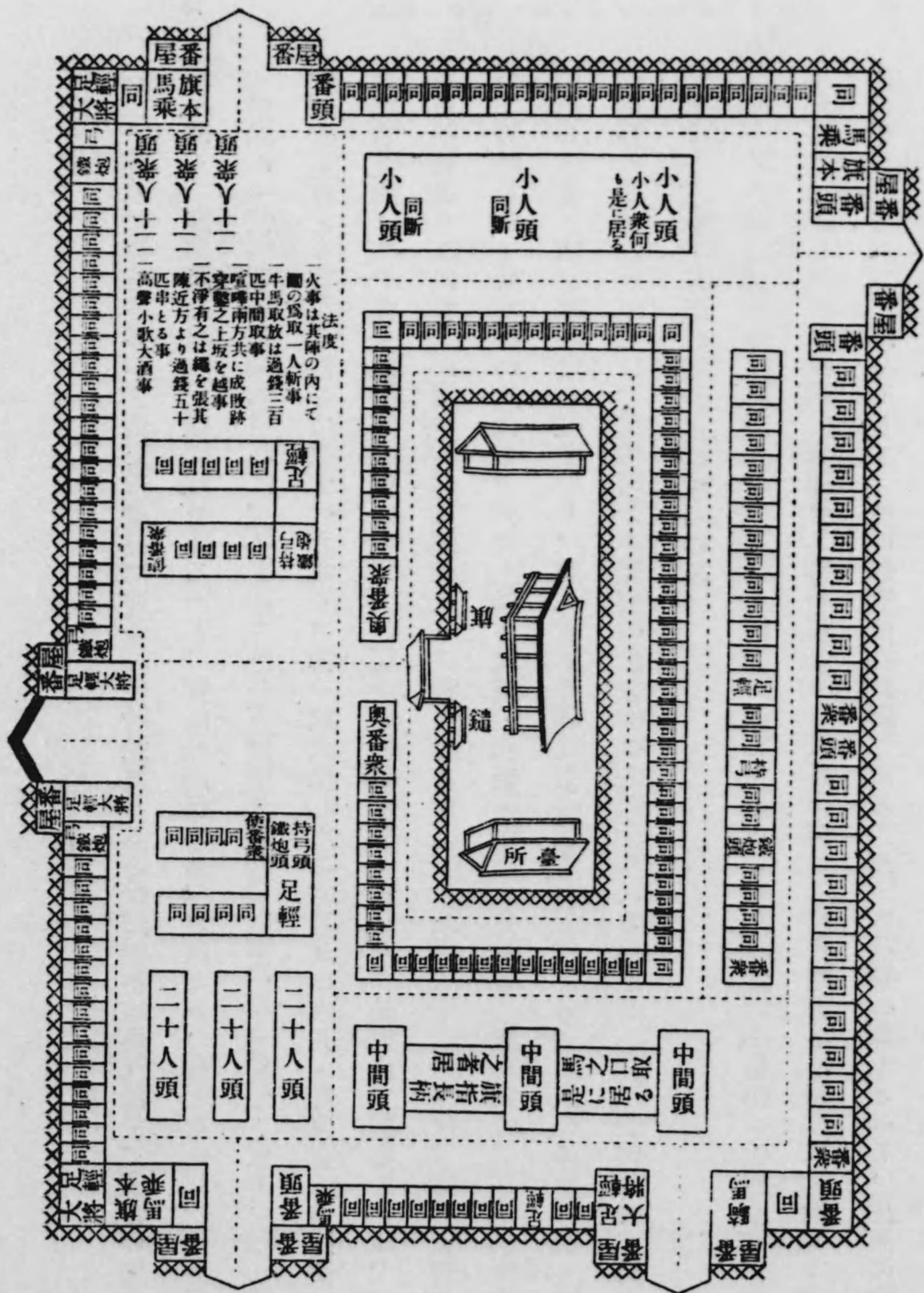
取 第九

一七七

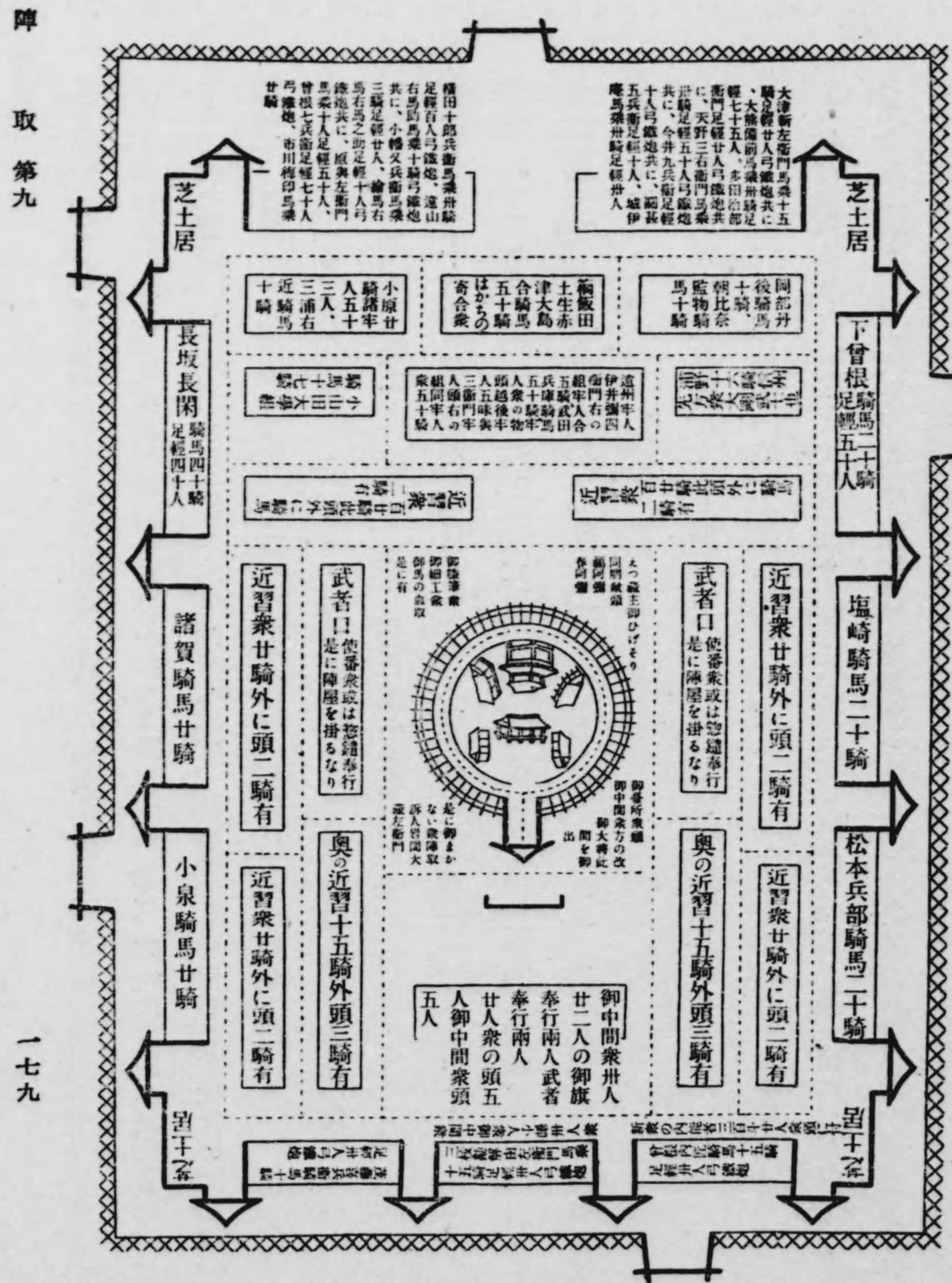
○凡そ陣取には守を專にすると戦を專にするとの時宜あることは論ずるにも及ばず。黄帝の握奇經に曰く「陣間陣を容れ、隊間隊を容る」と。實に是萬世不易の定法なり。何となれば、備と備との間に一備へ程の空地無ければ、敵を受けるに及で行詰り働くこと能はざるを以てなり。陣小屋の割合と雖ども其理を推して察すべきなり。抑、茲に記したる方圓及び六花・鶴翼直しの陣圖は甚だ古き物にて、鬼一法眼が兵書に載て大江匡房の傳法なりと云へり。是に由て觀るときは、八九百年前より既に世上に用られたる陣法なり。故に近古に至ても此の三箇の陣取は、諸兵家皆用ひて野陣の法とせし趣に思はる。彼の上杉・武田・北條・織田・豊臣等の諸大家も、外構には大抵此の三圖に依て陣取せし様子なり。然れども外構は右に類すると雖ども、人數の多少に因り或は主將の欲する所に従ひ、其内陣と小屋割の仕方には大同小異あるべきのみ。今予が此の三圖を記載する者は、只是れ古法を存するのみ。

(三)此の方陣の圖は上杉謙信輝虎入道の鐵上總介に命じて造らしめたる野陣小屋割の仕方なり。是甲州の武田家を伐て信濃國に長陣せし時の事なりと云ふ。但し此は本陣のみの圖にて、諸手は皆此の營の四方八方に陣取りして、外の惣構は右に圖したる方圓・六花等の類なるべし。虎落の高さ大抵七尺なり。

第十八圖 上杉謙信野陣小屋割



第十九圖 武田信玄野陣小屋割



(一)第十九圖を指す  
 (二)誰は晴幸。晩年は人道して道鬼齋と號した。三河牛窪の人、叔父山本帶刀左衛門成人及び鈴木日向守重辰に兵法を學び特に京流(行流)に達した。後武田信玄に仕へ、家士に兵法を傳へ、軍師となり、特に天文十五年信州戸石城の戦には奇策を以て村上義清の軍を破り名聲を得た。永祿四年信州川中島の合戦に武田軍苦戦となるや晴幸は自己の獻策に對する責任を負ひ戦死した。年六十九  
 (三)武田信玄に仕へ、編譯を授かり信房・信春と云ひ後信勝と稱した。天文廿二年今川義元を授けて北條氏康と戦ひ、また永祿四年の川中島戰、元龜三年の三方原戰に功あり信玄歿後は勝類を授けたが、天正三年長篠の戰に獻策用ゐられず、武田勢は織田・徳川の軍に破られ信房は壯烈な戦死を遂げた。年六十二  
 (四)信玄の臣、諱は虎種、小幡景憲の外祖父  
 (五)第二十圖を指す

(六)誰は重隆、有名な竹中半兵衛重治の弟、但し天正十年美濃で戦死し、天正十八年には秀吉の命を受くべくもない。故に或は重治の子竹中丹後守重門の誤か。重門は秀吉に仕へ、天正十六年從五位下丹後守に敘任、秀吉歿後徳川家康に仕へ武功あり、寛永八年歿、年五十九  
 (七)『軍法秘傳』

朱引(編者註)は悉く道路、墨角中は皆何も陣小屋にて審かに細書するが如し。

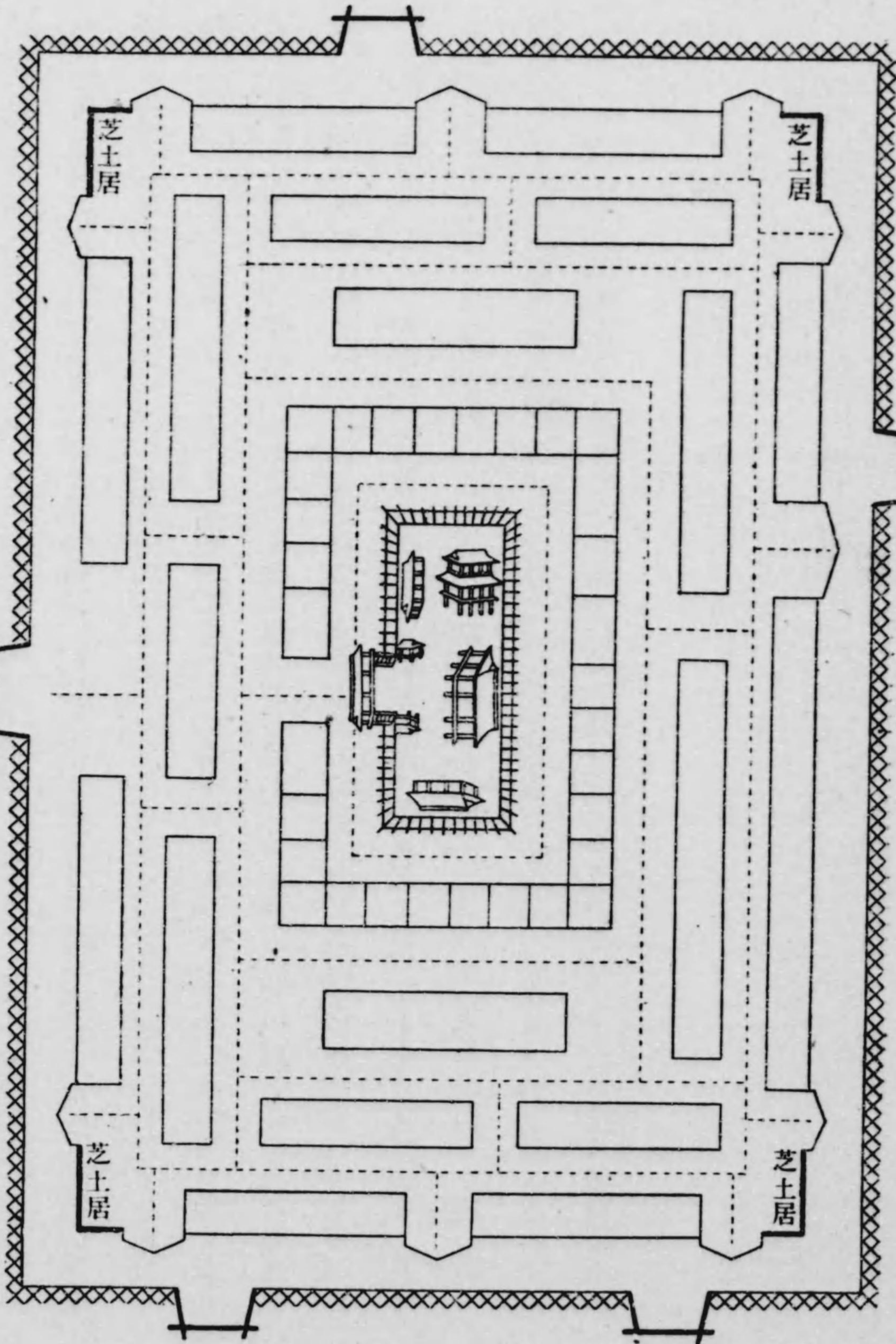
此は武田信玄の長陣或は城攻等の時に用ひられたる陣取の圖にて、陣城にも向ひ城にも此法を用ひたる由に聞ゆ。甲州に於ては山本勘助兵學の家にて、馬場美濃守・原隼人佐は常に陣場奉行を勤めて、野陣・小屋取等の法製に熟練し、近方陣取の制度は甲州の法最も精密なり。但し是は本陣のみの圖にて、此外に先手・二の手・脇備・後備等ありて、外構方圓・六花の類なるべし。朱引(編者註)は大小共道路なり。墨角の内は皆悉く陣小屋也。

此陣圖は天正十八年の夏、豊臣關白秀吉公小田原の北條御征伐の時に竹中久作を召されて、八陣の法を以て陣取小屋割するの圖を作りて奉べきの旨を仰付らる。竹中乃ち古法を演て此の圖を作り以て呈上す。秀吉公甚だ悦給ひ、御陣羽織を下し置れたりと云ふ。其後此法を用て陣取し給たるや否やを知らず。

此の陣圖は竹中重治が傳法なりと稱して、同姓久作の載紀中に見えたり。

信淵按(する)に、二三年前の陣圖と云ふは皆此の類なり。今より後も普通の兵學家の陣取は、大抵右様の事なるべし。世上に大炮の無きときは、是にても事澄むべし。萬一敵に火術の上手あらば危きこと甚し。予が三銃用法論を讀で能く勘辨すべし。

第二十圖 豊臣秀吉陣取小屋割



兵法一家言 卷六 畢

宿陣或は野陣より戦  
陣に移る場合の心得

兵法一家言 卷七

接 戦 上 第十

○凡そ宿陣若くは野陣より人数を出して敵と雌雄を決せんとするには、大抵先づ前日か前夜中に陣觸して、諸手に豫め其支度を調へしむべし。若又敵方より不意に押寄來て戦を始ること有ときは格別の事なり。然れども尙主將の心得次第時の様子に因て、其陣處の要害に據り、城の如く固く守て出戦はざること有り。此等の如くなる臨機應變の時に至ては、仲々此れを書に筆して教ふべきの事に非ずと知るべし。何となれば、合戦と云ふ者は、何百度戦ふと雖ども、戦ふ毎に様子異なる者にて、何様に備立するときは其戦に必ず勝べしと云ふことは、絶て知べからざるを以てなり。然りと雖ども、能く軍事に馴習て場數を累ねたる老功の士は、事に臨で能く慎み慮て人数を進退するを以て、其の敗屢の鮮からんのみ。且つ又人数を出し勝敗を決するに臨みては、主將の諸將を分配するも、諸大將の陣を布き備を立るも、悉皆物見の言上を以て決斷する事なるが故に、陣中に於て主將より外に物見を出すことは嚴き大禁なり。何となれば、諸手の番頭

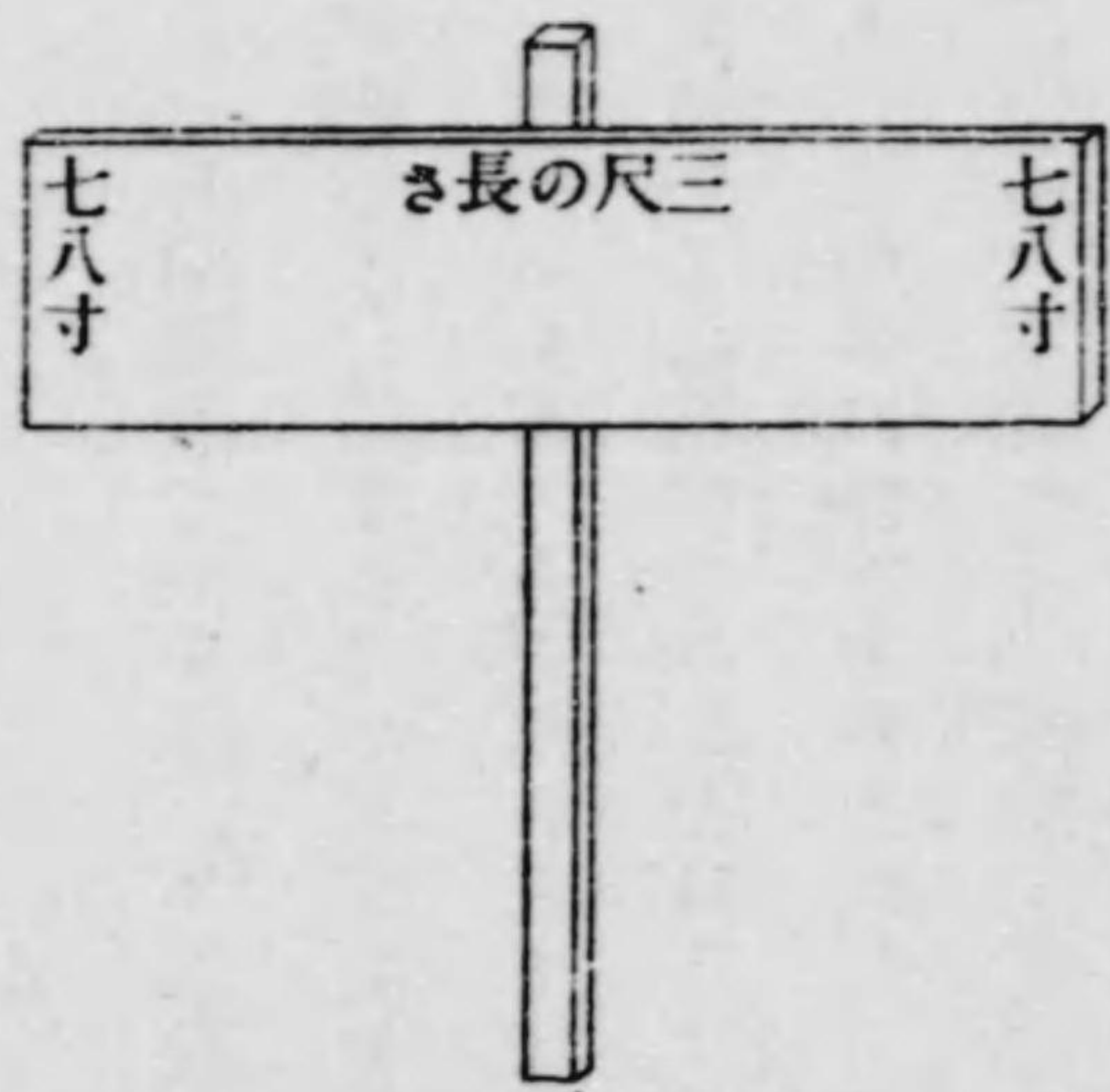
接 戦 上 第十

一八三

面々自分の物見を出すときは、或(は)其私物見の注進を實と心得て、人々各異なる存寄を申出し、主將の法令を妨ること有るを以て(こ)なり。此禁は嚴重の上にも厳しく申渡さずんばあるべからず。此れを犯(す)者は大臣と雖ども即坐に斬べし。

陣觸の法

○陣觸法は先薄板を長さ三尺、幅七八寸に切り、木を以て柄を附て此の如くに製し、其板に「明



第二十一圖 陣觸の札立

幾日何の時刻何の處に出陣」と書て、此札一枚を三人の使に持せて主將より番頭に遣すなり。若し番頭十人あれば此札十枚製し、二十人あれば二十枚製すべし。或は軍の様子に因て出陣の場處を書さることも有べし。但し右三人の使者右の札を番頭に手渡にして、其陣に控居て返答を待べし。其時番頭は己が姓名を自筆にて書き、且其名の下に「奉」と記し、別に使二人を仕立て、配下の百人頭に遣す。百人頭亦自筆にて「何某奉」と其札に書き付ること番頭の如し。但番頭姓名より一字下げて少し細く書付るなり。且其大將の下知を寫し置て、其札をば番頭の使者に返す。但し百人頭幾人ありても番頭の使者悉く持廻りて、「其姓名奉」と書付を成さしめ、其上の百人頭處より番頭に返す。番頭其札を手につつて、其百人頭共の姓名並に「奉」と書付たるを能改め見て、然して後に手づ

(一)爪から指指にかけて、奥または肉を附け、印の代りに押すこと。後には爪をあてないで指指のみになつたので、指印といはれるやうになつた。

佐藤家の實武主義と指揮用四物

から大將の使者に渡す。大將の使者此の札を持歸りて、直に大將に呈上す。儲其百人頭は右下知札を寫し置て、即刻各其手下の二十五人頭を呼集め此を見せ、其寫札各受書を爲さしむ。二十五人頭共亦右下知札の趣を銘々に皆寫を持歸て、各其手下の五人頭を呼集て此下知書を見せ、且此の書付に五人頭共をして配下五人面々の爪印を取らしむ。當番の五人頭持廻りて二十五人の爪印を取り、此を二十五人頭に歸し納む。斯(の)法を行(ふ)ときは何十萬の軍勢と雖ども、面々爪印を取るの上は其事慥にして遺漏あること無し。且つ又毎晩の相言葉を觸ることも此法に准じて施行べし。○凡大衆の人数を指揮して能く進退左右し、自在に此を周旋せしむることは、貝・旗・太鼓・鐘の四物なり。所謂此の四物の製作より用法に至るまで、諸兵家種々奇怪なる説ありて、各皆古來傳授の祕法多し。然るに我が家は農政學を精究し、有土の君を佐け、足(る)食足(る)兵、百姓を安集して、天意を奉しむるの道を行はしむるを業とすること、既に五世二百餘年に及べり。故に兵書を讀むと雖ども、其事の實武にあらずして虚武に涉りたる説と、華美にして奢侈なる法は、悉く捨て此れを取ること無く、唯武備に實用ある方法のみを掄撰して足(る)兵の要旨とせり。故に此書を一家言と名く。他家の説を用ざるの謂なり。因て愚老が意の欲する儘に貝・旗・太鼓・鐘の用法を論ずること左の如し。其製作の仕方の如きは唯有り遇(せ)を用て嚴く節儉を事とすべし。

貝の用途

○貝の古實は上の操練篇に詳なり。其大者を呼で沖津風と稱し此れに次者を邊津風と稱す。抑、

貝は一聲能く四境に震達し、百神此を聞て奮起す。其音の遠く響くこと晴雨水陸の隔あること無く、禽獸懾伏し、昆蟲驚殺し、惡魔此聲を聞くとときは甚惶れて退散す。利用極めて神なり。偕其貝を軍陣に用るの法は、先づ先手の中備・右備・左備に各一羽貝は一箇を一羽と稱するに古宛を設くべし。其事操練篇に詳なりを設くべし。

(一)午前一時

(二)八つの末、七つの初は午前四時前後

旗本中備・右左備にも各一羽づつ、後陣中備と左右備にも亦各一羽づつを設く。以上三處各三羽づつを設け置て、一番貝は夜九つ半に旗本の中備より吹き出せば、先手の中備の貝も其音に合して吹き鳴らす。此より三處の左右も此に應じ、都合九羽にて吹き鳴すを以て、總軍皆眠り(を)覺し兵糧を用意し腹内を調ふ。二番貝は夜八時の末七つ時の初頃迄に旗本中備へより吹き出せば、前後左右の貝も其聲に合して吹鳴らす。是時總軍皆物具を調へ、馬には鞍を置き、小荷駄は荷を附て、徐々に銘々の押前に並び出て備を齊へ居るなり。三番貝は明け六つの頃より旗本にて吹き出し、前後左右九羽の貝此れに合して吹鳴らせば、即時に先陣よりして其人數を押し出すこと定法なり。抑、貝は音聲雄烈にして、能く人の氣勢を壯健にすること、他物の音の及ぶべからざる者なり。漢土人は此れを大角と名く。一番貝も三處、二番貝も三處、三番貝も三處、故に三三の九總合して三九二十七、是れを三通之貝と云ふ。即是れ神代以來の古實なり。然るに後世に至るに及で、其吹き様種々の祕曲出來て、兵學家には甚六ヶ敷傳授事多き由を聞けり。就て熟按るに、双方の大衆接戦するに及では、大関(と)の聲鐵炮の音等騷擾(さわが)して、細密精妙なる音聲の相圖は聞分る

(三)午前六時

ことを得べからず。却て紊亂(まじ)の端と爲ること有べし。然れば貝吹の面白き祕曲等は戰場に用ふべきの業に非ず。皆是太平の世に出來たる席上の遊藝なるべし。故に愚老が足レ兵法に於て貝の吹様に序破急の三法を用て掛り貝・攻め貝・引き貝の事を達するのみ。其他は軍事に用ること無し。貝吹の役は山伏に命すべし。

旗尊重論

(四)采配・采拜・再拜等とも書く。さいはらひの約といふ。又慶(さい)ともいふ。厚紙を細く裁ち、柄の先に付けて垂らしたるもの。柄は串と云ひ、勝軍木で作り黒漆で塗り金を着ける。戦國時代に起る

玄明窩の旗論

(五)軍配團扇の略。羽を團形乃至圓環形に作り中骨を勝軍木で作り黒漆に塗り、羽に廿八宿・九曜星・満字・梵字等を畫く。中世兵法の一種たる軍配扇(日柄・方角・雲氣等の吉凶を判じ兵を指揮する術)を行ふための具として、戦國時代頃から起る

○旗は大衆の共に仰ぎ見る所にして、總軍の進退周旋する表的なり。故に一隊の戰士は其手の侍大將の旗を目當にして其下に集り、總軍の將士は皆總大將の旗を目當にして其處に群す。是故に旗の手齊々として勢盛に前行するときは、總軍皆意氣揚々として勇み進むに論なし。若し夫れ旗手不齊(さか)にて前に進むこと能わす、或は散亂して後に退くときは、總軍皆銳氣を失ひて奔壞するに至る。然れば旗の手の齊と不齊と進むと退くとは、三軍の勝敗、國家の安危に係ることにて、極て大切な事なり。然るに皇國の諸兵家は戰士を進退左右するに采幣(さい)か團扇(た)を以てするが故に旗をば左のみ尊重せざるが如し○玄明窩翁曰、皇國の兵家は戰士を指揮するに必ず采幣を用ひ、或は團扇を用ふ。此も亦中古以來の法にて、善なることは善なり。然れども采幣と團扇にて指揮するは、五百人か千人に過ぐべからず。二千以上の人數に至ては下知の音聲も聞え難く、采幣・團扇も見るとべからざること有り。故に漢土人の戰士を指揮するには必ず旗を用るを法とす。旗なれば數十町を隔つと雖ども能く見ゆる者なり。旗にも種々の製(つ)あることなれども、大將下知す

(一) 旗幟の一種。丸い輪に長い柄を張つたもの。柄の先は多数に裁ち切り風に靡き翻る様にして作つてある。

旗奉行の職責

る旗は令旗と稱して令字を書たるなり。故に其令旗を右に麾くときは諸軍士皆右を攻め、左に麾くときは左を攻む。進退、左右令旗の指す所に従ふ。若し夫れ令旗に従はざる者は即此を斬る。是漢土の軍法なり。皇國の人も旗を用ひざるには非ざれども、漢土の如く令旗を専ら用ひたる者の有りしことを聞かず。然れども大將の本陣には皆數十本の旗を立て、且つ家の紋の旗を立つるは何れの家も定法にて、其他大吹貫の旗を立てること有り。殊に馬印・纏印も馬前に立つ。又一隊の侍大將も亦大將の總旗の外に己が家の紋の旗と馬印をも立ること諸家皆同じ。抑、旗は衆目の屬する所にて、一隊の戰士は各、其隊の將の旗を目當にして其下に集り、本陣の戰士は大將の旗を目當に群り集て勇戦を勵むこと、中古以來の常法なれば、其旗の手を齊々として、戰士の銳氣を雄壯にせずんばあるべからず。然れば旗奉行は絶倫なる勇士の軍事に老練したる者に非ざれば其任に堪ふべからず。一國の俊秀を撰ぶべし○旗奉行は軍事に能く習ひ馴て一國に絶れたる勇士を撰て命すべき譯は、鐵炮備・弓備の後に旗を並べ、合戦の最初より旗の手齊々と押立て陣前に進むときは、戰士皆其旗並の雄壯なるを望み見て、何れも銳氣を倍し勇み進んで戦を勵む者なり。偕其敵間愈、迫り、矢玉の飛來ること蝗の如く、敵兵競ひ進み味方の先手甚難儀に及びたる時、益、其旗を前に進めて押立んとするに、旗持の士卒惶怖き股栗て度を失ふこと有り。如斯なるときは自然旗並の不齊に爲る者なり。斯在時に當ては旗奉行自身に旗竿を手に執り、

(二) テキアヒまたはテキマ・敵との距離

信淵の旗奉行論

大音聲を揚て姓名を名乗り、一本なりとも旗を前に進めて押立べし。如此するときは、總旗持も止むことを得ず此に次ぎ、旗を進て押立ることを得べし。既に總旗を前に進めて齊々と立固るときは、味方の人數其處に集る者なり。味方の人數其處に集凝み、必死を期して勇戦するときは競ひ來る敵兵と雖ども疎散て遂に退き走るに至る。若し夫れ敵人味方の旗並不齊に爲て錯亂を見付るときは、競ひ進むの勇氣百倍増に強くなりて、防ぎ戦ふことを得べからず。或は大崩れの敗北すること有り。故に合戦の危急なるに臨て戰士の銳氣を倍し、強敵を打破るの働は旗奉行の勤勞に在ること多し。然れば旗奉行は思慮の深き勇士に非ざれば任すべからざる所以なり○信淵按(予)に、旗奉行は極て大切の役なることは、上に説たるが如し。然るに今世諸兵家に旗奉行は一國無双の知勇兼備の武士を撰べきの士傳あることを聞かず。然れども諸侯の國にて旗奉行は大抵用人或は近習頭以上の家來の勤ることにて、役柄の輕きには非ず。公儀に於ても御旗奉行二人、二千石以上の御役なり。然れども與力一騎、同心十五人宛にて數多の御旗を取扱ふことなるを觀れば、我父翁の説れたる如く、先手の戦始りて敵味方の雌雄を争ふ時より、旗奉行をして旗手を前に進め、戦の士の銳氣を勃起せしむべきの主意には非るなり。何んとなれば、公儀の御旗奉行すら僅か與力一騎、同心十五人にては、數十本の御旗を持扱ふも易からず。然るに勅敵競來て味方の先手を衝爍するに臨み、争か其旗を前に進て押立ることを得べけん乎。且つ又愚老古陣圖



敵旗を奪取する功

(一) 所傳不明

(二) セミグチ。蟬本ともいふ。蟬の口もと。蟬とは旗竿の頭一尺許の所

旗を戰場に持出す諸法

(三) 註二、蟬口參照

を見るに、旗の手を鎗備より前に備へたる者多し。甚だ危き備と云ふべし。此亦今世兵學家は大抵采幣か團扇を以て戦士を指揮進退左右し、旗をば専用せざるが故に、如<sup>レ</sup>此の書も亦世上に傳るに至れり。其説(一)曰く、「先手鐵炮軍の始りたる時より、鎗の前に備へたる旗をば其他の勝手を見計り鎗場を避て備へ、鎗備勇戰の障礙に爲らざるを專要とすべし。」又曰く、「時宜に因りては四尺程づつ間に杭を打立て、旗をば其杭に能く縛着て置べし」と。此等の説にては總旗を悉く死物と心得たるにて、都て是後世懦弱なる人夫を旗持に使ひたる仕方なるべし○漢土にては旗をば甚だ大切にしたる者にて、敵の旗を奪奪て來る者には厚賞あり。又岩手日記に敵の旗を分捕して來る者に酒と褒美を賜るの禮あり。其禮先(二)敵の旗を奪取たるときは、其旗竿の先の味方に向はざる様に持來て此れを大將に獻す。乃ち其竿を四段に折て敵將の姓名を書き記し、此を蟬口に押し入れ、此を四五尺掘りて其四折の竿を倒に埋め、其上に床机を居へ、大將其上に腰掛け、旗を奪たる士と酒を酌で褒美を賜り、家老・番頭・重役等集りて祝ふこと古禮なりと云ふ。然れば旗を敵に奪らるるは國家の大耻にて、其奪はれたる奉行は死を致すべき次第なり、熟察すべし○旗を戰場に持出すには諸家種々の仕方あり。旗は時に因て絞ること有り。大吹貫等は臺に樹て二人にて昇しむるも亦宜し。蜂須賀家にては強有力の大男の背に長き筒を負せ、其筒中に旗竿を刺し立て、蟬より二本の細繩を下げて其繩の端を左右の手に握り、少しづつ左右に揺動して

(四) 旗を附けた旗

山本勘助吹貫の奇策

(五) 天文十五年の戸石合戦のこと。武田信玄信州小縣(ちひさがた)の戸石城を圍み、自ら三千餘騎を以て後詰となつた。時に村上義清六千餘騎を以て來攻し、武田軍不利に陥つたが、勘助の奇策により遂に勝利を得た

(六) タイセイ。或はオホボシ。軍配術の一。大星即ち太陽を背に負へば勝ち、又これに向へば敗るとし、山本勘助が村上勢を南に向けたのはこの大星傳の實踐なりとして甲州流で秘策とする。なほ大星傳は後世には種々解釋が變化し大星を日神とし道徳的精神的に大なる發展をなし、諸流武藝の極意となつた

接 戦 上 第十

一九一

進ましむるを以て、遠くより望み見るときは、頗る勢ありて雄壯なり○信淵按(する)に(四)鐵旗・大吹貫等は敵も味方も仰ぎ見る所にして、三軍の目を驚すこと要物なり。故に古來良將往々皆心を盡せり。昔武田信玄、村上義清と合戰の時に、武田家の諸陣先手より七八段の備へ悉く義清に打破られて、村上方の軍勢競ひ進むこと極て甚しく、既に武田家の旗本備に攻掛れり。山本勘助其危急なるを見て信玄に謂(て)曰、「今日の軍唯今の戰勢にては味方總崩に至らんとす。願くは臣に君の大吹貫の御旗と一手の兵を借せ。臣一箇の急策あり」と。信玄乃ち勘助が欲する所に任す。於是乎山本勘助大吹貫の旗を押し立て、一手の人數を引率し、本陣の傍より出て村上家の備を脇に見なし、此れには少しも拘はること無く、遙南方に五六町押し出だしければ、村上家の戰士等此を見て、「すはや甲州勢は我等が後に廻るは」とて眼目少しく南に向ひ、陣中自然に色めき立ち。此れに因て競進むの銳氣頗る減ぜり。又武田家の旗本は勘助が敵方の後に押出たるに氣を得て、必死に爲て勇戦しければ、村上勢少しく後却せり。武田家の戰士は愈々勢を得て無二無三に勇進み、當るを幸ひ切り立ければ、村上勢次第に崩れ立て右往左往に散亂し、遂に總崩と爲て大敗北せり。信淵曰、凡そ合戰は眞向に競ひ來る敵は甚以て當り難し。故に接戰は敵の小脇を突を肝要とす。村上勢の眞向に競ひ來れるを少し南に向はせたるは、山本勘助が當意即妙の奇計なり。然るに此の一事を大星の傳などと心得たらんには愚昧の至りなり。且又上の數條を熟讀して旗の

太鼓の打様

利害を工夫せば、種々の妙用を自得すべし。

○太鼓は總て備を押すに此れを打て軍卒の足を齊ることなれども、先づ大切なるは接戦の時の打様を肝要とす。凡そ敵陣と相去ること八町程より一町程に詰る迄の間は緩く打つことにて、大抵何れの兵家も太鼓一聲に足を一步づつ進む(一)を法とす。敵間一町より半町程に迫るときは、諸兵家皆武間の詰兼ねる者ありとして、先手を悉く居敷せて弓・鐵炮を連發(二)しめ、太鼓を三つ拍子の頭(三)ら付を打て早太鼓に直すときは、先手の軍士矢姻(四)の下より敵陣中に飛込で勇進することなり。若し此早太鼓を聞と雖ども勇み進で敵中に打ち込まざる者をば、其頭と目付役能く見覺て主將に言上し、其戰濟て直に斬り棄にすること古來の定法なり。又本陣の太鼓は柵(五)にして、二人に持しむるに宜し。諸手侍大將の用るは士卒に背負すべし。西洋人は打手小頭其腰に着けたるも有り。或は馬上にて打には鞍の右の居木の先に其太鼓堅に結付て打つを便なりとす。

鐘打法

○鐘打つ法は押し行く人數を押止るに鳴す者なるを以て、先づ旗本の人數の足を止めて打鳴らすときは、先陣は行き過ぎに成り、後陣は押詰りて混雜する者なり。故に押し行く人數を押し止んとする時の打様は、先づ押ながら打始て五聲打つべし。如斯するときは諸手皆鐘を打て此に應ずるなり。凡そ鐘打つ法は、一呼吸に一聲なり。六陣目には旗本の人數始て足を止むべし。如斯すれば諸手皆聞付て次第に足を止むるが故に、先陣は行き過るの患無く、後陣は押詰るの害

(一)モノマ。物間に同じ。  
敵間詰つて意。戰間を始める時の間合をいふ  
(二)急太鼓に入る前に打つ切掛けの鼓法  
(三)彈烟の意味であらう。敵が發砲して煙が立ちこめてゐる下をくぐつて飛込むをいふ  
(四)柵を通して二人で運ぶことか

無くして、行列能く調ふ者なり。凡そ鐘聲を聞て止まらざる者は、進みて戦功有り。と雖ども皆斬棄にすべし。此も亦古來の定法なり。

○凡そ鐘は押し行く人數を止る者なり。若し鐘を打て人數を押し止めたる上にて、又再び其鐘を打ち始るときは、總軍皆引き退くべし。乃ち後陣は先陣と爲り、先陣は後殿(一)と成て行列を整へ、備へを堅固にして引揚るなり。又鐘の持様に太鼓を持たするにて工夫すべし○凡そ鐘を打つ數は十八聲を限りとすること、此れ亦古來の定法なり。

○上に説たる陣觸法は古來の定法なるを以て諸兵家も亦然るべし。貝・旗・太鼓・鐘の用法も大同小異なるべし。然れども愚老は諸兵家に從ひて學びたる者に非ずして、唯其欲する所を筆記せしを以て或は大に異なる事も有らん者なり。故に此の書を一家言と名く。此の下接戦等を論ずるも然り。

甲州流の物見

○敵間近くなるときは、陣を布くも備を立るも悉く皆物見の言上を以て決斷することなるが故に甲州流にては敵間五六里に及ぶときは、旗本より物見に三騎づつを一組として二三組も四組も出し、三段四段に乗り行きて敵の様子を見積り、途中にて乗り歸す。是の時使番も二三騎づつ乗出し、其行き過たる處にて敵の様子を委細に使番に告るときは、使番此を受け取り、乗り歸て即ち主將に言上す。其次に乗歸りたる物見も亦斯(一)の如し。物見は其儘復(二)敵の方に乗り返す。斯して物見と使番二十餘人にて言上三四度に及び、其注進皆割符の如く合ふときは、事を決する

こと難からず。或は時に因て三四度の注進各異にして決断すること能はざるときは、六奉行の内  
 非番なる者一二騎も主將の下知にて乗り出して様子を見切ること有り、此れを中物見と云ふ。此  
 の中物見は必ず自身に乗り歸して委細を主將に言上す。或は事の様子に因り使番を以て下知を先  
 手に申し渡すこと有り。或は六奉行の内一二騎自身先手に行て變る仔細を申し渡すことも有る者  
 なり。右に説きたる如く、戰場に臨で陣を布き備を立つるも、悉く皆物見の言上を以て決定する  
 者なり。是を以て物見は國家存亡の係る所、極めて大切の業なることを知るべし。故に時の様子  
 に因りて大將自身に出で見積ること有り。此れを大物見と云ふ。●敵間五六町に及ぶときは先備よ  
 りも手毎に物見を出して備を繰り出せば、敵方も亦同く備を繰出す。二十五人頭、百人頭等は馳  
 せ廻りて地勢を見立て「此の土手を越へて此の備を立てよ」「此の堤を右にして此の備を立てよ」な  
 ど下知して、互に挑み進むなり。敵味方共に備を前進しめて、二三町より鐵炮を打ち始め、二町  
 半は二町と爲り、二町は一町半と爲り、双方鐵炮を打ち合ひながら其足輕を督責て先へ進ましむ。  
 時に不圖敵方の足輕を打倒すこと有れば味方格別の競と爲りて其場の足輕益々進む。頭分の者共  
 は勇み號、頻りに下知して人數を進ましむ。次て手詰にするときは思の外に前に進む。此を味方  
 に場を取ると名けて取りたる方の競ひにて取られたる方の後なり。敵間一町の内に迫りては鐵  
 炮拵合盛に爲り、三十間に迫る頃には鐵炮の筒汚穢て彈裝すること難し。是の時弓組の足輕矢を

接戰要領

一之手の拵合

- (一)足輕用の長槍。二間半・三間乃至三間半に及ぶ
- (二)長柄隊の總指揮者
- (三)長柄を兩手で持つたまま穂先を立て、やや左に傾け、柄を左肩に引き附けた姿勢

(四)長柄隊が敵に迫る時に長柄を以て一齊に地を叩き拍子をそろへて進むことが行はれた。これを地打といふ

(五)長柄は突くよりも打つて敵の長柄を働かせぬやうに一齊に叩き込む

射發して鐵炮を助く。二十間に及では鐵炮衰へ弓盛なり。甲州流にて弓・鐵炮を組み合すること  
 は此の業を働く心得なり。敵間十間にも迫り弓・鐵炮の業極りたる頃に長柄の鎗を一面に押し出  
 して無二無三に敵人を打倒し、以て雌雄を争ふ。是れ甲州流合戰の仕様の大略なり。嘗に甲州流  
 のみならず、二百餘年前の合戰の仕方は諸兵家も大概此れに類する者なり●甲州流戰法は、弓・  
 鐵炮の業既に究りて長柄の鎗の場と爲りては、長柄奉行軍士の後に乗り掛て急に下知を傳へ、長  
 柄を錫杖擔(三)に持せ、右の足を前に出し、左の足を後にして、假令は紺屋の虎落竹を立てたる如  
 く長柄を揃て、左靡きに押し立させ、奉行の打てと下知の無き前には嚴く妄りに打つことを禁じ  
 若し下知の無き以前に打ちたる者は即坐に斬り棄にする法なり。故に皆長柄鎗を揃へ靡て靜まり  
 返て其法を守り、敵は長柄の地打して近寄るをも知らざる眞似して、敵の長柄の穂先は我が軍士  
 の右の肩に届かんとする頃まで齒をくひしめて踏み堪へ、敵の鎗の地に下りたるを見濟し、奉行双  
 方より一度に「其れ打てや」と下知する聲と齊く、味方の軍士一齊に長柄の鎗を卸しさまに左の足  
 を前に踏み出し、喊々聲を揚てひしぎ打に打ち倒す。敵は先刻より地打し進みて頗る草臥たる所  
 を、鎗を上げせず疊掛て勇み進み打挫くときは、敵人此れを堪へ兼て長柄を引きずり、五七間も  
 崩れ立ちて亂る。味方の軍士得道具を取て、長柄備を後より喊き叫んで競ひ進み、一度に此れを  
 打崩す。此れを一之手の拵合と云ふ。右は甲州流の戰法を説きたるなり。然れども天文・弘治の頃

(一)クラキヅメ。隊の順序を崩さず堂々と正面に向つて詰め寄せること

戦は奇を以て勝つ

(二)彼我相迫り、何れも氣合充實して虚なく、一瞬時したやうな場において、眞先に飛出し槍を合せること。但し廣義には太刀・薙刀等でも一番槍と云ふ。接戦第一の功とす

二之手の戦法

(三)一番槍に次いで進み槍合をすること。たゞ普通は三番及びそれ以下の功は論じない  
(四)ヤリシタ。一番槍・二番槍を扶けてそのそばで太刀等取つて働くこと  
(五)ここでは戦法の意

甲州・越後・長沼三流兵法批判

(六)荻生徂徠の『鈴録』に同様の論がある  
(七)要門流と稱する一派

より文祿・慶長の初まで、鐵炮の小筒を盛に用ひたる合戦にて、双方互格の位詰に爲りたる時の仕方、何れの家も皆同様なる事なり。故に諸兵家の説を聞くに、格別奇異靈妙なる戦法は有ること無し。予常に朋友と兵を談ずるに、合戦も双方位詰と爲るときは何れ大勝利を得べきの理無く動もすれば一番槍・二番槍・鎗下等の功を賞するに至る。凡そ合戦に一番鎗・二番鎗等の働きを爲しむるが如きは、兵を用るの愚昧なりと云ふべし。上杉謙信が川中島にて武田信玄を破りて武田左馬介・山本勘助等を打取り、織田信長の桶羽狭に於て今川義元を打取りたるが如きは、兵を用るの傑然たる者なり。故に行軍は奇を用るに非ざれば、大利を得ること難しと知るべし。二之手の戦法と云ふは諸兵家大抵皆急員を吹き立て、弓・鐵炮をば一兩發して、頻りに早太鼓を打ち鳴し、足輕も諸軍士も無二無三に敵陣中に飛び込んで、或は太刀を打振り、或は鎗を合せ、或は大太刀・大長刀等を振り廻して、横合より切り崩す。兎に角に合戦の落着は二之手の利不利にて勝敗の極る者なり。且つ又大軍を帥ひて出たる時は、大正・大奇の業を以て勝を取ること有るべく、或は奇伏を不意に起して大勝利を得ることも有るべし。故に二之手の勝と奇兵の術とは、筆舌の能く盡すべき所に非ることは諸兵家皆同論なり。又甲州流の兵法は謀略・計策を論ずること甚だ精詳にして、軍陣の節制を説こと頗る疎漏なり。所謂謀略・計策を廻らすことは其人に在ることにて、學で得べきの業に非ず。北條流・山鹿流等は皆甲州流の餘裔なり。又越後流と稱する

(八)とりのぞく意

は、兵法専ら軍律と制度を論じて、絶て謀略の事を説くこと無し。且つ其行軍の心得を教ること質直にして簡要なり。故に初心の學びて益ある兵法は、越後流に如くは無し。然れども泰平の世と成て増補したる書には、牽合附會の妄説多し。菱柞陶汰して其眞を掄選すんばあるべからざるなり。又長沼流の兵書は文章仕立にて、諸事大概備り頗る立派にて、善なることは善なれども、昇平に爲て出来たる兵法なるを以て、虚文多くして實武少し。然れども今の世に至て此の法最も行はる。愚老常に恐くは、萬一此の後人數を押し出すべきの虞あらば、上下財用に困窮して生民飢寒の厄に罹らんことを。故に予は少しにても華美奢侈なる兵法は取ざるなり。

玄明窩の接戦観

※(原文)陣間容陣隊問答除

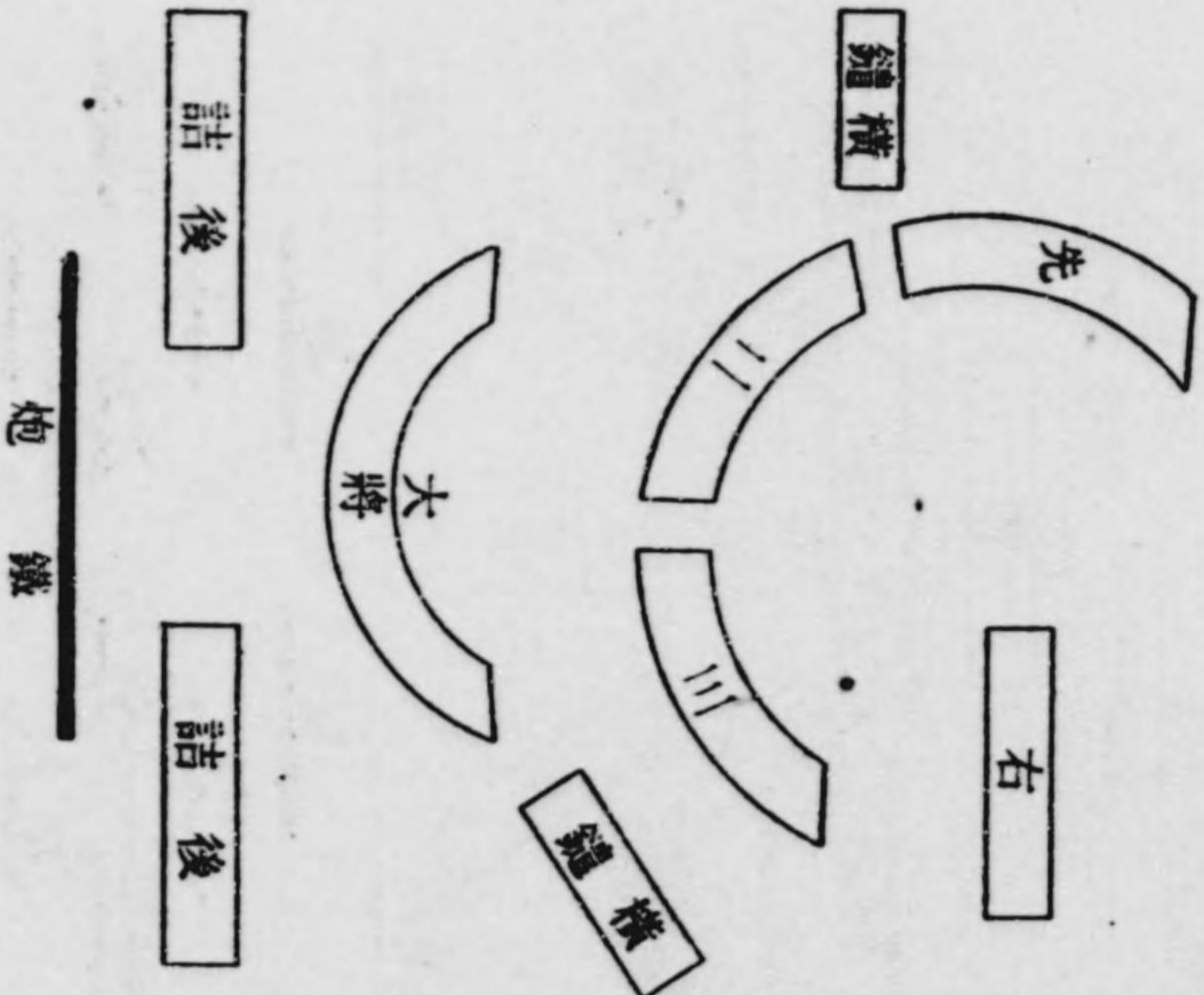
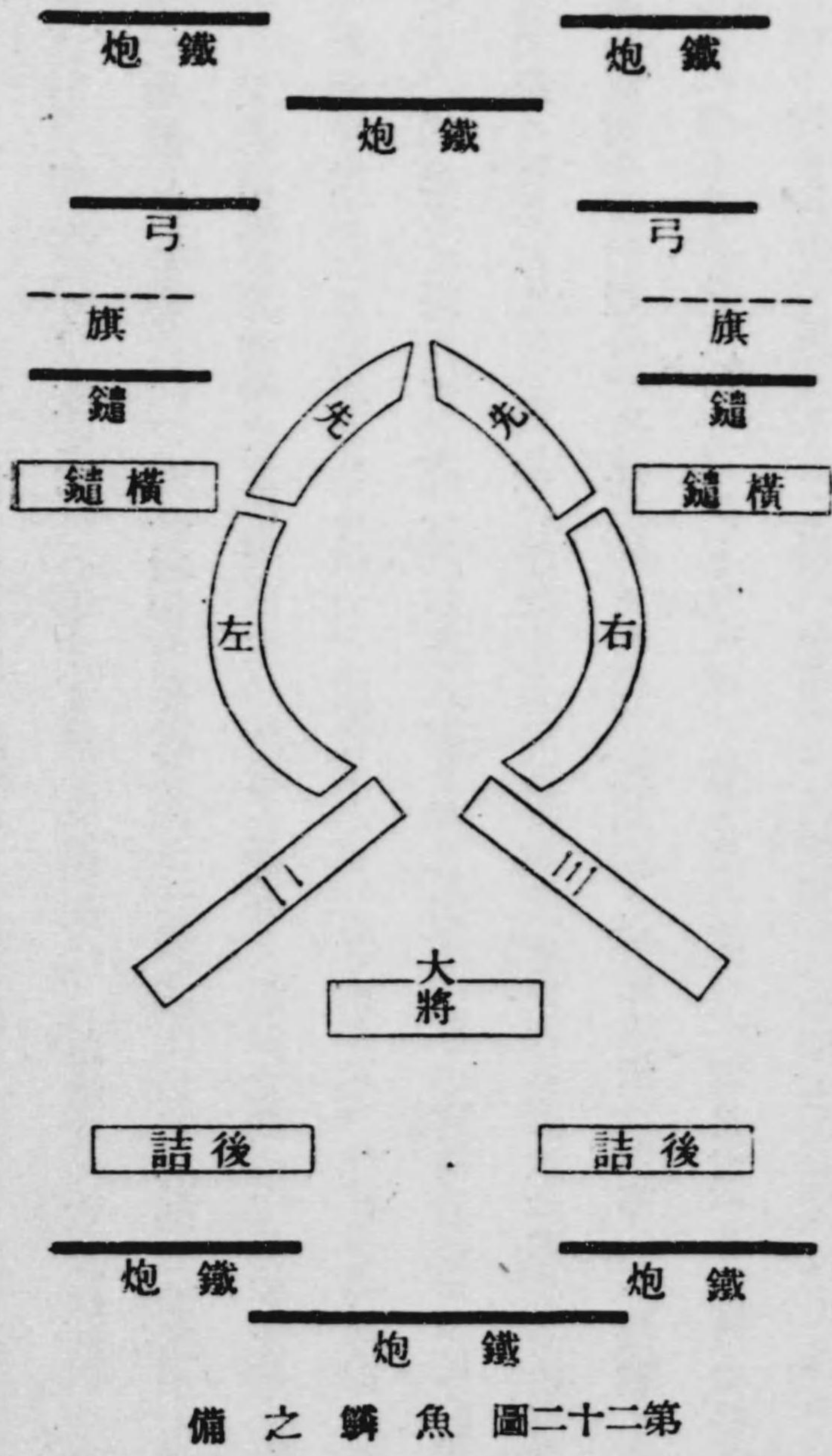
○玄明窩翁の曰、握奇經に陣間陣を容れ、隊間隊を容ると云ひたるは、接戦に備を立るの制度にして、萬世不易の定法なり。何となれば、備と備の間に一備を置べき空地の無きときは、敵と戦ふに臨で往き詰り、働くことを得べからず。人間容人の理も亦此を以て曉るべし。且つ備を立てんにも、戦を専らにすると守るを専にするの時宜あるべきことは固より論ずるに及ばず、殊更備を立て戦を接するに及では最も肝要なる大事は正と奇との心得なり。譬ば此れを猿樂の舞を以て論ぜんに、正兵は仕手の如く奇兵は脇の如し。故に何れの備にても、先づ敵に當りて戦(者)者は、仕手にて即ち正兵なり。又別備の人數を繰出し敵に横を入るる者は、脇にて即ち奇兵なり。故に握奇經に正を以て合し奇を以て勝つと云へるは即是れなり。若し大軍ならば一二三の先手、

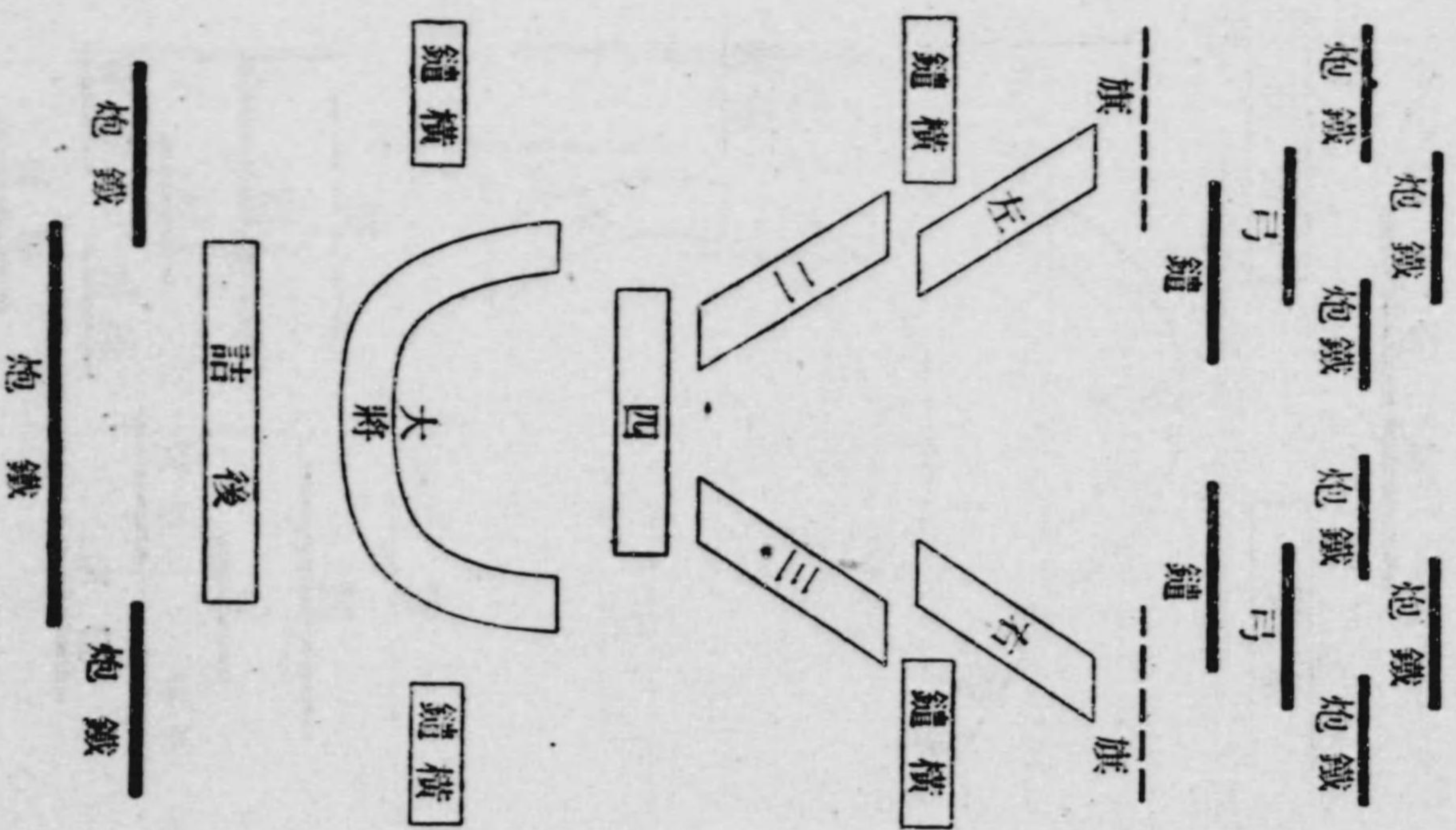
※(原文)以正合。以奇勝。

一二の左右、或は前行遊軍、左右後備等各、前なる味方敵に當りて仕手と爲るときは、其近き備へは心次第に人數を繰り出して脇を勤むべし。或は時の機變に因て脇を勤めんとして却て仕手と爲り、或は仕手の脇と爲ることも有る者なり。故に何れの備へも皆能く此意を合點して、或は奇と爲り正と爲りて早く敵陣を打ち破り、勝利を得るを合戦の要務とす。又近古以來世に傳りたる魚鱗・鶴翼等の古陣圖あり。茲に紀載して校合に供ふ。

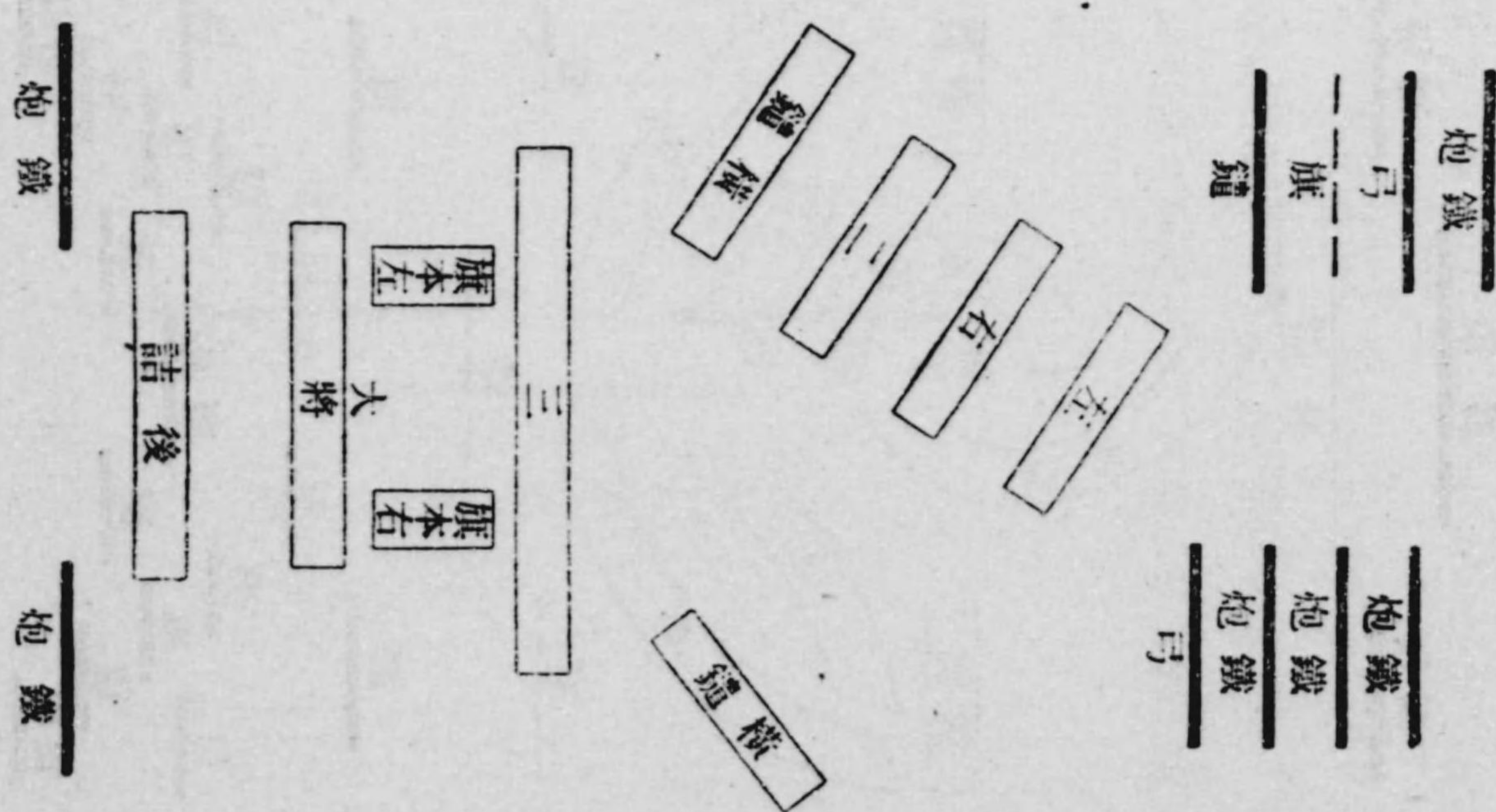
古陣圖

(一)竹中半兵衛著と傳はる『軍法秘傳書』第十六卷七册慶安二年版(第三册に載つてゐる。順序は不同)

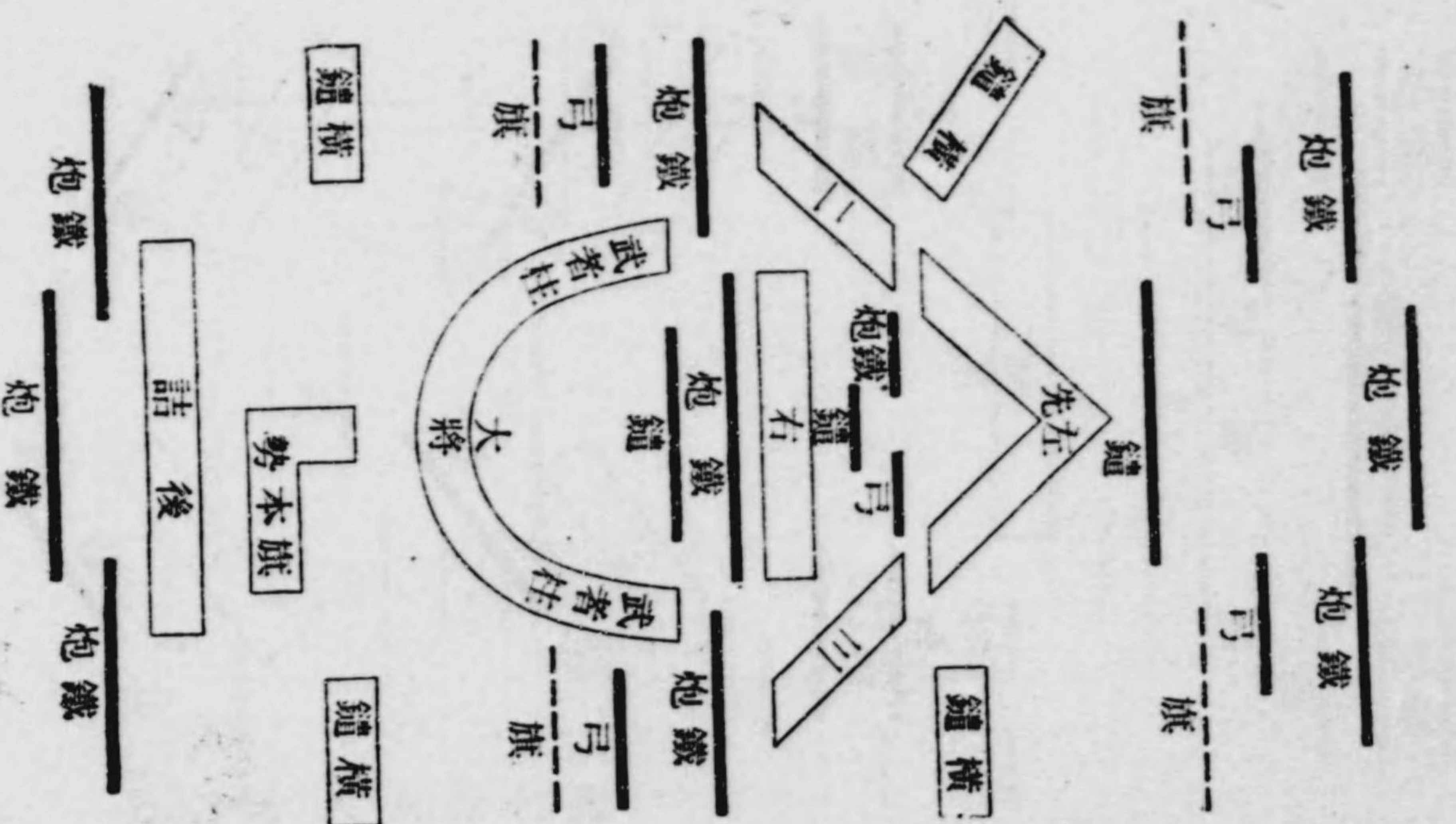




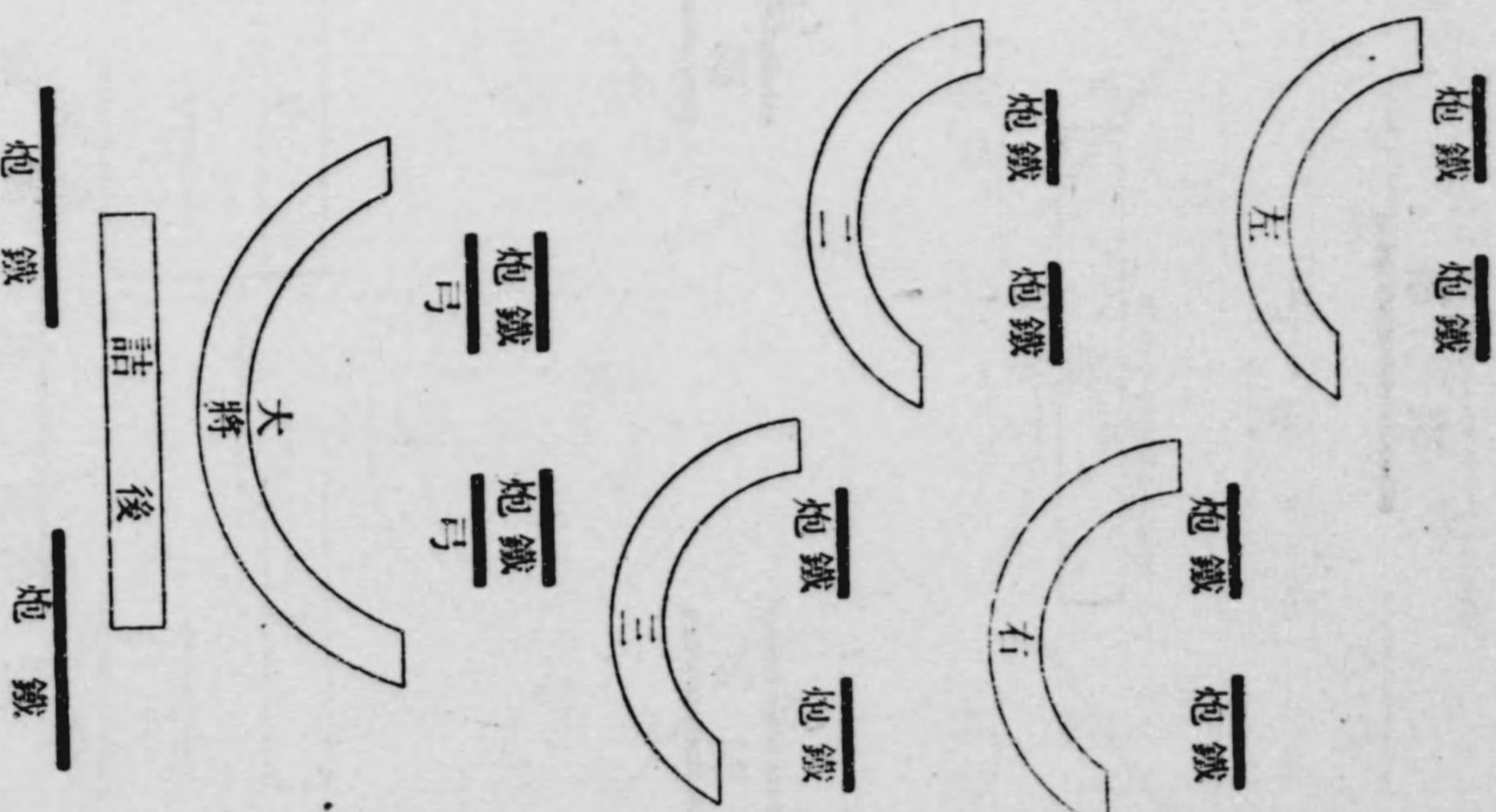
第二十六圖 雁行之備



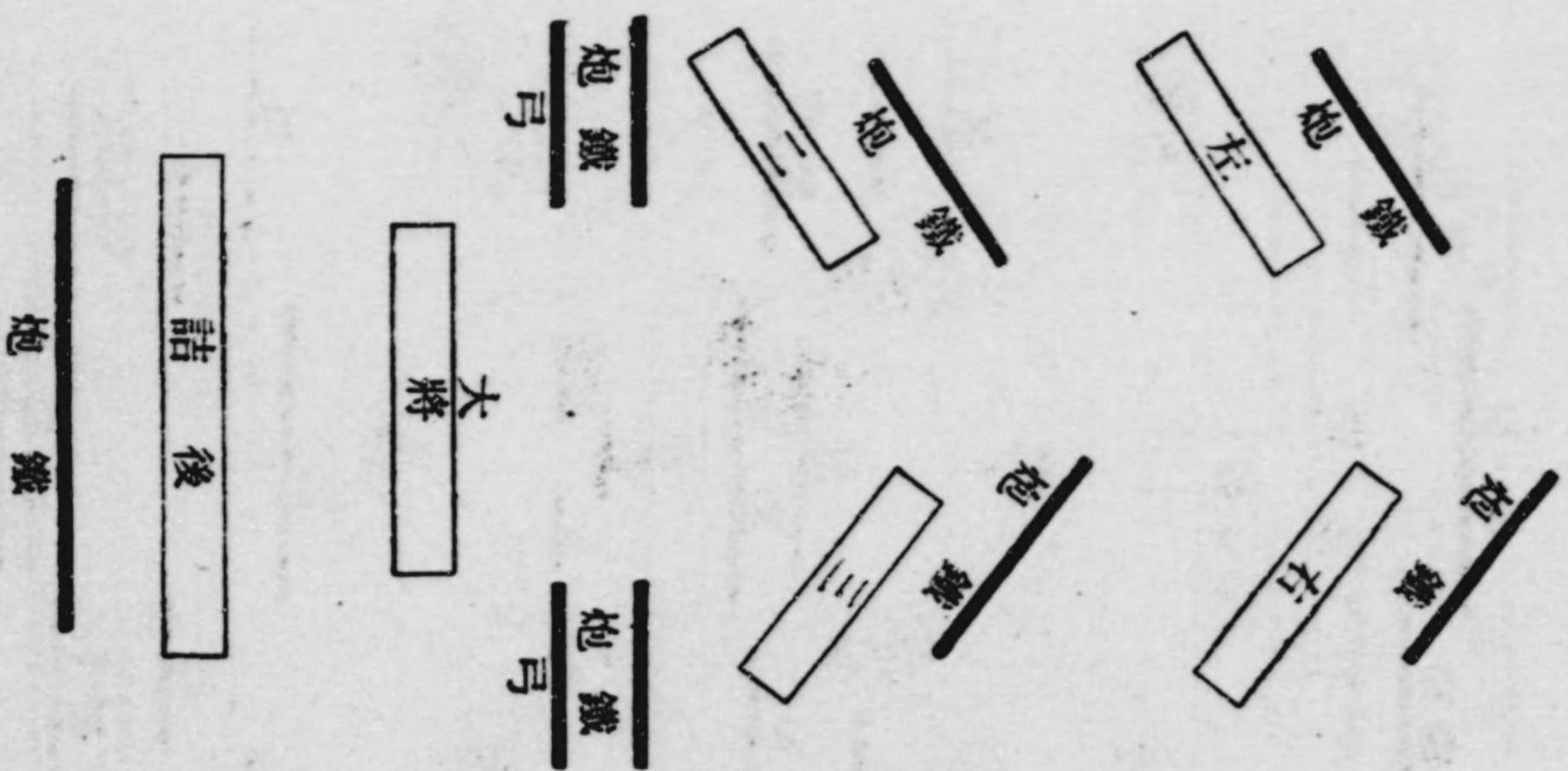
第二十五圖 長蛇之備



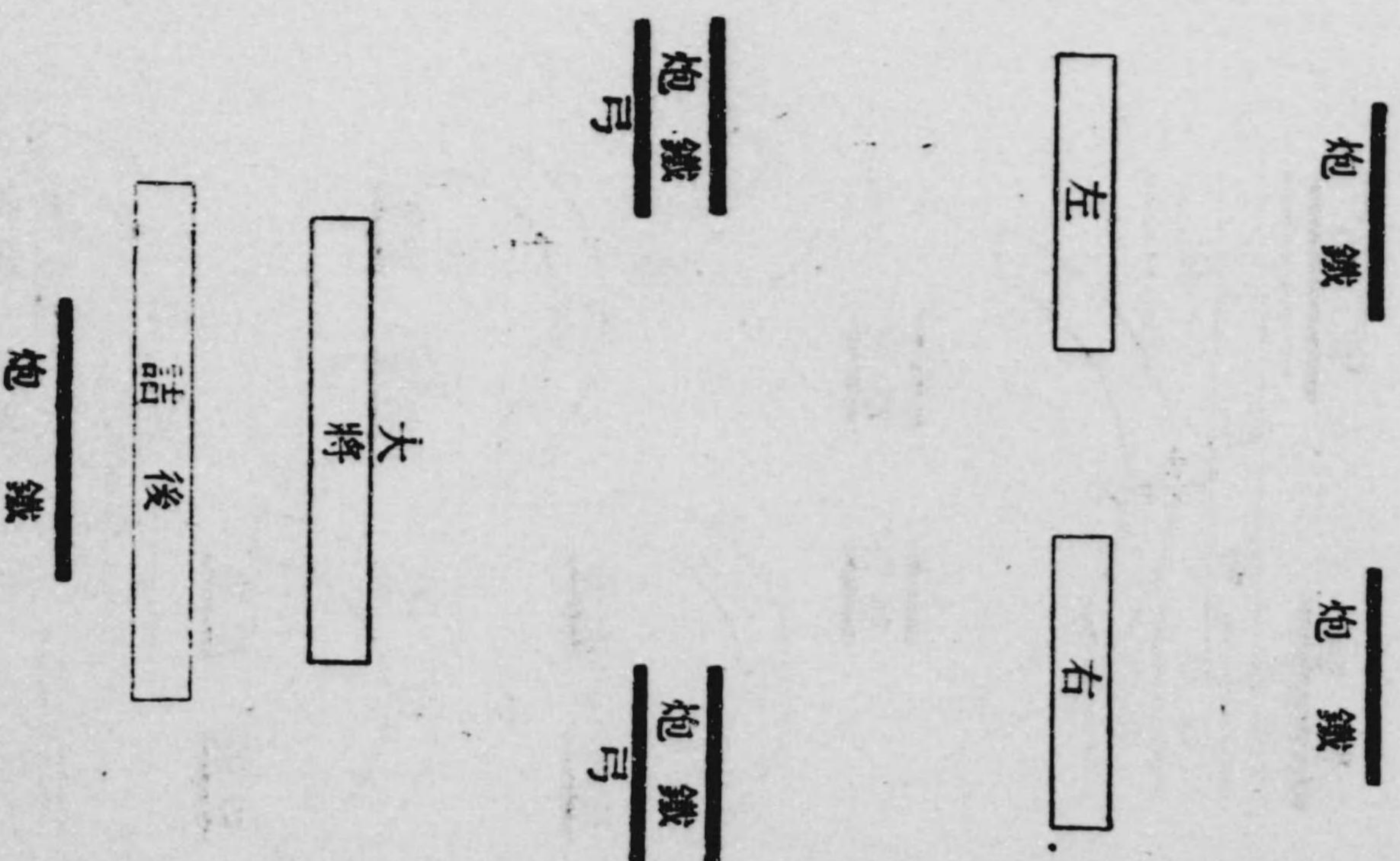
第二十八圖 鋒矢之備



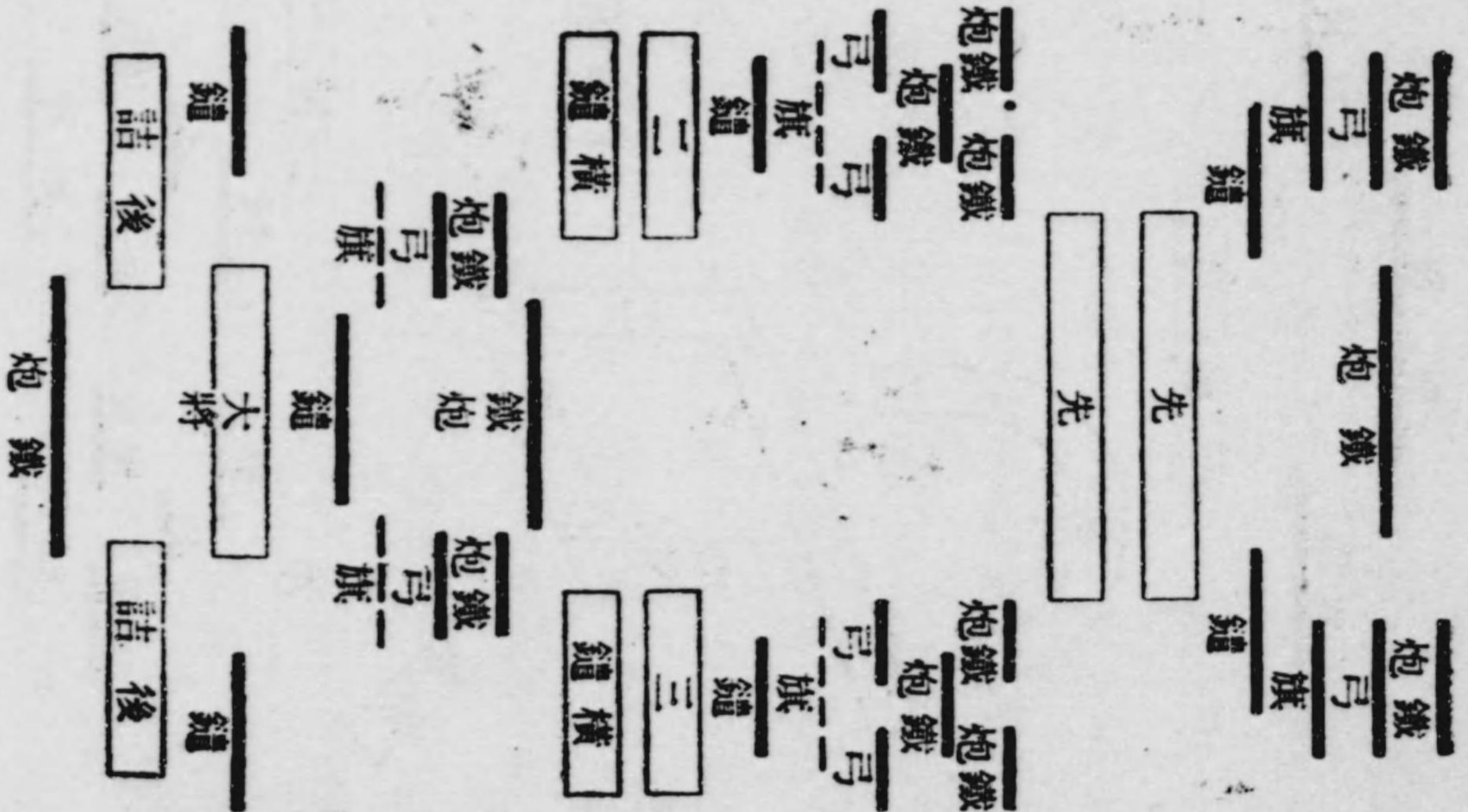
第二十七圖 箕手之備



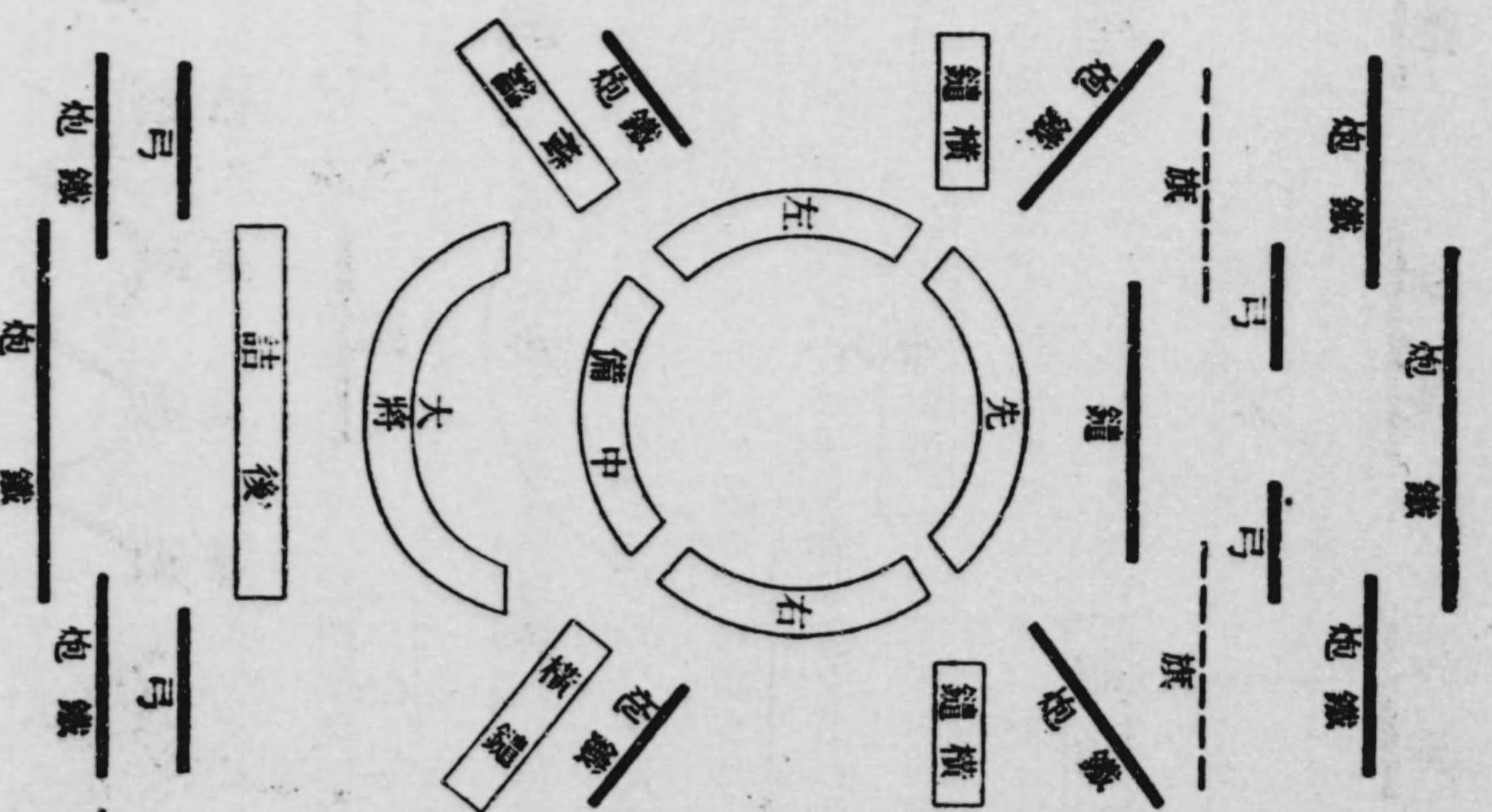
第三十圖 八文字之備



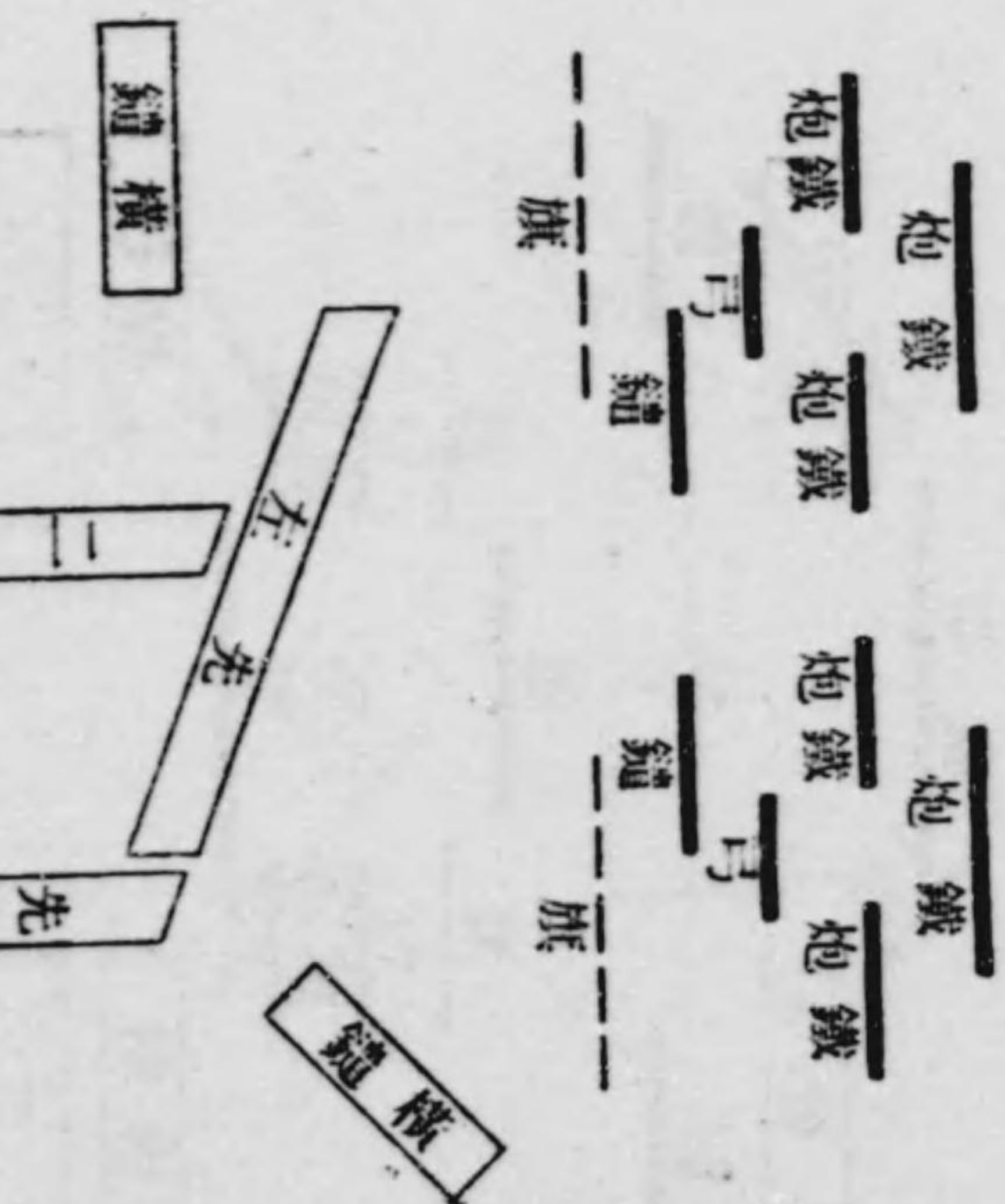
第三十九圖 一文字之備



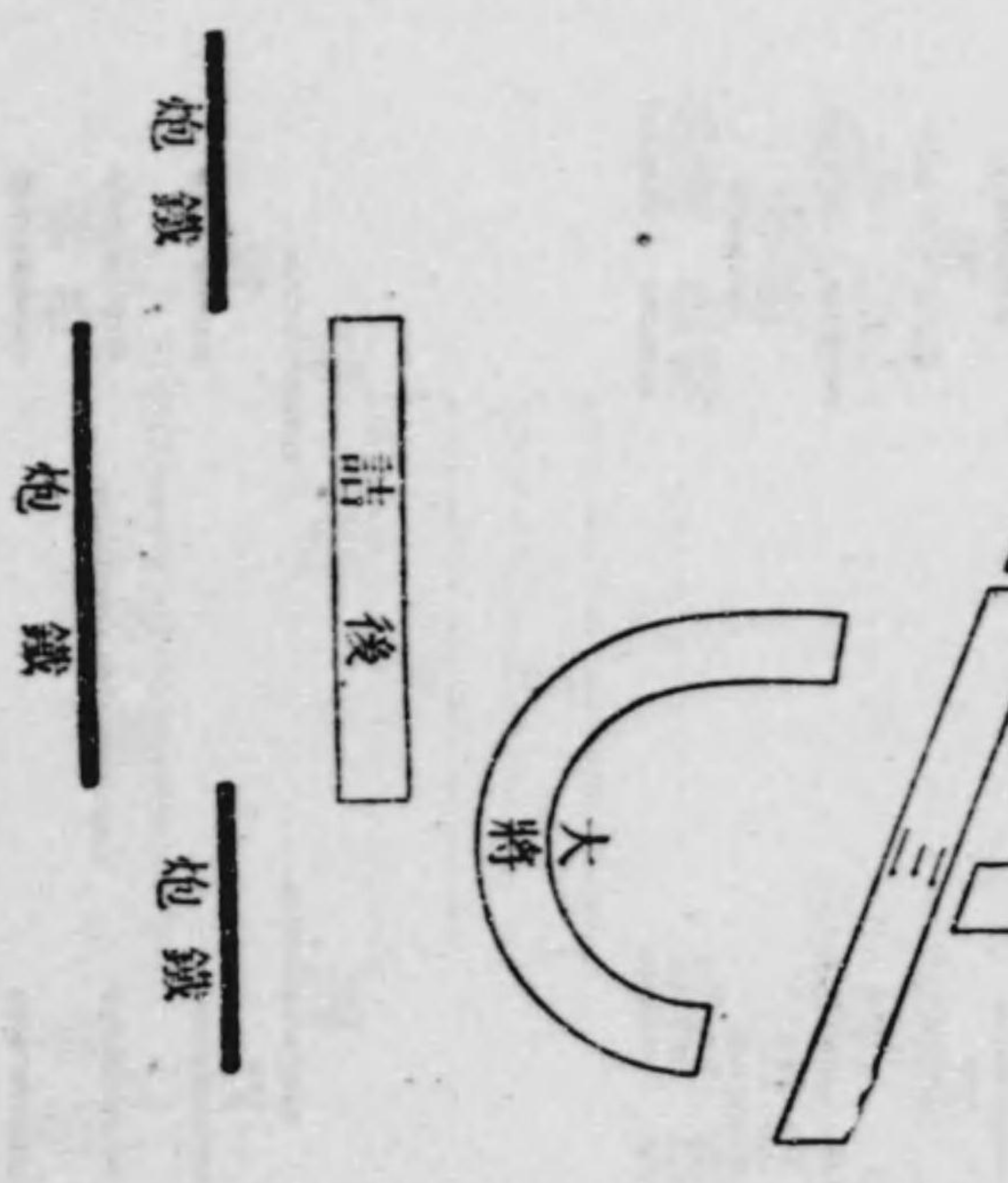
第三十二圖 六花之備



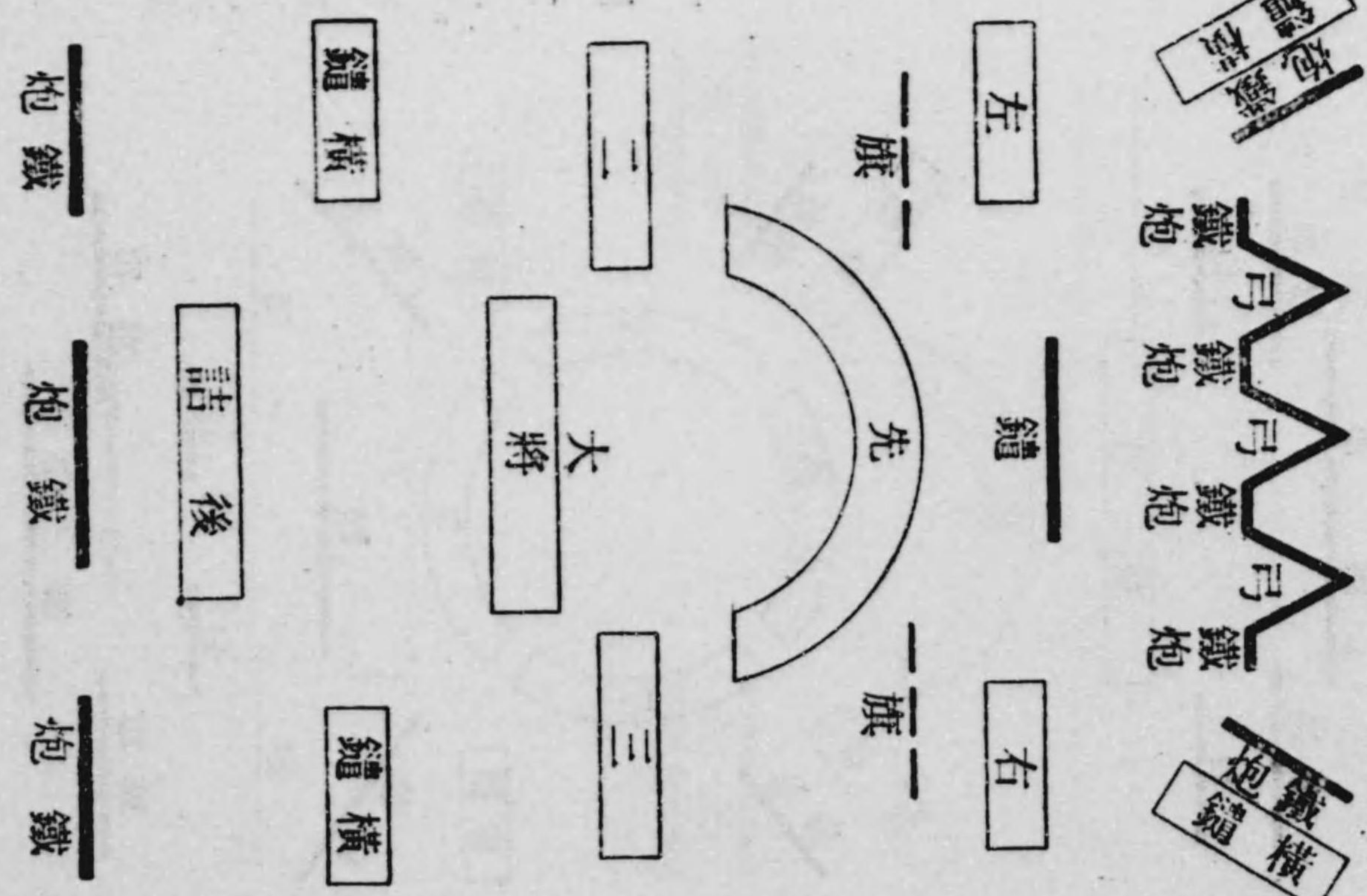
第三十二圖 方圓之備



第十四圖 砲車之備



第十三圖 山形之備



(一)陸中。南部氏の領地。南部氏は鎌倉時代以來この地に土着した豪族で、江戸時代には盛岡を城府とした。  
 (二)アサカ。岩代國安積郡。郡山附近の地。  
 (三)羽後國南秋田郡。江戸時代佐竹氏の領地。現

在の秋田市附近の平野  
 (四)下野國那須郡。下野の東北部を占め、その中央は大平野をなし、那須野と云ふ。  
 (五)下總國東葛飾郡小金驛を中心とした一帯の荒野。小金原。  
 (六)飛騨國大野郡。飛騨高原の中心地。今の高山市附近。  
 (七)美濃國不破郡。美濃の西部青野村を中心とする一帯の平原。青野原といふ。  
 (八)日向東諸縣郡邊の一帯か。  
 (九)天文十六年から永祿四年に及び、武田信玄と上杉謙信との合戦十二回あり、特に弘治元年と永祿四年の二回は激戦であった。

以上十三圖は諸兵家の記録に見え、其他諸軍記にも其名の出たること有り。然りと雖ども、何れの家にて何れの處に於て戦ひし時此備へを立てたりと云ふ事に至りては、我れ未だ此を知ること能はず。且つ又五百・七百の人数にて軍するには、必ずしも六つか敷き備を立るに及ばざるべし。此の古圖の如き備を立るには、大軍を引率したる時の事なるべし。凡そ大軍を將ひて斯(一)の如き備へ立するには、廣平なる野原に非ざれば爲すべからざるの業なり。大約四方二里に餘る許りの曠野は、日本の土地廣大なりと雖ども、奥州南部領及安積、出羽の秋田領、其他下野の那須、下總小金、飛騨の大野、美濃青野、日向の綾目原等の外は、我れ未だ有ことを聞かず。且つ野の廣き處と雖ども、方一里の間には必ず丘陵の隆處と溪澤の窪處ある者にて、圖の如き備立すべきの土地は甚だ稀なり。近古大軍の野原にて迫合たる事は、信濃の川中嶋、日向の耳川、美濃の關ヶ原より外にありし事なし。愚老就て熟(二)按(三)するに、右十三圖は好事なる兵學家の設りに製したる者多かるべし、深く信用するに足らず。故に萬一兵革動き大軍を用ること有(四)ば、我が父翁の説れたる言を要旨として、能く奇正の意味を察し、精く土地の形勢に因り、臨機應變の備立を工夫し、古陣圖に泥むこと勿れ。然りと雖ども宋の岳飛が能く兵を用て向ふ所勝たすと云ふこと無かりしに、宗澤此れを戒めて云く、「汝野戰を好で古法を知らざるは危し」とて、古陣法を傳へたること有り。故に予迂なる此圖を記載せり。尙數圖有り。茲に記して後進に示すと云ふ。

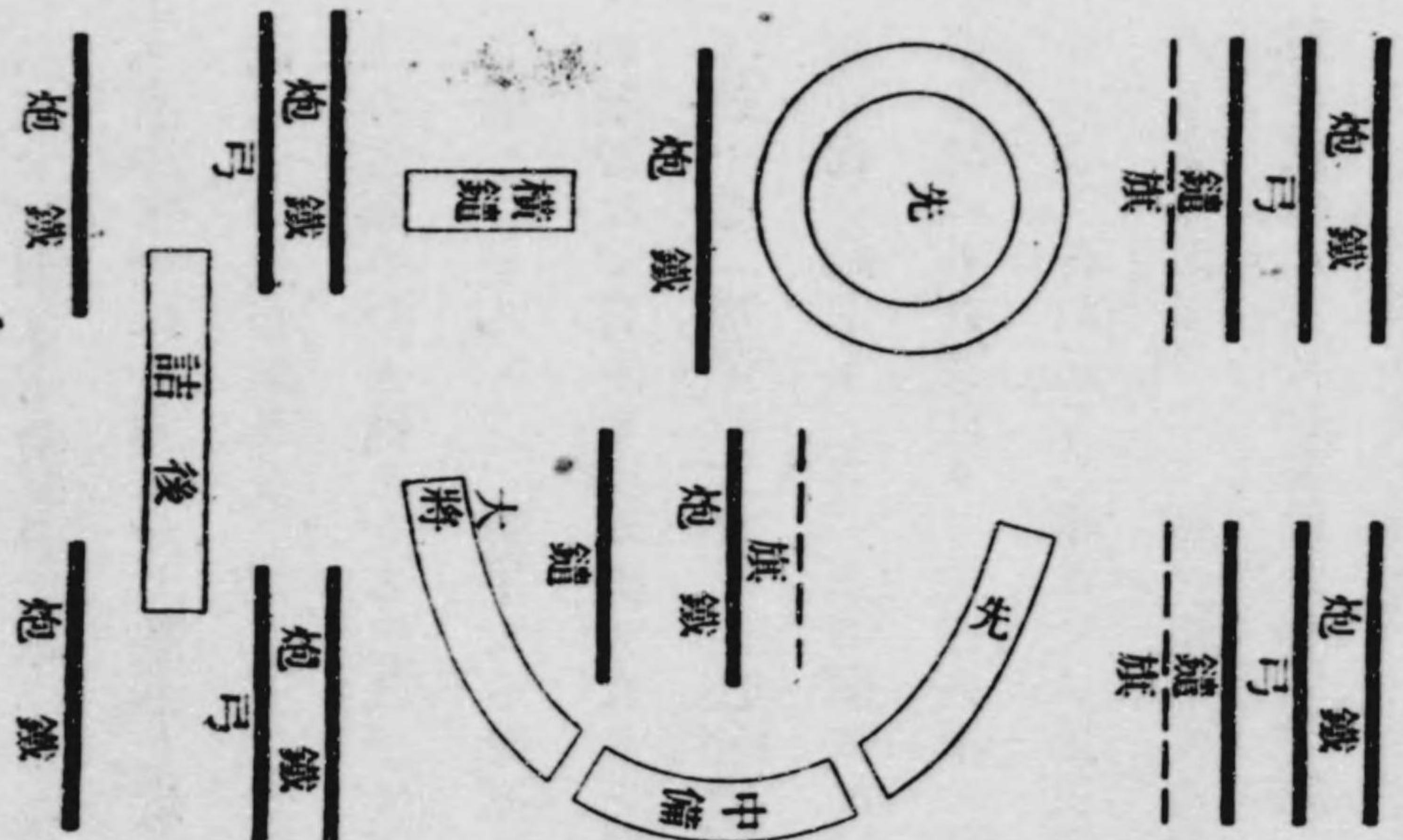




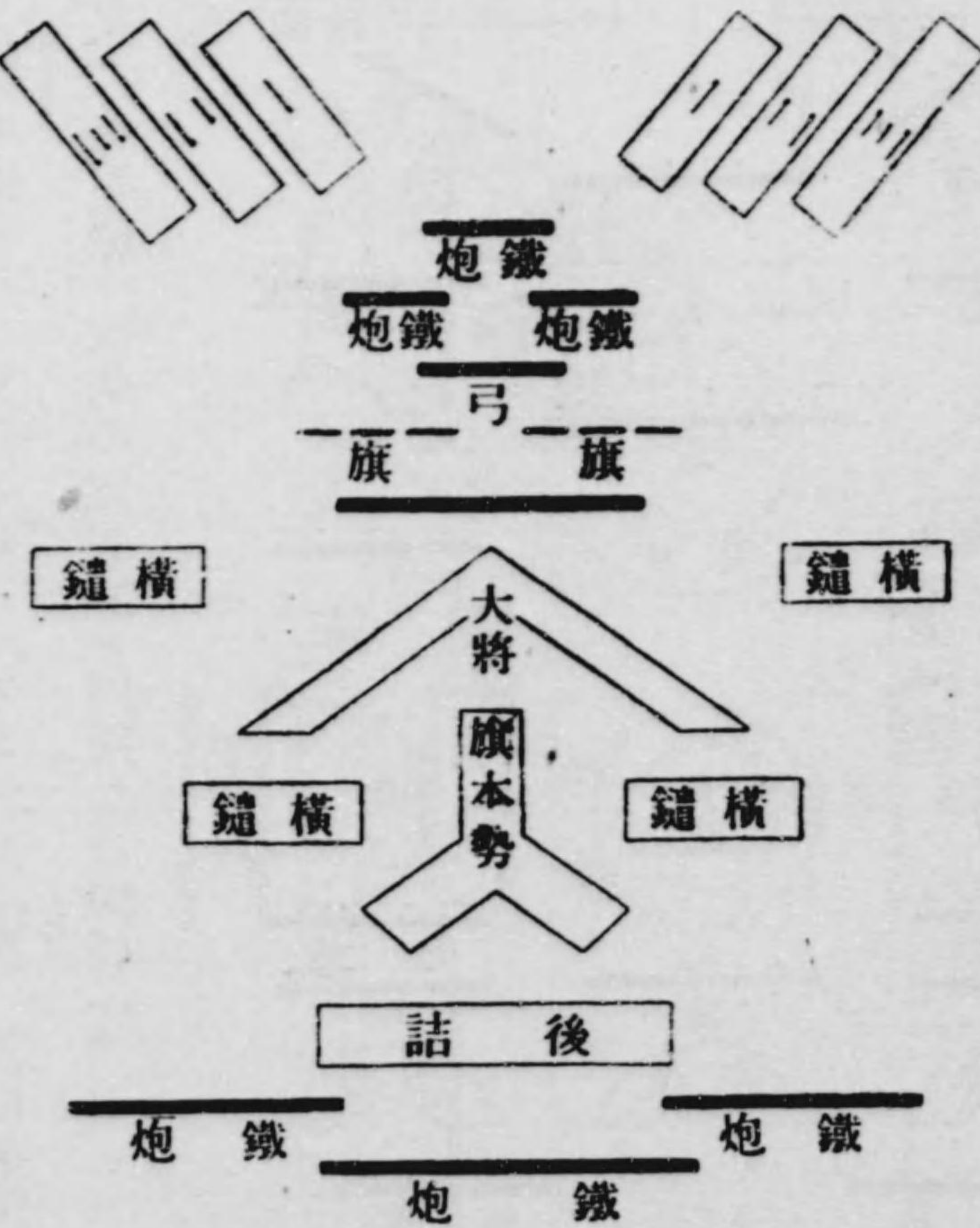
第三十六圖 遊軍之備 後書に云く此備の時は鐵炮應り打すべし



第三十五圖 遊軍之備 後書に云く此備の時は鐵炮應り打すべし



第三十七圖 兩蛇之備

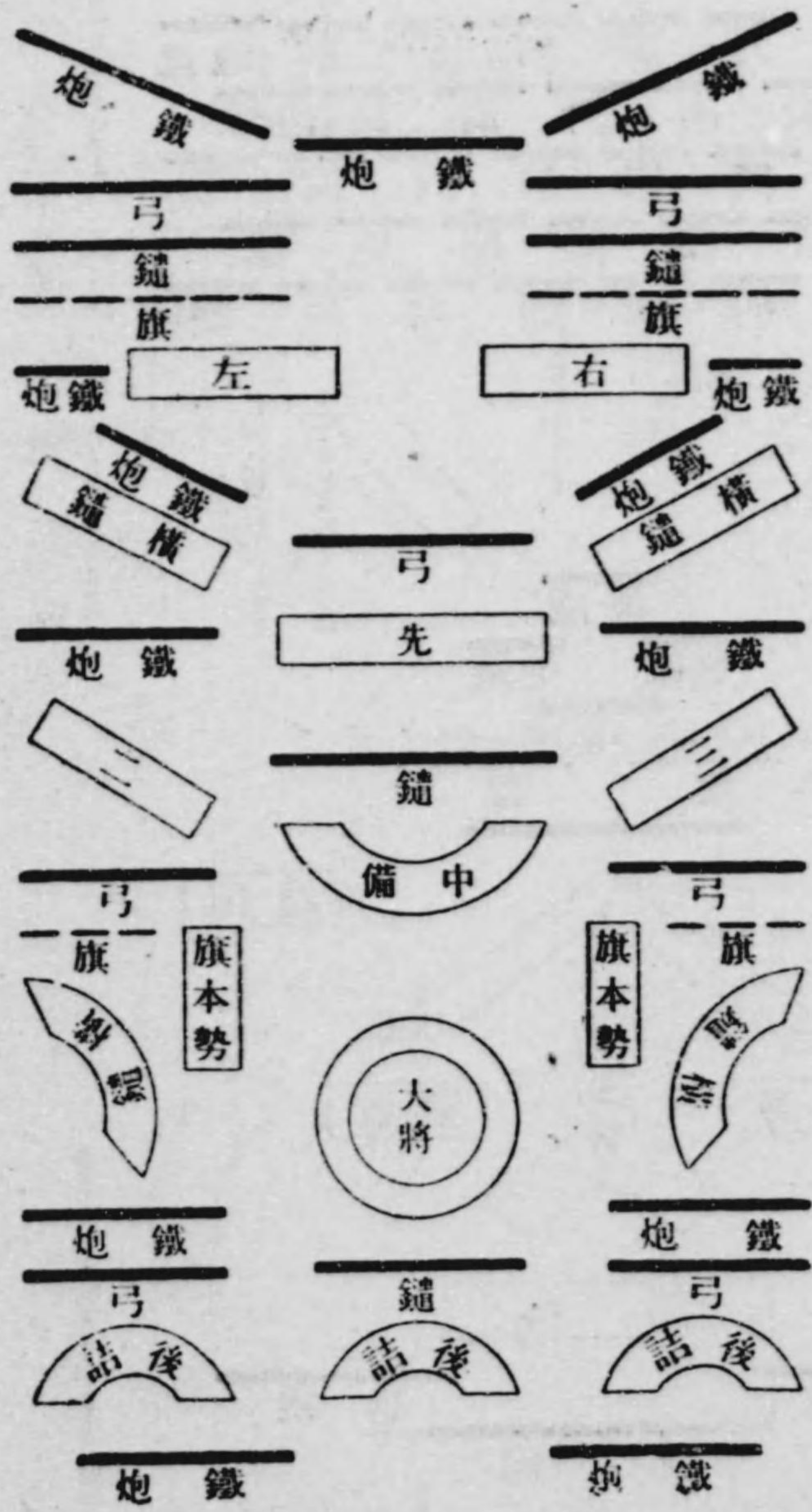


りな打ち廻炮鐵は時の備の此く云に書傳

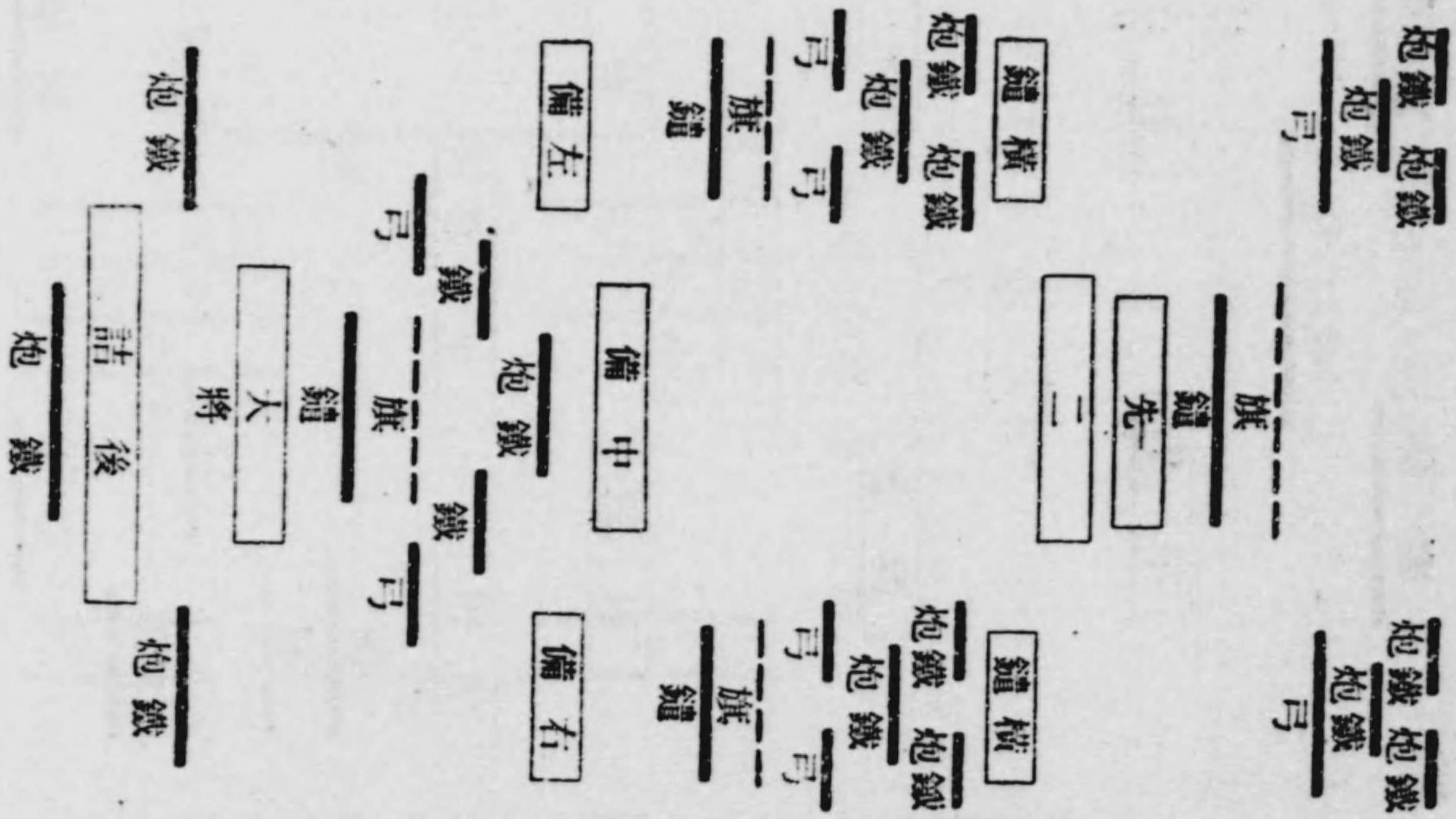
諸備圖說

凡そ遊軍と云ふは手明き備の名なり。然れども機に臨みては仕手とも爲り脇とも爲り、或は越働等を勤めて變に應ずる備へなるを以て、形體の定るべき者に非ず。且つ大將の遊軍と爲ることあやしむは異べし。且つ此圖は日月を象り、大將の座を月中に取りたる者なり。遊軍備へと稱するの緣いひなし。第二圖も亦然り。日月の備へとも名くべき者なり。又兩蛇の陣は先手の堅固なる備へにて

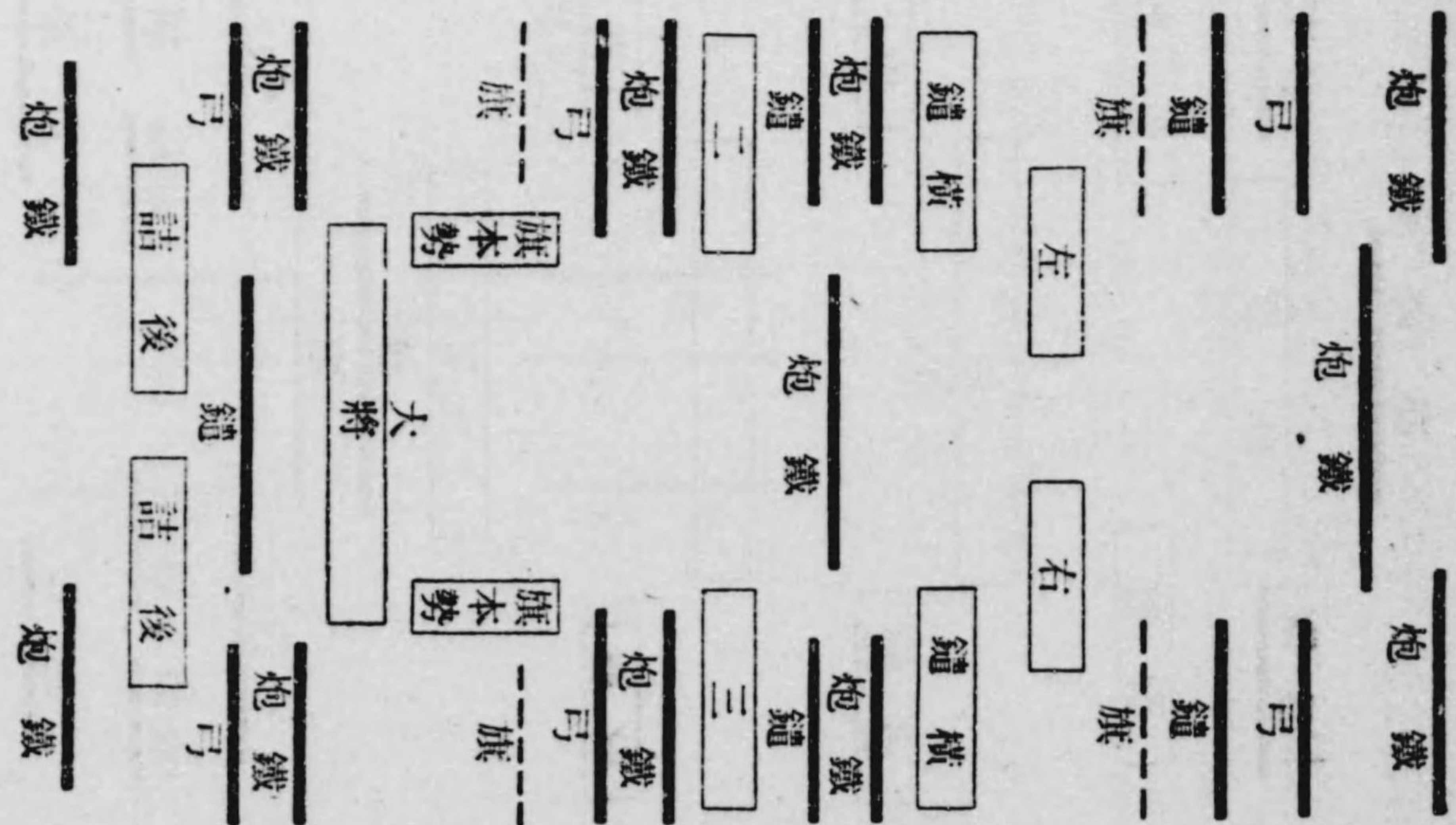
大軍は如斯も宜し。然れども其主意に於ては平々たる者なり。鶴翼の備と云ふは鶴の兩翼を張りたる如く先陣を幾手も横廣く備へ、敵の先手を中に取り込て三方より引き包み打挫く主意なる者なり。然るに此の備は鶴翼を直したる趣きにて、且つ後陣の人数を後向に備へたるは、戦の模様因て大將自身大廻りに旗本を練り廻し、越働するの心得なるべし。六花陣は上にも古圖を出せり。又茲に記したるも大同小異、共に後陣の後向に備へたるは越働の意を含みたり。又其直し備へは何の意も無き堅固なる備のみ。



第三十八圖 鶴翼之直之備



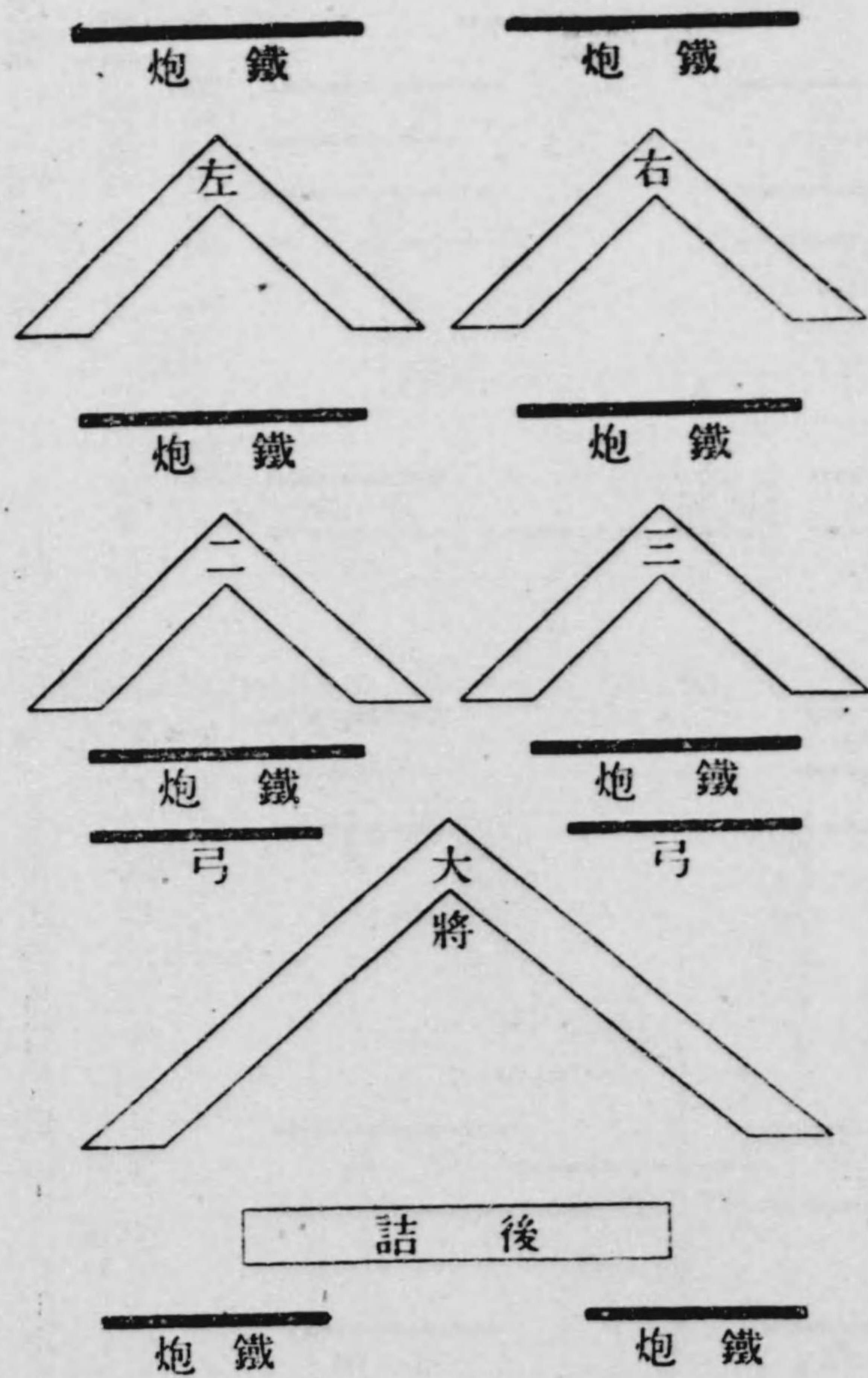
第四十圖 六花直之備 後軍に於て此の備の時は鐵炮廻り打すべし



第三十九圖 六花之備



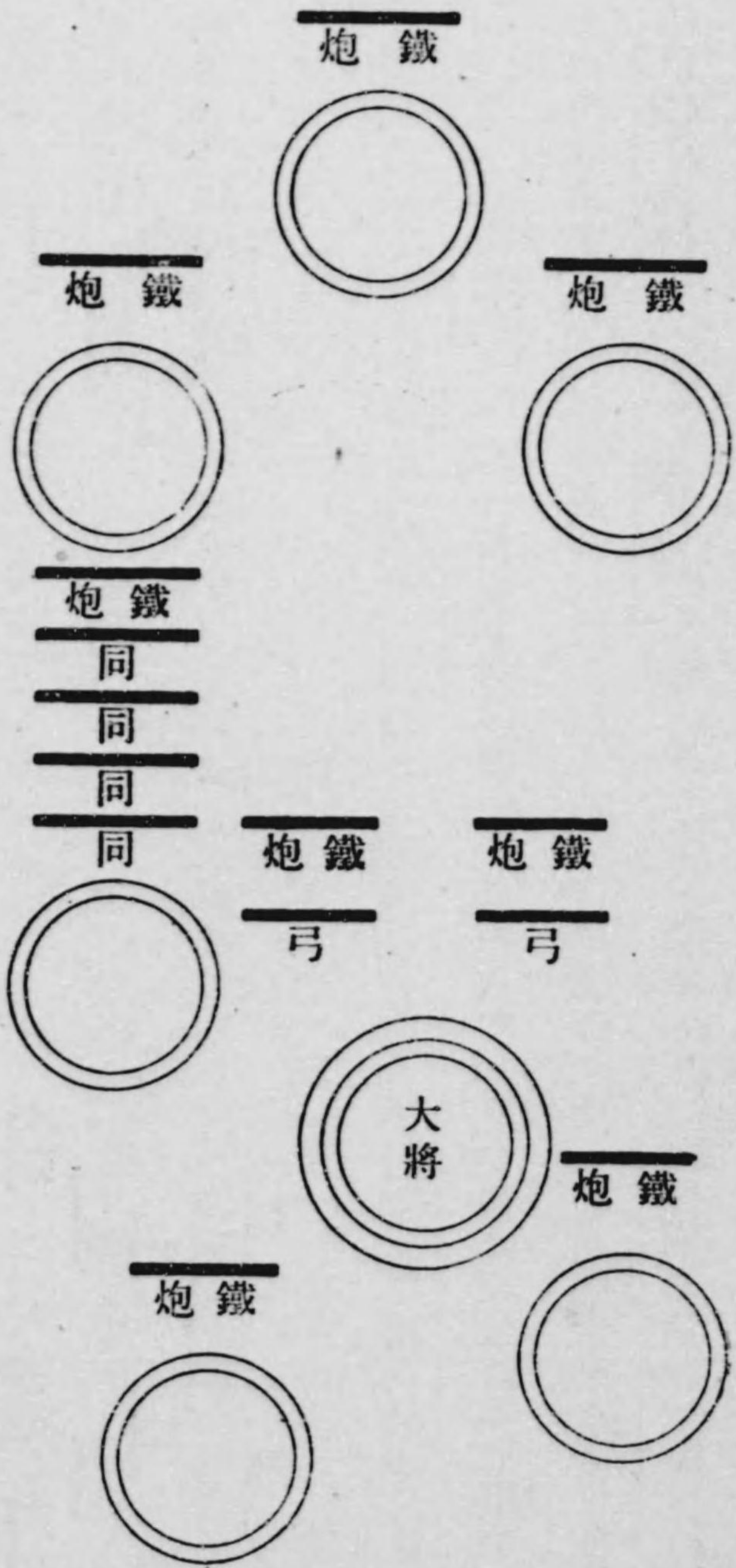
第四十四圖 劍先之備



(一) 總懸と同意であらう。味方の各節を以て敵の各節を攻撃せしめ、わが本陣を以て敵の本陣を突撃する戦法

に備ふることは何の用を爲す事にや。予此を辨すること能はず。近古以來の兵法に無用なる濫名・濫圖甚多くして、後進をして疑惑せしむること少なからず。中には有識の笑を免れざること有り。又劍先の備は五隊に分て敵陣に亂入するに宜し。暗に上杉家の車懸の意あり。七曜の備は偃月の裏なりと雖ども、敵を破るの肝要は奇正の妙用のみ。

第四十五圖 七曜之備

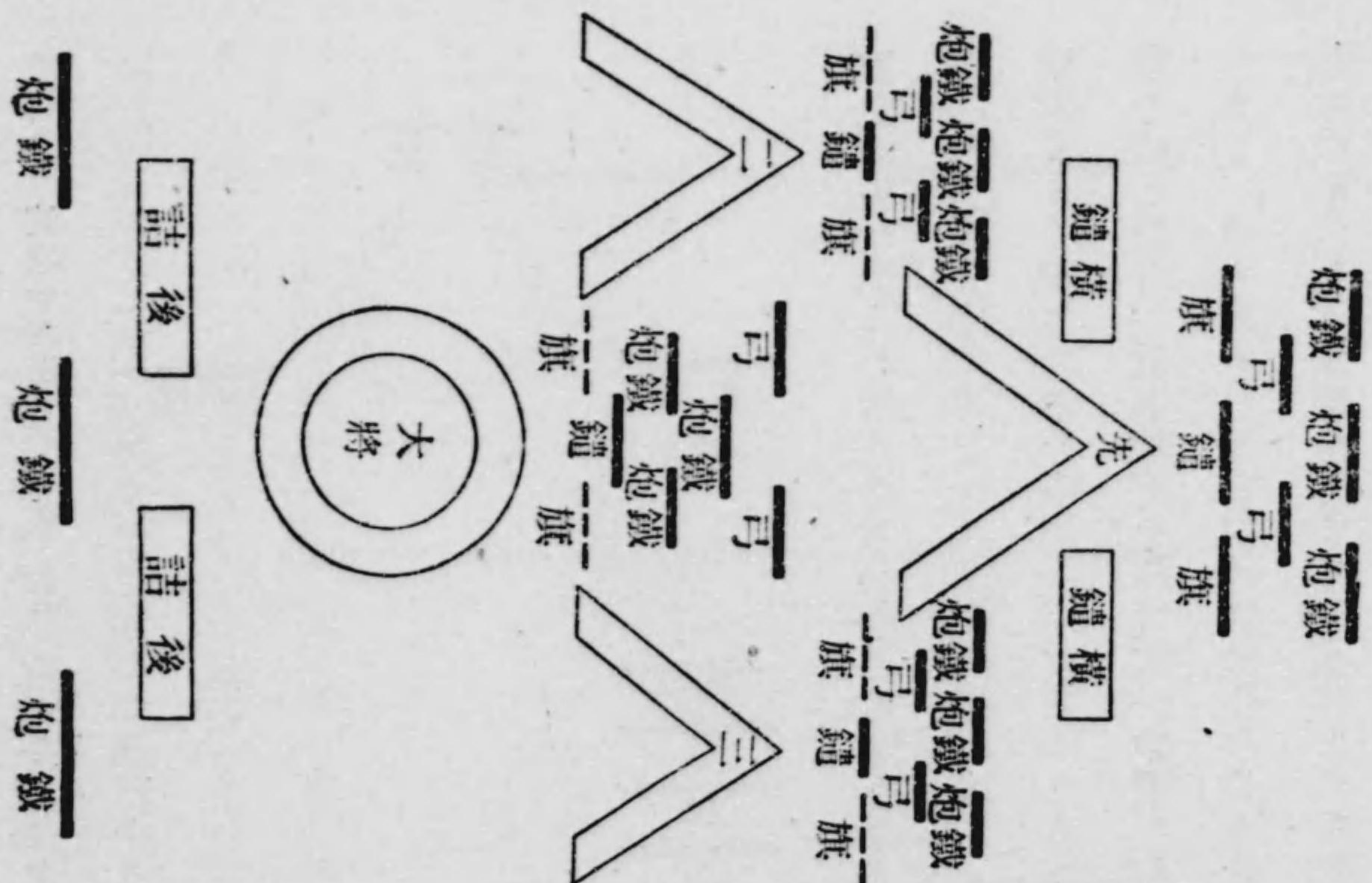


しべす打重を炮鐵は時る大立を備此云に書傳

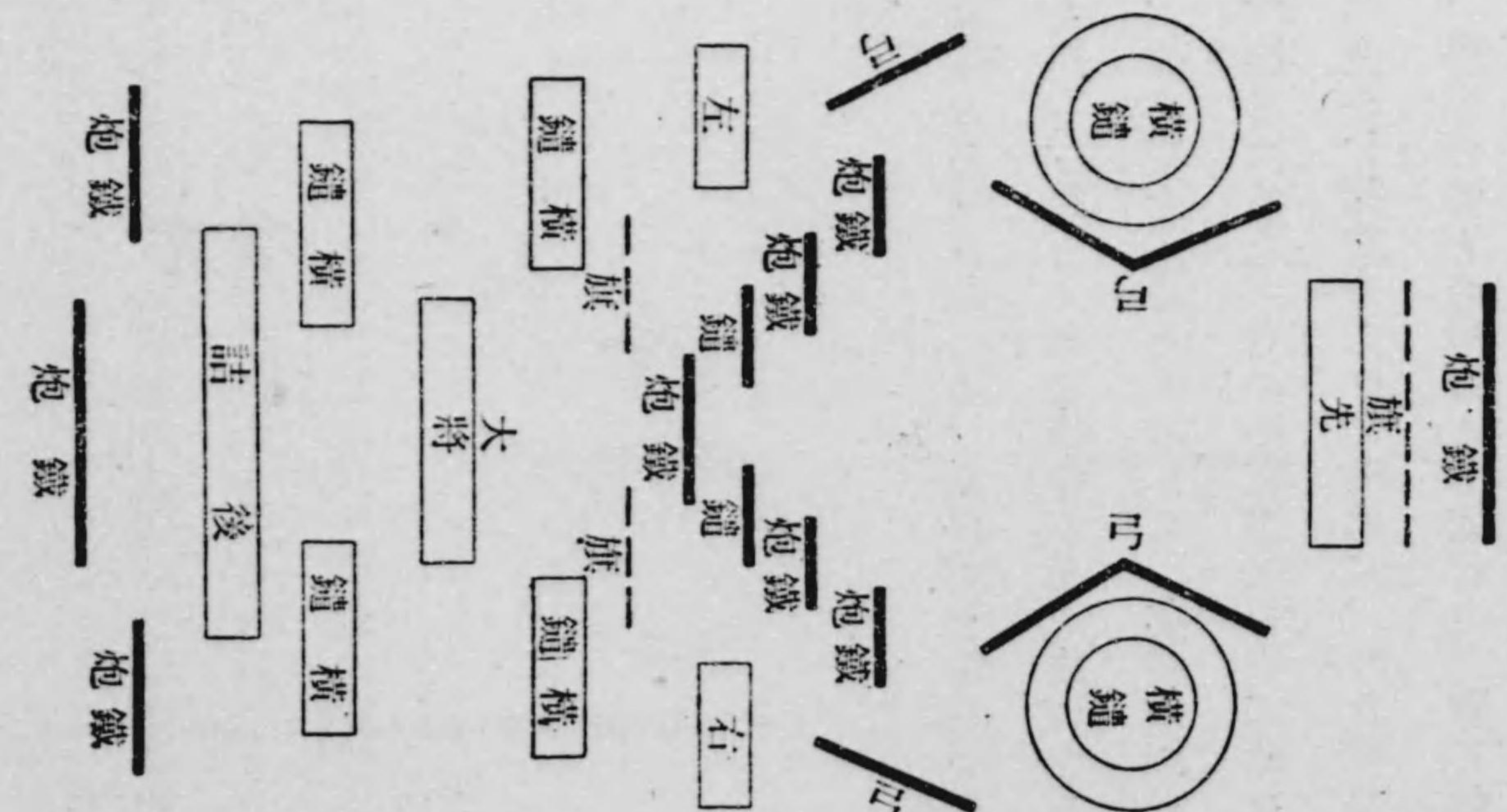
(二) 射すくめる

勝色の備は何人の作りたるかは知らずと雖ども頗る趣向なる事と思はる。其仔細を略論せん。先づ此備は先手に軍を始めさせ置て、左右より弓組を出し、厳しく此を射撃させ、次に左右より横鎗を入、敵の先手を突崩して、さつと左右に避き、暫く軍士の息を休めしめ、其間に旗本の人数を押し出し、數多鐵炮を以て敵の中備を打挫き、其辟易たるを左右の弓組遠矢を以て此を射しらまし、次で旗本の左右前後に備へたる軍士皆一齊に進み、横鎗を入れて突崩し、喊き叫で敵の旗本に亂入し、手詰の勝負を決すべきの手配に見ゆ。勝色の備と名けたるも當れり。蓋し此備二

接戦 上第十



第四十七圖 杉像之備



第四十六圖 勝色之備

(一)代々羽州山形に住した家族。元龜・天正・文祿・慶長の交戦光大いに家名を擧げた。  
 (二)鎌倉時代以来會津四郡の領主。天正年間盛重の代に至り家中亂れ、伊達政宗と戦つて大敗し、常陸に通れ佐竹氏に頼る。後佐竹氏の家臣となつた。

佐藤家八般の戦法

(三)鎌倉時代初期以来の舊家。戦國時代初期晴宗羽州米澤城に據り、顯宗を経て政宗に至る。政宗此處を根據として活動し、天正廿年退去、岩手澤に移り、慶長七年仙臺に築城して移つた。  
 (四)羽前・羽後のうち秋田の屬する羽後は羽前よりも下國にあたる。  
 (五)秋田縣仙北郡地方

一、兩懸の戦法

(六)室町時代に本領沼館を中心に雄勝・平鹿・仙北・最上の諸郡に勢力を有した豪族、當時小野寺輝道最も名がある。

之手の内に向けて備へたる弓組を外に向て備へたらんには、殊更便利なるべく思はる。又杉像備も亦趣向あるの陣取にて、先手・二之手・三之手・旗本も後には四隊に分れ、別々に爲て戦を勵むべきの手配なる故に、諸手各、鋒矢の形と爲つて血戦を専要とするの含みあり。右陣圖數多ある中に於て、此の勝色と杉像の備には頗る奇正の妙用あり。然れども四五百年以来の古戦記に此二陣を備へたる者のあることを聞ず。然れば好事家の作たる者にや。傳書に見えたるを以て茲に記載すと云ふ。

○本邦諸名家の戦法大概右に説きたるが如し。又我が家に奥羽兩國偏土にて小持合したる戦法有り。即山形の最上、會津の葦名、米澤の伊達、南部の武田、下國の秋田及び予が先祖仙北の小野寺・佐藤等の時々小持合したる仕打なり。其仕方凡そ八法あり。一に曰く兩懸、二に曰く手詰懸、三に曰く玉碎、四に曰く指矢懸、五に曰く乗崩、六に曰く獨輪車、七に曰く駒倒、八に曰く長柄倒、是なり。此の小持合仕方も心得置くべし。且又時に因りては此諸法も亦用る所も有るべきなり。

●兩懸の戦法は持楯を先手の前一面に押し並べ、其陰に弓・鐵炮を一人隔に組合して、備楯の隙間より鐵炮を少し打ち掛けながら足を早めて疾く進み、敵間十四五間迄に押し詰て、乃ち楯を捨て鐵炮を一齊に打放し、弓は矢繼早に兩三矢づつ射掛て、敵の披靡所を足輕の後に備たる武士等

二、手詰掛の戦法

(一)急太鼓の調子に入る前の「きつかけ」の太鼓  
(二)手厳しく詰め寄せること。短兵接戦

三、玉碎の戦法

(三)用材は黒松の脂多きを第一とする。皮を剥ぎ節の様子木の性を檢し、堅に二つ割とし、砲腔を鑿り、更に堅固に合せて作る  
(四)シドロ。不揃  
(五)土彈のこと。鹿角薬を煮て糊とし、埴土と小石を混和し、麻糸を刻み入れ、木型に入れて彈丸

各、得道具を打振り、急太鼓の調子に従ひ、驀地路に敵中に打入りて當るを幸ひに切倒す。弓・鐵炮の足輕も持たる武器をわつそくに掛け、刀を抜て諸士に繼ぎ、喊號で切り込むを法とす。是を兩懸と云ふは、弓・鐵炮の兩掛の義なるべし。手詰掛の戦法は、兩掛の如く持楯を陣前一面に押並べ、其陰に力量強く勇壯なる者を選び、二十五人を一組として各、大太刀・大長刀・大鳶口・大身の鎗、長棒の類を持せ、小勢ならば五組六組、大勢ならば二十組も三十組も用ひ、疾く進んで敵間一町許に詰りたる時より太鼓の調子を早くし、弓・鐵炮をば放すこと無く敵間五六間までに楯を押し詰めさせて、頭付の急太鼓を相圖として、楯陰より右壯士喊々聲を揚て敵中に割入り、縦横無碍に敵兵を打倒し、二之手の人数も是に繼ぎ、大に鯨波を作て頻りに皆勇み進て一舉に敵を打崩す。是を手詰懸と云ふことは、弓・鐵炮を事とせずして初より手詰の勝負を專とするが故なり。此戦法は味方に彈藥も矢種も盡たる時は別して便利なる法なり。玉碎の戦法は、此も同く持楯を前一面に立て並べ、其立並たる楯陰に松の木にて製したる五貫目彈の木銃を數十挺並べ備へ、其大筒の間毎に十匁彈銃を四五挺づつ組み交て、太鼓の調子を早くし、敵間二町程より小筒を四度路に打鳴し、足を疾くして持楯を推進ませ、敵間十四五間に詰めたる時に相圖の貝を吹き出せば、楯持は楯を捨て左右に開かせ、即ち彼の大炮に煉玉を裝たるを順々に打放し、其震動に魂消たる所を十匁彈の鐵炮を連打て敵を披靡せ、烟の下より諸士も足輕も無二無三に鋒

とし乾したもの(本集下巻所収『鐵炮理論』上巻『東西火攻辨附録』上巻參照)

四、指矢懸の戦法

先を齊へて敵中に亂れ入り、縦横に切廻り、雌雄を一舉に争ふ働きなり。抑、此の戦法に大筒を用ふことは、味方小勢にて強敵を受たる時の用なり。其煉玉の輕きを裝めたる譯は、木筒銃にて重彈を打つべからざるを以てなり。且つ此の法大筒を用ふと雖ども、四五町以内にて敵の備へを打ち碎に用に過ぎざるのみ。指矢懸の戦法は、敵方にて先手に鐵炮を夥しく備へ味方を一舉に打すくめんとする時に、弓を以て此を射すくめる業なり。其法は精兵の射手を撰み、小勢ならば數十人、大勢ならば數百人、射手多きは愈宜し。矢種を惜しまず指矢に射掛て敵兵を射すくめ鐵炮打共に面を揚ぐるこ能はざる様にし、且つ左右より横を入れて手早く此を打破るべき仕方なり。所謂此指矢懸は射術家第一の働きにて、鐵炮打は面を振り向けることも能はざる者なり。然れども矢種の多く費る者なるを以て、平日能く心掛て矢種數多貯ふべし。數矢を早く製する法は、小荷駄篇に説きたり。合せ考て手支せざる工夫怠ること勿れ。乘崩の戦法は甚だ勇壯なる者なり。若し敵方にて弓・鐵炮を夥しく備へ嚴しく打掛け、勢に乗て競ひ來るときに、味方飛道具不足且つ小人数なるときは、尋常の如き軍しては敗亡すること必定なり。故に右様危険に迫りたる時は、此戦法の如くは無し。其法先づ強き馬をば前に立て、強壯なる武士五六十騎より二三百騎あれば愈宜し。國の大事是の時なりと覺悟を極め、必死に成て前後を顧みず、一圖に敵中に乗り込で縦横に乗廻し、蹄に掛て乗り崩し、歩兵の足輕等も此に繼ぎ、得道具を執て亂れ入り、當

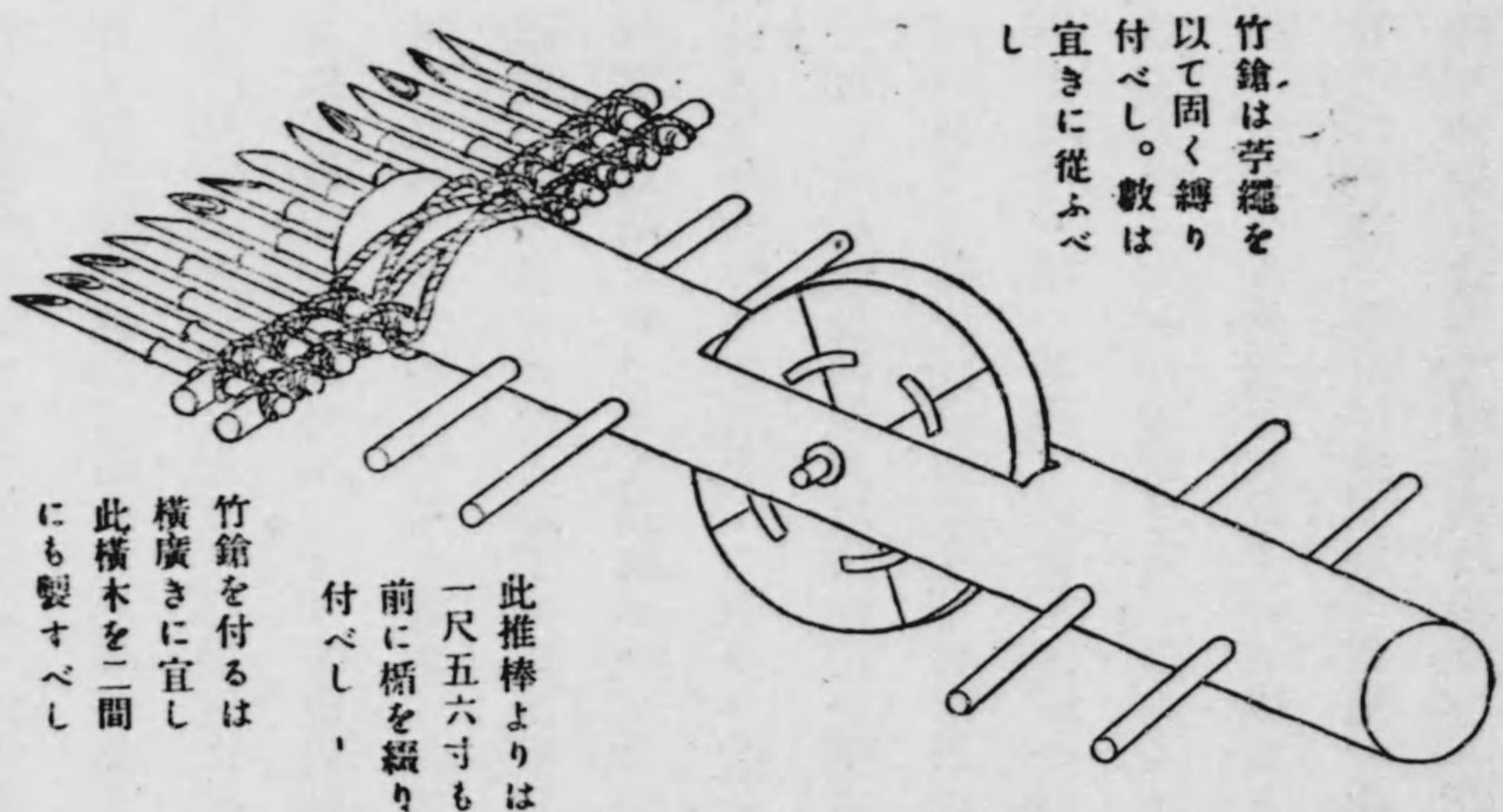
るを幸に打ち倒すべし。抑此乘崩しには馬の入れ様三等有。先づ五十騎にても百騎にても一隊に馬を乗り込を一口入と云ひ、二隊に分れて敵陣の兩端より乗込むをば二口入と云ふ。又二隊に分れて、一隊は敵の正面より乗り込み、一隊は脇に廻りて横合より乗り込むを廻し入と云ふ。右何れも乗り込むには、敵の人数の厚き處を目當にして、霧地暗に乗り回はすを法とす。若し敵の人数の薄き方に乗り込むときは、鐵炮の棟と爲りて打たるること多き者なり。昔永祿・慶長の頃より清の太祖奴兒哈赤なるもの、數、明國の北境を犯し、戰ふ毎に右乘崩の戦法を用ひて明國の大兵を打破り、遂に明の天下を奪ひ取り、漢土の總主と爲るに至れり。由是これを觀れば、乘り崩しも亦可畏の戦法なり。獨輪車の戦法は先づ獨輪の車を製すべし。其法圓三尺程なる杉丸太を長さ一間幅四寸程の穴を穿貫て其穴に五尺六寸の片輪車を入れ、丸太の真中、但し前後九尺づつの所に軸を刺し、根の方即ち前の端に數多の竹鎗を着て人の頭面を突べからしめ、又丸太の前方六尺の間と車の後の方六尺の間とに各二つ、都合四つの穴を横に穿貫きて、是に四本の棒を貫き通ほし、以て獨輪の車の押棒と爲し、且つ其押棒の前面に楯一枚づつ綴り付けて、敵の矢玉を悉く防ぐ様にし、八人にて此車を推さしむべし。其の略圖を左に載す。

右獨輪車を數多造り置きて、一車を強壯なる車夫八人づつにて推しめ、敵に因り備へに應じ、三十車も五十車も陣前に並べて推し出し、敵の弓・鐵炮、楯堅固にして畏るるに足らざれば、敵間

六、獨輪車の戦法

(一)『實武一家言』には「廻り五尺許なり」とある

七、駒倒の戦法



竹鎗は芋繩を以て固く縛り付べし。數は宜きに從ふべし

此推棒よりは一尺五六寸も前に楯を綴り付べし、

竹鎗を付るは横廣きに宜し此横木を二間にも製すべし

第四十八圖 獨輪車

十四五間に詰る迄は平調の太鼓にて進み、相圖の貝を吹き鳴し、急太鼓の音に従ひ、喊々聲を揚て無二無三に敵陣中に押し込で人馬を撰ばず押し倒べし。此れに繼ぎて諸士も足輕も得道具を執て一齊に喊き叫で切り込むときは、一際手痛き戦法なり。但し此車の用法は、平日能く操練せざれば、事に臨みて精妙を働難し。且つ合戦の場處を兼て撰ばざることを得ず。此車は堀切多き細路其他山坂の險阻なる處には決して此を用ふべからず。平坦の野戰に於ては信に無敵の軍器と稱すべし。駒倒の戦法は馬車を打ち破る仕方なり。其法強壯多力なる軍卒を撰び、二十五人を一組とし、幾組も揃へ、斬馬刀を人毎に執て打ち倒すことを働く業なり。所謂斬馬刀とは六尺棒の先に丈夫なる大刀を着たる者なり。此の戦法は敵方に馬多きときは馬入れすまじき者に非ざるを以

(一) 北宋の武將。字は信叔。高宗に仕へ、初め夏人と戦ひ戦功あり、金軍侵寇するや、紹興九年舟を燒いて背水の意を示し、奇兵を用ひて勝ち同十一年迄死守した。後鑿槍の爲めに荆南に遷され、ついで三十一年金軍六十萬が南下したので揚州に屯して防戦したが、中途に病死した。

八、長柄倒の戦法

(二) 金の太祖の第六子。一名宗弼といふ。太宗、熙宗に仕へ、宋を破つて大功あり、累進して尙書左丞相中都元帥となつた。後又宋を打つたが、岳飛・劉錡等に破られ和を講じた。晩年皇統太師三省事都元帥となつた。

て、兼て此の備へを調へ置くべし。若し馬入れする様子ならば、早く此の備を場先に出向はして力に任せ勇を奮ひて馬の足を薙ぎ倒すべし。敵の馬を備の中まで乗り込るに至りては、必ず味方に崩色の附く者なり。宜く神速にすべし。又此戦法は敵弓・鐵炮を夥しく備へ、競ひ進んで押し掛り來るときに、此方よりも出向ひて手痛く此れを打挫つくに用ふ。其時は此斬馬刀の棒を持つ楯の穴に刺貫て各、に是を擔かつぎ、太鼓の調子を平常より早めて疾く進ませ、敵間五六間に押詰め頭付の急太鼓を相圖として楯をば投捨なて、無二無三に敵中に飛び込み、右往左往に薙倒す。此亦一種の戦法なり。昔宋劉錡が順昌の戦に大斧を用ひ馬を斫しめて、金の兀朮ごつとが強兵を打破り、千古有名の大勝利を成せり。予熟、按さるに、當時此駒倒の戦法を用ることを知らば、其捷愈、大なるべし。●長柄倒の戦法は指矢懸さに似たる者なり。然れども指矢懸は其の専ら主とする所は指矢のみ。此戦法は鐵炮をも弓をも用ひ、其専ら主とする所は手詰の太刀打なり。若し敵方古法の如く鐵炮・弓・長柄・武者と四段に備へて接戦に及び、鐵炮持り合ひ、既に究りて弓接合せりと爲り弓も亦既に究りたるときに、敵長柄の鎗を夥しく備て、一時に味方を打挫んと競ひ進で押來らば、味方は長柄備を設けずして鐵炮と弓を左右に備へ、新手を以て手痛く此を打立て射立て、散に打披ひ靡、頭付の急太鼓を相圖に味方の諸士得道具を打ち振り、敵陣中に飛込で縦横無碍に切廻り、勇を奮ひて勵み戦はば、一と際劇しき掛り口なるべし。右様手詰の勝負と爲りては、長柄

の鎗は頗る不勝手なるものなり。

八般の戦法工夫者佐藤信亮  
 (三) 武備とも云ふ。戰國時代頃の人  
 (四) 今は山田村の字名  
 (五) 今は西馬番内町に在る。白山の西部の小山

右八般の戦法は我が祖萬福院殿信亮翁の工夫せられたる所なり。我が信亮翁は出羽の國雄勝郡深堀・大戸澤兩楯の主にて兵學に達し、奥羽の二州に門人甚だ多かりしと云ふ。故に奥州諸家の持合あひに往々右八般中の戦法を用ひたる記事見ゆ。然れども皆偏鄙の小持合あひのみにて、些も中國・西國等の軍に此の戦法を用ひたる備への有ることを聞かざるなり。蓋し今時流行の諸兵學其の門人に講習する所を聞くに、合戦の模様大抵法組定りたる炮・弓・長柄・武者と備へて四段に立て、敵間二三町程に迫れば、鐵炮を打始め、其れより半町程に詰る迄の間は、何れも鐵炮を専らに用ひ、半町内より十三四間に迫まる迄は、専ら弓の持合、其れより長柄の鎗を打ち合ひて、甲乙の出來るに及で武士も進み戦ひて、遂に勝敗を決着することを定め、此を一之手の持合として、先づ此を模範とすることなり。二之手の合戦は、諸兵家の説何れも急員を吹き鳴し、早太鼓を打ち立て、諸士を敵陣に飛び込ませ、或は大身の鎗を打振り、或は太刀・長刀を振り廻して、横合より切り崩すべきを教ふ。總て合戦の勝敗は、二之手の利を得ると利を失ふとにて事の極る者なれば、如何にもして奇妙なる戦法を工夫し、必勝せひもたされば國家の大事を誤るなり。彼の八般の戦法は我が祖先の工夫にて、其事野鄙なりと雖ども、皆悉く古法とは殊異にして意外なる奇法なり。能く熟讀暗記するときは、萬一以後兵革を用ること有るに臨で、奇を出さんと欲するとき、校



兵法は和漢洋の長を  
取り一流に泥むべか  
らず

(一)『實武一家言』には  
以下「困窮すること有る  
者なり」までがなく、細  
字のやうになつてゐる

按の一と爲りて小補なきに非るべし、熟察せざるべけん乎○本邦古來よりの戦法大抵上に説たる  
が如し。故に是の以後の合戦と雖ども、小筒鐵炮のみを専ら用ひて大銃（二）を用ゐることを知らざる軍  
法ならば、右古法に似寄りたる事なるべし。然れども軍理に明達する者の兵を用ゐるは、愈々出て  
愈々奇なり。且つ合戦と云ふ者は、戦ふ毎に様子の異なる者なるを以て、一流の兵法を皆傳する  
と雖ども、是にて足れりと思ふこと勿れ。萬一是迄の仕方とは存外に異なる戦法に遇ふときは、  
大に途を失ひて困窮すること有る者なり。

(二)『實武一家言』の文  
(三)軍が退却する際若干  
の伏兵を残し置き敵が近  
づいた時その中主だつ  
た者を弓鐵砲で狙撃させ  
るもの  
(四)護先を制して敵の出  
足を押へること

然共合戦の仕方は此のみに限らざる者にて、上杉家の車掛り、嶋津家の棄好（三）の如き、萬一是迄の仕方と  
は不意に異成敵に逢ば、大に途を失ひて困窮する事あるべし。況や我流儀の大筒組（四）の如き、天拵地崩る  
程の猛烈なる働に出逢ば、全軍悉く靡爛すべし。凡戦の勝利を得るは、畢竟只是先を取（一）の一事のみ。先  
を取るとは敵の魂魄を奪ふの業を云。

楯使用の沿革

故に兵法を學ぶ者は、廣く諸家の傳書を読み、漢土・天竺其他西洋諸邦、魯西亞・諸厄利亞及び  
拂郎察・都兒格・入爾馬尼亞等の兵書と雖ども、苟くも軍事に利益ある説をば悉く皆此を取り用  
て、己れが智識を増し加ふべし。一流に泥むが如きは信に固陋と云ふべし○古代は和漢共接戦に  
は數多の楯を用ひたり。是れ止むことを得ずして無道暴虐なる國を征伐すると雖ども、生民其役  
に罹る者の非命に死するを哀傷むの業にして仁の術なり。然るに本邦近古に至り、諸家の合戦皆

楯を用ゐること甚だ少し。總て是應仁の大亂以後は天下皆悉騷擾し、諸國何れも分争せざる處なく  
上下皆共に干戈を枕として日月を送りしを以て、生死をば度外（一）に置き、一向に力戦のみを主意と  
し、楯等を用ゐることは迂遠なる業と思ひ、合戦の仕方中古よりは大に輕薄に成たるなり。其後天  
文中中に至り鐵炮の流布するに及で、合戦の仕方愈々手痛く成て、須臾の間に人の死傷すること  
甚だ多し。時に甲州武田家の武士米倉丹後守なる者の工夫にて、牛竹東（二）と云ふ者を製し、楯の代  
りに用ひしに、能く鐵炮の彈（三）を防げり。武田信玄入道是を悦び數多の竹東を作て合戦に用ふ。故  
に甲州勢鐵炮を畏れざりしを以て一時甚競へり。然れども其後此法世に弘まりて、諸家皆竹東を  
用ゐるに至るときは、米倉丹後守は仁人なりと云ふべし。然れども此の時代に生れたる人は、何れ  
も皆血戦に習ひ馴れて死を畏れざる者多かりし故に、楯も竹東もさまで珍重せざりし由なりき。  
今は泰平の世と爲りて、干戈の動かざること二百餘年、人々皆繁華を娛み遊惰に耽りて、從軍の  
困苦を知る者あること無し。治に亂を忘れざるは先聖の戒なり。武器をも備へずんばあるべから  
ず。斯（四）在昇平の永く繼きたる時、世に萬一外寇等ありて戰場に出ること有らば、矢玉を畏れ死傷  
を悲まざるもの有らん乎。此に就ても楯をば再興すべき事なり。所謂楯の製法は大略上の小荷駄  
篇に説きたり。又楯持・竹東持の事は古來百姓町人の國役たること定法なり。元來楯持は楯を持  
て陣前に立つのみの事にて、合戦に拘ること無き者なるを以て、異議なき課役なりと雖ども、雨

楯再興論

(1) Schild  
楯の用法

(一) 明の嘉靖年間(我が大永より永祿頃まで)倭寇の侵攻を防ぎ、隆慶二年(永祿十一年)蒙古の侵入を防ぎ大功があつた萬曆十三年(天正十三年)歿。その著「紀効新書」十八卷「練兵實紀」九卷は我國に於ても翻刻され名著として尊重された。

接戦に至るまでの進軍法

(三) 楯二枚を先に立て、狼筈(多枚槍)・長鎗等後に續き、各特長を發揮する(「紀効新書」卷二)

敵の降るが如く矢玉の落る陣前に楯を以て進行くこと、固より容易の事に非ず。且つ又我が行軍炮を以て此を打拂ときは、楯も人馬も皆繋に打貫くことにて、異議無き課役とも云ふべからず。況や大銃に數彈を裝て打掛るときは、一發に數百人を打倒す。由是此を觀るときは、楯持に百姓町人を使ふことも勘辨すべきの一事なり。○一枚楯に穴を穿て其穴に鐵炮を刺貫て、直に足輕に持せて前に進ましむ、是れ便法なり。又漢土と西洋の諸國に生の牛の皮を以て笠の如くなる楯を製し、戰士をして此を左の手に持しめ、以て面と胸とに來る矢玉を防ぎ、右の手に利劍を執て無二無三に敵中に飛込ましむ。此楯を漢土にて藤牌と名け、阿蘭陀國にてシケルドと云ふ。但し此楯を用るには頗る修練有り。其法は明の戚繼光が奇功新書中に詳なる圖あり。彼が工夫の鴛鴦陣を考へ合はして察すべし。○敵味方共に人數を押し出し、戦を決せんとする日には、先づ物見を遣して能く敵の模様を見切り、兼て此日に勝べきの戦法を工夫し、定て人數の手配を調べ、然して後に人數を押し出し、敵の先陣と味方の先手との間六七町に詰る迄は、平常の足取りに押し行き、敵間五町に迫りたるに及で先づ鐘を鳴して人數の足を止めて居敷かしめ、愈々戦を決せんと欲せば尙精しく敵の様子と戦地の形勢と足場とを審かに見切り、然して後に新たに太鼓を打て人數を進むべし。其法太鼓一聲に足二步づつ進ましめ、敵間の詰るに従ひ益々其法を嚴重にし、右の如く進ざる者は悉く斬るべし。如此嚴整にして工夫の戦法に従事するときは、勝利を得べきこと必

八般の戦法と海國兵談

(四) 卷二陸戰篇  
(五) 『實武一家言』の文  
同書には八般戦法記事の  
前がある。

せり。但し足場を見立ることを精密にせずんばあるべからず。地形は實に戰の助なり。○此の八般の戦法は我父翁の門人林子平なる者の海國兵談にも出たり、考へ合すべし。

余が先考玄明高翁の門人仙臺人林子平と云人、海國兵談といふ書を著し、粗此戦法を論ぜり。然共子平は固陋なる人物にて其精を盡さず。故に即其闕たるを補ひ、足らざるを増て、ここに論載する事左の如し。

兵法一家言卷八

接戦下第十一

主戦の法  
(一)退却しつつある兵が機を見て機勢で返し合せて戦ふこと。小返(後尾の一部が返し合せること)の對

一、敵を待ち受けて打つ五箇の圖  
二、敵を待ち受くる軍の用意

○上篇に論じたる所は、此方より敵國に押し行て働く戦法頗る多し。然れども時の勢ひに因て、敵方より押來て戦ふことも亦有る者なり、察せずんばあるべからず。總て敵兵味方の領内に侵入るときは、途中の山谷・江河は云ふにも及ばず、處々險阻・森林・藪澤等地勢を撰び伏奸を置て、大將及び頭分を打取べきの工夫を盡すべし。且押し來る敵を待受て打には種々の心得有り。若し又突懸りの甚だ強き敵をば、或は虚敗して伏を設て是を陥れ、或は大返して此を打ち破り、或は數多行軍炮を押し出して手痛く此を打挫き、其他八般の戦法等に因て新奇なる妙策を工夫し古今比類無きの大勝利を得んことを勤むべし。

●押し來る敵を待受て打つには六箇の圖有り。第一には伏兵を設て此を打つ。第二には中途に出向て此を打つ。第三には屯場に着きて列の未だ齊はざるを打つ。第四には着陣の夜半に此を打つ。第五には着陣の翌朝未明に此を打つ。是を待軍の大法とす。待受る軍は精く敵方の模様を探り、

三、虚敗の仕方

四、大返の仕方

戦を決すべき場所の地理・形勢を見切り、味方のたむる場の前に虎落を二重・三重にも振り置き、弓・鐵炮・大筒等を便宜なる様に配り備て待受べし。突懸りの極て強き敵をば味方虚敗して此を誘進ましめ、或は伏を設け、或は地の利に因り、大返して打取ることも有る者なり。然れども敵の大將心得ある人なれば、虚敗の手には乗すること難し。故に虚敗を爲すの仕方あり。乃ち旗を亂し、馬印を轉動し、種々の兵器等を捨落し、高足をして逃走るべし。如斯するときは敵將才智ありとも或は此手に乗ことも有らんか。虚敗することは豫て前方に下々までに皆能く知らせ置くべし。其の相圖には旗・馬印等を或は倒し伏し或は起し、起しては又伏せなど仕ながら走るべし。此等の事も四季の操練に兼て能く修練して馴れ習ひ置べし。若し能く馴れざれば出来る事なり。殊更大返すること甚だ混雜なる者にて、能く修練を重ざれば叶はざる業なり。何となれば、偽りなりとも五町と十町も走りたる人數を、又急に引き返して強敵と勇戦せしめんことを欲するは、容易のことに非るを以てなり。故に軍を機辨に働くには、平日の操練に爛熟して居るに非れば不可爲に論なし。抑も大返するには大勢の退き掛りたるを急に引き返すことなれば、鐘を鳴して人數の足を止る法にては急の間に合はざるを以て、其人數に兼て申し含め置きて、急貝を吹鳴て相圖と爲し、發陣の備は踏止りて先陣を勤め、直に引き歸し、鐵炮を一兩發して、諸士も足輕も一齊に敵中へ切り込んで、無二無三に勇戦すべし。二の手・脇備へも旗本

五、大軍に對する戦法（大銃車戦法）

- (一) 本集下巻所收「三銃用法論」行軍炮篇參照
- (二) 箱楯車といふ信濃獨特の工夫なる堅牢且つ便利な車。(水陸戦法録) 五七〇頁參照)
- (三) 副砲
- (四) 戦車の左右に附いてゐる大きな板楯。敵前に進む時左右に開く
- (五) 鎧を長い竿の先に下げ、一種の楯としたもの。戦車の前方に差し出して置く

も兼て工夫の戦法を行ひ、早太鼓を打ち大開の聲を揚て、先手備の左右より敵を中に取り圍で打挫く。是を大返の働と云ふ。其他種々の仕方あるべし。此大返のみは度々操練に熟せざれば、甚だ出來の宜しからざる者なり。若し敵は極て大軍にて弓・鐵炮甚だ多く、且つ軍卒精銳強壯にして勇み進み競來るときは、小勢にて對戦するを得べからず。しかれども上の操練篇に説たる如く、我が家法を以て製したる行軍炮四十五挺ありて此を法の如く戦車に載せ、一車に助筒四挺づつ附て十車を一組としたる者の三組と四組の備あれば、此方より出で逆ひて此を打挫くべし。其法即ち行軍炮戦車を三四組押し出し、敵陣に押し掛け、其の兩翼を張擴て箱楯を下し、戦地の形勢に従ひ、或は雁行・一文字、或は山形・鋒矢等に備を布きて疾く進み、敵間一町内外に詰りたる時に、組頭下知を傳へ、其行列を正く齊へ、先づ一組の右の端なる大銃を打放し、第二・第三・第四・第五と序次を亂さず調子を整て震發し、益、其車を推し進み、其他諸手に後を詰め、太鼓を打ち開の聲を作りて其勢を援べし。縦令ば敵の矢彈雨霰の如く降り來ると雖ども、我が車の箱楯・簀楯堅固にして畏るるに足らざることなれば、齊整堂々として行列を齊へ、平押し車を進めて半町許に迫りたる頃に、助筒をも打掛て手辣く此を打挫くべし。敵尙屈すして逃走らざるときは、大銃に數彈を裝て打放し、一發に二三百人も打倒し、助筒にも數玉を裝て尻打に二三十人づつ打倒すべし。此の大銃・助銃を強藥にて打出す彈は、二三町の間に立程の人馬を皆繫に打

六、後装大銃の利

貫く者なるを以て、敵兵猛なりと雖ども崩れざる備へあること稀れなり。味方に數倍大勢なる強敵の勇み進みて競ひ來るを迎へ撃て、嚴しく打ち砕くを大銃軍第一の働きとす。凡そ軍の刺しき追合場に臨み、矢玉の雨霰の如く飛び來るとき、筒先に出て彈藥を装め替るは甚だ危險ことなるが故に、他の兵家者流にては刺しき迫り合ひに臨では、大筒を用ること無く唯小銃のみを用ふ。或は大銃を齎もたらすこと有り且雖ども、遠方より僅か兩三發し、危急の場に至りては用ること無し。是れ他なし、彈藥を装め替ること能はざるが故なり。然るに我製造する大銃は、彈藥を銃尾より装むるを以て、他流の銃の如く棚杖こたぎを用るの勞なし。故に車の箱楯の外に出て棚杖を使ひ、矢玉の的と爲るの危難なく、其手回し甚だ便捷にして且つ速かなり。且つ又大銃を早打して度數多く累ぬらるときは、或は銃腹こぶに火遣りて棚杖使の火傷やけどすること有り。然るに我が製の大銃は彈藥を銃尾より装るが故に、遣火の有無は能く見ゆるを以て、絶て火傷するの虞なし。是我製作の大銃は普通の銃炮てっぽうとは形像かたちの大に異なる所以なり。尙上の操練篇に論ずる所と能く考へ合すべし。

(一) 先込大砲に彈藥を装填する時に使ふ長い棒

七、鑑軍役の設置と效果

國家に主たる者は、勤て能く近習諸士中人物を撰び此の鑑軍役とし、二人づつを一組と爲し、三組・四組も合戦の場所を巡廻させ、其日持合ひもちあひの始末並に諸士の剛臆こゝろより下々の者の働き等を精く見届て悉く記録し、此を主將に上達せしむべし。是は諸手番頭及百人頭より申上る趣まじと異同を見合はする考へ合はせとも爲り、且つ又諸軍士下々の者に至いたるまで、各自の頭の外に別段軍場

崩際の反撃法

目付あることを知るときは、一入諸事に油断せずして、戦に身を入れて必死の勵を致す者なり。○敵と對陣して既に持合と爲るに及び、味方の先手不利の色を顯はして將に備への崩へんとするか、或は既に追ひ崩されたる時に此を守り返すべき仕方、或は守り返すこと能はざる時の仕方數方有り。

一、味方の先手追崩されんとする時の心得

●味方の先手敵に追崩されんとして甚だ危く見ゆるときは、早く二之手は閑聲を揚て横より無二無三に打ち込むべし。若し夫れ手早く横を入れずして既に備へを追ひ崩され、足の四途路しよとろに周章しうしやう亂れたる後は、横を入ると雖ども最早守り返し難き者なり。故に味方の先方不利の色顯れたるを見れば、早く二之手・脇備等より横を入るべし。又横合より馬入れするは殊に宜し。何れ味方より横を入るを見る時は、敵方よりも二之手を押し出し相手組ものなれども、加様なる時には敵の二之手には目を掛すして、味方の先手と戦ひ居る所の敵の先手の備裡びりを眞一文字に驅散すべし。總て加様なる働は極て神速ならざれば無益の勞煩にて、先手も二之手も共に皆追ひ崩さる者なり。勵むべし、速かにすべし。●味方先手に二之手も皆敵に追ひ立られて旗本に崩れ掛るときは、旗本の楯を陣前一面に立て並べ、楯の陰より長柄の鎗を筋違すぢがひひに半を指出し、石突をば大地に突止め、軍士は皆居敷いぢて嚴しく備へを固め、崩れ來る味方を一人にても旗本備へに入らしむること勿れ。其際に右備は右より廻り、左備は左より廻りて敵を挟み打ちにすべし。且つ如斯戰

二、味方の先手二之手追立てられ旗本に崩れ掛る時の心得

## 三、越働の仕方

の危急なる時は遊軍は早く越働すべし。凡そ越働の仕方は、味方を追ひ来る敵先手・二の手に目を掛ずして唯敵の旗本の横合より無二無三に突掛り、必死を期して戦ふべし。此の働を能く神速に行ふときは、敗北したる味方却て勝利と爲ること多し。凡そ越働して敵を打ち破るは、武士の名譽にして戦場の大功なり。假令勝利を得ずと雖ども、敵方の旗本大騒動なる者にて、諸手に響くが故に此張合に崩れたる味方も守り返すこと多き者なり。又味方先手・二之手共既に敵に追ひ立られて崩れ走る處に、或は時宜に困り小荷駄車を押し出し、十車も二十車も一面に押し並べ、車の陰より弓・鐵炮を頻りに打放し、其押し来る敵兵をして車に隔てられて進むことを得ざらしめ、其の際に味方の敗軍を守り返して小荷駄車の左右より狭み打ちて敵を打破ることも有るべし。若し味方の先備合戦難儀に及たる時に越働きして此を救ふには、行軍炮の戦車を以て敵の旗本備の斜角より嚴しく打ち砕くより良なるは無し。味方の急に應ずるには、唯其神速なるを妙とす。若し手後れに爲ては、味方既に敗走し、敵勢戦勝の利に乗じ、猛威百倍して味方總軍の難儀と爲る者なり。故に右よりにても左よりにても能く足場を探り、唯其形勢に従ひ火急に押し出し旗本近き備を目的と爲し、無二無三に押詰て平ら目當直徑に打出すべし。大銃・助銃共火薬を存分に強く裝て直徑に打出すときは、五六町間に立つ程の人馬を皆繫に打貫ものなり。故に強敵を響應するには、此上も無き料理なるべし。若し又饗養の強き敵人にて尙進で戦はんことを欲せ

## 五、越働の法再説

ば、大銃・中銃に數彈を裝て震發し、飽まで食はしむる獻立あり。假令ば大銃車二組押し出し、一挺に數玉五百粒づつ裝て打出さば、二十挺の玉數一發づつにても一萬粒、又助筒一挺四五十粒づつ裝(む)と雖ども、此も亦三四千粒なるを以て、強敵と雖ども満腹すべし。如斯越働して猛威を奮ひ、敵陣を震動するときは、敗北したる味方忽ち勝色と爲て、敵方の大狼狽せんこと必せり。此等の事は上の操練篇を合せ考へて能く工夫すべし。行軍炮戦車を數多製し、武備を精銳にせんことを欲するに、財用の費ること頗多し。然りと雖ども武器の最上第一たること論ずるに及ばず。此を備へずんば國體に骨の無きに同じ。不可不察也。故に行軍炮及び助銃・飛伏持筒、其他戦車・箱楯・翼楯・箕楯・鐵彈・鉛彈・火藥等を製する費用大略を茲に記載して、國土を領する者に其心得を爲しむ。既に論じたる如く、攻城・野戦に専用べき大銃は、餘り重きは不便なるを以て、彈の徑り二寸を二十倍の應尺にて、銃口より銃尾に至り四尺五寸許りの定法なり。此を青銅にて鑄造すれば、大約秤量七十貫目程なり。此を製する費金三十五兩、戦車一輛、箱楯・翼楯・箕楯の費金十五兩、助銃四挺費金二十兩、然れば行軍炮戦車を一輛全備するに費金七十兩なり。此を十輛を一組とするが故に、金七百兩、且つ又一組には飛伏十手附くことにて、飛伏は一手三人づつ皆十文目以上の中銃を用ふ。故に中銃三十挺の費金百五十兩なり。然れば行軍炮戦車一組を全備するには、費金八百五十金とす。大抵の國ならば五組も調へ置くべし。實に國家鎮護の鴻

## 六、行軍炮戦車の價値と製費

接戦 下 第十一

七、消耗品製造費

寶なり。五組にて大銃五十座、中銃三百五十挺にて、費金都合四千二百五十兩なり。①銃炮及び車楯等は一度此を製すれば、年所を歴ると雖ども損する者に非ざれども、此を戰場に押し出し存分に打發つに及では又別に費ること有り。先づ一組十座の大銃一挺毎に二十發分の鐵彈合はして二百丸、此秤量五十貫目、又助筒四十挺二十發分の鐵玉八百丸、此の秤量十二貫目、都合鐵玉大小一千丸、其鐵六十二貫目、此を彈に製する賃銀ともに金十五兩、大銃十座にて筒毎に數彈五百粒こめ三發づつ打放すべき彈數一萬五千粒、粒毎に鉛一匁玉にして此の鉛十五貫目、又助筒四十挺に數玉五十粒づつ裝たる三發分の玉數六千粒、飛伏銃三十挺も亦五十粒づつ裝て各十發分、其玉一萬五千粒、都合鉛一匁切玉三萬六千粒、其の秤量三十六貫目、此を製する賃銀共に金二十兩、又大銃十挺鐵玉二十發分の火藥四十貫目、助銃四十挺各二十發分の火藥十貫目、又大銃十挺鐵玉各三發分の火藥十二貫目、助筒四十挺數玉各三發分の火藥三貫六百目、飛伏銃三十挺數玉各十發分火藥九貫目、都合火藥七十貫目餘、此價金二十五兩と積り、火繩・紙袋・蠟油等の價亦金五兩と見て、諸雜費を總合すれば別に七十金に及ぶ。由是これを考るに、行軍炮戰車一組押し出し、彈藥を惜まず皆打ち拂ふときは、大約七十金の費へなり。然れども其打出す所大小の彈數三萬七千丸なるを以て、敵人を打ち殺すことも夥しかるべし。況や此を五組も押し出して嚴しく震發するに於てをや。如何なる勦敵と雖ども堪ふべきに非ず。故に此の行軍炮の戰車を敵に受ては甚だ

長るべきの神器にして、防禦の術至て難儀なるを以て、集堂翁深く憂ひて此法を他に傳ふことを固く禁じられたり。

勝利後の心得

(一)武田太郎義信。信玄の長男。永祿四年川中島の戰に初て從軍し、武田軍の右備を指揮し勇戦した。後父子の關係悪化し飯富虎昌等と反を謀り、遂に露顯、捕はれて永祿十年獄中に殺された。  
(二)元龜三年遠州三方ヶ原(濱松の北方)に於て行はれた武田信玄と徳川家康の戰。武田軍五萬、徳川軍は織田信長の援兵を合せて八千餘、徳川方敗れて居城濱松に退いたが城門を開き奇計を以て武田軍の包圍を解き得た。  
一、追撃に當りては味方の備を整ふべし  
(三)家康に仕へ、井伊直政・酒井忠次・本多忠勝と共に四天王の一人。武功により天正十八年上野西林十萬石を領した。慶長十一年没、年五十九。  
二、追撃に徹底すべし

○敵國と讐を結び合戦に及び味方勝利を得て既に敵兵を打ち破りたる後は、別して備を堅固にして四方の物見を精密にせずんばあるべからず。昔上杉謙信川中島の戰に甲州勢を存分に打挫き、愉快なる勝利を得たりと雖ども、物見を疎にし安心して兵糧を使ひしを、武田太郎其不意を覘て無二無三に旗本へ斬込れ、謙信大に狼狽て見苦しき敗北を爲し手負・死人極て多く、甚だ危くして逃たり。又味方ヶ原の役に武田信玄頗る勝利を得て、神祖を濱松城に追ひ込み奉り、乃ち城を取り巻き安心して兵糧を使ひし處に、榊原小平太康政不意に後より喊て駈入り、無二無三に斬り立てければ、甲州勢是に驚き、矢庭に堀の中に追ひ落されて死したるもの其の數を知らず。因て互格の軍と爲れり。此等の事を能く考合すべし。

●敵軍を打破ると雖ども、逃るを追ふこと四五町より六七町に過ずして、味方の行列をととなふべし。長く追ひ打するときは、味方の備も自然に不行儀に爲る者なり。故に假令追ひ打すると雖ども、己が備を齊整として太鼓の調子に軍士を歩せ、物見を馳らしめて審に様體を見届け、行列を正しく揃て追ひ行くべし。且つ鐘聲を聞くときは速に足を止むべし。鐘の聲を聞いて足を止めざるときは即坐に罪に行ふべし。●敵人若し其の免るべからざるを知りて或は覺悟を極め取て返して死

(一)天尾羽張神の御子。天孫瓊々杵尊降臨の際、大國主神の次子建御名方神を遣つて諏訪に降し出雲民族平定に功があつた。常陸鹿嶋神宮の祭神

三、敵兵退却の眞偽を見分くべし  
 (二)坂上田村麿。平安時代初期の名將

四、追撃後敵の手負死人を大切に取扱ふべし

五、勤功者には即座に行賞すべし

六、戦勝後軍神を祭るべし  
 (三)祭神については古來諸説あり、燈火々出見、編草葺不合等といはれが、應神天皇説が最も強く行はれた。元明天皇の和銅五年野前宇佐に祭り、清和天皇の貞觀年中石清水に勧請し、後醍醐の信仰深く、殊に清和源氏の諸將は弓矢神としてこれを崇敬したので、武神として全國に奉齋されるに至つた

物狂の働きを爲すときは、味方の人數にも手負・死人等出來て存の外手に餘ること有る者なり。然れども又根を斷ち葉を枯すべき見切の有る敵ならば、戦勝の利に乗じ何地までも長く駆て追ひ詰めこれを打取るべし。古來其例甚だ多し。敵を追ひ打するには必ず心得べきこと有り。敵人逃ると雖も其旗・馬印等の齊て軍卒の足並も亂るること無く、頻りに後を顧るなどして逃るは眞の敗北に非ず。如斯なる敵は妄りに追ふこと勿れ。必ず伏兵あるか、或は大返しするかして、味方却て難儀に遇ふこと有り。慎むべし。若し又旗も馬印も轉動して、軍卒の足並も悉く亂れ、諸の武具等を取落し、高足と爲り逃げ走るは眞の敗北なり。追詰て打取るべし。合戦に打勝て敵を追拂の上は其手の番頭乃ち旗・馬印を其場に押し立てしめて、配下の人數を悉く其處に纏ひ集め先づ手負・死人を檢覈、打死の死骸を大切に取扱ひ、手負の人を篤く介抱し、且つ軍士の勤勞の深淺を吟味し、悉く帳面に記録し、速に主將の上覽に入るべし。敵を打破り勤功の有る番頭・百人頭には、即坐に此を召して褒賞し、時宜に因りては直に感狀及び俸祿・衣服・器物等を賜はり、或は下々の軍卒陪從の者迄も、勤勞に従ひ即時に俸祿・金錢等を賜ることあるべし。味方諸手既に敵軍を打破りて慥に味方の勝利たるに於ては、主將即ち芝を切り土を築て壇を造らしめ、御酒・洗米・菓子・燈明・香花等を供へて軍神を祭り、旗本にて五五三の貝を吹き立て、大に勝鬨を作り歡聲を擧ぐべし。即ち是れ軍神を勇威奉るの軍禮にして、味方は英氣を百倍するの古法なり

七、五社並びに諏訪明神を奉齋すべし

(四)佛教でいふ五大天王の一。大日如來の變化身。一切の鬼魅毒瘡を降伏するといふ。顔色青黒右に降魔の劍を持ち左に縛の繩を持ちその他種々の形をなし常に火焰中にある  
 (五)佛教でいふ五大天王の一。西方を護る。本地は阿彌陀如來。三面六臂で一切の惡毒亂を降伏し善を護ると云ふ  
 (六)佛教でいふ天王の一。禍災と譯す。その形は見得ず捉へ得ず水火も犯し得ず、常に日の前にあり、護國護民の力あり兵戈を救ふと云ふ女神。武士の守護神として尊崇された  
 (七)梵天王の妃。辯舌智慧の神と云ふ。世を護り物を濟ひ惡敵を退散せしめる。多くは顔色秀麗で琵琶を彈する。又八臂持財天として八臂あり、弓箭刀槍等を持つものもある  
 (八)七觀音の一。胸の上り廿五體あり、その左右に各二十臂あり、總計千の手がある。智慧圓滿具足、以て衆生を救ふと云ふ。この神初め常に他人の子を取つたが、佛の戒により改心し、それよりは却つて子供の守護神となつたと云ふ。一〇)祭神建御名方神(大國主神の第二子)。上下二社あり、信州諏訪郡中洲村に上社(上宮・南宮大明神・法性大明神)あり、同郡下諏訪村に下社(下宮)あり、現在共に官幣大社。持統天皇五年に奉齋され、延暦年間坂上田村麿征夷の時祈禱あり、以後は武家の信仰極めて厚かつた。(一一)祭神天皇の皇子鸕鷀原命の後裔。東國を治めて功があつたが、仁徳天皇五十五年蝦夷の叛亂を討つて戦死した。(日本書紀)仁徳天皇五十五年の條參照)

り。軍神の事に諸家種々の異説あり。然れども本邦の古典を按ずるに太古の世に勇威猛烈にして天地を震動せしは須佐雄神に比すべき無く、其次は建雷雄神なり。其後は日本武尊功業最も大にして、其次は神功皇后、其後は田村將軍なり。本邦に於て軍神と稱すべきは斯の五社の神なり。近古に至て八幡宮を軍神として此を祭る家多し。善なることは善なりと雖ども、古傳に 應神天皇の自親軍し給ひたる説あることを聞かず。或は不動明王・大威德明王・摩利支天・辨財天・千手觀音・鬼子母神等を軍神とする家有り。然れども天竺國の佛達を本邦の軍神に祭るは義に於て迂なりと云ふべし。又愚老先年游歴中濃國諏訪神社の舊記を見しに、此の神社は神世より鎮坐し給ふ神なれども、今の社を興したるは 桓武天皇延暦十九年に坂上田村麿蝦夷を征伐するときに祭りて以て建立せし所なり。然れば朝敵征伐のときに祭る軍神は建御名方の神を用るも宜しかるべし。田村麿の大功を成せしを以て斯の神の威徳を奉察すべし。古代は蝦夷甚だ強くして東方諸州未だ皇化に服せず、蒼生其暴虐に困みて性命を安すること能はず。故に 景行天皇の御子日本武尊をして此を討せしむ。日本武尊東征して其梟傑を誅し天下の民を安ぜり。其の後二百餘年蝦夷又起て奥州を亂妨す。仁徳天皇五十六年將軍田道兵を帥ひて蝦夷を征伐し敗北して戦死す。



- (一)『日本書紀』敏達天皇十年春閏二月の條參照
- (二)『續日本紀』光仁天皇實錄五年七月の條參照
- (三)光仁天皇の實錄年間陸奥鎮守府將軍として蝦夷征伐の際部下なる夷俘の伊治持麻呂の反逆により殺害された。(『續日本紀』光仁天皇實錄十一年三月丁亥の條參照)
- (四)大納言紀麻呂の孫、延曆十六年没。(『續日本紀』桓武天皇延曆七年七月辛亥の條參照)
- (五)『續日本紀』延曆十年正月己卯の條に藤原眞鷲・百濟王俊哲・坂上田村麿の三名を以て蝦夷に備へたことを見るが、藤原大伴麿の名は見えない。恐らく誤記であらう
- 八、主將は傷兵を慰撫すべし
- (六)百濟歸化人。桓武天皇の朝屢々蝦夷征討の任を受け、また陸奥鎮守府軍に任ぜられた
- 九、主將は戦死者及び遺族を憐れむべし

敏達天皇の十年蝦夷人東方諸州を擾亂す。光仁天皇の五年蝦夷人奥州諸地を攻略す。同く十一年蝦夷兵を進めて將軍紀廣純を攻て此を打殺す。桓武天皇七年に朝廷蝦夷の強きを以て參議紀古佐美を以て征東將軍に拜す。同八年に古佐美大軍を率ひて蝦夷を征伐し、共に衣川に戰て皇師大に敗績し古佐美都に逃上る。同十年藤原大伴麿・百濟王俊哲・坂上田村麿等を遣して蝦夷を防がしむ。是時に當て蝦夷兵威甚だ強く官軍此を制すること能はず。蝦夷の惡路王が子大鷹麿數、皇師を打破り、連勝の利に乗じ東海道を切て上り、伊勢と近江の界なる鈴鹿に至り、坂にて田村麿と戰ひ利を失ひて戰死せりと云ふ。延曆十九年田村麿蝦夷を征伐し、信濃國を過りて諏訪神社を建立し、蝦夷降伏の祭を爲せり。同二十年田村丸蝦夷を征して大に此を打破り、連りに戰皆勝て惡路王を困死せしめ、蝦夷の殘黨を攻撃て遂に海外に追ひ攘へり。是より以後は日本國中に絶て蝦夷人の住居するもの無し。田村丸の功業大なる哉。由是これを觀るときは諏訪明神の神徳も亦廣大なることを欣戴すべし。手を負たる軍士は下々の者と雖ども主將自ら此を撫勞し、辭ばを掛て愛憐し介抱し、人を附て治療を加へ、時々自身に行きて容體を尋ね問ひ、醫師に能く命じ懇到に取扱ひ遣すべし。古の良將士卒の創を受て膿たるを自身に其膿を吮て遣したる例あり。古來軍士を愛育撫納することは、將たる者第一の要務なり。又戰死したる者あれば、主將自ら行て其屍を抱き涙を流して撫摩り、其屍に謂て曰く「國家の爲に能く命を致せり。最上の忠臣なり。嗚呼惜ひ哉」と愁傷して子弟に厚恩を賜るべし。若し子弟無き者は父母妻等に厚恩を賜はり、父母妻女等の望を任せ、遺跡の家督を定め遣はすべし。凡そ打死せし者の葬禮及法事の諸入用は、悉く國君より賜りて此を立派にすべし。或は國君も葬送に自ら臨みて哀を爲し、法事にも自身に臨みて香花を手向け、何事に就ても其子孫を愛し長く恩命を篤くすべし。是れ士氣を振はしむるの百法なり。若し戰に勝て既に敵を追ひ崩すと雖ども、敵方より味方へ越働を仕掛ること有り。凡そ越働は甚だ以て油斷の成らざる者なり。動もすれば勝ち敖りたる味方の存外なる大難儀に罹りて、當惑することが出来る者なり。故に味方軍神を祭り勝鬨の禮を行ふと雖ども、不虞の警めに備へずんばあるべからず。其の不虞の備へとは、味方の本陣に引き取らざるの間は、既に戰勝の禮を行ふ時と雖ども、先手・二之手は初の儘に其處に備へて、其行列を堅固に整へ、左右の備は何れの方にも越働き來るときは、急ぎて人數を繰り出して此れに相手組べき手當を嚴重にすべく、又左右の遊軍は何れの方にも敵來て左右の備へと持合ときは、直に敵の備の横を入るる手當を爲すべし。如斯なるときは敵より越働を仕掛たりと雖ども、大なる騷動は無かるべし。勝鬨の祭禮終りて然して後に後陣より徐に引き揚ぐべし。

(七)吳子(起)を指す。支那戰國時代の武將。兵法を編び魏に仕へ戰功を立て、後楚の悼王に仕へたが宗室の亂に殺された。『吳子』はその著と傳へられる

一〇、戦勝直後敵の越働に備ふべし

○夜戰には三種の異有り。敵の陣處に押し寄せて戰ふを夜打と云ひ、敵城に押し寄せて攻るを夜込と云ひ、敵味方互に陣を取り、双方夜出て戦ふを夜軍と云ふ。夜軍と夜打とは其の趣少し

夜戰の三種とその心得十三箇條

一、夜打の訓練をなすべし

く異なること有り。夜打と夜込とは大なる差別の無き者なり。

二、夜打仕掛の機を伺ふべし

●夜中の戦は敵の様子も明かならず、足場の善悪も審かならず、旗の手・相圖等も慥かに見分ること難く、敵も味方も睨と知れざる者にて、諸事甚だ不都合なるが故に、先づ夜軍は成るべくは好まざる事なり。然れども夜打は小勢を以て大勢を相手にし、勝つこと難き強敵をも打破ること多き者なるを以て、時宜に因りては仕掛べきこと有るに論なし。然れども夜打を仕掛るには、兼て相圖・合印・相言葉等平日能訓練して馴れ習はざるは、約束存分に行き届かずして、唯頻りに彼是れと味方の騒動するのみにて、敵を打破る程の戦も爲し難く、勞して功の無きこと多き者なり。●夜打を仕掛るには四箇の圖あり。其一は敵の到着したる夜なり。其二は終日合戦ありし夜なり。其三は大風・大雨・雪降等の夜なり。其四は敵方吉凶に就て事の多き夜なり。猶此外に時の宜きに臨み、打つべき圖を能く考へ伺て、神速に打掛るを良とす。●夜打を仕掛るには、七箇の要用の具有り。必ず此用具を備へずんばあるべからず。其第一は梯兒なり、此は堀・塀其他柵・長屋等を越すに用ふ。且つ數挺並べて突ときは、陣門を突破るに便利なり。第二は大槌なり、此は城門・陣門等を打ち破るに用ふ。第三は大繩なり、此は柵・虎落等を引き抜き小屋・長屋を引倒に用ふ。第四には大鋸なり、此は塀の柱、柵の柱等嚴なるを挽切に用ふ。第五には熊手・大鷲鴯なり、此は垣・塀等を乗越るに用ひ且つ力戦にも用ふ。第六には柴葦及び投烽烙・投火矢、其他

（一）大窟口

（二）寛永十四年十二月から十五年二月まで

四、夜戦には廿五人を一組とす

五、夜戦には高聲を禁ず

六、夜打に三箇の秘要あり

七、馬放し及び火附の役割を定め置くべし

種々の燒藥なり、此は敵陣の小屋・長屋等に火を付るに用ふ。第七には錠なり、此は何程嚴重の柵も錠の鈎を掛て大繩にて引くときは直に引き抜く者なり。然れども普通なる野陣等に夜打するには無きも可なり。先年島原一揆の時に浪人共夜々に打出て寄手の陣を侵し、其勢強猛にして防ぎ難たかりしに因て、鍋島家にて大材木を柱にして深く其根を地に埋て、五六尺圍の大丸太を横に縛り付、大丈夫なる柵を陣前に作れり。浪人共此を見て錠を持來り、其の柵柱に鈎をかけ大繩にて悉く引抜き、鍋島の陣を亂妨せり。又城門を引き崩すにも用ふべし。●夜打仕掛るは勿論、總て夜の戦ひには人數二十五人を以て一組と爲し、幾組も此を仕立て、各一組切りの働を爲さしむべし。此の法極て便利なる者なり。●凡そ夜打の習には先手の鐵炮の音を相圖に働き入る者なり。且つ夜打・夜込には嚴しく聲を立てることを禁ず。若し高聲したる者は即坐に切り捨にすべし。故に古は枚を含むと稱し、人毎に小板を加へさせ、或は馬の轡を絹にて巻きたること有り。●夜打を仕掛るには三箇の秘要有り。其一は敵陣に打ち入ると齊く主將の居處を目掛て切り込むべし。勿論味方は一處に集らずして二十五人一組づつ處々に分れて働き首を皆切捨にして、唯大將の首は捨ること無く太刀・具足にても分捕して歸るべし。其二は敵陣中に打入りて早く敵方の馬を切放して騒動さすべし。其三は早く敵の陣小屋へ火を掛け、頻りに處々より燒立べし。●人々皆敵方の馬を切り放し、且つ陣小屋に火を附ることを心掛るときは、血戦の働き専らならざるに因て、火

八、夜打の際同士打を避くべし

九、敵陣の柵を倒すべし

(一)ある場所に配り當てて立てること  
(二)現存せず

一〇、夜打の時火附役は風上より焼立つべし

一一、夜打の歸路に關して注意を要す

一二、夜戦の時忍備を配置すべし

を付る者は火付を専務とし、馬を切り放す者は馬放しと、兼て以前より役割を定め置き、五人づつを一組として、幾組も遣すべし。且つ又此の組々も馬を放し火を付け終らば、諸軍士と同く血戦を働くべし。夜打の出で立ち、弓・鐵炮をば多く用ひずして、手詰の勝負を專要とする者なり。夜中は敵味方の見分けも不明なるを以て、同士打の虞なきにしもあらず。宜く上の野陣の篇に論じたる胴肩衣の法を能く考合して工夫すべし。夜打を仕掛て敵陣の柵を嚴く振りたるをば大鋸を用て土際より引き切り、推し倒して込み入べし。此の大鋸を挽者も亦兼て役割し置くべし。且つ此の大鋸挽の働きは、時宜に因りて晝と雖ども行ふべき業なり。但し日中には仕寄道具を用ふべし。夜打に出る時の火附役は、一人毎に乾燥きたる柴・萱等四五把づつ持行て、火の付き易き所を見立て風上より焼立べし。凡そ火を付る法は、投烽烙・投火矢、其他種々妙方有り。予が先年著したる火攻新書に詳かなり。敵陣に夜打を仕掛ては、初に入りたる處よりは歸らざることにて、別に脇より裏壁を切り抜き、其口より引き取ること兼て心得居るべし。且つ其最初の方より入りて何れの方に出づと云ふことを皆能く申し合せ置て、其切抜て歸る道には忍び備へを出し置き、又其歸らざる方の途には松明等を少しく出して敵人を疑はしむべし。總て夜戦には其持合場所より二町程も手前に忍備へを一手・二手も出置き、萬一味方敗走して敵兵追ひ來るときは、彼の傍に密々伏置きたる忍び備への前を半ば過ぎしめ、急に攻め掛て打ち崩すべし。且つ又逃退

一三、夜打に勝利を得たる時の處置は慎重なるべし

(三)間隙。大將恩顧の者を種々の階級から選び用ゐる。  
(四)一六五頁註八参照  
(五)同頁註七参照

夜打防備に關して四箇の手當を要とす

(六)外張とも云ひ、本陣からはるか離れて警固にあたるもの  
(七)一六五頁註一参照  
(八)陣の外に近く火圍の土居を築き焼く。番兵を置く

きたる味方も亦返し合はせて挾打にすべし。夜打を仕掛て其戰能く圖に當り、大勝利を得て敵兵を皆悉く追ひ拂たらば長追すること勿れ。唯其一手毎に行列を齊へ、鐘の聲を聞き次第に總軍皆足を止むべし。偕其旗本の馬印・旗等も、暗夜のことにて見るべからざるを以て、其代りに旗本にて松明十本を振立るなり。總軍既に鐘音を聞て足を止めたる上は、此十本の振松明を目當に皆一處に集るべし。且つ其陣營を乗り取たるに於ては、有り合の兵器・道具等手に掛り次第に分捕さすること古法なり。唯だ兵糧・小荷駄は上に取り上げて便宜なる處に運しむ。且つ總軍皆松明の處に集りたるに及で、旗本に於て五五三の貝を吹き勝鬨を揚べし。即ち上に説たる如く軍神を祭るなり。

○凡そ夜打の來ることは空虛を打つなり。故に味方空虛無ければ敵より夜打の來るべきの縁なし。假令來ること有りと雖ども、味方の手當堅固なるときは敵の敗北すべきこと疑ふべきもの無し。所謂其手當とは四箇の要旨あり。第一に上の野陣篇に説きたる如く四方八方に細索を出し置くときは、若し敵方より夜打の出る氣色あれば忍び者より出抜に告げ、出抜より外聞に告げ、外聞より張番に告げ、張番より捨箒に告げ、捨箒より本箒に告げ、本箒より陣門に告げ、陣門より本陣に直達するなり。第二は敵より夜打の來る注進あるときは、主將より諸手に下知して各其陣を堅固に守て防戦の用意を嚴重にせしむ。第三は敵より夜打の來りたるときは、其敵を受たる備へ

の一手限り必死に爲て此を防ぎ戦ふべく、他陣よりは加勢に出で合はずして、他陣にては自ら備を堅めて、己が小屋を焼れざるを專一とし、唯頻りに関を作りて聲援を爲すべし。第四は兼て諸手皆軍卒の内にて松明役を定め置きて、當番の松明役は戦ふことに目を掛す、早く營中の小路並に面々の小屋の前に夥しく松明を燃し、白晝の如く明かに照すべし。是れを四箇の要旨とす。總て夜打と云ふ者は、夜の暗きに乗じ、大抵は大軍にも非ずして驟立ちることの甚しき者なれば、白晝の如く明かなるときは、夜打に困るの理無し。故に四箇の要旨の如くするは、夜打を防ぐに最上の手當なるべし。此れ等のことをよく會得するときは、妄りに夜打の敗を受まじきなり。猶工夫して防禦の術を精密にすべし。

古兵法は新兵法の按根なり

○右に紀載する所の諸件は世上有り來りの兵法なり。然れども中には取るべきことの無きにしもあらず。且つ又古來仕來の戦法を能く熟知するときは、新奇なる仕方を工夫する按根と爲る者なれば、煩碎（註）を厭はず此を類聚し、間亦我が家傳來の古説と愚老が新得の僻論を紀載するも少からず。抑、合戦と云ふ者は、如何に備へ立するとも、急度勝つべしと云ふ定法の無き者なり。然れば廣く世上に流布して皆人の熟知する所の立法を用るのみにては、勝利を得ることは殊更に難き事なるべきは勿論なり。故に此の以後萬一兵を用ること有らば、意外に新奇なる妙手を出し、敵人惶怖（註）て膽を破るに非ざれば、十分なる大勝は得難きことなるべし。所謂新奇なる妙手を出し

て敵人を惶怖せんことを欲すと雖ども、其國人主君に信服し、諸士の卒伍能く調へ操練熟習して元帥の指揮に従ふこと手足の意に従ふが如く、或（註）は分別れ或は渾合（註）り、或は線懸り或は線引し其往來屈伸と進退周旋の自由自在に出來ざれば、逆も立派に戦ふことは叶はざることと知るべし。

(一)以下細字は「實武一家言」の文

殊に近古以來の合戦は小筒鐵炮專に用るを以、先鐵炮を以て其得失を論ぜん。抑、鐵炮の小筒といふ者は、余が鐵炮究理論に説たる如く、六間より六十間に至る迄に凡八段の棟ありて、是を地矢倉と云。此八段の地矢倉を過て七十間・八十間となりては、必前見（註）に象限規（註）を掛て補ふか、或は空（註）見にて目當を越にするかして、何れ炮を前高にて勾倍（註）を付ざれば、其玉の届かざる者也。故に棟打は地矢倉と越す時は中分す。縦令地矢倉の内は中るべきの理有と雖も、方八寸の角的にては能當る事稀也。何となれば、鐵炮の必中といふは、地矢倉を三つ折にするの二つを限りとす。故に小銃は廿間を越て中り難し。況や六十間以上に於ておや。遑迫には中る事も有と雖も、信に偶中にして堅き物は貫く事能はず。然共其玉の飛事は五町・八町の遠にも至るべし。凡戦にのぞむ時は、軍士は皆太鼓の音に従ふて足を進めざる事を得ず。故に先手に立者は敵も味方も恐怖して心も眼も平なる事能はず。その恐怖の甚きより敵間三町にも成時は早鐵炮を打始る者也。然ば三町より二町半となり、二町半より二町となり、二町より一町半と成、一町半より一町と成、一町より二十間必中の場に迫る迄、二町半餘の際に於て何程鐵炮を打と雖も皆無益の空發なり。其無益の間に丸藥已に打盡し、銃は汚れて用ふべからざるに至る。鐵炮は至牌（註）の武器なれども、斯の如く汚れる時は棒に劣りたる者也。武備に志ある者は此理を熟察せよ。

(二)切符。一番大切な

凡鐵炮も十匁彈以上成者は、心眼を平かにして能打時は六十間外も能中る者也ども、小銃は二三十間な

らざれば中り難し。然るに空發同様の遠間にて已に彈藥を盡し、且銃を汚し、能中り能貫くべき場に至りて、棒に劣りたる者と成が故に、數多の鐵炮を備ていか程多く打發すとも、始終打たる玉の中るべき様なし。二百年前の合戦に鐵炮にて打殺されたる人の稀成を以て熟察すべし。此故に我流義は先手の足輕に悉く十匁の筒を持せ、持柄に穴を穿ちて其穴に鐵炮を貫き、是を持せて進み行かしめ、法令を嚴重にして、相圖の急太鼓を打迄は鐵炮を放す事を禁じ、其行列を正敷、最初は平調の太鼓にて其足を運ばせ、敵より頻りに鐵炮を打掛るとも、是を聞ざるが如くして齒を喰しはりて歩を進め、敵間三十間許りに押詰る時は、敵の鐵炮皆汚れ火繩も亂て用ひ難く、今は鐵炮邪魔成とて物頭ども下知を爲し、鐵炮足輕をひらかせて、急に長柄を操出すに置て、味方は頭付の急太鼓を打を相圖に先手の足輕持柄を捨て平目當に引越三段に打敷て、流義の早打半肩づつも打發すものならば、軍は手詰の業にならずして勝負直に決すべし。我流義十匁目彈の早打は、一肩廿發の定法なれ共、右様戰場は先半肩十發づつとしても十組にて二百五十人なれば其玉數二千五百也。故に十文目彈の鐵炮にても能此譯を心得て、法令を嚴明にして早打する時は、近き強敵を撃にするに足れり。況や大銃備の大業に於ておや。中古より二百餘年以前迄は、右の條々に説たる如き瑣細なる仕方にて合戦を爲し、強敵をも破たるよしなれ共、我流義の大銃備の働は、十町餘り迄の間は人馬の只中を打通して眞桁に打貫、其間に立程の數は皆悉く微塵と成事を以て、古來より傳來の兵學家の法にては、一向に實用の間には合ざる也。今より後の將たる者は能く熟察すべき最たり。大銃の用法を精練して能大銃を用ふるに於ては五町迄も近寄事を得べからず。余が三銃用法論を熟讀して、其理を精く言得すべし。

凡戦を接へて勝を得ん事を求るの法は、上にも粗説たる如く備毎に仕手と脇との意味を含み、何れの手に

(1) 水平打

※(原文)以正合。以奇時。

ても先敵と相當る者は即是仕手也。仕手の已に敵と持合を見て、二の手か三の手か或は遊軍か左右の備かを論ぜず、速に操出して敵備の横合より打込者は即是脇也。仕手は正兵にして脇は奇兵也。握奇經に云「正を以て合ひ、奇を以て勝」とは、盤古不易の戦法也。古より能戦者は先正兵を以敵と合戦し、のち奇兵を出して勝利を得て、其奇を變じて正となし、其正を化し奇兵となす。奇正變化する事環の端なきが如く、古來我家の秘傳一隊五百人轉戦法といふ巻物ありて、人數の往來屈伸より進退周旋・奇正變化の妙用を精密に説示する事也。其一隊五百人の人數を訓練し、或は分れて五部となり、或は合して一校となり、仕手の變じて脇となり、脇の化して仕手と爲の仕方を辨ずる事極て詳也。若此一隊五百人の轉戦法に熟練する時は、一萬の人數も十萬の人數も旬日の間に訓練して、其戦法に馴習はしめ、皆一統に己が指揮に従ふ事、恰も手足の意の欲するに従て運動するが如くならしむべし。故に是を多く益辨の戦法と名づく。此法は我家先祖より奥秘とする所の傳授事成を以て茲に今載せず。

故に新奇なる仕方を工夫し出ださんことを欲せば、勤て予が記載したる諸説を熟讀して、世上有り來りの古法を暗記すべし。

附 録

頸 賞 檢 法

(1)この項は竹中重治の著と傳へる『軍法秘傳書』卷七頸賞檢之卷に據り、多少損益したもの

頭實檢十二箇條  
一、對面の首

(一)ホロムシヤ。母衣の着用を許された土。母衣は武功の者に許される。一説に首級三十三以上を取つた者或は母衣武者以上を討取つた者に限ると云ふ。

二、見參の首

●敵の大將の首打取りたるを主將に獻じて此を見せしむるを對面に入ると云ふ。此には古來其禮儀法式あり。先づ其場所に幕を内外二重に張り、其内幕を結び揚て中に胡床こしよを供へ、主將は六具を着し、胡床に腰を掛けて、左右には一族・長臣、其他番頭・諸奉行及び目付・物頭等の重役皆具足を着し並居て、内幕の外をば諸士に警固せしめ、先づ其首を化粧して首塚の上に居へ、二人して昇出し内幕の外に置き、其首を取りたる者は抜きたる刀を左の手に執直し、刀の切先の主將に向ざる様に持て、右の手其首の髻たきを取り、上に刀を被せ、刀を隔て刀の下より首の見へて、首の主將の直向にならざる様に、左の鬢びんざらを三度見する手扱ひするなり。主將は左の眼尾にてそつと此を見るなり。其後首を首塚の上に載置て短刀を鞘に刺さなり。然して三方に土器を二箇載て肴と共に酒を持ち出す。肴は三方に鹽と味噌・生姜を載たると、結び昆布と勝栗を載せたるの二種なり。主將は首を取りたる者と三三九度の酒を飲こと古禮なり。又首へも別酌にて酒を出す。首を取りたる者は其土器を執り、一獻受ては首に澆そそけ、又一度加へて首に澆そそぎ、其盃を三方の縁に載せて、首への肴は味噌・鹽・生姜なり。此の時の酌は一人宛にて勤め、禮畢るときは諸器を右の手に持て右に退く。人々其席に連りたるは皆右に立て退くこと古禮なり。●又敵方の長臣・侍大將・諸奉行等總て母衣武者以上なる重役の首を主將に見するを見參に入ると云ふ。平士の首をば實檢と云ふ。所謂る對面と見參・實檢の儀式は俗に云ふ眞行草の如く、見參の式は大方對面首の

三、實檢の首

(一)首級を載せる盤  
(二)首級。中央に五寸釘あり、首を刺す  
(三)短い足のある首級  
(四)鬢紙、鬢紙

四、母衣武者の首

五、死骸送り

少しく略したる禮にて、酒を出すの式も亦有り。實見は草の禮なるを以て、略すること常に多し。入道首も亦位階の高下に因て其式を行ふ。然れども入道首は短刀を抜て其首の上に掩ふ事無し。兩手を以て兩耳を執るを異とするのみ。●實檢首と雖ども化粧したるを、上の首は首塚くさ或は釘板くさの上に載せ、中の首をば足打あしの上に載せ、下輩の首は薄板、或はたとう紙たとうの上に載せて居へ、其首の主將の直向に爲らざる様、左の鬢面を見せて右の方に立退くべし。名字の知れたるは何の某の首と披露し、姓名の知れざるは、使者に其首を持たせて敵陣に問尋とんことも有るは常の事なり。又平人・下輩の首は幾箇も弓を間に並べ弓弦を主將の方にし、其首の少しく右に向けて主將の正面に向はざる様、左の鬢面を實見に入ること古法なり。●母衣武者の首は母衣に包み、其緒にて右巻に巻き、其場にての實檢ならば、即ち其母衣を敷きても見するなり。然れども見參に入るには其首を洗ひて化粧し、母衣の風袋を四つに折りて三つを其首に敷き、一つをば首の面に被せ、首塚か足打の上に載せて持出し、其風袋を除きて首を取出し、上に説たる本式の如く見參に入る爲なり。●又死骸を敵陣に送るときは、楯板に載て風袋を去りたる母衣の上に掛て送るべし。敵方にて若し受ざるときは、其首も骸も寺院等に遣し、土に埋て此を弔はしむべし。敵人なりと雖ども各其國君の爲に戦死したる忠士の死骸なり、此を鹿略することは悲むべし。忠士の死骸を禮葬し其靈魂を祭り遣はすことは、上天の神意を敬ひ奉るなり。是の故に朝敵及び叛逆の君臣の如きは

六、首受取渡

實檢の禮あること無し。況や其骸を葬祭すべきの古禮あらん哉。首を受取り渡しするには、首を持參して器中より取り出し、たとう紙の上に居へ、左の鬚面を受取り人の方に向て坐右に置き、先口演の趣を述て、左の手にて鬚髮を取り、右の手にて頭を持ち、首面を我方にして渡す。受取り人其儘臺の上に受け取りて互に一禮す。又桶に入れたる首は、書付たる姓名を受取り、人に向つて下に置き、先づ口上を述て蓋を取り、其首を見せて蓋を覆ひ、緒を結び、其緒を執て此を渡すこと古禮なり。野心の首と云ふは、其面怒る相にて、兩眼瞼を閉ること無く、眼睛の猶死せざるの如く、或は口を開き、舌を出し、色赤く、其相の兇惡して畏るべき様の首を云ふ。如斯の首は大將の實見に入れざること古法なり。但し其睫毛を抜き、手指にて丁寧懇到に上より下に撫で卸すときは、大抵眼を閉る者なり。又一つ首と云ふは、其日合戦に只一つ取りたる首の名なり。其取りたる者の功は賞すと雖ども、此も亦實檢に入れざること古例なり。然れども名ある武士の首にて主將強て實見せんことを下知するときは、先づ洗て化粧し其髪を後る曲げに二處結び、桃の木を楊枝の如く削り、長さ四寸の筭を二本製し、二處の髪を右の手にて刺し通し、其鬚髮を右の手にて握り或はすすしの切れを口より剃して天頂にて結び、其の結びたる所を右の手に持つと云ふ、主將と首の間に指にて此の文を書き、然して後に實檢に入る。主將は扇子を三間ひらきて扇の骨間より左の眼尻にて見る。此も亦古禮なり。首に札を附るには、敵國の大將の首を主將自身に打ち取りたるは、札の表に何國主何

七、野心の首

の某首と書し、札の裏に主將の姓名打ち捕と書す。諸侍の首を主將自身に取たるは、札の表に主將の姓名と其打捕たる敵國諸士の姓名を書す。又札の付け様は、敵將の首は左の鬚髮に結び付、諸侍の首には右の鬚髮に付る。又敵將の首を味方の諸士の打捕りたるには、左の耳に結び付、平士は右の耳に結付、雜兵の首には鬚髮に結び付べし。札の寸法は白木を以て此の□如く長さ四寸横一寸八分に製すること古禮なり。首臺寸法は八寸四角、其の正中に五寸釘を打て首を居ること古法なり。臺の串木は地上の高さ四尺なり。足打首板の寸法六寸四角、板の厚さは首臺も首板も共に二寸板を用ふ。足の高さ四寸、但し足をくらす、板目に打付正中に五寸釘を打て首を居るなり。頸塚の寸法一尺二寸四方、或は横一尺八寸にするも有り。急に間に合はざる時は、碁盤・將碁盤・双六盤の表をも用ふ。首桶寸法は高さ一尺六寸、周圍二尺八寸、板は四十九枚にして、篋を二處に掛ること古法なり。蓋は押込蓋にし、蓋の上にも桶にも其人の姓名を豎に書し、蓋の裏に卍字を書くべし。緒をば麻絲にて緬ひ、桶の下の孔を通して上には左結びにす。凡そ首を桶に入れて敵陣に送るには、首の面を繩目なりに入れ、蓋の上の方に其首の姓名を書し、其下に何の某打捕ると書べし。首の供養する事は、三十三級以上打捕に非ざれば爲ざる古例なり。然れども母衣武者以上は一騎打捕ると雖ども、供養して其母衣を幢に製すること有り。情の深き侍は敵國の臣たりとも其國家の爲に忠死を致せしを憐み、其靈を祭て遣すこと往々これ有り。實に美德

八、首札

九、首臺・頸塚の寸法

一〇、首桶寸法と取扱

一一、首供養

一二、首の數へ方と化粧

(一) 賤民の一種。江戸時代には罪人の取扱、死刑の鞭杖等に當り、又貧しい者は乞食をした

の至りにて、愚老甚だ斯の如き武士を感歎し、其行ひを聞いても涙を墮くだに至る。又首一荷と云ふは二級なり。一駄と云ふは八級なり。此れ等の唱も古來忠死の首を貴重して他物の如く馬にも多くは付ざりし故なるべし。又凡そ首を洗ひ化粧することは、非人(二)と河原者の役にして、櫛を用ひて髪髪を結ぶことは、古來傾城遊女の奉公なり。目付役の者は立合て此を下知すべきのみ。此等の事件を下々の者ども能く心得居るや否や。

(二) 賤民。特に穢多を稱することもある

右首實檢と云ふ事は、太平の世には絶て入用の無き業なれども、萬一千戈の動くこと有るに及では、有用の無しと謂べからざるを以て、古記中より古禮を抄出して其大略を綴り、以て後進の校合に便す。

(三) 竹中重治著と傳へる『軍法秘傳書』卷七頭實檢之卷

兵法一家言 卷八畢

兵法一家言 卷九

攻城 上 第十二

攻城要領

(一) ムカヒジロ。城攻の時、敵城に向ひ掛け、攻撃の據點とする城

●凡そ合戦に數、敗衄すると雖ども、敢て款を納ること無く、終に己が居城に引き籠りて歸服せざる敵は、時宜に因りては其城を攻めざることを得ざるなり。然れども籠城の手當ある敵の城を攻ると云ふは、頗る容易ならざることにて、先づ其攻道具を用意し、此を持運び、且つ向城を築き埋料等を聚め、其城外に仕寄る迄(二)の際は、人夫の費ること幾千人と云ことを知らず、敵方の諸士も必死の覺悟を極めて防ぎ戦ふに於ては、三年も五年も落舉せざること有り。然れば兵糧雜費皆本國より運送して總人數を扶持し、其他弓矢・鐵炮・玉藥を用ひ盡すべきも亦幾許と云ふ限を知べからず。且又城と云ふものは繩張(三)に習有りて、便利の地勢に據り、堀を穿り、土居を築き、堀の手を設け、矢倉を高く揚て要害堅固に造營し、城中の軍士は其姿を現さずして、遠所をば弓・鐵炮にて物陰より打ち拂ひ、近き敵をば石を投打し、材木等を投落し、或は槍や長刀にて突落し切り伏せんとするに因て、攻る者も城外より種々の仕寄道具を造り、身を圍ひ楯と爲し、次第に

(二) シヨル。壘を築き濠を掘る等の方法により敵城に近寄ること

(三) 設計。經始



(一)「孫子」謀攻第三に、「上兵伐謀。其次伐交。其次伐兵。其下攻城。」とある。  
 (二)ネジロ。本據の城

毛利氏の攻城法

(三)尼子氏その他の諸城を破り、攻城の妙手を示した。(本書二六一頁註二參照)元龜二年夏、年七十五  
 (四)天正十八年四月から七月まで  
 (五)毛利元就の第三子。天正十三年以後秀吉の四國・九州等の征伐に従つて功があり、小田原役の際に初め尾張清洲城にあつたが、秀吉に招かれ職略の間に答へた。文祿征伐の役にも大功あり、遂に五大老の一人となつた。後備後三原城に隱退。慶長二年夏、年六十五

敵地に入りては味方軍士の亂暴を嚴禁すべし

攻め寄ることなれども、攻ると守ると、規<sup>規</sup>と爲るとの差を審かにすれば、攻手にのみ手負<sup>手負</sup>。死人の多かるべきは必然の道理なり。且つ又上に説きたる如く頗る大造なることにて、國許<sup>國許</sup>の窮乏すべき業なるを以て、城攻をば古來兵法に於て第一の下策とす。然と雖ども絶て葉を枯すべきの敵有り。或は要害堅固なる根城に據て時々兵を出し、暴虐を働く敵も有り。或は附庸の國の謀叛を起す等、捨置べからざる故ありて、已むことを得ずして城攻すること有り。●借其城を攻ることにて於ては、甚だ上手・下手の有ものにて、能く勘辨せざるときは、却て禍を引出すこと有り。本邦にて近古の武將の中城攻の上手なるは、毛利元就主に如く者なし。然れども彼主山陽・山陰の諸州に於て數多の城を攻取たるは、大抵臨時の權謀にして、以後城攻の規則とすべきの定法有ること無し。●天正年中豊臣太閤東國征伐の時に、相州小田原城を攻られしに、三箇月を終れども城中弱りたる氣色も見得ざりければ、小早川隆景を召て、「汝が父元就は中國に於て數多の城を攻め取れり。城を攻るに良法ありや」と問ひ給ふ。隆景答に要害堅固にして軍兵數多、兵糧澤山なる城は、城内仲間割を生ずるの外に絶て良法の無きを奏す。太閤點頭給ひ、乃ち諸將に下知し、縁由を探り索めしめて頻りに箭文を射込しめ、遂に成田下總守等が仲間割を生じて、小田原の落城に及べり。故に三軍に帥<sup>帥</sup>たる者は多く前事を集め覽て、後世の攻城の法を工夫し、新奇なる妙手を出すべし。愚老が工夫の新法も亦此篇の末に記し、以て兒孫に示す●凡そ敵地に蹈み込むと

(六)名は氏長。北條氏の臣。天正十八年小田原役の時、秀吉側に内應せんとし主北條氏直に觀破せられて果さず、役後秀吉にその違約の故を以て領地を奪はれた

諸兵家攻城の常法二十一箇條

一、敵城に押詰りての用心  
 (七)『武門要鑑抄』品第三十九條城守要訣にある「都進」にあたる

二、攻城兵力の原則

きは、村々の百姓等何れも軍士の亂妨を畏れ、妻子・親族を引き纏め大抵四方に逃隠れ、涕泣悲歎して怨慕<sup>怨慕</sup>居る者なり。何んとなれば他國より其國を打取んとして、領主の居城までも攻め圍む程の大騒動なるを以て、一國の百姓・町人、耕作を始めとして皆其業を廢するに至ること論ずるに及ばず。怨慕<sup>怨慕</sup>ざることを得んや。故に敵地に打ち入りては、格別に法令を嚴明にして軍士の亂妨を固く禁じ、早く處々に高札を立て、士卒の亂妨を嚴しく禁じたるに因て、各其居宅に歸り、安心して家業を働くべきの由を書付て百姓等に示すべし。若し軍卒に命を背<sup>背</sup>て亂妨する者あるに於ては、即坐に斬て、首を其村へ獄門に掛て、萬民に安堵さすべし。如斯する時は、敵地の百姓と雖ども、信服して漸々心を傾<sup>傾</sup>くるに至るべし。又城攻には古來種々の習有り。此も亦悉く世に有<sup>あり</sup>歴たる諸説のみにて、其事煩<sup>煩</sup>しと雖ども其概略を記して兒孫に示す。

●味方連りに戰に勝つと雖ども、敵城近く押し詰るに至りては別して備へを堅固にし、物見を精密に使ふべし。越後流兵法に螿<sup>螿</sup>の一戰と云ふこと有り。此は敵も不運にて數、戰の利を失ひて終に己が居城に籠り守ることと決定することと成る上は、名殘の軍なれば手痛き働を爲す者なり。此の一戰は寄手を追散す乎、或は己れ城内に追込まる乎、何れ運固めの軍なれば、一段劇しき持合を爲すべければ、動もすれば寄手<sup>寄手</sup>を難儀に及ぶこと往々に有る者なり。能く其の覺悟して嚴しく軍士を警戒<sup>警戒</sup>、謹みて不覺の敗を取ること勿れ●元來城を攻ると云ふことは、敵の人數より味

(一) 謂へば「孫子」謀攻篇に「五則攻之」とあるのがそれである

三、城攻においては攻手の損失大なり

(二) 敵の後を追うて城に乘入ること

(三) 楚の將項燕の子、項羽の叔父、秦の末年陳勝、吳廣等兵を起すや、之れに應じて項羽と共に起ち楚の懷王の孫心を立てて懷王と稱し、自ら武信君となり勢を振つたが、秦の將章邯と戦ひ敗死した

四、敵城外の足場を修理する必要

五、攻むべき城と圍むべき城

方は五倍も十倍も多き人数ならざれば攻めざること、和漢の古法なり。然れども或は追打して直に付け入りにし、或は時宜に因りては小勢にて不意に攻め取ること有り。此は其將たる者臨時の權謀・奇策の所爲にして、定法には非るなり。城攻は守手よりは攻手の損失大なり。何となれば、守方は小人数なりとも、堅城・要害を加勢とす。且つ自國にて按内は能く知り兵糧・薪水も便り宜しく、後詰の頼も有る者なり。又攻る方は大衆なりと雖ども、他國なれば諸事不按内多く薪水得易からず、兵糧も亦不自由なること有り。且つ長陣と爲るときは、或は種々の流言等起りて諸士疑惑を生じ、或は味方割て騒動すること有り。又守る方は兼て必死を期し、人の心一齊なり。攻る方は大衆を恃にして自然に城兵を侮り、油斷常に多しと知るべし。故に或は不意に夜打せられて、楚の項梁が如き禍を受ること有り。嚴しく警めざるべけん乎。敵入兼て味方の押し詰めざる以前に自ら城外の在家を焼拂ひ、數多の井戸を用ひて陥し阱と爲し、其中に鐵菱を時き散し、或は鐵串を植へ立て、寄手の人馬を損傷すること有り。因て先づ黑鉄の者に命じ、心を用て足場を修理しめ、能く陷阱等を穿鑿し、然して後徐に人数を押し詰むべし。假令進で利あるを見ると雖ども、人馬に損傷あるに於ては、總人数の英氣を挫く者なり。城をば可攻者あり、可圍者あり。其要害堅固、主將及び諸士の武勇にして、兵糧・矢玉澤山に、且つ外より後詰の頼みも有るは、是を可攻之城と云ふ。何んとなれば、如斯城は火急に此を攻め陥さずして緩々日を送

六、敵城攻圍直前の手配

るときは、城主及び諸士必死の工夫より種々奇計を考ひ出し、且つ隣國の援兵等至り、城兵愈々英氣増益し、大に味方の不利を生ずること多き者なり。故に右様な城は日夜必至と嚴しく攻て火急に此を攻落し、武威遠近を震慄すべし。又城の要害堅固ならず、城主及び諸士の武邊も精銳ならず、兵糧・彈藥も十分に備はらず、且後詰の頼みも無きは、是を可圍之城と云ふ。何んとなれば、如斯の城を火急に攻るときは、不得已に懈心よりして必死と爲り、思の外手に餘る働を爲し、味方に死傷多く出来る有り。故に右様な城は圍を遠卷にし、緩々攻て日數を累ぬるときは、城内の上下次第に志拙く、氣弱て圍を潰し、逃走する乎、或は降參する乎して、遂に自ら落舉する者なり。敵城を初て取り卷くには先づ物見を遣ひ、諸方の道路、市街の道路、細路迄を精密に穿鑿し然して後に取り卷くべし。先づ先手には百姓と黑鉄等を遣し、人毎に杖を持って足場を察診させ、燒原ならば灰跡等を精しく鉤撰させ、軍士は此に繼ぎ進み、城外には悉く嚴重に備へを立齊へ、而して後に攻具を吹き、攻め鼓を鳴し、總軍皆大に關の聲を揚させ、大筒・小筒の鐵炮を夥しく打掛て、天折地崩るの衆動を爲し、以て城内の人をして肝を消し、魂を失はしめ、然して其模様を見切り、直に攻め掛るとも或は時宜に従ひ唯取り圍むとも工夫すべし。卒爾に押し詰ること勿れ。總て敵城を取り圍まんとするときは、以前に能く後詰の有るべきや否やを探り、若し後詰の來るべき様子あらば、先づ其來るべきの道筋を考へ、處々に伏釘を隠し置き、後詰の人数の頭分

八、向城の普請

(一)寛永十四年十二月より翌年二月に亘つた島原の亂のこと

九、向城の位置

一〇、向城中に組む井樓

の士をば、途中に於て打取べき工夫を爲し、且つ又別に手當の備へを設け、壓おさの人數を指向け置き、諸方の物見を嚴重にし、然して後に其城を取巻べし。敵城を取圍むには向ひ城を二箇所も三箇所も築くこと有り。其普請の仕方は馬防の堀を穿り、其上を搔上げ、土居を築き、虎落を振り随分手軽く便利に造るべし。然れども愚老按るに昔天草の一揆島原の古城跡に楯籠りたる時の如きは、一揆の浪人等毎夜寄手の陣を打破り、或は火を放け小屋を焼き、或は諸道具・食物等を奪ひ取て歸る。諸侯此れに困しめり。其こと上の接戦の下篇夜打の條に詳なり。見合はずべし。然れば向城を手輕に築くことも敵に因るべし。敵城近く陣取するには陣所と城との間に森林等の在を限かぎに取るべし。城上より直に見渡す處は大銃の處ところあり。又陣所と城と距離あひだることは定法は無しと雖ども、遠きも十四五町に過ぐべからず。近きも七八町より近くすべからず。且つ又敵城近く陣取りしたるときは、殊更に物見を多く出し、敵の様子を精く探るべし。向城の中にも高く土圍どまわりを積み疊ねて土山を造り、其の上に井樓を組むこと有り。若し其土山井樓を築き立るには、數の刻ときと云ふ古傳有り。此は豫かねて炮術の達人に命じ、一二三と段を刻ませ置くなり。假令ば百匁玉の鐵炮を備へ置きて、一の刻より打ときは玉は何れの處に至り、二の刻なれば何れの處、三の刻より打放すときは、何れの處に達すと云ことを精く測量はかりせ置くを云ふ。如斯するときは、炮術未熟の打手をして玉と火矢を打しむると雖ども、其矢玉の附くこと大抵差

ざる者なり。且つ又此の仕掛を設るときは、敵方此の井樓に拘泥こまに働きに臆心を生ずる者なり。

- 一一、城を圍む時一方を開け置くこと古法なり
- (一)孫子謀攻篇の「十則」に據る
- (二)城を包圍すること
- 一二、城攻においては敵の弱點を突くを要とす

(四)嵩たか(高いところ)の意

一三、火攻の法

一四、水攻の法

●城を圍むには味方人數の多きこと敵より十倍にも及ばば、透間無く取巻くことも出来ることなれども、態まゝ一方を開置ひらて攻めることは城卷しろまきの古法なり。何んとなれば四方透間無く圍むときは止むことを得ずして城内一致し、覺悟を極めて守る者なるが故に、早く落つべき城も存知の外に持ち堪へて落兼る者なるを以もてなり。然れども逃すまじき敵も有ものなれば時宜に従ふべし。山城には大抵前通りの表向のみを堅固に構て、後方山險しければ險を恃たにして、其普請の手を畧りやくたる者多し。故に深山・幽谷の中と雖ども、細索を遣ひて能く模様を見届けさせ、若し少しにても後通りに手弱き所あらば、前よりは日々次第に嚴く攻め掛りて、別に人數を後の山の手より廻はらしめ、笠かさより落して義經が鴨越ひよこりの役の如くして攻取ことも有るべし。其他城にも因り時にも因て、敵と味方の輕重と虚實を能く察するときは、種々の攻方あるべきに論なし。諸軍記を讀で工夫すべし。●火攻をするには、大風の吹き起りたる時に、城近き風上の在家に火を掛て、其の火勢を城内に及して城を焼べし。若し城近き場處に在家の無きときは、近き村里の民家を毀し持運び、風上に在る矢倉・多門の下に山の如く積疊て、火を放て此を焼立つべし。或は枯燥かかれたる柴・萱・薪・諸材木等を積で焼も宜し。其の他棒火矢・箭烽烙等を打掛て焼べし。●水攻には二種有り。其一を乾渴攻と云ひ、其二を灌流攻と云ふ。乾渴攻とは水の乏き城は外より水を呼取水道たらしを斷絶たぎり、

八、向城の普請

(一)寛永十四年十二月より翌年二月に亘つた島原の亂のこと

九、向城の位置

一〇、向城中に組む井樓

の士をば、途中に於て打取べき工夫を爲し、且つ又別に手當の備へを設け、壓おさへの人数を指向け置き、諸方の物見を嚴重にし、然して後に其城を取巻べし。敵城を取圍むには向ひ城を二箇所も三箇所も築くこと有り。其普請の仕方は馬防の堀を穿り、其上を搔上げ、土居を築き、虎落を振り随分手軽く便利に造るべし。然れども愚老按るに昔天草の一揆島原の古城跡に楯籠りたる時の如きは、一揆の浪人等毎夜寄手の陣を打破り、或は火を放け小屋を焼き、或は諸道具・食物等を奪ひ取て歸る。諸侯此れに困しめり。其こと上の接戦の下篇夜打の條に詳なり。見合はすべし。然れば向城を手輕に築くことも敵に因るべし。敵城近く陣取するには陣所と城との間に森林等の在を限へだてに取るべし。城上より直に見渡す處は大銃の處きつちあり。又陣所と城と距離あはれることは定法は無しと雖ども、遠きも十四五町に過ぐべからず。近きも七八町より近くすべからず。且つ又敵城近く陣取りしたるときは、殊更に物見を多く出し、敵の様子を精く探るべし。向城の中にも高く土圍どまわりを積み疊ねて土山を造り、其の上に井樓を組むこと有り。若し其土山井樓を築き立るには、數の刻ときと云ふ古傳有り。此は豫あはて炮術の達人に命じ、一二三と段を刻ませ置くなり。假令ば百匁玉の鐵炮を備へ置きて、一の刻より打ときは玉は何れの處に至り、二の刻なれば何れの處、三の刻より打放すときは、何れの處に達すと云ことを精く測量そらせ置くを云ふ。如斯するときは、炮術未熟の打手をして玉と火矢を打しむると雖ども、其矢玉の附くこと大抵差

ざる者なり。且つ又此の仕掛を設るときは、敵方此の井樓に拘泥たづみて働きに臆心を生ずる者なり。

- 一一、城を圍む時一方を開け置くこと古法なり
- (一)孫子謀攻篇の「十則圍之」に據る
- (二)城を包圍すること
- 一二、城攻において敵の弱點を突くを要とす

(四)嵩たか高いところの意

一三、火攻の法

一四、水攻の法

城を圍むには味方人数の多きこと敵より十倍にも及ばば、透間無く取巻くことも出来ることなれども、態まが一方を開置あてて攻めることは城卷の古法なり。何んとなれば四方透間無く圍むときは止むことを得ずして城内一致し、覺悟を極めて守る者なるが故に、早く落つべき城も存知の外に持ち堪へて落兼る者なるを以てなり。然れども逃すまじき敵も有ものなれば時宜に従ふべし。山城には大抵前通りの表向のみを堅固に構て、後方山險しければ險を恃にして、其普請の手を畧あたる者多し。故に深山・幽谷の中と雖ども、細索を遣ひて能く模様を見届けさせ、若し少しにても後通りに手弱き所あらば、前よりは日々次第に嚴く攻め掛りて、別に人数を後の山の手より廻はらしめ、笠かさより落して義經が鴨越ひよこの役の如くして攻取くことも有るべし。其他城にも因り時にも因て、敵と味方の輕重と虚實を能く察するときは、種々の攻方あるべきに論なし。諸軍記を讀で工夫すべし。火攻をするには、大風の吹き起りたる時に、城近き風上の在家に火を掛て、其の火勢を城内に及して城を焼べし。若し城近き場處に在家の無きときは、近き村里の民家を毀し持運び、風上に在る矢倉・多門の下に山の如く積疊て、火を放て此を焼立つべし。或は枯燥かうれたる柴・萱・薪・諸材木等を積で焼も宜し。其の他棒火矢・箭烽烙等を打掛て焼べし。水攻には二種有り。其一を乾渴攻と云ひ、其二を灌流攻と云ふ。乾渴攻とは水の乏き城は外より水を呼取水道たらしを斷絶り、

(一)今の埼玉縣忍町。文明年中より成田氏の居邑となり、永祿年間小田原北條氏の麾下となつた。秀吉の小田原征伐の時は北條方を援け成田肥前守義季が留守を預つた。六月石田三成これを攻め利根川を利用して水攻を行ひ遂に攻落した。

一五、城攻の法

兵糧攻して城兵を餓死せしむるが如く、水に渴死せしむるを云ふ。又灌流攻とは水吐きの悪き城は、其卑き方に數萬の土圍を積上げて長堤を築き、又其高き方より諸の河水を灌流して大に水を溜め聚め、其城を悉く水中に浸沈<sup>ひたししやむ</sup>るを云ふ。但し城と堤との高低を精く測量して取り掛るべし。昔天正十八年豊臣太閤小田原征伐の時に、石田治部少輔三成を始め數多の大名其命を受けて武州忍城を水攻にし、既に城危く見えける頃、城兵夜出でて竊かに其堤を決ければ、大水横流して寄手の諸陣に瀾漫<sup>はなは</sup>り、寄手大敗軍、殊更石田三成は既に溺死せしを、家來の介抱に因て免るることを得たり。水攻も斯の如きは趨<sup>た</sup>に勞して功の無きのみならず、實に千歳の笑料なり。能く勘辨すべし。凡そ城を攻るには攻具を吹き鳴し、攻太鼓を打敲き、鐵炮を連發し、関の聲を頻りに揚て、一齊に攻掛る體に見せ、或は忍の者を入れて城内を騒動させ、或は火矢を射込み、大筒等を打掛て膽を潰させ、且つ諸方の攻口に人數を向け、不斷に持ち合せ、新手を入替々々、晝夜休息するの間無く、三四日も攻惱すときは、城中上下大に勞るる者なり。能く其潮合を見定て總掛りにして嚴しく此を攻むるときは、大抵の城は落着する者なり。但し此の法の如く攻るには、兼て總人數を何十手にも組分て其順番を定め、一時宛ともして度々入り替攻め働くべし。凡そ敵城を攻取んと欲するときは、先づ味方の細索を商人と爲し、五年も七年も以前より敵國の城下に居住せしめ、或は茶・紙・酒・酢・醬油・呉服・米穀、或は魚物・青物・干物・油・蠟燭等を賣買し、或

一六、攻城前の用間

は質を取り、金を貸さしむべし。此を以て兩三年の間には家中の諸士をも入魂する輩出來て、親しく城中にも出入し、敵國の様子を微細に本國へ内通し、且又秋の初には家中の殘米を買集て、此を便利なる處に隠し、若し隠すべき場處の無きときは、己れが倉・物置等に積込み、事の様子を精く本國へ内通し、然して後に大風の吹起りたる夜自ら己れが家藏に火を掛けて、本國に逃歸るべし。是時を失はず主將急に人數を押し出して其國に亂入し、嚴しく其城を攻るときは、諸事甚だ便利なり。速に落城せずと雖ども、長籠城すること能はず。何んとなれば、故米は頗る此を焼捨られ、新米は未だ獲探<sup>かりとら</sup>ずして尙田野に在り、兵糧拂底なるべきを以てなり。殊に家中懇意の諸士に多く箭文を射込むも最も便り多し。

(二)『實武一家言』より補ふ

一七、恩威兼用の策  
(三)天正十五年三月豐臣秀吉十五萬の大軍を率ゐて九州の雄島津義久を討つた。その途中寛容を以て諸家に對したので風を望んで來降するもの多く、大塚薩摩の境邊を歴した。義久驚き降り、遂に恩威宜しきを得て九州全土を平定した。時に六月

(三)彼毛利家の敵城を攻取に上手なりしは多は此術を行はれたりといふ。

餘り強く威勢を振ひて向ふ處滅亡すること甚だ多(き)ときは、大祿の領主其所領を失はんことを畏れ、小祿の武士は其身を殺されんことを危み、必死の覺悟を極て歸降せざることを有り。然ればとて又悉く此を屠<sup>ほ</sup>るときは數多年月を費し、味方の軍卒にも損傷の多きに論なし。故に不逞の諸國等を討伐するには、其渠魁<sup>きやぐわい</sup>を殲<sup>ころ</sup>し、脅從<sup>しやうじゆう</sup>の小領主は本領安堵の令を下し、撫納して早く此を歸服せしむるを良とす。昔豊臣太閤鎮西征伐の如きは即此の意味なりき。和漢の歴史に往々此の例あり、考合すべし。敵より降參を請ひ願ふときは、能く其の眞偽を明に察して取り扱ふべし。

一九、開城する敵の取扱

(一)ヲチド、又ヲツト。初めは法律上の語で關所津渡を通らず間道を行くこと。總じて廣く過失の罪、あやまちの意に用ふ

城内より人質をも出さずして請ふ者は、未だ信用すべからず。何んとなれば、或は後詰の來るを待んことを欲し、偽り降りて日を送ること有り。或は味方に油斷させて不意に打取らんことを計(る)も亦有(る)を以(こ)なり。故に能く其事情を熟察すべし。又敵城は主將自身に城より出て、實に降るも亦あるべし。實に降るを殺すは不仁なり。偽り降るを信するは不明なり。若し降人の出ること有らば精密に其甲冑を檢閲て、可(キ)怪(ム)の事有らば審かに訊鞫(しんかく)て殺すべきを察し、然して後に此を戮すべし。敵城兵糧・矢玉皆既に盡き果てて、大將分ばかり切腹し、下輩人數の助命を請ふ者も有るべく、或は城を開き渡して他國へ立退くことを請ふ者も有るべし。此等の場に至りては能く其事情を探り察し、越度(こ)の無き様信義篤く取り扱ふべし。其の大將分の切腹を願ふ者と雖ども、可(キ)成(ル)は此を助け置き、國家の用に使べきこと有るまじき者にも非ず。可(キ)惜(ム)ものならず乎。然れども亦敵にも因ることなるべし。愈、切腹せしむると決定するときは、本陣より城内大將分の者に酒肴を饋(をくる)こと有り。是れ諸軍記に見えたる古禮なり。又其の他國へ退去するを許(ゆる)すときは、諸道具を最前に出さしめ、次に下賤なる輩を出し、次第に貴人を出し、大將分をば最も尻拂ひに出すべし。即日を開城せしむ。是も亦古よりの軍禮なり。又は必死を期し城を枕に打死する敵も有るべく、或は頻りに突出て死物狂するも有るべく、或は後詰のみを恃(たのみ)するも亦有るべし。降參を願ふ者には領地を悉く取上て一命ばかりを助る者も有るべく、或は半地か三分の一、五分の一

二〇、降參人の取扱

二一、敵城攻略後の處置

を興ふるも有るべく、或は本領安堵の約束も有るべし。或は其の居城に其儘指し置くも、他城に移すも亦有るべく、總て時宜に従て工夫專要なり。既に敵城を攻取らば嚴しく軍士の亂妨を禁じ、城中の人民を憐み、篤く恩恵を施し、安堵する様に取扱ふべし。且つ本國より武功の人を憐で城代と爲し、人數を添へて鎮護せしめ、別に慈悲深くして正直なる代官を置きて農政を精密にし、百姓を撫育せしむべし。

信淵の兵法常論論批

(二)二五八頁十二行以下  
參照  
(三)不明

○以上二十一箇條は皆是れ古より世上に傳る所の城攻の法にて、諸兵家の常に講ずる所なり。故に此を記載して兒孫に示す。然れども右に記したる向城の中に土山を築き、其上に井樓を組み揚げ、炮術の達人に命じ、玉打と火矢とを數の刻みを制せしむるときは、城中の敵軍皆此の井樓に泥みて、臆心を生ずると云るが如きは、信に笑ふべきの處法なり。然れども植崎流の兵法に於ては此も亦一箇の傳授とする所なり。此に就ても古人は武事に緩かりしことを察すべし。今の世に至ては人々皆何れも銳敏して、右様の事を畏る者あること無く、城攻も容易からざることを知るべし。又敵國を攻取んと欲するときは、先づ五年も七年も以前より細索を商人にして、其城下に店を開き、居住して種々の物を賣買し、質を取り、金を貸さしめて、敵國の諸士と懇意に親みを篤くし、以て敵國の様子を精く探らせ、且つ米穀を買ひ集て自ら其家より火を發し、敵の城下を燒拂て本國に逃歸り、本國の君速かに人數を出し、急に敵國の城を攻打て敵國の諸士を誑かし、

- (一) 人性と天理。人性の原理。『易經』説卦傳に「窮理盡性、至於命」とある。宋學で盛に性理を論じた。
- (二) 商は殷。殷は湯王によつて興つた。
- (三) 殷の湯王の賢臣。湯王を扶けて夏の桀王を伐ち湯王を王位に即けた。
- (四) 殷の後に起つた國。武王が殷の紂王を討つて王位に即き、建てた國。
- (五) 太公望呂尚。周の武王を扶けた賢臣。
- (六) 湯王。祖先以來商に封ぜられてゐた。
- (七) 周の武王。周の武王を扶けた賢臣。
- (八) 殷の紂王のこと。
- (九) 周の武王の姓名。

内通せしめて無造作に其國を攻取ると云る如きは不仁不義の至り、此の上も無き卑劣なる計にして、性理を講ずるに於て實に人匪人の仕方なり。然れども戰國の世には唯一圖に他家の領地を奪ひ取て、己が領國を廣大にせんことを勤めとする者多きを以て、不仁不義の極て甚きことも往々これ有り。己が大恩を受たる人の國と雖ども、隙<sup>すき</sup>ありて國勢の少く弱りたるを窺ひ得るときは、即ち此を攻て其の恩人の子孫迄を殺害し、其の國家を奪ふ。是を亂世の常態とす。故に國家を有つ者は其國政を怠<sup>おこ</sup>惰<sup>たり</sup>て武備を弛<sup>ゆる</sup>るときは他國より此を攻取る。假令他國より此を攻打つこと無しと雖も、必其強臣に奪ひ取られて滅亡すること古よりの常態なり。此に就て熟察するときは、上に説たる不仁不義なる仕方亦爲まじきことにも非るに似たり。故に兵法の祖師と尊崇せらるる孫武子の用間篇に曰く、「昔商の興るや伊尹夏にあり、周の興るや子牙商にあり」と。子牙は太公望なり。然ば則伊尹は商侯天乙が細索と爲て夏國に住し、太公望は周公發が間者と爲て殷國に居たるの義なり。後世に至り此二事を學て、孫子は道を知らざる者なりとして、此を非謗する者甚だ多し。然れども「商湯夏桀を放ち、周武商辛を誅する」は皆是れ諸侯を以て天子を攻<sup>め</sup>滅し、國家を奪ひ取て自ら天子の位に即きたる者なり。是れに由て此を觀るときは、伊尹・太公が間者を勤めたることも、亦絶て無きにも決し難き者なるべし。按ずるに、昔周公發が天子商辛を攻<sup>め</sup>打<sup>つ</sup>るときに、諸侯皆周の武威の強<sup>き</sup>を畏れて、期せざれども諂ひて周に加擔し、此

- ※(原文)伯夷叔齊者古之賢人也。求仁得仁。
- (一〇) 殷の人孤竹君の子傳は『史記』列傳伯夷傳に詳し。
- (一一) 『史記』列傳伯夷傳の句。但し列傳には誅は弑、義は仁とある。
- (一二) 伯夷傳の句。

- ※(原文)伯夷叔齊者古之賢人也。求仁得仁。
- (一三) 左の語説があり何れも夷齊の傳説がある。
- (一四) 支那山西省永濟縣東南三十支里にある山。
- (一五) 同河南省偃師縣西北二十支里にある山。
- (一六) 同甘肅省隴西縣西南一百支里にある山。
- (一七) 同河北省盧龍縣東南にある、今陽山と呼ぶ地。
- ※(原文)惟天惠<sup>レ</sup>民。惟辟<sup>レ</sup>天。
- (一八) 『論語』述而第七。子貢の問に答へた言の大意。
- (一九) 『書經』卷六秦誓篇中に見える語。

に會する者八百國ありしと云ふ。時に伯夷・叔齊兄弟二人、周公發が馬を控て諫めて曰く「臣を以て君を誅<sup>す</sup>、義と謂ふ可けむ乎」と。切に止めよ止めよとて、其の馬前を立塞ぎければ、左の軍士此を殺<sup>せ</sup>んとす。太公望曰く「是れ義人なり」と。乃ち扶け去らしむ。姫發遂に兵を進め商辛を誅し、天下を取て天子の位に即けり。是を周の武王とす。是に於て乎宇内一新し、天下の諸侯皆周に臣服す。而して伯夷・叔齊此を不義者なりとし、義を守て周の粟を食はず、首陽山下に餓死せり。孔子曰く「伯夷・叔齊は古の賢人なり、仁を求めて仁を得たり」と。然れば則、周の武王は臣を以て君を弑し、其天下を奪ひ取りたる人なり。然るに後世此を聖人と尊稱し、明君の巨魁とするは何ぞや。支那國は武威強盛にして天下を一統したる君を聖人と稱す。故に商の湯王、周の武王は皆聖人なり。是れ其武徳を以て禍亂を平定し、天下の民を濟ひ、上天の神意を安じ奉るを以てなり。尙書に曰く「惟天民を惠み惟辟<sup>レ</sup>天に奉ず」と。若し夫れ禍亂永く繼ぐときは、下民其難に罹<sup>か</sup>りて非命に死亡するもの幾千萬と云ふことを知らず。上天の神意を悲傷奉ること此より甚き者は無し。故に奸曲なる計を施し、暴悪なる策を行ふと雖ども、一日も早く禍亂を平げて萬民を安んずるは、即ち是れ天意を奉ずるの業なり。故に大道を精究するに、専ら仁義のみを主張して、權變の密機を探らざれば、天意の蘊奥に達し得ざること有り。商湯・周武は共に其君を滅すの罪惡を犯すと雖ども一度戎衣して天下の民を安んず。故に上天此を寵遇し給ひ報

(一) 太公望  
 (二) 周公旦  
 (三) 周文王の子、名は爽成王のとき三公となり、陳州以西を主り、領内よく治つた

(四) 『孟子』萬章章下に「孟子曰。伯夷聖之清者也。伊尹聖之任者也。」云々とある

兵法の極意は詭道なり

(五) 『書經』卷三胤征篇に見える句  
 (六) 『書經』卷三甘誓篇に見える句  
 (七) 妻子共に殺すこと  
 ※(原文) 嗚呼威克厥愛。允濟。愛克厥威。允罔功。其爾衆士。懋哉懋哉。  
 ※(原文) 左不攻左。汝不恭命。右不攻右。汝不恭命。御非其馬之正。汝不恭命。用命賞于祖。不用命戮于社。予則孥戮汝。

するに介福を以てし、萬民皆歸服して此を聖君と尊稱す。東照神君も亦湯武に似たること有り。然れども其の綱紀の正しきことは、湯武と雖も及ぶ可きに非るなり。又聖人は豈嘗に湯武のみならむ哉。伊尹・仲虺・太公・周公・召公等も亦皆聖人にて、能く天人合應の權變を知て一代の鴻業を成就せり。又彼の伯夷も亦此等の天理を知りてざる者ならん哉。然れども是時に方りて此を諫めざれば、後世湯武を以て口實と爲し、君を弑して其の國を奪ふ者極て多からんことを畏る。故に臣たる者の不義不忠を警めんが爲に、嚴く武王を諫たるなり。數多の聖人を不義不忠なりとし、義を立て餓死したる者は、天地有てより此兄弟二人のみ。故に孟軻子の「伯夷は聖の清める者なり」と尊稱せし所以なり。元來兵法の極意は詭道にて、變に應ずるの仕方なれば、道學先生の仁義を講ずることは、氷炭相ひ反したる者なり。故に平世の人を治るには、慈愛を以て第一とすべく、亂世に軍を行はば猛威を專要とす。且一日も早く禍亂を平定して萬民の困苦を救ひ、天意を安じ奉るの大業なるを以て、小節には拘泥すること能はざる者有り。故に軍事に於ては、奸曲なる計と暴戾なる策を行ふをも厭はざること有り。尙書に曰く「嗚呼威厥の愛に克たば允に濟らむ。愛厥の威に克たば允に功罔らん。其れ爾衆士懋め戒めよや。」又曰く「左左を攻めざるは、汝命を恭まざるなり。右右を攻めざるは、汝命を恭まざるなり。御其馬の正しきにあらざるは、汝命を恭まざるなり。命を用ひば祖に賞せん。命を用ひざれば社に戮せん。予則ち汝を孥戮せん。」と。即是軍を行るの古法なり○孫子曰く「百戰百勝は兵の善なる者に非ざるなり。戰はずして、而も敵の兵を屈するは則ち兵の善なる者也」と。凡そ敵城を攻むるにも専ら力攻を事として、或は其城門を打破り、或は石垣を崩し、矢倉を倒して城乗りするも、終には乗り取るべしと雖も、斯の如く猛虎の働を爲すときは、味方の軍卒困苦疲勞するのみならず、手負・死人の多かるべきこと必定なり。故に愚老會て傳へ聞きたる、戰はずして敵の兵を屈すべき城攻の秘訣有り。即ち城内に仲間割れを生ずる仕方なり。茲に記して工夫の一助に供ふ。

※(原文) 百戰百勝非兵之善者也。不戰而屈敵之兵則兵之善者也。(孫子) 謀攻篇  
 (八) 『孫子』には「善之善者」とある  
 (九) 明末の武將。天啓六年清軍寧遠を圍んだ際、崇煥は初めて大砲を以て撃退し大功を樹てた。崇禎三年清軍北京に迫るや崇煥赴援して防戦したが詭言によつて磔殺された

攻城秘訣五箇條  
 一、敵城内に仲間割を生ぜしむる法

(一〇) 今の滿洲國錦州省興城。天命十一年清軍寧遠城を圍み、明の紅夷砲によつて撃退された  
 (一一) 清朝の始祖、滿洲女眞の酋長より起り、萬曆四十四年自立して國號を後金と云ひ、太祖と稱した。天命十一年戰傷によつて歿した、年六十八

せん。」と。即是軍を行るの古法なり○孫子曰く「百戰百勝は兵の善なる者に非ざるなり。戰はずして、而も敵の兵を屈するは則ち兵の善なる者也」と。凡そ敵城を攻むるにも専ら力攻を事として、或は其城門を打破り、或は石垣を崩し、矢倉を倒して城乗りするも、終には乗り取るべしと雖も、斯の如く猛虎の働を爲すときは、味方の軍卒困苦疲勞するのみならず、手負・死人の多かるべきこと必定なり。故に愚老會て傳へ聞きたる、戰はずして敵の兵を屈すべき城攻の秘訣有り。即ち城内に仲間割れを生ずる仕方なり。茲に記して工夫の一助に供ふ。

●凡そ敵城を攻落すの良策は、城内の人をして上下互に相疑ひ、仲間割を出來より便良なるは有ることなし。只一圖に力攻にする而已にて、味方に死傷多く軍卒勞して、存外埒の明(か)ざる者なり。故に能く工夫を回らし、反間の計を行ひて、人々に疑惑を起さしむべし。此事を企るには、文書を矢に附て城内に射込(む)を專要とす。若し夫少しにても縁の有るか、或は一度にても面會せしこと有るか、或は敵方の諸士の内に、下輩の者と雖も味方の諸士の知りたる人あれば、即ち此を種として工夫を凝(す)ときは、次第に妙なる計策の出來る者なり。況や兼て細索を遣し置きて密々に内證を探りたる國に於てをや。大明の袁崇煥は、忠誠無双殊更世に勝れたる知勇の大將にして、寧遠の戰に今の清朝の太祖奴兒哈赤を鐵炮にて打ち殺し、清兵を打破りたること度々、大功の多き人なりしも、以前に和睦を奏せし事を種として、清朝より反間の計を行ひけ



(一)クリヤ。遠矢に用ふる矢  
(二)ヤガラ。矢の竹幹

二、矢文の利用

(三)モチクチ。防禦擔當の場所

れば、明朝其計に惑ひて袁崇煥を誅戮せり。故に城攻は、少計にても手掛の種を得て、能く工夫を回すときは、無造作に仲間割を生ずる者なり。或は今度何々の事あるに就て押し寄せ来れりなと云ふ文書は、其の趣を詳かに筆し、其の手紙を角より繰矢の矢柄にくるくると巻きて城内に射込べし。又極(めて)祕密なる事をば、紙を細く切りて其の趣を書(き)記し、此を紙縷に撚りて矢柄の中に指込べし。○儲其敵城中の番頭か百人頭等の内に、少しにても味方に由縁の有る者の持口え當て幾本も射込むべし。其文面のこと主將の工夫次第にて、落城の上は何の郷に於て早速に五千石の領地を與ふべく、或は一萬石を賜るべし等、種々時の模様に従ひ仕方の有るべき事なり。初は偽の計なりと思ふ者なれども、時を累ね日を積みて頻りに度數多く、且つ何か返事などの有し趣きに、以何にも様子ありげなる事共を書て射込(む)ときは、後には諸傍輩の中に不審を立る者も出来て、城内にも自然に人の評判すること爲り、親は子の顔を見るにも念を入れ、子は親の心を考(へ)疑ふ様に成り、風聞起るときは、主將の耳にも入(り)て、彼の番頭の主將の前に出たる時など、相互ひに心を置きて、動もすれば顔付悪く見え、物毎に猜み忌むことに成り行き、上下互に心中に不足出来て、仲間割の發端と爲る者なり。○何んとなれば、凡そ籠城と云ふ者は、國勢弱くして戦(む)こと能(は)ざるが故に、一國上下一塊に爲て、城の要害を力とし、其の堅固なるを恃(たのみ)にして、心を一致し此を守り、時の難を凌ぎ、或は加勢等の來るを待ち、或は攻手の

三、城中疑心の起り  
易き理由

四、人面一字七物計策

變事の出来るを希望者なり。然るに若し一人たりとも裏返りの者あるときは、忽ち一城破滅し、一家中諸士を始め父母・妻子等に至るまで地獄の苦みを受ることなるを以て、主將は論ずるに及ばず、下々の者と雖も皆悉く恐れ危ぶまざること無し。故に少しにても疑しきことあれば、上下、心を置かざることを得ず。是必然の勢ひなり。○故に城中上下一たび疑念を起すときは、外より射込む矢文に眼の字を書きて射込ときは、何か物の色を相圖にして裏切するやと疑ひ、耳と云ふ字を射込ときは鳴物にて相圖するやと心を配り、又鼻と云ふ字を書くときは、香氣を相圖に裏切するやと思ふ。城中斯の如く人々相疑ふに至りては、虚の源にて、終には必ず仲間割れを生ずる者なり。此を人面一字七物計策と名(づ)くと云ふ。○總て矢文と限らず敵の君臣上下の心を引き割りて、君に忠臣を殺させ、臣に裏切を働かせる仕方尙種々有ること、古來名將の行ひたる奇策極(め)て多し。廣く讀みて語記し、工夫の種と爲べし。何れの國にも、其君の心に叶ひて専ら事を執り人々に尊敬せられ、或は羨み妬(うらや)まるるも有り、或は其君の心に合はずして意を失ひ、鬱悶し憤り居るも有て、反間を用るの種の無き國は稀なる者なり。然れども權謀奇策は、其の主將の明果英斷より出る者なれば、各其人に在ることにて、豫め此を教ふべからず。本邦諸名將の中にて、城を攻取るの事に於ては、毛利元就君頗る上手にて、少(しも)も亦間然すること無し。茲に記したる矢文の法も長州の古老より竊かに其傳を授(かり)たる所なり。工夫の種とすべし。

五、反間の工夫

(四)北條氏長の『兵法雄略』山鹿素行の『武教全書』等に「字」「七佛」といふ假名を隱語とした計策文といふのがあるが、ここでは人面にある眼・鼻・口・耳(穴を數へれば「七物」となる)のいづれか一字を矢文に記すためにこの稱呼が出来たのであらう

味方の裏切を防ぐ法  
 ○又敵國の主將智慮深きは味方頭分を説服たまらても、亦裏返る者の生ずること有り。其時無難に此を  
 取り鎮る法あり。茲に記す。

○味方にも密々裏切せんことを謀る者の出来たる時には、其の一手而已の下知法令を急に格別に  
 し、役儀等を取り放すか或は其手の頭たる者を罪に行ふ等の事あれば、容易ならざる騒ぎなり。  
 且つ又罪も亦未だ明かならざるを罰するが故に、頭分皆自ら其身を危ぶみ安心せざる者多し。故  
 に他の一手の番頭を二人も呼び出し、且つ其異志ある番頭をも呼出して、今日より其方三手は別  
 して厳しく城を攻むべき旨を下知し、大筒・小筒・鐵炮組を百人づつ増し加ふべし。其子細  
 は總て異志ある一手は、城を攻るに弓を射ると雖ども、矢の根を抜き棄てて用ひず、鐵炮を打つ  
 と雖ども、玉を装めず空發する者なり。然るに右の下知に因て、他處の攻手よりも却て厳しく  
 城に詰め寄せ、大筒を打掛ること甚だ手繁く、且つ火箭を打込こと極て劇く、防ぐこと能はざる  
 程に城兵を困ましむるときは、敵方にて思慮するには、彼の一手兼て此方に志を通じ、裏切すべ  
 きの約束あり。然るに斯くの如く手痛き働きを爲して、我を困ましむるは必ず欺きたるなり。  
 「悪あくき奴原許すな」とて、彼の一手をば殊更に鐵炮を厳く打掛け、死力を盡して手強く勇を振  
 て防戦ふものなり。此に因て異志を起せし一手も、亦大に心得違して互に相ひ怒りて、斯くは有  
 るまじき次第なりなど思ひて戦に力を入れ、遂に事の無難に濟むこと有り。此等のことも變に應

長圍策の弊と火攻法  
 の力説

(一)唐の忠臣。天寶末年  
 安祿山の叛するや、雋陽  
 を死守し圍城數ヶ月、孤  
 立無援にして糧食全く盡  
 き、遂に落城して捕はれ  
 殺された。時に至徳二年  
 年四十九

ずるの一按なるを以て、煩雜なる説なるも此を記す。右様の時、異志の一手に増し加る鐵炮組の  
 頭は、兼て主將の親兵の中なる思慮深き老功の士を撰び用べし。

○凡城攻と云ふ者は、守る主將に頗る智慮有て、諸士にも武道に勝れたる者多く、軍卒も亦守る  
 には不足無く、弓矢・鐵炮・玉藥・兵糧等を澤山にして要害堅固なる者は、此を攻むると雖ど  
 も仲々落着すること急には埒の明かざる者にて、動もすれば五年も七年も掛る。昔唐の張巡（一）が籠  
 りたる遂陽（二）の城は、十二年目に落城せり。故に其多年の間、他國の城を攻るときは、財用を費し  
 人數を勞すときは、必ず其の本國の貧窮を催し、或は他の禍を生ずること有り。然れども是非と  
 も攻落さずでは濟まざる城なれば、唯火攻の一法あるのみ。我が家の火攻法を行ふときは、楠正  
 成が金剛山の城、唐の張巡（三）が遂陽城（四）と雖も、皆速に燒落すべし。其法下卷に詳かにす。然りと雖  
 ども其城内に在る所の老若男女は論ずるに及ばず、牛馬犬猫に至（五）まで、皆悉く燒殺することな  
 るを以て、成るべき丈けは數多の人數を殺さざる計策を施し行ふ（六）を神武不殺の妙法とす。故に上  
 にも種々の古法を記せり。又力攻にして乗り取んずるには種々の攻道具有り。此も亦下卷に記載  
 す。

神武不殺の妙法

(二)『易經』繫辭上、第  
 十一章の「古之聰明叡知  
 神武而不殺者夫」に出づ  
 る語

# 兵法一家言 卷十

## 攻城下 第十三

### 攻城仕寄用具

○凡要害堅固にして守備の手當に不足の無き城を攻るに、我が家の火攻法を行ひて焼き落すに忍びざるときは、何れ力攻めにするより外に、攻め落すべきの仕方あること無し。力攻めに取り掛ることなれば、古來より爲す法の如く必ず其門を打ち破るか、或は石垣を崩すか、或は仕寄を付(甲)て塀を倒すか、此の三つの内を何れか一つを存分に仕遂げざれば、大勢の軍兵乗込むべきの仕方無き者なり。故に此の三つの仕方を工夫すべし。然れども此の三つの仕方を爲さんと欲すると雖ども、其城の堀際まで寄り附くに非ざれば、法の施すべきこと無し。何んとなれば、塀下まで近寄んとするときは、城中の軍兵近寄せじと鐵炮を以て嚴く此を打ち拂ひ、矢玉の繁きこと雨霰の如し。故に先づ此矢玉を避る手當無ければ、迎も叶はざる業なるを以て、塀下まで近寄る仕方を能く工夫し、且つ仕寄の道具を製作すること第一の要務也。

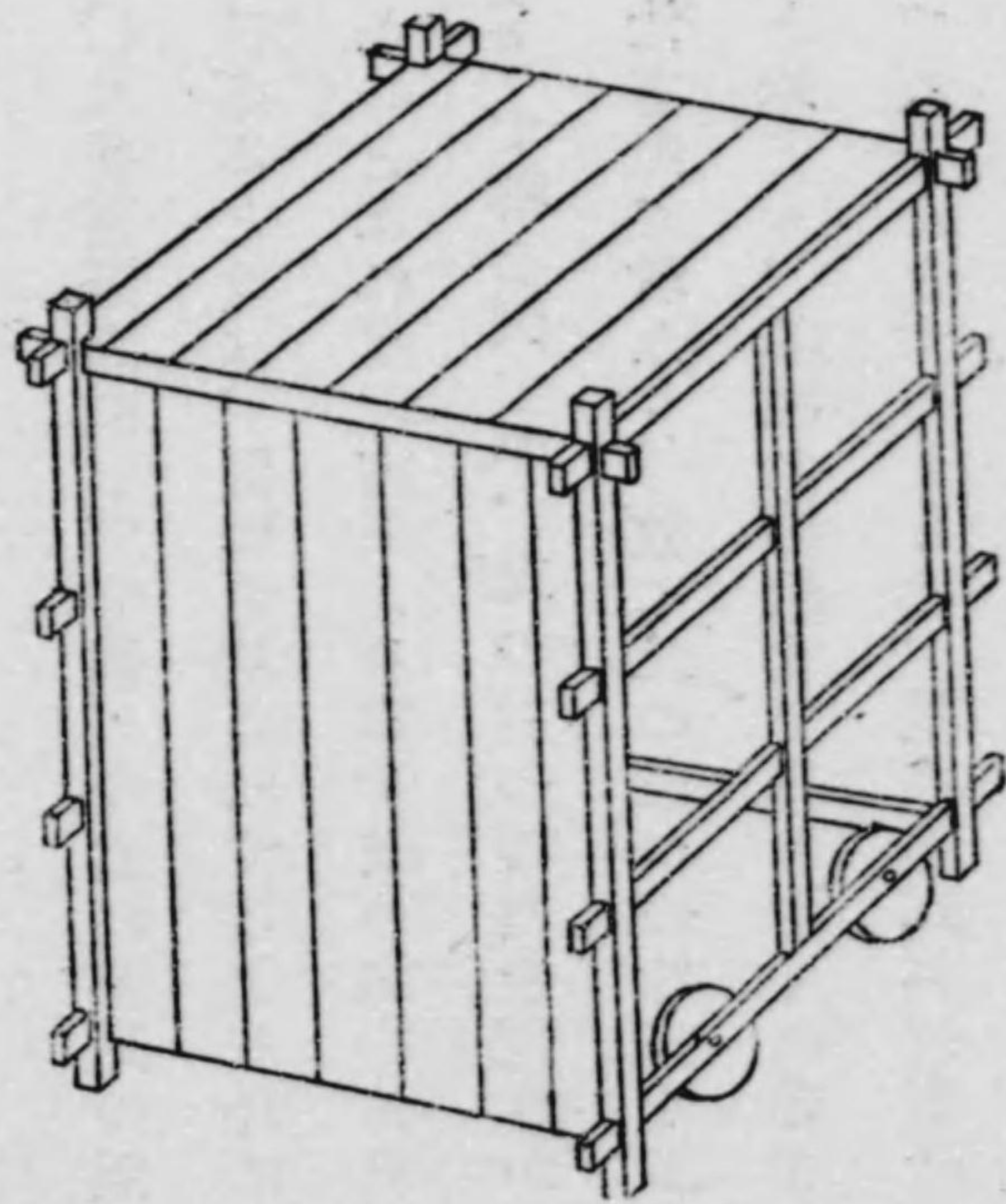
(一) 壘を縦に十一通り以上  
上懸ひつけたもの

一、古壘

●凡そ玉落の繁き處に仕寄るには、壘を蒙かぶより便良なるは無し。古壘床(二)の十一通り以上なるを二

枚重ぬるときは、十匁玉の鐵炮にても玉の透らざる者にて、三枚重にするときは、三百目の大筒の玉と雖ども、容易に打貫くこと能はざる者なり。且つ其愈々古き床は愈々丈夫なり。故に古疊を多く聚るときは種々妙なる仕寄の道具を製作するに足れり。

第四十九圖 大箱車



仕寄の道具と云ふは、古來の法に厚板にて大なる箱を造り、其箱の下の方に車を仕付けて、此を大勢にて推して、幾箱も一度に仕寄ること有り。或は此の箱の前方に牛か猪の生皮を張り付るときは、殊に丈夫にして宜しと云ふ。

(二) 又は松の木四五尺圍以上成を厚さ五寸許の板に挽

割、是を柱棟等間組したる上に小屋の屋根の如く後高に並べ車を仕付たるも、又古の大箱よりも丈夫也。松の生板は三寸以上の厚さなれば、十匁玉といへ共容易に貫かざる者也。又紅楓等の三寸板も甚堅固にして碎け割ざる者也。故に仕寄道具にも楯にも用ふ。

右大箱車の如き小屋の骨組を丈夫に造り、其外面に古疊を綴付たるは、殊更に宜しかるべし。因て茲に新按の略圖を出す。此に就て工夫せば、種々妙なる仕寄道具も出来ること必せり。巧思な

二、大箱車

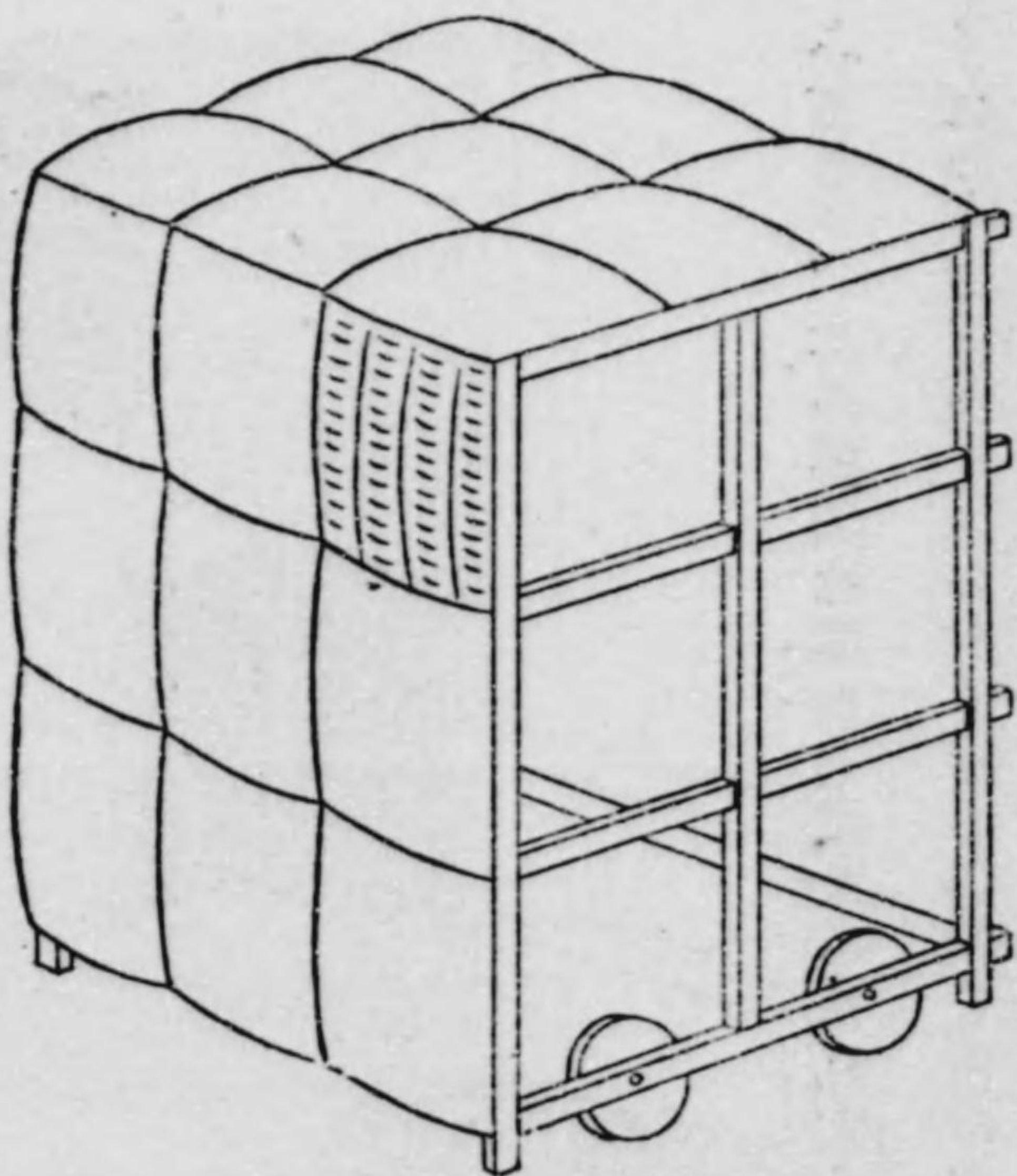
(一) 『實武一家言』の文

三、楯

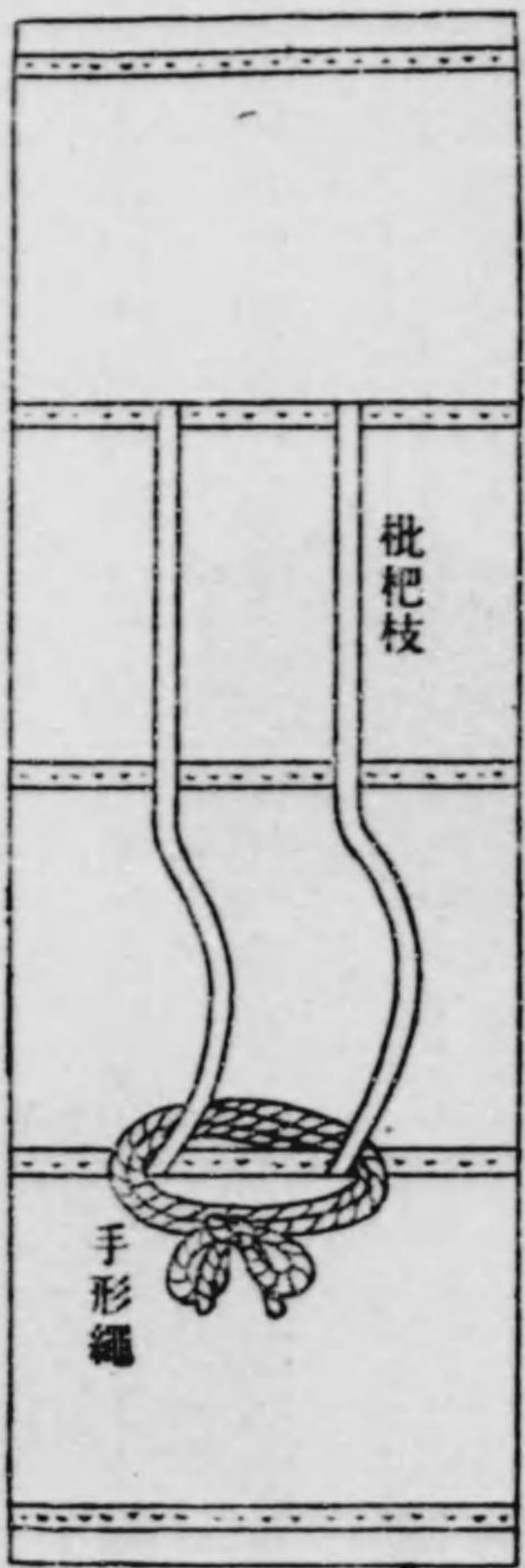
(二) サン、楯板の裏に、横に打ちつけた細長い木

(三) アルデ、かちのき、白膠木。漆に似た木。五倍子を生じ、ふしのきともいふ

第五十圖 信淵新案大箱車



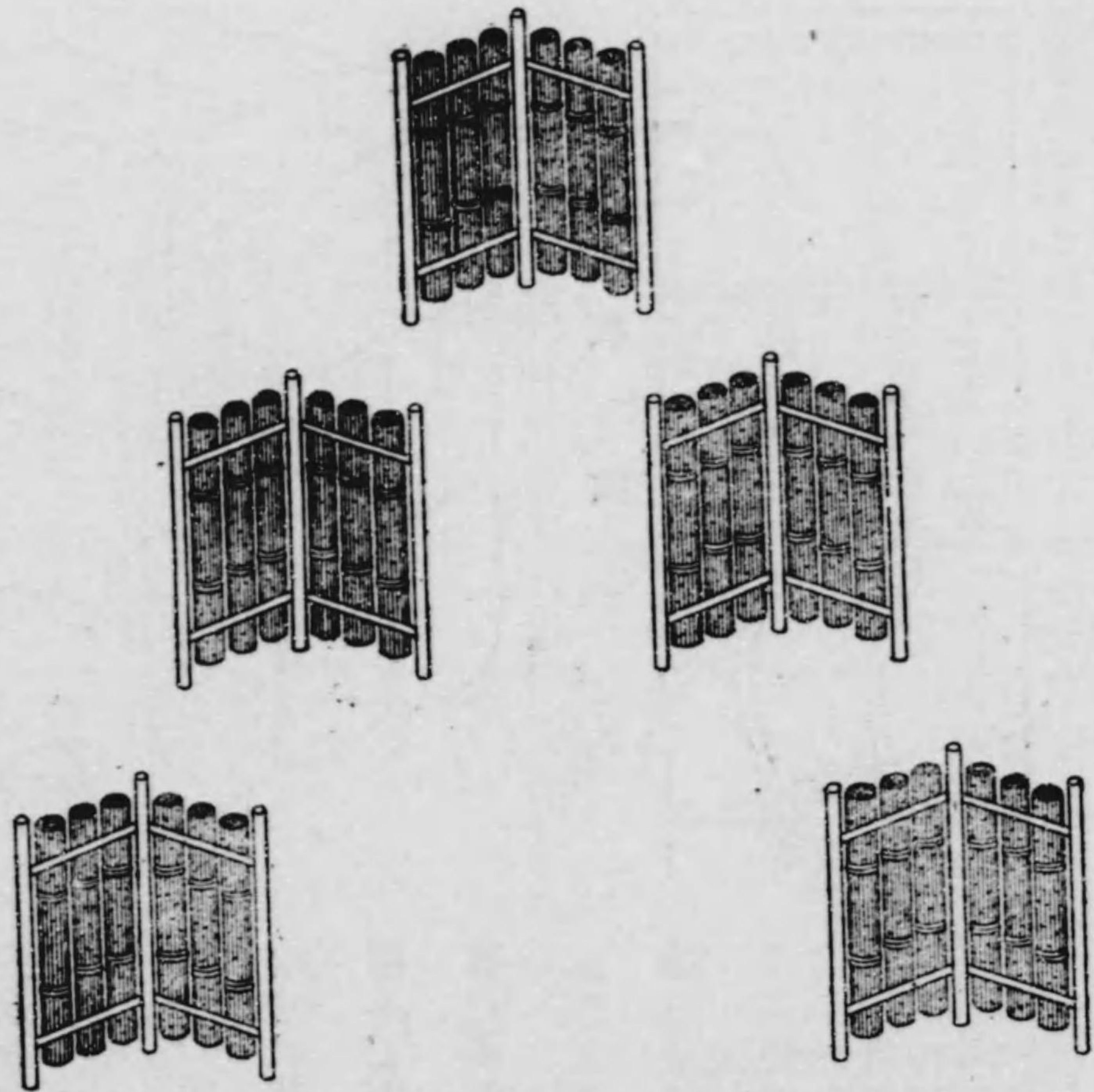
第五十一圖 板楯



る者に工夫せしめよ。又楯を車に仕付けて十四五人にて推し詰るも有り、或は持楯にて仕寄るも有り。板楯の長さ古法五尺八寸、幅一尺八寸、横の長さ此に同じ。其數五本、釘は鐵を用ふ。横一つに釘六本づつ、故に釘三十本なり。琵琶枝の長さ三尺六寸、手形を削(る)こと八寸、手形の繩長さ五尺六寸、楯板の厚さ八分、木は楊柳、横は勝軍木を用ふ、是古法なり。然るに鐵炮の世に出るに及で、板の厚さ二寸許に爲て甚重きが故に、其寸法を小

く便に製するを以て、主將の好みに從ひ、定る法あること無し。木も楠板・樺等を用ふ。槓板は殊に宜し。然れども取扱ひの不便なるを以て、大抵船の備へにのみ此を用ひ、陸戦には竹束専らに用ることと爲れ

四、竹束



竹束 圖二十五第

凡そ敵城に近く竹束にて仕寄りをするには、百姓等を遣ひて夜中に付けさすること甚だ便利なり。晝の中に能く足場を見置て、夜半頃より徐と進みて竹束を配るべし。夜中に配り置きて明六つより攻め掛るべし。若又日中に仕寄りことを欲するときは、古人の用ひたる、竹束を車に載(せ)て狭間を切りたるもの有り。茲に圖して考按(案)に供ふ。

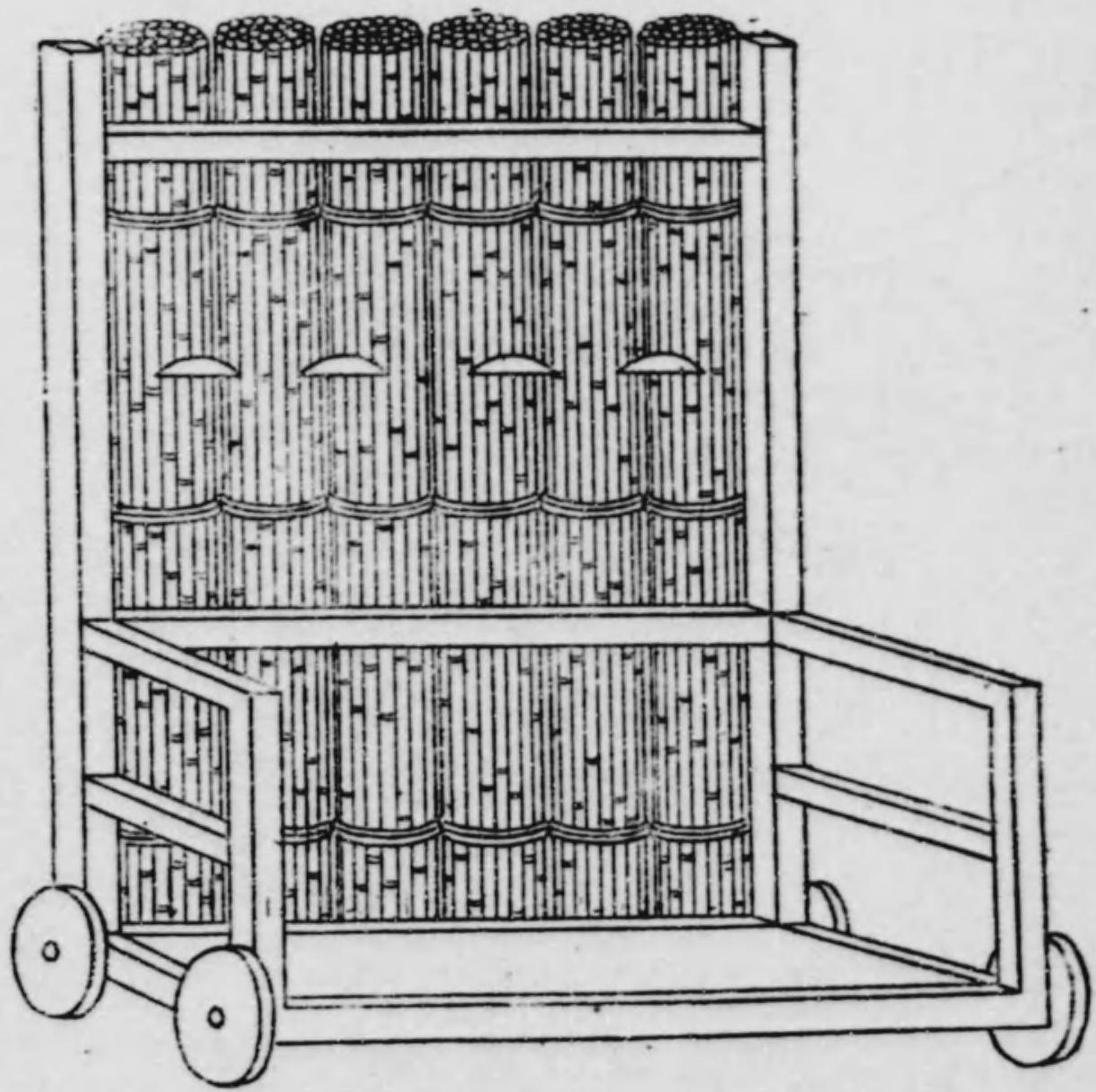
又城門を速坐(即座)に打破る撞衝車と云

五、撞衝車

(一)「實武一家言」には「圓五六尺成丸太の材木を長さ六間程に切り」云云とある。

ふ者あり。其の製法は圍六七尺なる松丸太を長さ六七間に切り、根の方を錘鍛たる鋼鐵を以て厚く包み、茲に圖したる如く車の四輪を付け、且つ其の丸太の左右に數多の手繩を付て大勢にて押し出し、人毎に工夫して矢玉を避くる物を蒙り、或は上に説たる屋根に古疊を覆たる大箱車の中に

六、埋草



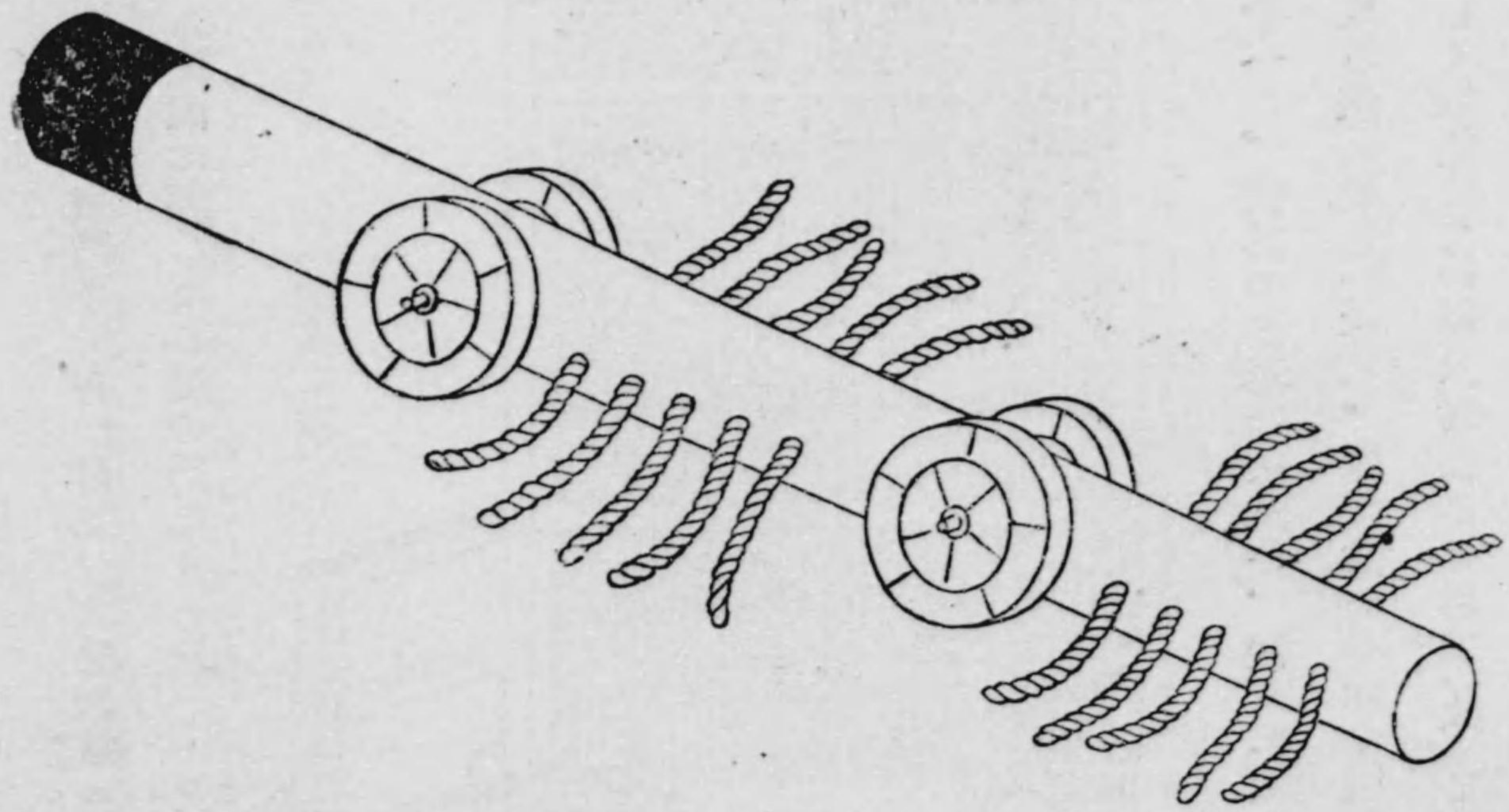
竹束車 圖三十五第

此を入れ、城門まで押し付て、大勢皆喊々聲と力とを一齊に合はして、其圍を撞に於ては、如何なる堅固に製したる鐵の門たりと云(こ)ども、何の手も無く打排(ひ)べし。既に城門を打破りたる上は、其車をば旁に捨て、數多の勇士無二無三に城内に亂入し、總人數も此に繼ぎて速に乗り込み、兼て用意の火付道具を用ひ、風上より火を放ち、番所・長屋の撰び無く處々より此を燒き立つべし。

又塀を倒し石垣を崩すには、先づ堀を埋(め)ざれば其業を施し行ふこと能はざるを以て、堀を埋るを專一とす。埋料には近村の民家を引垣(こ)して持來り、其他諸雜木・柴・萱・竹木・藁・菰等を夥しく持ち來て此を

埋むべし。偕其の埋草を投込み、漫りに入れては堀の埋ること遅し。一處に此れを纏め集めて道に成る様に投込むべし。總て説たる如く門を打破るも堀を埋るも、城内にては此を成させじと、嚴しく鐵炮にて打拂ふ者なるを以て、味方より先づ竹束の間に大筒・小筒の鐵炮を數多並べ置き、

七、土俵



圖四十五第 車 衝 撞

此を打ち掛て、敵城の矢倉・多門扉の狭間に至るまで、悉く閉(き)させて、然して後に其業に取り掛るべし。

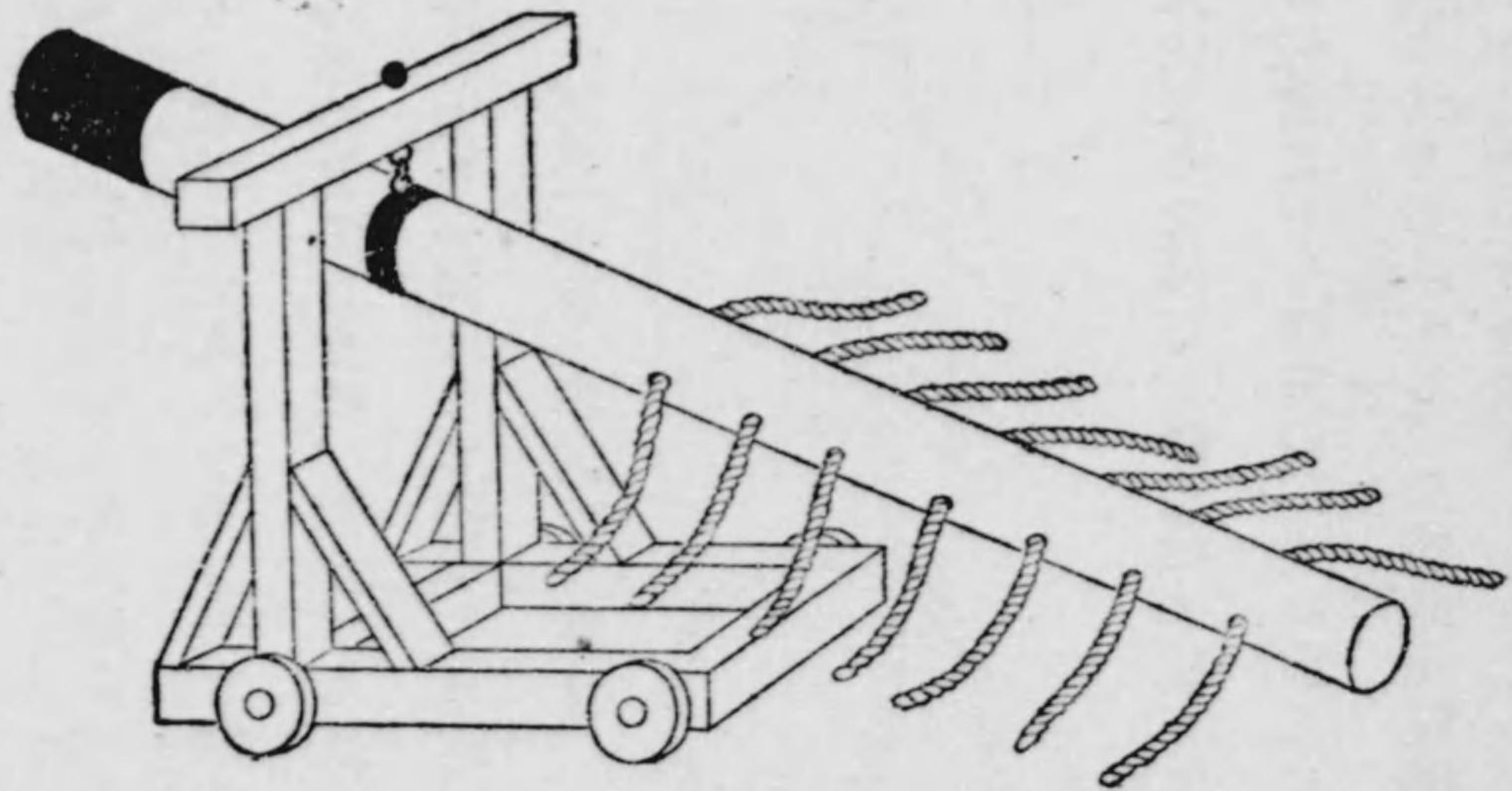
⑦或は埋草の無きときは、數多の土圍(どまき)を造らして大勢にて持ち運び、此を打ち込で堀を埋るこゝと有り。其時は先づ堀の狭く、且淺き處を撰びて取り掛るべし。愚老川普請の仕方に就て按ずるに、一坪の川を埋むるには、土俵百八俵づつの積りなり。然れば三千許の人數にても、人毎に一俵づつ運ぶときは、三十坪は一舉に埋るべし。但し川普請の土俵は四斗入なり。軍中には平時の百姓・人足を使ふ如く其力も齊(まじ)まじきを以て、手軽く三斗俵は造るを便利とす。假令三斗俵にても土俵三千程も打込むときは、大抵の堀も道の就(く)こと必せり。

八、釣撞木

(一)『實武一家言』には「四五尺圍」とある

九、鐵挺と鶴笮

(二)清正の臣飯田登兵衛がこの法の巧者であつたといふ



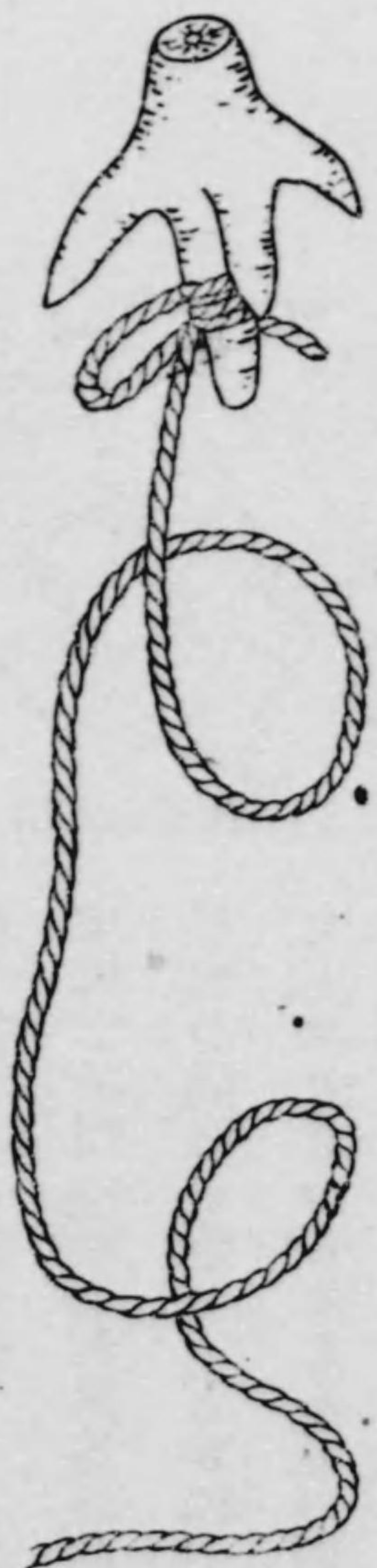
圖五十五第 木 撞 釣

⑧堀の既に埋るときは石垣を崩し、扉を倒(た)も自由なり。石垣を崩すには釣撞木を用ること最宜し。此物は製法亦上に説(き)たる撞衝車の如く五六尺圍なる丸太の材木を長さ五六間に切り、根の方を厚く錘(き)たる剛鐵(ごうてつ)を以て包み、圖の如く製したる臺に釣て、石垣の際まで持寄(も)り、右の撞衝車にて城門の圍(とびら)を衝破るが如く、大勢にて聲と力を齊(ま)へて石垣の隅石を撞(く)ときは、何程堅固に築立てたる石垣にて上に矢倉の在るをも直に衝き崩す者なり。

⑨右釣撞木の未だ世に出ざる前には、仕寄りの道具にて石垣の下まで寄り付て、鐵挺(てつてい)と鶴笮(つるさ)を用て崩し、隅石を二枚も拔出すときは、其餘の石の崩(く)れること無造作なる者なり。加藤清正は此の働きを爲すこと甚だ上手なりしが故に、清正が築たる石垣は、隅々の處に嚴く念を入れ、或は鐵杖にて串貫し、或は合縫(あひま)の處に斯の $\square$ 如くなる穴を鑿り、銅・鉛等を焔(わ)して鑄着にせり。此に因て鶴笮や鐵挺(てつてい)にて崩すべき所に非ず。熊本の城を見て其石垣の

一〇、斧・熊手・大  
鷹口その他

築き様を察すべし。然れども此に記したる釣撞木を用るに至りては、清正が念を入れたるも皆無益の心勞にて、一向に手も無く衝き崩す者なり。且つ此の釣撞木は塀を衝倒すことも甚だ速かなり。又上の撞衝車も亦此物の代りに用るときは殊更に強し、塀を破るには斧にて切り破るも有り、熊手や大鷹口を用ひ引き倒すも有り。又緩かなる場なれば、大鋸を用ひ塀の柱を土際より三四本挽切るときは、引倒すも推し倒すも共に無造作なり。或は普通の塀は數多の階梯を以て大勢聲と力を一齊にして押すときは、推し倒さるる者なり。又は細引きの先に三つ又・四つ又の木の枝を圖の如く結び付けて、此を五十條も百條も塀の上に引き掛けて、聲と力を齊くし大勢にて引き倒すも宜し。細引きは



枝を圖の如く結び付けて、此を五十條も百條も塀の上に引き掛けて、聲と力を齊くし大勢にて引き倒すも宜し。細引きは

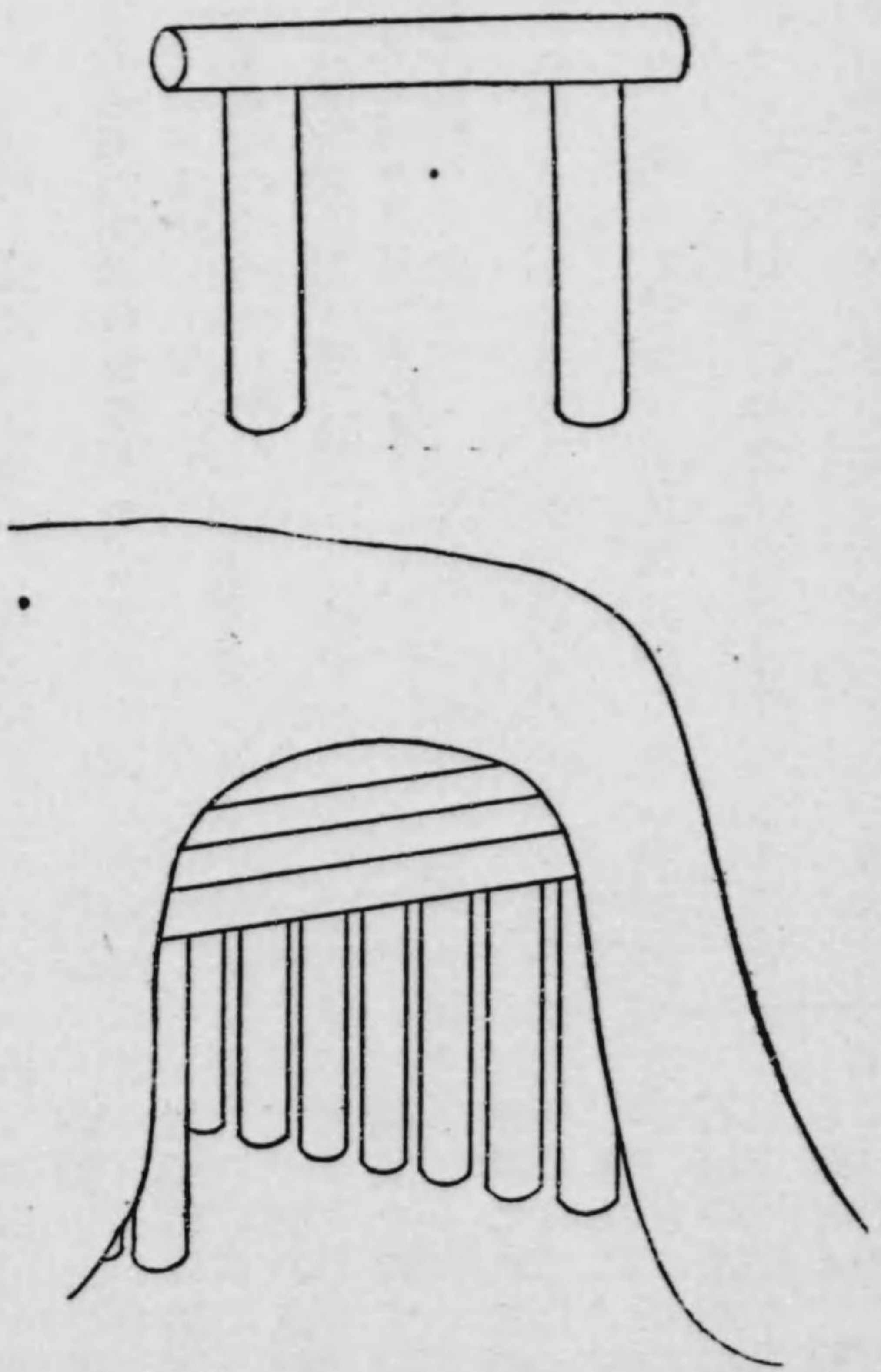
一一、化粧棚

(一)敵の土を掘る音に反響して鳴り、以て城兵に危険を豫報する役に立つ地籠  
(二)カネホリ・杭夫

丈夫なるを用べし。敵城に極て便要なる矢倉ありて、其矢倉より打ち出す大筒・小筒の鐵炮、他の矢倉よりも味方の邪魔に爲て、仕寄を附け難きこと有り。其時は先づ其矢倉を焼き崩すに化粧棚の法を行ふべし。所謂此化粧棚を或は地道とも名けて、諸兵家の皆知る所なり。故に矢倉土臺の下には必大甕を埋る法あり。又此化粧棚は金掘共土中に掘り入るるには必ず用(一)る者

にて、二尺圍り以上の丸太を以て、高さ六尺餘、横は適宜に鳥居の如くなる棚を數多造りて、穴

第五十七圖 化粧棚



の中に架を立て進み入るものなり。其の形状左の圖の如し。

金掘共に命じ、右圖の如く、土居に横より抗を穿しめ、段々此の棚を矢倉の下近くまで組み入れて、奥には次第に大なる棚を入れ、其の穴の中に薪・柴・松脂、且つ猛烈なる燒藥を積み果て地雷火を仕込み、長道火に火を付て歸らしむるときは、須臾

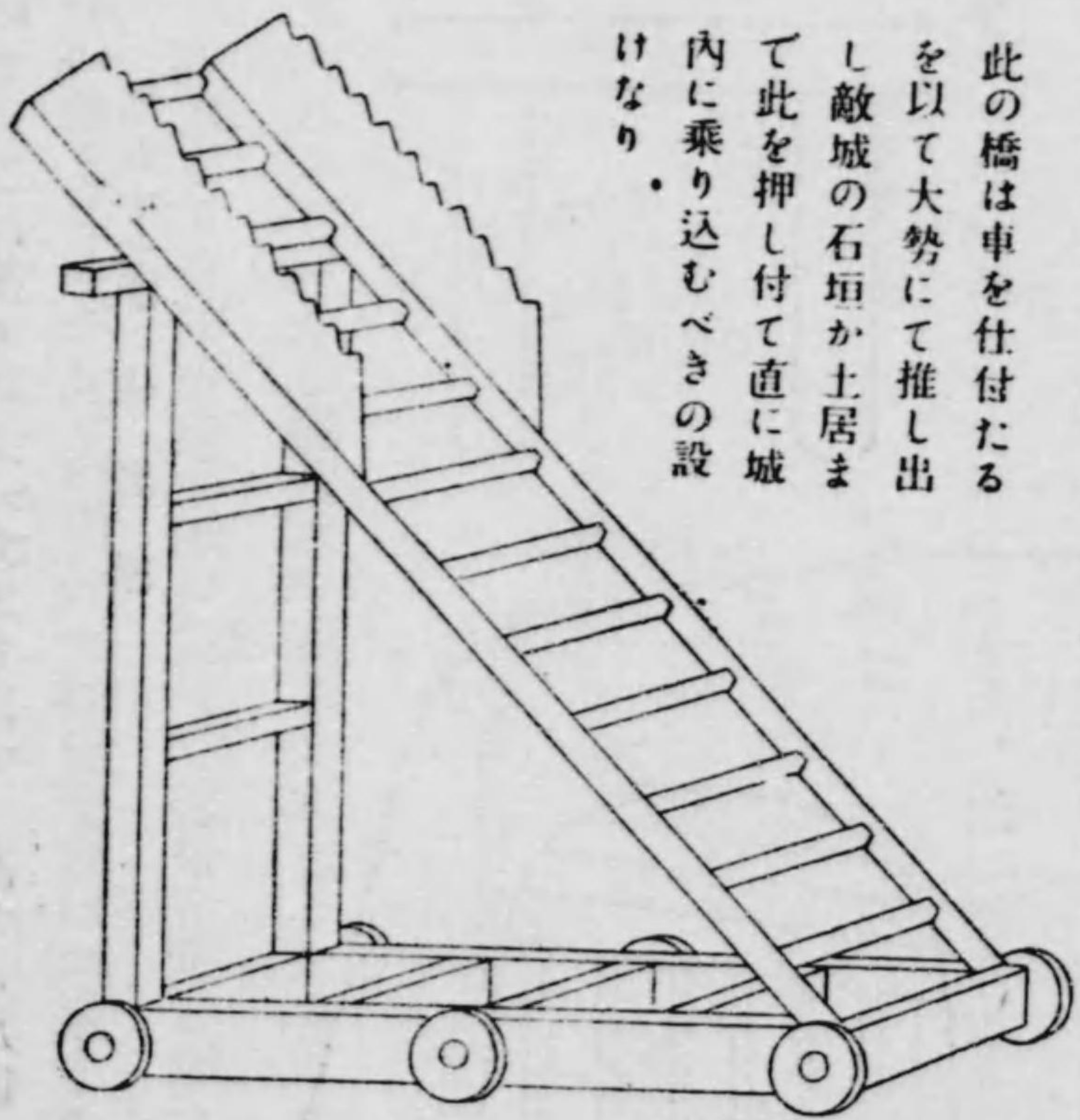
に道火の地雷に火移りて、地雷鳴動して焼け上がり、土臺は崩れ矢倉も陥ち入りて、多門も塀も皆倒るる者なり。然れども地中に掘入る音の埋置きたる伏甕に響くときは、城中にても心得て種種計策を行ふが故に、地道の法に取り掛るときは、其の矢倉には數、大筒を打ち掛けて防禦の城兵を惱まし、且地道の音を察するに違無からしむべし。且又金掘の者は種々の用ひ方有り。軍中

一二、投梯子・繼橋  
その他

には必ず召連れ<sup>〔る〕</sup>べき者なり。總て城攻に仕寄も大抵出来て、堀も既に埋まり、城内に乗り入れるに、木を藁繩にて幾所も結び、足を踏み止る様にし、此を何本も扉に倒し掛け、其材木を渡り上りて乗込も有り。或は投階子を石垣や扉に投掛て、繩を引きしめ爪<sup>〔二〕</sup>を掛けて乗<sup>〔る〕</sup>も有り。又は常の階子を用ひ、或は繼ぎ橋等を用るも有り。或は楯に横木を結び付て階梯<sup>〔三〕</sup>の代りに用るも有り。

第五十八圖 通天橋 一名 行天橋

此の橋は車を仕付たるを以て大勢にて推し出し敵城の石垣か土居まで此を押し付て直に城内に乗り込むべきの設けなり。



各、臨時の便宜に従ひ、工夫すべし。又鄭芝筦が製したる通天橋あり。鄭芝筦が事は明史<sup>〔四〕</sup>の國姓爺傳に略其の名あり。此は鄭芝龍が親族にて、初め芝龍に従て海賊の將たり。後に成功が義兵を興す時に海島に居て自立の志あり。故に成功これを襲殺せり。

○愚按に、右通天橋も用ふべしと雖ども、其の石垣の甚だ高きと甚だ低き城攻には、此を用ると雖ども、乗り込むことを得べからず。總て兵法は、臨時の妙工夫に非ざれば實用を爲し難きこと、此の城攻のみに非ず、投橋・繼橋の如き、

(一) 繩梯子の先に着いて  
用ふ。  
(二) 繩梯子の先に着いて  
ある爪形に曲つた金具  
(三) 三百六十六卷。明朝  
の歴史。清の聖祖の康熙  
十八年張延玉等勅により  
鄭芝龍に着手し、世宗の雍  
正二年更に諸臣これを繼  
續し、高宗の乾隆四年完  
成  
(四) 鄭成功のこと。鄭芝  
龍の長子。母は日本人田  
川氏。明滅亡後清に對し  
て兵を擧げ、泉州・同安・  
漳州・浙江・江南等に戰つ  
たが、更に順治十八年盛  
澤に上陸し、潮人を破り、  
これに據つて清に對抗し  
た。康熙元年歿、年卅九  
(五) 泉州の人。天啓六年  
臺灣に航し海賊を統べて  
勢を振ひ、後清兵南侵し  
南京を陥るに及び、唐王  
を迎立したが、遂に王は  
捕はれ、芝龍は清に降り  
順治十八年殺された

古人は用ひたるかは知らざれども、愚者は信ぜざるを以て此に圖せず。予少壯の時より諸兵家の法を聞きしこと甚だ多し。然れども實用に就て此を精究するに、痴人の夢を談するが如きことあり。故に予が一家言も亦實事に用ふべき者と思ふこと勿れ。唯城攻に於て慥かに功成て落着の速かなるべきは火箭攻の法なり。不仁の最も酷<sup>〔一〕</sup>しきが故に深く勘辨あるべきのみ。

信淵家傳火箭攻の法  
(六) ザウキビヤ(東西火  
攻附録)の下巻には數  
火箭として同物を記す。  
松・樺等何の木でもよく  
乾いて直なる木を用ひる

鐵砲の普及と攻城の  
損害増加

○我が家の火箭攻の法と云ふは、上の操練篇に大略を説たる如く、行軍の車戰に用る三百匁彈の大銃にて數多の雜木火矢を打ち込みて一時に城を燒落すを云ふ。其の城を燒落すことに於ては、絶て疑ひの無き法なれども、一時に一城の人民を皆悉く燒き殺す業なるを以て、此を行ふに忍びざること有て、若し成るべき事ならば、此を用ひずして敵を降したき者なり。宜く工夫して良計を施し、數多の人民の性命<sup>〔二〕</sup>を全くして、其城を味方にとることを得ば知にして而仁なりと云ふべし。抑、鐵砲の本朝に渡りたるは天文十一年の事にて、此物の盛に流行せしは弘治・永祿の頃より、文祿・慶長の間なり。然れども是の時代に用ひたるは小銃<sup>〔三〕</sup>のみにて、合戰に大筒を用ひたること無し。大銃を用る法の精くなりたることは、慶長以後世既に太平に成て發明せり。故に亂世の間の戰は小銃ばかりの持合なり。楮此の小筒鐵砲と云ふ者は、籠城には甚だ便利なれども、城攻には頗る不便利なる者にて、城内には怪我人無しと雖ども、攻る方には手負・死人夥しく出来て、諸家皆厭<sup>〔四〕</sup>み果たり。是の時に當て、甲州武田家の士大將に、米倉丹後守と云ふ仁の工夫に



牛竹束・竹束に對する信淵の批判

(一)ラウダケ。煙管の火皿と吸口との間にある竹管。もと安南の西北老松(ラオ)國の黒斑竹を用ひたの起る

て、上に説(き)たる如き牛竹束と云ふ物を造り出し、城攻第一の寶器と成れり。所謂る牛竹束の製法は、煙管の羅宇竹ほどの細竹を苧繩にて簧(すゐ)に編み、其簧をくるくると巻て、其上を牛の生皮にて包みたるを最上とし、此を牛竹束と名(づ)く。然れども數多無ければ間に合はざる物にて、財用の費ること多く、悉く此れを牛の皮に包むこと能はず。其の牛の生皮を被せざるを總て竹束と名(づ)く。其の牛の皮に包まざるの竹束にても、簧を巻きたる其直徑一尺に及ぶときは、鐵炮の貫(く)ること無き者なり。若し其の城内に小筒鐵炮のみ有て大砲(おほづつ)の無きときは、右の牛竹束或は竹束を數多造らして、此を仕寄の條に圖したる如く前に配り立て並べて、足輕に鐵炮を打ながら其間より進ませ、城に進み寄り、嚴しく鐵炮を打掛て城の狭間を開くこと能はざらしめ、足輕五人に竹束一箇(ひとつ)かささせ、列を亂さず手組を齊へて攻め寄するときは、味方に手負ひ・怪我人少しは有(る)べけれども、其の城の乘られざることは無きこと必せり。然れども若し大砲(おほづつ)を如意寶臺(いじやう)に載(せ)て、自在に此を打攘ふに及では、何程堅固なる仕寄の道具も大楯や牛竹束も、皆悉く微塵と爲て何の役に(も)立ざる故に、段々書記したる城攻の條々は、二百年以前までの亂世に行ひたる諸大家の兵法にて、今時より以後軍事の實用には絶て間に合はざる事のみにて、所謂畑中にて水練を講ずるに同じ。然りと雖ども大平の御世と成りては、此等の事を兵學の要旨として教へ來れる仕方なれば一通りは心得て置くべし。且つ又右條中には萬世不易の至論も亦これ有り。

(二)信淵工夫の大砲の臺。薩安流の旋風臺に工夫を加へたもので、大砲を載せて片手で自由に方向を變へ得る(本集下巻所収『三銃用法論』中巻参照)

能く此を讀記せよ。

○我が火箭攻を工夫せしことは、先年阿藩の大夫集堂氏に陪して徳島府に滯留中、毎日大銃を鑄造し、火術を修煉する業に従事せり。因て三百匁彈の銃にて火矢の早打を操練せんことを欲し、三百匁筒の雜木火箭を金二兩分製せしに、火箭三十一本を得たり。是の時阿州は金一兩に銀七十匁の時値(さうば)なりしを以て、火箭一本は銀四匁五分一厘づつにて出來たり。此の火箭十本を打放し、町着(うちつき)を試るに、遠き者は二十七町に至り、近き者は十五町に止れり。是に於て残り二十一本の火箭を、三座の大銃を以て十五町餘隔りたる枯山に放ちければ、半時許の間に一山悉く燃て火と成れり。此の理を以て此の法を用ひ、敵城を焼き落すべきを例することを得たり。予が三銃用法論に説(き)たる如く、行軍炮は野戰・城攻を論ぜず、自國・他國の差別なく此を持出し、頻りに接戰(かつか)て雄威を挑み争ふべきの大銃なるを以て、甚だ重過たるは取扱ふに不便なるを以て、集堂翁と議して、圓徑二寸の彈を裝べき筒を用べきに決せり。圓徑二寸の彈は鉛にて鑄れば秤量(なかり)二斤餘あり。鐵(てつ)にて製すれば一斤半許なり。圓徑二寸の玉を裝(ま)べき大銃を我が家の應尺と稱する法にて青銅を用ひ鑄造するときは、銃首より銃尾に至り長さ四尺五寸、其の筒の重さ七十貫匁以上あり。此の筒に圓徑二寸の鐵玉(てつたま)を裝(ま)め、火藥一斤にて打放つときは、直徑打十二町半に至り、指矢に放つときは二十五町に至る。又此の筒に合する火箭を製し、仰放四十八度の象限規(やうはんぎ)にして此を打

信淵の火箭攻工夫の發端

行軍炮

行軍炮を戰車に載せたる形

ち出すときは大筒たいしやく二十七町に至る。是れ予が新調行軍炮の玉と火箭と飛走の大略なり○又此の行軍炮を戰車に載せたる高さは、大銃を一字に車の上に居て、銃口を大抵普通の人の兩乳ちちに中を度とし、車上の正中に炮臺を仕付べし。且つ其の大筒の左右に箱楯各一箇づつを圖圖は上の操練篇に出したり如くに設け、其の箱楯の左右別に羽翼楯つばさを施し、此の楯には半圓の銃眼すまを開き、以て助銃を打ち出すに便す。又其の火箭攻を施し行ふの法は、上の操練篇に詳に論じ置きたり。

兵法一家言 卷十 畢

兵法一家言 卷十一

籠城 上 第十四

籠城要訣五箇條

一、居城造築は國防の要務

●凡血氣ある者は必ず欲心有り、欲心有る者は必ず争ひ闘ふこと有り。蓋あは豕ちゆう蟲ちゆうと禽獸の欲心は食物・牝牡の二に過ぎず、故に其争や小なり。人類に至ては其欲心多し、故に其争甚大なり。何んとなれば、人には甲殻も無く、羽毛も無きを以て、家宅無ければ雨露に堪ること能はず、衣服無ければ風寒に堪ること能はず。是を以て、人類は禽獸・豕蟲より衣服と家宅の需多し。故に飲食を争て相闘ひ、婦女を争て相闘ひ、或は衣服を争ひ、或は家宅を争ひ、相闘ひ相殺して欲する所を奪ふに至ては、太古の世の事態なり。其後有徳の人出ること有て、其曲直を匡ただし、正直なる者を助て、不直なる者を攻む。是に於てか、人々悦で其徳者に歸し、其知にして明かなる者は歸服すること必ず衆し。此に告るに直を以てすると雖ども、攻めざる者は衆を帥て痛く此を罰し、兇暴畏服す。故に近者は聚りて群を爲す。是れ一境に領主出來て刑政の始りたる時態なり。其領主の分れて争ふこと有るに至ては、其争必ず大なり。兵革を用るの始めにして武備の由て起

## 二、籠城の覺悟

る所なり。夫れ一境の地に主たる者は、其領内不義の争を禁じ、萬民をして各自家業を勤て衣食を足し、居處を安じ、男女相樂み、其天年を保して終ることを得せしめば、君たるの職分足れるのみ。然れども人心の多欲なる、既に一國の主たりと雖ども、尙又他國を奪ひ取て己れが國を廣大にせんことを思ふことは其常の癖なり。故に王公も險を設て、以て其國を守ること古來の聖法とす。地險は山川・丘陵なるを以て、其山谿の險を以て封疆の界を固め、丘陵の險に據て居城を築き、根本を嚴重にし、武備を精銳にして百姓を教育するは、國家を守護するの要務なり。●楮上に説たる如く、領主の多き中にも領分の廣大なるも有べく、狭く小きも有べし。故に國勢の餘りあるも足らざるも有るは論なきことにて、勢の有餘なるは人を制し、勢の不足なるは人に制せらるるも亦必然の勢なり。然れば領主も籠城すると云に至ては、己れが國勢足らずして、他國より奪ひ取らんことを欲し、其領内に攻來り、亂妨狼籍すると雖ども、此と戰て追ひ攘ふべきの勢力無く、止ことを得ずして險阻の要害に楯籠り、地勢を助力に用て暫く此と拒ひ、時を俟て敵を計んとするの業なり。然れば其城主たる者は能々覺悟を極めて取り掛るべき事なり。何んとなれば、敵は手出しもならざる程の大勢なり。假令大勢に非ずと雖ども味方は度々敗軍し、或は其他出て戰ふこと叶はざる仔細ありて籠城に及ぶ者なれば、即是敵の勢力有餘にして味方不及なるが故に、運を開くことは覺束なく、困窮すべきは必定なり。故に幾日

## 三、籠城者の選定

程籠城する間には諸處より味方集るとか、或は隣國より後詰の加勢來るとか、何にても心當有て取掛る者なり。然れども僅か千石・二千石の小領主にて、先祖數世の舊領なりとて、後の山岳等に楯籠りて、性命の有らん限りは降らずして、必死の覺悟を極め守る義士も亦これ有り。若夫れ後詰加勢の心當も無く、又城を枕にして義に死すべきの覺悟も無く、唯一旦先づ籠城して見て、持ち堪ることが叶はざるときは降参すべきの内心ならば、籠城せざる以前敵方へ使者を遣し、早く和平を議すべし。一旦籠城し見て支へることの叶はざるに至て降参するは卑怯の至り、敵方にも輕しみ惡む者にて、甚だ見苦敷く、古來武門の耻とする所なり。●軍事も籠城すべきに決定したる上は、實義評定と云ふこと有り。此は家士中の老弱、其外強壯の者にも必死の覺悟を極め兼ねたる人々は、偽り虚言なく、實情に任せ、勝手次第早く落去べきを下知し、必罵り辱かしむること無く、「若し運を開きたらば必ず歸参せよ」と情けを厚く申付べし。既に必死を期したる籠城ならば、主將一人打死しても先祖への禮義は立ることにて、義に薄き臆病者は數多ありても無益なり。晉に無益なるのみならず、危急なるに及で竊に城より闕落などして、甚だ見苦しきことを仕出す者なり。斯る大切の時にこそ、主將平日の仁徳の世に現るべきの會にて、諸士より百姓・町人に至るまで誠忠信義の雄名を千歳に輝かすべきの秋なり。假令加勢を俟つの籠城たりとも大勢は勘辨あるべし。兎角兵糧は盡易き者なり。信義を磨く武士なれば小勢にても極て固

四、盤際一戦の法

(一)引揚げ来る身方を容  
 容する隊  
 (二)三國魏の武將。字は  
 文遠。曹操に従つて吳の  
 孫權と合肥に戦ひ、八百  
 の寡兵を以て吳の十萬を  
 破つた。黃初二年夏

(三)クワギウ。尾に炬火  
 を着け九牛。敵中に退入  
 れて攪亂させるに用ひ  
 る。支那では戰國時代に  
 齊の田單が燕軍を敗つた  
 時、日本では壽永二年五  
 月十一日木曾義仲が越中  
 倶利伽羅に於て平氏軍を  
 敗つた時に用ひたのが有  
 名である  
 (四)守城の兵が城を出た  
 のを待ち設け、これに密  
 りついて城に入ること

し。人心能く和するを以てなり。信義に薄き人の多きは、守備も自然に疎忽に成り、且内亂も生じ易し。此等は悉皆主將平日修方の徳操に在る事と知べし。籠城に事の決定したる上は、必ず盤際の一戦あるべし。此一戦は茂早野戰の名残軍なるを以て、人數の多少に拘はらず、唯勇壯なる武士のみを撰び、格別に手痛く働きて、敵人の膽を破るを主とす。其引揚るときは、城内より新手の迎備へを出べし。抑、此蟄み際の一戦は、昔吳主孫權が十萬の精兵を帥ひて、不意に合肥の城を攻めしときに、魏の大將張遼僅か八百人の壯士を率ひて一齊に吳軍を衝き、頻りに勇み進みて、遂に吳主孫權が本陣迄無二無三に切込けるを以て、孫權大に狼狽し危くして免れたり。此の一戦に吳軍皆奪氣し、城を攻めずして歸陣せり。斯の如く勇戦するには、諸軍士に酒を飲しむるも良なり。其潮合は敵の折り着くべき場處を見切り、後陣の未だ着到せざる所か、或は城近く押來て、未だ列を成ざる所かを見切り、神速に押し掛りて、無二無三に騎馬を用べきも、火牛を用べきも臨時の宜きに従ふべし。夜軍には火牛甚だ良なる者と云へり。此盤際の一戦は強て勝負に拘らず、唯敵人の氣を奪ふを第一の主意とす。故に成べき丈は手ひどく働くべし。或は上の接戰篇に説たる如く、行軍炮の大砲車を三四隊も推し出して、嚴く此を打挫くは殊に宜し。或は此一戦にて大に敵を打破り、籠城するにも及ばずして、却て追打する事も有べし。唯其最も用心すべきことは、敵將の武事に巧者にして付け入りにせんことを防ぐべき

(五)セキジロ。國境要衝  
 の關門を守るための城。  
 境目の城  
 (六)エダジロ。本城以外  
 に領内要地に設けた城。  
 支城  
 (七)デジロ。支城の一。  
 國境等の要地に築く城  
 (八)トリデ。支城の一。  
 砦  
 (九)ここでは大體鎌倉時  
 代前後を指す

五、籠城における攻勢の必要

(六)エダジロ。本城以外  
 に領内要地に設けた城。  
 支城

城制十要説

(七)デジロ。支城の一。  
 國境等の要地に築く城  
 (八)トリデ。支城の一。  
 砦  
 (九)ここでは大體鎌倉時  
 代前後を指す

一、地利

二、堀

(一〇)鎌倉時代には平地  
 或は丘陵に邸宅を構へ、  
 濠をめぐらし防備を施し  
 た屋形式城郭が多かつた  
 (一一)ヤゲンボリ。薬研  
 (薬種を磨り粉にする器)  
 の如く中程み深く底狭く  
 掘つた堀

のみ。總て籠城の極意は敵人を攻め打つを以て城を守る第一の策とす。時々攻手を襲ひ切すを専務とするときは、勝勢常に味方に在るなり。故に時々敵陣を襲ひ切かして攻手を困窮せしむるに非ざれば、籠城を永く全すること能はずと心得べし。他國界の關城或は枝城其他出城、取手等、凡城代持の城の如きは、別して戰を以て守りとするの心得あるべし。火術・炮術に鍛練せざるときは、戰を以て守ることは固より難し。將たるもの能く其理を會得すべし。凡城と云ふ者は、古代は大抵屋形造にて、嚴重なる屋敷の如くなる者なりき。然るに天文年中鐵炮の渡で、此を盛んに軍用とする事と爲りてより、城の製法甚だ堅固精密なる事と成れり。故に諸兵家皆城製を論ずること種々の秘訣多し。然れども此を約説するに先づ十要あり。其第一は地利、第二は堀、第三は土居、第四は石垣、第五は横矢の繩張、第六は門、第七は馬出し、第八は塀、第九は柵・虎落・葎、第十は水溜是なり。所謂る地利のことは大略上の陣取と接戰篇に論じたるを以て、茲には省く。堀には二種あり。其一是水堀、其二是乾堀なり。水堀は廣さ十間許より二三十間に、深さ三四丈にして、岸の脇陪は一丈に四尺は普通の定法なれども、土の性埴き處ならば、三尺脇陪にも穿べし。總て堀は泥の深きを良とす。泥深く水も深きは殊に宜し。又水堀と稱して水際ばかりを石垣にすること有り。若し事急なるときは、本法の如く普請すること難きに就て、薬研堀に鑿ことも有り。或は其底に生竹を鎗の如く切りそぎて、入り違に衝き

(一)さかもぎ。刺のある木の枝を櫓に結び敵の馬を防ぐもの。鹿野

(二)城のある側

立て、或は亂杭・逆茂木を打立て、茨と枳刺の類を柵み、敵の越難き様にするなり。此茨(一)を入様は、假令(二)堀の深さ八九尺も有らば、枳刺(三)にても茨にても、枝付より二三尺程をきて末を切り、城の手に逆か様にひしと附置くべし。又は其長さ三尺に切り、三尺餘の繩を付け、其繩の下に石(三)に繫(三)ぎて、此を何百本も堀の水の中に入れ、水際一尺程下にて千鳥掛に釣りを取り段々に入(三)れ置べし。斯くの如くするときは、敵人容易に壁下に寄り付こと能ざる者なり。又乾堀は片藥研に城の方を深く穿(三)べし。山城は山の登り易き場處に堅堀を鑿り、鐵の串・菱等を左右に蒔散し、上方に手軽く違垣を結び、垣の内に大木・大石等を積置て、敵人の登るときに垣を押し倒し、此を落掛るときは、數多の人を損ずる者なり。土居は堀の土を揚て築(三)べし。其高さは根盤の半と心得べし。乃ち根盤十間なれば、高さ五間に築立て、上には麥門冬・香附子・小笹・荒芝の類を植べし、能く土居を堅固にする者なり。土居を築き堀を鑿仕方は、予が隄防溝洫志に繩張・人足の積りまでも明細なり、就て見(三)べし。根盤の外には枳刺を堀際より植るときは殊に宜し。又土居には鉢巻と云ひて、上の方ばかりを石垣にすること有り。此は土居の大小に従(三)べし。れども、低きも七尺以上にすべし。石垣は三等の製あり。其一は野面、其二は打缺、其三は切合是なり。野面とは山より切り出したる儘なる石にて築立るを云ふ。打缺とは石の角や高き處を打缺て築くを云ふ。切合(三)とは空隙の少(三)しも無き様に切合はして築立るを言ふ。故に切合は最も精

三、土居

(三)バクモントウ。多年生の草。龍の鬚

(四)カウブシ。濱管のこ

と。原野・海岸・砂地等に繁殖する多年生の草

(五)四巻。信濃の父玄明

著。信濃校。隄防築造

洪水豫防に關する書。

(全集本上巻所載)

四、石垣

五、横矢の繩張

(六)城に登らんとする敵兵を側から射る矢

好なる者なり。且又其場處に従ひ切石の用様あり。凡隅々大切の場處には大石を切合して築き、石と石との附け處をば、兩の大石に穴を穿貫て鐵の條を刺込み、悉く繋ぎ合せたるを最上の普請とす。攝州大坂及び肥後の熊本城の石垣は、大抵此の製なり。又石垣の勾陪(七)にも亦三等の製あり。其一は下繩、其二は緩形、其三は椶出是れなり。下繩は急直にして、其形(七)此の如し。緩形は此の如し。椶出の形は(七)此の如く、上の方の外に向て椶出したる者なり。故に椶出の石垣は城乗すること難し。横矢の繩張とは、總て城郭の繩張は長く眞直に取らざる者にて、二三十間毎に屈曲して屏風の如く折り廻はし、相互に横矢の届く様にするを云ふ。或は地勢に因て百間・二百間も正直に取ること有れば、必ず二三十間毎に出し垣か、袋狹間か、出塀を構(八)ひて横矢の働を肝要とす。出塀の製法は、出格子の如く塀を張り出し、前面には狹間無くして左右に狹間を開き、弓・鐵炮を以て土居に近寄り塀下に附きたる敵を打取(八)に便す。且又此の出塀には甚だ祕密の妙用ある者なり。其仔細は此の出塀の下の板敷を開(八)きて、籠に忍の者を入れ、繩にて釣り下し、城外に出し、或は、城内に入るに用ふ。其他種々の妙用多し。又出垣・袋狹間も皆此趣の製(八)と知べし。是れ繩張の大意なり。又陰陽和合の繩張及び一城別郭の繩張等有り。其圖を上凡例の後に載記せり。世上の諸兵家城取・繩張の事に就て種々高妙なる理窟を論ずることなれども、悉皆空談死論にて、實武の用事は聊も無き者なり。此の横矢の働きを能く會得するときは

六、門

- (一)二階造の門
- (二)一階造の門
- (三)マスガタ。城の二重の門の間の方形なる場所門と石臺とを以て圍まれた所。武者溜とも云ふ。(なほ二つの門は互に直角の方向を向く。)
- (四)チフク。門の敷居又は欄干の下の横木

七、馬出

- (五)ウマダシ。城門の前に築いた土臺の小郭。左右に出口がある。土臺の形により丸馬出・角馬出等と云ふ
- (六)コグチ。虎口。城郭の出入口
- (七)シトミ。小口等の内部に設け、城内の見逃しを妨げるもの。土臺その他種々ある

八、塀

- (八)土臺を設けず柱の下部を土中に埋めて立てる
- (九)礎の上に材を積たへその上に柱を立てる方法
- (一〇)塀に添へて立て塀の支へとする柱

繩張の事は足れり<sup>(一)</sup>門には樓門あり<sup>(二)</sup>、草門あり<sup>(三)</sup>、何れの門にも升形を付て二重門にするを良とす。二重門ならば内をば樓門にし、外は草門にして、門の地伏の下に大石を敷置き、總て門には坂を付くべし。一向に平地なるは仕寄の道具を附易き者なり。樓門の二階の上には、水と石を多く積み備へ、且又竈をも多く造り置くべし。其扉より六七尺外の方に板敷の代りに格子を設<sup>(四)</sup>置き、扉に附きたる敵に石を落し、炒砂を掛け、或は沸湯・穢汁等を灑ぐべし。若又燒草を積て火を掛る様子ならば速に水を灑ぎ掛くべし<sup>(五)</sup>馬出には丸馬出・角馬出・塚馬出・馬出無し<sup>(六)</sup>の小口、升形向の小口等、諸兵家に種々の習ありて、頗る六ヶ敷き理窟の有る者なり。然れども馬出を製するの主意は、唯是城より人數を押し出す様子を見せまじきが爲のみ。敵に其の様子を早く見らるるときは、嚴しく鐵炮にて打ちすくめられて、動もすれば押し出し難きこと有り。故に物陰より急に突出ることを計るなり。然るを頻りに秘訣の沙汰するは愚かなる心得と云べし。故に馬出の普請には深く念を入るるにも及ばず。土居にするも塀にするも手淺く此を製すべし。畢竟は<sup>(七)</sup>蒔<sup>(八)</sup>にても宜き者なり<sup>(九)</sup>塀は掘立柱にすべし、極めて丈夫なり。石にて根接ぎしたる柱は最上の製なり。此を土臺引にするは宜からず。若し土臺引に造らば石の土臺にすべし。控柱の打様は二等あり。筋違に打付る有り、又は塀より四尺程内に別に柱を掘立て、上下二ヶ所に大貫を通して控へたる有り。此を最も善しとす。籠城の時には上の大貫の上に板を渡して、塀の外に弓・鐵炮を放

(一)飛礮即ち石投に同じ。昔は印地とも稱された

(二)塀に同じ。瓦。萬里長城などもこれをもつて築いた

(三)窓の孔を平行に掘らず手前を次第に廣く掘つた形。外八文字はその逆

し、石打等をするの足代に用ることなり。故に筋違ひに打付たるは、籠城の時に事を闕く損あり。又塀下に一面に石を敷くべし。凡塀を立てるには壁の小舞竹を堅に用るをば、悉く竹下方八九寸づつ土中に刺し込み置くべし。押倒す時には存の外に丈夫なる者なり。又築地塀と云ふ有り。此は塀土の四五寸角、長さ一尺餘に打堅<sup>(一)</sup>めて、此を段々に積累ね、透間には煉土を込めながら、高さ八九尺の塀に作り立たる者なり。又石の多き國にて、大石を累ね上げながら、透に<sup>(二)</sup>塀を込めて衝堅<sup>(三)</sup>して塀に作たる有り。此は堅固に見ゆれども、掘崩すには容易に倒るる者なり。大石ばかり累ねたるは却て極堅固なり。又漢土にては<sup>(四)</sup>塀と云ふ者を用て、石垣の如く城壘を築く。塀の製法は塀土十荷、石灰六荷、鹽一荷、此を煉り合せ、切石の如く打固め、燒くこと瓦に同じ。其法尙種々有り。又狭間の切り様は、己れが寸を以<sup>(五)</sup>寸とすと云ひて、立狭間は乳通りに當て切り居狭間は居敷て肩通りに切る。縦狭間は堅一尺二寸、幅六寸に切る。此を弓狭間と云ふ。横狭間は六寸四方に切る。然るに角狭間と丸狭間は敵の銃丸入り易きを以て、近來諸家大抵△此の如くに切り、或は△此の如く切るもあれども、上半圓よりは城外を見るに不便なるを損とす。此横狭間を鐵炮狭間と云ふ。凡狭間は間口一間に三つ宛切を法とすれども、其處にも因ることなるべし。且又狭間は何れも内八文字、外八文字に内外の面を廣く切るを法とす。是横矢を自由に發つべきが爲なり。或は處に因りて内外八文字無しの切通し狭間も有るものなれども、横矢を放つこ

と能はず。故に大抵六つ程ありて、七つ目には必ず袋狭間を切る者なり。袋狭間の製法は、上の出し塀と同く塀の外へ二尺餘、横三尺餘も出格子の如く張出し、外面をば塀の如く壁を塗塞ぎ、唯左右を明け置きて、此に松丸太の二つ割を丸身を内にして釣り置き、弓・鐵炮を放つときは、其釣木を排除して打放し、放し終れば釣木は元の如く蓋と爲る。此の袋狭間は水をも汲み、塵芥をも捨て、或は人をも出入させること有り。故に此者には横矢の狭間、水波の狭間、塵落しの狭間、出入の狭間、出塀、袋狭間の六名あり。又山城にては平地の如く塀に壁を塗難き處有り。此には自然の生木か或は柱を立て、横木を架し、此に竹木の枝葉を拵着て壁の代りにするなり。斯の如くするときは、内より外を見(る)には甚だ明細なれども、外よりは内は絶て見得ざる者なり。此を身隠しの狭間とも、笹簾すざだの狭間とも云ふ。總て塀は六七寸柱を立て、表裡より竹木にて小舞こまいをかき、其中間に砂と小砂利を詰込で、外より壁を塗り立るときは、矢玉は絶て徹らざる者なり。又處に因て釣塀を用ること有り。此は一間半か二間程づつ製し、下を丈夫なる苧繩にて能く柱に幾處も縛り付置き、其板塀の上にも丈夫なる苧繩を以て幾處も釣て、柱に引付置き、其塀を倒したり起したりすることの自由なる様に調理たる者にて、若し敵兵の塀下に附て塀を押し倒し、城に乗り入らんとひしめく時に、右の釣繩を解放して落し掛るときは、其倒るる塀に壓おさへ打れて死傷するもの少からず。且其釣塀の陰に大小の鐵炮數多備へ置きて、嚴しく此を打拂ふときは、

(一)コマヒ。木舞。壁下地。木舞をかくとは木舞を編んで壁土を塗る骨を作ること

(二)前田利次は元和三年生であるから別人。或は前田能登守利政か  
(三)真田幸村が慶長十九年大阪城の東南方天王寺口の外濠の外に築いた郭幸村は自己の軍を以てこれに據り、大いに徳川軍を悩ました

敵兵強猛なりと雖ども辟易すること必せり。昔大坂陣の時に前田能登守利次(二)真田丸へ拔懸して攻掛りけるに、真田丸前面に兼て釣塀を仕掛けて待受たり。加州の人数其備へあることを知らず、ひししと塀下まで押詰め、塀に熊手・大鷲口等を打掛て引き倒さんとあせりける。(り)真田幸村此を見て、「時分は吉し」と下知を傳へ、急に釣塀を解き放し、二十間程の釣塀一度にばつと前に倒れて、人を損傷せしこと甚だ多し。且又真田の工夫にて、釣塀の陰に高四尺程の土居を築き、土居の陰より鐵炮の足輕、現れ出させては鐵炮を打放し、現れ出でては鐵炮を放し、數百人にて廻打に筒先を齊へ、二十一挺づつ交代に裝替々々打放し、透間なく打出しければ、(外)逃るる玉はあること鮮し。加州の人数大勢なりと雖ども、暫時の間に怪我人多く、退くと無しに二町許り、ひしやひしやと長縮しりびりせり。時に真田老臣伊木七郎左衛門四百七十人の射手を帥ひ、真田丸の笹山より現れ出で、雨霰降(る)が如く指矢掛に射出しければ、加州勢堪ること能はず、四度路に爲て退けり。是に由て此を觀れば、釣塀の後には必高さ四尺許の土居か石垣を設て、嚴く鐵炮を打(た)しむるの手當あること肝要なり。土居の陰より頭を出しては鐵炮を放し、放し終れば即ち隠るときは敵兵を打挫(く)に便利にして、味方には死傷の患あること無し。(四)先年島原の一揆等此法を行(ひ)しを以て、一揆には怪我人無くして、攻手に死傷極て多かりしと云ふ。

(四)寛永十四年十月より翌十五年二月迄

(五)『實武一家言』の文

故に止事を得ず兵糧攻にして餓死せしめたり。凡兵糧攻にして城を落すは、守る方の負たるに非ず、只

是腹の袴（はかま）に死たる也。若夫食物と玉藥澤山ならば原城を攻取る事を得べけんや。是を以て察すべし。兵糧攻は武門の恥辱成事を。此二條に就て考るに、釣堀の内には高さ四尺斗りの土居を築きて、嚴敷鐵炮を打出す様に手當すべし。

九、柵・虎落・葎  
(一)又キ。柱の孔に通し多数を繋ぎ連ねる横木

一〇、水溜

※本圖は『實武一家言』によつて補ふ

第五十九圖 水輪※



(一)料に池を掘り、或は水桶を設て此を貯へ、又清水の出ざる處ならば、數多の桶を調へ置きて、雨降る時に簷（さき）の霏（し）を溜め、其他地上を流るる雨水までも、一滴も捨てぬ様に悉く溜め聚めて貯へ置き、且つ小便・大便・米洗水、器物を洗ひたる水、沐浴の汚水までも、皆溜池を設て貯ふべし。但大小便をば糞（くそ）ざる處に貯へ置くべし。本邦の城製には不淨流と云ふて、必ず汚穢を捨る處あり。能く勘辨あるべきの事なり。又極て水

の不自由なる城にて、近邊に池か沼か河にても有らば、其城の外郭より水の處まで郭一つ築き出して其水を汲べし。其郭を水輪と云ふ。水中に築き出（し）たる鼻に大筒臺の土居を築き近寄る敵を打拂ふべし。

城制再説

一、城取の大主意

●城を築くには必ず山か水かに憑（よ）べし。山水二つながら備るは殊に宜し。地勢の勝れて堅固なるを天險と名（な）く。即ち天造自然の普請なれば、別に人作を加へずと雖ども自然堅固なる者なり。其天險を以て人製の代りに用ひて我が助と爲（す）ことは城取の大主意なり。然れども山も太甚だ高きは人馬の懸引き不自由なり。又江湖・海中等に築出したるも勘辨すべきこと有り。

(二)以下『實武一家言』の文

二、城取の諸要件

(三)イレコバチ。大鉢の中に順々に小鉢を入込んだ形

●城製（制）は土地の形勢に従ひ、三角にも長くも丸くも、半月の形も築くべし。或は本丸・二の丸・三の丸・外郭と入子鉢（鉢）の如く構ることも有べし。總て居城は分限よりは小さく築ことを古來の法とす。又山城は高き處を本丸とすること自然の理なり。廣平の地に城を立てると雖ども、少しにても高き處を本丸として、其より二三の丸、外郭と段々に繩張すべし。總て居城は國の大小に従ひ遠近に拘らず處々に關を居へ、其外切通或は峻き坂、舟渡し等を造り、或は堀切を設け、或は處々要害の地には神社を雄壯堅固に造營して、取手城の手當と爲し、或は要樞の地には、何れの處に



三、國主の居城は威容を保つべし

四、本邦の城は外郭疎放なり

五、城下町の發達と郭外の不備

(一)ここは室町時代後期を指す。それ以後城下町は急速に發達した

も居館を嚴重堅固に立置(き)て、親戚の大臣を此に居(ら)しめ、以て非常の時の外城とすべし(三) 國主の居城は領國の根本にして、一境の仰ぎ瞻るところ、萬民の心の上る所なれば、地形は論ずるに及ばず、樓門・石垣・矢倉等を始として、堀塀・行木・大路等まで華麗壯嚴に造營し、殊に學校を高大にし、神社を美觀にし、以て國家の富盛を輝かすも宜し。又處々の支城及大臣の采地の居館等は、唯其形勝の地を撰び、嚴く險を設て敵を威(おそ)すべし。美麗を示すには及ざるなり(四)本邦の城製は外郭の製造甚以(こ)疎放なり。何れの城も皆然り。西洋諸國の都城の圖を觀るに、外郭何れも廣大堅固にして、都下に住する諸士・商人等は、皆悉其郭の内に居するが故に、外寇來ると雖ども、郭内の人數多きを以(て)防戰の備へ全く、其守り極(め)て堅固なり。然るに本邦の諸城下は、輕輩の軍士・商人等は悉く郭の外に住居するを以(て)、萬一外寇の來ること有て籠城に及ぶときは、老弱男女路途に迷ふ者幾千萬と云ふ數を知らず。敵を畏れ君を恨みて泣き號ぶ聲山野に充滿し、目も當(こ)られざる次第なるべし(五)中古以來は武士を悉く城中に集め置くことに成てより、商賣人の居住するも漸く多くして、町家の繁昌すること夥し(六)、城下の家數は次第に多く成りては、外郭を分外に廣く繩張りすると雖ども、仲々以(て)數多の商家を郭内に住居せしむることを得べからざるに至れり。故に城は製法堅固にして壯嚴を究めたりと雖ども、郭外の市街・居宅の結構美麗繁華にして城郭を圍繞すること多きを觀るに、萬一非常の警めあり

(二)源平時代乃至鎌倉時代頃。『實武一家言』には「二百年前戰國の時こそ(一)とある

(三)『實武一家言』の文。「世界に於てをや。」の次に入る

て外寇の異國より來ること有らば、なんとも鎮護を爲すこと難かるべし。五七百年以前世上の質朴なりし時だにも、籠城すべき事と成ては、城下の士民、老若男女四方に奔走して困苦叫喚する騒動の様子は、古來の諸軍記に詳かなり。況や數百年太平打繼ぎ、町家の繁榮を極るの世界に於てをや。愚老等が如く暮年まで壯心の已(や)まる者は、此を思ふ毎に一浩歎を發す。

(四)故に國家に君たる者、予が土着の論を熟讀し、兼て武備に心を用べし。若安閑として富貴を娛樂み、徒らに年月を経るの間に萬一不慮の難あらば、諸城は攻ざるの前に悉く土の如くに崩れ瓦の如くに碎て、爲すべからざるの禍を成さん者也。

六、古式城郭は大砲に對して抵抗力なし (四)攻防兩様の利を計つ大城。出戦を重んじた城を「國の郭」と云ひ、專守防禦の城を「險の郭」と云ふ。而して險陽和合の郭は險中陽あり陽中險ある兼備の城である (五)側防の構

今夫れ諸國諸城の製を熟覽するに、永錄・元龜以來近頃までも總て城を築くと云ふときは、何れも弓と小筒鐵炮の勝手を專要として、陰陽和合の郭を重ね、横矢の繩張を設て矢倉・多門を構へ、嚴しく塀の手を立連(ね)て、少も透間の無き様に精しく念を入れて造營したる者なり。昔は右様な製法にて至極善を盡(こ)したる普請なるべし。且又其後は太平永(く)續きて、戈の絶て動かざるが故に、兵學家と雖ども古來有り歷(た)れたる古傳のみを教授して、日新なる眞實の兵法を精究せず。故に古法の城製の不善なるを辨明する者あること鮮し。然れども武備と云ものは活物なるが故に、時々變化して、古代の死法は後世の活用を辨すべからざること有り。其仔細は、太平の世と成て大砲と云ふ利器の渡りたるを以(て)なり。故に大砲の點放を鍛練し、火術の用法に熟達

(一)ここでは徳川氏天下  
統一の當初  
(二)支那で清時代には大  
砲に「神威無敵大將軍砲」  
その他「何々大將軍砲」  
「何々將軍砲」といふ類  
の名稱を附して尊重した

したる者に命じて攻めしむるときは、古製〔例〕の城郭にては守るべからざること、上の城攻篇の火箭  
攻の條を讀で熱察すべし。何となれば、國初時代までの城製〔例〕と云ふ者は、彼の無敵大將軍たる大  
砲の利害なることを一向夢にも知らざる人々の、唯弓と小筒鐵砲を以て塀〔例〕に乗る者を打落し、堀  
を渡る者を越させじと射拂ひ、打拂ふべき爲に横矢の繩張に骨を折り、塀と袋狹間等に戦用を費  
し、矢倉・多門高く雲外〔例〕に〔例〕萃し、素人了見にて無用なる處に嚴く用心を致し、是にて堅固無双  
なりと心得居る者なり。然ども外より大炮〔例〕一發にて、居住することも出入することも、直に叶は  
ざることに成り果つる處多し。且塀や矢倉が邪魔に爲りて、城内よりは極て大なる大炮は打出〔例〕  
こと能はず。況や古製〔例〕の城郭は大炮・大火矢の火攻に遇〔例〕ときは、生仲に壯麗なる居城を持た  
る因果にて、君臣上下皆な殺しに爲ること有べし。故に矢倉・多門等多〔例〕して、塀の手を透間  
なく丈夫に塗り立てたる城は、萬一籠城することに決したるときは、早く矢倉・多門等を壊して  
此を取り除き、塀を悉〔例〕く取拂ひて、其跡に數多の大炮を配り並べ、頻に敵を打攘ふ手當を嚴重  
にすべし。若又其手當の出來ざる者は、早く其城を棄てて逃去べし。然せずして安閑と壯麗なる城  
中に住居するときは、燒殺さるるの厄を免れ難しと知〔例〕べし。

兵法一家言 卷十一 畢

兵法一家言 卷十二

籠城下 第十五

籠城準備の諸要件  
一、諸物資の徵發

(一)二倍の意

●今時兵學家の諸説を聞〔例〕に、或は云〔例〕、「既に籠城と云〔例〕ことに成ては、城下の町人は論ず  
るにも及ばず、近邊村々の百姓共所持の金銀・米錢・諸雜穀を始として、絹布・木綿・絲・麻・  
綿・茶・紙・炭・薪・油・蠟燭・味噌・鹽・酒・酢・醬油・醬菹〔例〕・醃醃〔例〕・醃魚〔例〕・鱈魚〔例〕・鮑魚〔例〕、其  
外銅・鐵・錫・鉛・鋸・鉋・斧・鉞・鋤・鎌・釘・鐵線等諸金物に至るまで、皆悉く借上て  
城内に取り入るべし。若し運を開〔例〕に於ては、一倍にして返すべきの約束することは定法なり」  
と云〔例〕。愈々右の如くなる法ならむに於ては、不仁の甚きことにて、自己よりして己が百姓の心  
を離して背かしむる様なる仕方にて、籠城の定法とすべきことも覺えざる説なり。然れども皇  
國の諸侯中古以來農政を講明して百姓を教化するの道を修むること無く、食足り兵足り、民之を  
信ずるの政を疎略にするの國俗にて、右様の暴逆なる法を行ふに非らざれば、兵糧・金・銀・布・  
綿・味噌・鹽・蠟燭・油等を才覺すべき仕方の無き國多し。故に今時萬一籠城せざること〔例〕得

(二)孔子の政治意見論  
酒禮記第十二に「子貢  
問政。子曰。足食。足  
兵。民信之矣」とある

二、平常の籠城準備

ざるの急難あるに至りては、手早く右の悪法を行ひて手當を嚴重にすべし。此も亦衰微空虚なる國に於ては籠城第一の要務なり。①上に説きたる如く、城下及び村々の米穀・諸物を借り上て城中に運び取らんことを欲するにも、或は凶年・不作の打繼たる時か或は火急なる籠城には、此法も亦行ふことを得べからず。是故に非常の備へは必ず有るべきことと心得べし。土地を領する者は其分限に應じ、若し急難あるの時に、必ず籠城すべきの人数を豫め定め置いて、其食用の糧米をば貯へずんばあるべからず。假令ば千人の食料は一年現米二千石あれば、十分にはあらざれども大抵飢るに至らず、糶にて貯ふれば四千石なり。糧米は常に籠城の爲めのみならず、饑饉の時は以て飢民を救ふべし。故に其の多き程は尙宜し。凡そ米を貯ふときは蟲喰と爲りて腐敗するを以て、糶を依無しに直に箱入れにするを第一とす。斯の如くして貯ふるときは、何十年を経ると雖ども蟲の喰はざる者なり。六尺四方の箱には糶三十石餘を入るべし。又糶は殊に宜しき者にて、能く製して貯るときは、百年を経ても腐敗すること無き者なり。知行高の二十分(一)一づつ糶を製するときは、一萬石の高にて年々五百石出來るなり。其外大麥・小麥・稷・黍・大豆・小豆・稗・豌豆・蠶豆・胡麻・荏、尙又諸雜穀の食ふべき者は總て皆貯ふべし。②鹽は大瓶に入れて貯ふときは、一塊に成て何百年も變ること無し。味噌は鹽を強くして、五年味噌に仕立べし。大坂御城内の御貯は悉く九年味噌にて、年々増加へて仕立るが故に、十年目と爲れば御拂に出るなり。其色

三、鹽味噌の用意

(一) 糶飯の約言。飯を日に乾したるもの。貯蔵に便なる爲軍中に用ふる。  
(二) 玉蜀黍。  
(三) 糶黍。黍の種の粘氣あるもの。  
(四) 荏。在胡麻、白紫蘇の名あり、實より在の油を取る。  
(五) 大豆を煮て搗き碎き糶と鹽とを混じ、桶に入れて糶すに五年間を掛けた味噌。

(六) 『書經』卷十二呂刑篇に「一人有慶。兆民賴之。其寧惟水」とあるに據つたものである。

※(原文)大哉王者之德。一人有慶天下賴之。

四、籠城と食物

(七) 明人周定王の著書。饑饉の時に代用食とする植物につき記した書物。  
(八) 明人周定王の著書。  
(九) 厚朴は朴に同じ。樹皮は古來薬用とする。風邪に效ありと云ふ。

は眞黒なれども味ひは宜し。公儀に於ては太平の御世と雖ども必ず九年籠城の御備へあり。國家保護を慎み警め給ふこと欣載感服し奉るべし。然るに今時は、諸侯には領分より上る所の米錢を奢侈と愛姫とに費し、且つ佞臣と賊臣等に盗み奪はれて、今日を暮すにも困窮し、廉直忠誠なる家人には、俸祿も定例の如く給はること能はざる者あり。況や糧米を貯るの手當に於てをや。是れ攻る者の無き其國の既に亡びたるに近し。然れども其家の潰れずして立(七)行くことは、悉く皆公儀の御威徳を以て此を保護し給ふ御仁政の篤きを以て(八)なり。土地を領する者は公儀の御恩を欣載して驕慢を警め、奢侈を除きて恭儉を勤めずんばあるべからず。③大なるかな王者の徳、一人慶び有れば天下之に賴る」とは即是なり、察せざるべけんや。④籠城は食物より大事なるは無し。一日食を絶するときは如何なる勇猛の武士と思慮ある知者と雖ども、其知勇を出して働くことを得べからず。城中には粟と澁柿を多く植て置くべし。粟は勝粟に製し、柿は釣り乾しに製すれば、共に飢を養ふ。其他乾魚・干肉・昆布・海帶・裙帶菜・羊栖菜・石花菜・乾木芽・乾茸子・干蘿蔔・乾菘の類も多く貯ふべし。凡飢を救ふべき草木は、救荒本草及び救荒野譜等に詳かなり、見合はすべし。又數日飢たる人に食を與ふるには、先づ赤土と溫湯を攪き合はし、此を六七勺も飲ましめて、而(九)後に食を與へ、或は厚朴の皮一握を水三合を以て二合に煎じ、此を一合程も飲(七)して然(八)後に食を與ふべし。若し此の二法を先づ用ひずして食を與ふるときは、忽

五、籠城必需品

兵法一家言 卷十二

三〇六

(一)ノダケ。矢竹に同じ  
強く、節の間が長い

(二)三和土はタキと濃  
み、石灰・赤土・小砂を  
混合し、苦類汁を入れ、  
水を加へて煉り、土間等  
に塗つて叩き固めるもの  
であるが、信濃の意味す  
るものは漆喰である。石

六、矢玉の用意

ち死する者なり。凡籠城必用の品は鍋・釜・大鋸・斧・大鎚・大槌・鐵挺・鶴嘴・大工道具・鐵  
冶道具、諸の釘・鐵物・鐵・銅・錫・鉛、諸材木、大小(の)竹、厚板・薄板、其の外麻絲、大小の  
綱、綿・絲・絹・木綿・古着の類は云ふに及ばず、百姓・町人・大工・泥匠・桶士・礦夫、種々  
の職人、僧・山伏・馬・牛等まで悉く入用の有る者なり。且又鼻紙は籠城に別して不自由なる者  
なり。時々半紙を一二帖づつ諸卒に賜るときは甚だ悦ぶ者なり。故に半紙をば勤めて多く貯ふる  
を良とす。屏風や襖の骨の間までにも半紙を折りて押込み置くべし。且此は兵糧不足なる時は紙  
と茶とを煮て小米を搗合はし、餅に製すべし。茶紙餅に熬豆の粉を衣したるを予も食ひたること  
あり、悪しからざる者なり。又鱈鮓をも澤山に製し置くべし。製法を上品にして鹽を強くしたる  
は、五年七年を経ると雖ども變ること無くして、味噌の代りにも醬油とも成りて甚だ便用なる者  
なり。其外水油・魚油・蠟燭及び松脂・樟腦・薪炭等は夥しく入る者なり。意を用て多く貯ふべ  
し。城内は土居を始めとして、少しの空地にても篋竹を必ず植へ、夥く生長せしめて矢を作べし。  
又鐵炮藥をば銅器或は大壺に納れて蓋を覆ひ、三和土を以て能く塗り固め、此を小高く濕氣の無  
き處に埋め置くとときは、百年を経ると雖ども損すること無し。又鐵炮彈は平日多く鑄造して置く  
べし。然れども鉛丸多年を経るとときは、性枯れて彈丸に間隙を生じ、秤量も亦大に輕くなる者な  
り。予先年阿州に在(り)し時に徳島城の矢倉及び多門の上より、數多の鉛丸出たり。然るに皆二

灰又は筋灰を布海苔の煮  
汁に入れ茹(すき)をま  
せて煉つたもの

七、平常よりの準備の必要

百年前に鑄たる玉なるを以て、性枯れて丸に隙間を生じ、百匁彈の圓徑なるは秤量八十匁餘りに  
過ること無し。因て其鉛丸を燒崩して、彈を鑄直さんと欲し、此を陶壺に納れて猛火に煨(く)と  
雖ども、唯燒崩れたるのみにて、焔流がるること能はず。絶て鉛の性氣あること無く、其燒崩れ  
たる鉛丸は悉く廢物と爲れり。故に予其故丸を鍾しめて少しく小き彈と爲し、此を彈鑄像の中に  
納れて、三匁玉をば新鉛を鑄掛て六匁玉と爲し、六匁玉をば十匁玉と爲し、百匁彈を二百匁玉に  
鑄直して用ひたり。故に鉛玉を鑄て長く貯ふるには、此を玉目毎別々に分ち、泥中に埋め置くべ  
し。然せざるときは必ず性枯(れ)て、罅隙を生ずること上に説たるが如し。又白鉛消・硫黃・松  
香・樟腦等の類は、樽か櫃の中に詰め込めて濕氣の無き處に貯べし。抑、籠城の事を人身に喩ふる  
ときは、兵糧は性命の如く、火藥と彈丸は元氣の如く、食物と玉藥の無き城は守るべからざる者  
なり。故に此の理を勘辨して多分に此物を貯ふべきこと專要とすべし。既に籠城すべきに其事決  
すると雖ども、段々上に説たる如く、一向諸件の用意も無く、唯頻りに七轉八倒して、町人・百  
姓の所持したる金銀・米錢・諸雜物を奪ひ取り、此を城内に運び入れ、上下騒動し手間取る様な  
る混雜にては、迎も籠城は六ヶ敷き次第なるべし。太平の世にも武備を怠らざる手當ありてこそ、  
整(つ)實際の一戦も立派に出来ることなるべし。然るに平日放埒を盡して其心得も無く、年月を空  
しく送るが如きは、不意なる急難至るときは、甚だ見苦しき事體なるべし。國家に主たる者は熟

籠城の手配

一、主將の心得

- (一) 華美に作り陣所の威容を示す種々の武具
- (二) 擔當
- (三) 陣中の事務を取扱ふところ

(四) 主將より遠く離れた番所。武具を飾り、番の侍が詰める

(五) 敵と紛れぬやうに味方につけた印しをいふ

二、塀裏の人数配

- (六) 五人を伍、五伍廿五人を卒、四卒百人を都、一都の頭を百人頭といふ(八五頁参照)
- (七) 家來廿人以上持つ士を七八人乃至十人餘も寄合はせて作つた隊(八七頁参照)

思せざるべけんや。

●籠城の時は、本丸に大吹貫、諸の旗、長柄等を建並べ、其外主將の馬印<sup>(一)</sup>・伊達道具等を嚴重に飾り、二の丸・三の丸、其外の郭に場處請取の番頭、己が請取りの塀裏に各自の役所<sup>(三)</sup>を設て、銘己が旗・馬驗を美々しく飾り、若し天守樓あらば幕を打つべし。主將は日夜巡覽し、或は時廻り・夜廻り等まで自身にも廻り、諸處詰番の者共に心を用ひ、挨拶して辭をも掛け、能く勵まして、其志を失はざる様に信義を篤くすべし。若し敵方より矢文を射込むこと有らば、開かず直に主將に注進すべし。其注進したる者には即座に褒美を賜り、矢文を開かず焼捨べし。若し此を開て見たる者をば、直に刑に行<sup>(二)</sup>こと古來籠城の常法なり。此の一事には主將に因りて甚だ秘密なる奇策を行つこと有り又遠侍は下々の者たりと雖ども、少しにても善事を爲したる者あれば、此を近く徴して褒美を賜り、或は盃等を賜りて此を愛惠すべし。凡籠城の時は別して人を愛し、恩を厚くして、上下の人心を歡樂せしむべきこと肝要なり。務めて能く此の如くするときは、總軍皆感奮して忠義を勵む者なり●塀裏の人数配りは、先づ人数組を嚴重に調置て、笠印<sup>(五)</sup>と合印等を精く定め、百人頭一組の受取場を二十間づつ渡すこと、諸流の兵法大抵皆同じ。然れども此も亦敵にも因ることなるべし。若又人数有餘らば、尙多くも配るべし。毛利家の法は、狭間一つに鐵炮三挺づつにて六人掛りなり。陪卒の有る寄合組<sup>(七)</sup>にても右の法に准じ場處を渡すべし。但し其の塀裏には白板を打着<sup>(六)</sup>て、誰組の何

三、立番の法

- (八) 信濃はこれを一部と云ふ。百人頭が統率する(八五頁参照)
- (九) 二時間交替
- (一〇) 一定の行動を有せず、形勢に應じて適宜變化する任務の軍。浮備

四、遊軍の任務

五、定廻番

の某の守場と銘々の姓名並に陪卒の名までも精く書き付けて置くべし。右の如く人数を配り、守り場を定置て、如何なる變事ありと雖も、己が持場を立去ること勿れ。若し主將の下知の無きに其の守場を立去り空る者は、即ち此を誅す。凡そ軍中の法令豫て嚴しく申し含置くべし●敵より攻ることの無く平なる時は、百人組の中より十人づつ立番すべし。寄合組も此に同じ。然れども陪卒のみに任せず、主人も一人づつ交代して立番を勤むること軍例なり。但し日中は一時替り、夜分は半時替にすべし。夜中は遊軍よりも助番に出べし。此も亦軍例なり。凡此立番は物見を兼たる勤め向きにて甚だ大切な役なり。故に怠る者は即ち此を誅す。且此の塀裏守の人数は、敵の近寄らざる時と雖も、半組五十人づつは常に物の具を固め居るべし。目附役人は頻々見廻て怠る者を咎め、見附るに於ては免すこと有ること勿れ。見逃す者は目附も共に此を誅す●遊軍も假令ば四組あらば、二組づつは替り番に具足を着し居て、晝夜を論ぜず立番・物見等より敵の寄せ來る様子、相圖の鳴物の音を聞かば、残り二組の遊軍も悉く物の具を固むべし。殊に塀裏の休み居たる人数も皆具足を着<sup>(七)</sup>て、各己れが持場に相詰<sup>(七)</sup>めべし。怠る者は即誅す●徒歩目付一人、足輕目付十人、各十匁の鐵炮を持<sup>(七)</sup>せ、都合十一人を定廻り番一組として、一郭大抵十組づつ絶ること無く廻る様に設置き、塀裏を見廻りて立番の懈怠を改め、且寄手手強く攻掛る處あらば、其場の番頭と對談して、其手の人数に加勢し防戦を働くべし。是れ至極便利なる良法なり。故に

六、夜廻

此組は一人毎に玉二十づつ渡し置くべし。且又此の十一人組は、元是(れ)目付組なるを以て、別に目立たる合印有りて、何れの郭をも出入することを得る者なり。夜廻りには足輕目付一人に百姓・町人の中より二人を添て三人を一組として、一郭一組づつを設置き、毎夜不斷(じ)塀裏の役所及び立番の怠りを改め、此の夜廻組と塀裏の立番と相横目に爲(り)て互に其の怠を戒むべし。百姓・町人の強壯なる者二十人を一組とし、頭一人を添て火消役とし、火消道具を持って常に城内を廻るべし。此組は郭の大小に因て、三組・四組或は七八組或は十組以上も一郭毎に設置きて、失火其の外棒火矢・烽烙等を敵より打込たる時に速に此を打消すべし。凡そ籠城には失火其外何様なる變事起て騒動することありと雖ども、塀裏に詰めたる人数は勿論、遊軍の人数までも少しも此に拘はること勿れ。只一圖に己が持場に念を入れて堅固に守り、絶て動くこと有ること無きを軍例とす。但し城中・城外に限らず失火・焼亡の有るときは、總軍悉く甲冑を帶し、身を固めて主將の下知を待べし。怠る者は罪す。

七、火消役

矢倉の制

(一)城中最大の格で五層或は三層のものが多かつた

○矢倉は城制十要の内に載せずと雖ども、郭の隅々と敵の寄り付き易き場所と虎口の左右には、必ず矢倉を築くべきこと古法にて、假令多門樓を揚ること無しと雖ども、矢倉臺のみにても是非とも築くべし。石垣にするは最上なれども、下は土居にして、上の方八九尺のみを鉢巻石垣にするも宜し。天守とは五重樓の名にて、本丸には大抵天守矢倉を揚げて、十方を遠望することなれ

着到矢倉(評議矢倉)

(二)矢倉

ども、五重に非ずとも足れることなり。天守臺ばかり有て樓の無きも亦ある者にて、凡そ矢倉は横矢を射るの爲のみに非ず、大炮を仕掛て遠方なる敵陣を打(つ)に宜し。○山陰・山陽・南海・西海、四道諸國の城々には、着到矢倉と稱する者あり。其製四方格子の二重矢倉にて、若し事ある時には家老及び諸奉行・番頭・目付等諸役人、皆此の矢倉に會集して軍國の政事を評議す。故に此を評議矢倉とも云ふ。凡城内人数の出入を改め、手負・死人並に軍功と仕落とを吟味し、賞罰を決斷し、總軍相印し及び人数出入の看札等までを悉く此矢倉より諸帳面に記録して引渡すことなり。故に此を着到矢倉と名(づ)くるなり。總て籠城の古法は、一家中に於て古參の諸士は悉く本丸に籠り、中參は二ノ丸に籠り、新參は悉く三ノ丸を守る。此等の事も皆此の矢倉にて申渡すと云ふ。然れば此矢倉は極て大切なる役所なり。此に由て按(ず)に、軍國の政事は大勢を取扱ふの大事なるを以て、平常の役所にては便利ならざるが故に、四方格子の樓を造營して、大衆を指揮するの用に備へたる者なるべし。

籠城準備再説  
一、城中の辻番所

二、石の用意

三、普請用具の用意

○城中の小路は處々に虎落を結びて辻番所を居(を)置き、看札の無き者は厳しく通行を禁ずべし。敵より忍の者の紛れ入るを改るが爲めなり。少しにても怪しき者あるときは、直に生捕て役所に指出すべし。○塀裏には六七百目以上より二三貫目の石を數多積置くべし。近寄りて塀下・土居邊に來る敵を挫き打にすべきが爲なり。○塀裏の折れ目・曲目には大丸太三十本、小丸太百本以上、

四、消防の用意

(一)龍骨車(りゆうこし)ともいふ。水を高く噴き出す消火具

五、塀裏の工作

(二)柱を繋ぎ連ねる薄い板木

六、籠城手配

(三)元代の小説。施耐庵の作。宋末の書『宣和遺事』に據り、宋の徽宗の世に起つた群盜の活躍を描けるもの

(四)この夫婦は『水滸傳』に見る百八衆隊中の二人であり、没羽箭(日本の錨石)の名手であった

厚板百枚、六分板三百枚、大小の丸竹十本、縄五六千把(但し二十土俵)、鐵鎚大小五六十本、錐百本、大針五千、中釘一萬、犂・鉞各五十挺皆悉く用意すべし。敵に石垣を崩され、塀を打破られたる時に、急に普請すべき手當に備ふるなり。城門・矢倉・諸役所並に府庫の近邊には、水桶・水槽或は溜池等を設て、雨水・雑水を悉く此に溜置き、棒火矢・烽火烙及び失火焼亡の手當とすべし。且又火消道具・龍吐水・水彈及び張抜の水籠等を用意すべし。又古椀も水を掛けて、火を消すに甚だ妙なる者なり。溜池も煉り土を用てたたき製するときは、水持最も宜し。能く蓋を覆へ置くべし。然せざれば風にて直に枯る者なり。塀裏の控柱に通じたる大貫の上に厚板を並べ渡し、丈夫なる繩を以て能く縛り、其板の上より弓・鐵炮を打放し、且礮石を擲け付て敵人を打挫くべし。此石打の役は、百姓・町人に申し付て宜し。平日能く調ひ習ひ置くときは妙に當る者なり。水滸傳に説きたる如く、張清夫婦が石打は諸勇士も頗る畏れたり。籠城の時に城下近邊の米穀・諸器財を悉く取り運ばしめて、城外の民家を残らず自ら焼拂ひ、裸城に成て必死の防戦すること有り。其時は燒跡の井戸をば落し穴と爲し、或は井戸の中には毒物・穢物等を投込みて敵方に難澁さすること有り。故に諸侯も籠城することに成りては、天運の大厄なりと知るべし。察せずんばあるべからず。太平の世に生れたる人には實に意外なる事なり。然れば時代を考へて、家中の老弱男女其他領内の萬民を救ふべきの工夫なくんばあるべからず。領主たる者は豫て本城よ

(五)ダノモシ。頼母子講のこと。多人數約束し、或る期限内、定期的に金を掛け、定期的に抽籤を行ひ、當籤者は一時に數回分の掛金を入手するもの。無差。

り三四里或は五七里其餘も離れたる處に、要害堅固にして、水の手・竹木等多く繁り、大勢住居すると雖ども不自由ならざる土地を撰びて、此に別莊の如き構を建置き、領主と百姓・町人より年々頼母子の如き積み立の義倉(六)を補理へ、金銀・米錢・穀鹽・味噌の類を數多貯へ置きて凶年の手當と爲し、平生も家士を住居せしめ、守りを堅固にし、萬一籠城に及ぶべき危難の至りたるときは、家中諸士・老人・病人・婦女・小兒及び城下近邊の百姓・町人等を悉く立退かして此處に集め置て、其身を安堵せしめ、且農兵を仕立て此を守らしめば、其事甚だ便利なるべし。國家に主たる者は常に能く心を用ふるときは、太平の世と雖ども非常の一備なり。

籠城戰要領 一、塀裏の防戦

二、出撃の法

(七)狭間に依託して打つ長き鐵砲

三、夜打の効果

(改むるを以て守りとするの良法)

●塀裏は百人頭一組にて三十間づつを守ること法なり。然れども飛道具の不足なきに因て、手痛く敵を打挫かんと欲すれば、一間に鐵炮三四挺、弓二三張、矢五十本、玉藥三十發づつ配當し置て、敵の強く仕寄るときは、上に説たる如く、塀裏の大貫に並べ渡したる板足代の上に坐して玉藥を裝し、塀より頸を出しては打放し、頸を出しては射放し、嚴く敵を打挫くべし。石礮を擲打つるも亦此に同じ。城門を開て打出さむるときは、先づ鐵炮の上手を十餘人或は二十餘人も撰び集め、十匁彈以上なる長き狭間筒を用ひて敵の大將及び番頭等を頻りに覗ひ打し、且小大の鐵炮にて嚴しく敵陣を打挫き、其四度路に成りたるを見切り、無二無三に突き掛るべし。其騎馬を用ふべきと歩兵を用ふべきとは時宜に因るべし。籠城して敵人を惱ますには、度々夜打するよ

(一)引取り来る味方を收容し、追ひ来る敵を撃攘する隊

四、夜打より城に引揚る際の法

(二)敵が味方を追ふことを軍調で「慕ふ」といふ

五、支城の任務

(三)ゴツメ。本城の後方を遮り、且つ本城を援ける勢

六、堺目關城の働

七、籠城の定法

り便良なるは無し。繁々能く夜打するは、即是れ攻るを以て守りとするの良法にして、寄手は却て防守する様に成る者なり。寄手は却て味方の夜打を畏れ惱みて、防ぎ守ること成りて、勝勢常に味方に在るにて、兵糧・玉薬さへ澤山なるに於ては其の敵遂に困窮し、引退きて歸國すべきこと論ずるに及ばず。若夫れ敵の既に攻め倦みたる氣色を探り得ば、愈々手酷く戰て此を惱すべし。凡城門を開て打出るときは、其軍を引揚るに、出たる門よりは別の城門に引取り歸ること便利なる者なり。夜打は殊更に此法を用ふべし。此等の仕方は豫て其約束を定置て、歸るべき虎口より迎へ備へを出し置て、敵人慕ひ來て附入りにせんとするを厳しく打拂ふべし。故に迎備へには十匁彈筒を多く用るを利とす。上に説たる夜打と夜軍の條を考へ合すべし。本城の居城若し籠城に成りたるときは、處々の支城皆人數を會集して、速に本城の後詰すべし。然ども、支城の人數會聚するも、惣大將ありて此を指揮し手足の如く用るに非ざれば、其心一致せずして勝利を得ること能はざる者なり。故に萬一不慮なる急難あるときは、豫て惣頭と爲て本城外の人數を進退すべき大臣を定め置て、其惣頭の下知に従はざる者は、即座に罪すべきことを嚴重に申付置くべし。堺目の關城を敵國より攻ること有れば、本城より不日に後詰すべきは必定なることなり。故に必死を以て持休べきことは城代の専務たる故に、其城の萬一陥るときは城と共に命を致すことは、古來城代たる者の定法なり。凡籠城には嚴重なる定法ありて、一郭限に守りの惣頭あり

て其郭防守の軍政を總司す。故に其郭既に破るときは、即ち其郭と共に命を致すことを豫て覺悟を極めて其任を受るは、即是れ古來よりの定法なり。籠城には城代も郭預りも必ず誓紙あることと例あり。三の丸破るときは、二の丸に逃入り、二の丸破るときは本丸と次第に奥深き方に逃げ入べき者に非るなり。最初より此の覺悟を決せずして設に籠城する者は、重々臆病卑劣の至り、假令籠城と雖ども、其城の攻落とさるべきことは絶て疑ひ無し。可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>察乎。

八、退散する敵軍を城より追打する法

九、追打の徹底

若し夫れ敵軍兵糧盡るか或は攻倦み、戰勞<sub>(七)</sub>て退散すべきの様子あらば、數多の物見を出して其模様を探り、能く偽りの退散に非らざるを見切り、密に人數を間道より廻して、其横合より掛りて急に此を打取らしめ、且又徐に大勢を催して、本道より追打すべし。敵人も亦必ず追打すべきを必得て、處々に伏勢を配り置くべく、或は伏奸等を隠し残して追打の障碍を爲すべし。故に怪しき處をば數十挺の十文目彈を厳しく打掛て、徐々と伏を拂ひながら進むべし。又其間道より廻りたる味方の人數敵の不意を打て、既に勝利を得るに於ては、歸る敵兵は右往左往に散亂すべし。若し其注進を聞<sub>(八)</sub>に及では、本道の人數も急貝を吹き、急太鼓を打て、其歩を疾く進ましめ長く驅て追打すべし。抑、籠城中に能く軍卒の英氣を養置きたるを帥ひて、攻倦みて兵糧の盡たる敵の退くを追打するときは、大抵勝利の多き者にて、動もすれば其勢にて敵國を滅すこと有り。



## 籠城諸説の批判

○以上の諸件は兵學家の諸傳及び諸兵書中より採擷<sup>（採り出す）</sup>筆記する所なり。故に其中には或は用に立べきことも有るべし。三四百年以前より近頃に至るまでも、籠城の仕方と云ふときは、大抵右様の趣きを以て至善の法と心得て、事を間に合せ來れる者なり。何んとなれば、二百年前までは世に大砲と云ふ物無く、其利害なることを知らざるが故に、總て城普請と云へば、何れも弓と小筒鐵砲との勝手を專要として、陰陽和合の繩張と云ふことを工夫し、外より郭内の見へざる様に郭を重ね、横矢の利を第一として種々に郭を屈曲し、矢倉・多門を構へ、嚴しく塀の手を立連ねて、透間の無き様に造營したる者なるが故に、今時の城にては大砲を打放すことを爲すべからざるもの多し。昔は今様の城製<sup>（製）</sup>にて至極善かりしことなるべけれども、近來大砲と云ふ者世に出でたるのみならず、其打様までも漸々精しくなりて、砲術・火術に上手甚多く、二百年前の人の絶て企て及べき所に非ざるなり。故に今時世上の城々は二百年前の大砲の利を一向夢にも知らざる人の、唯弓と小筒を以て堀を渡る者を越させじ、塀下に近寄る者を乗らせじと、射拂ひ打落すべき爲に、素人了見にて築立たる者なるを以て、武器の第一たる大砲を打放すべきの大業を行ふには以<sup>（こ）</sup>の外なる邪魔に成ること有り。其仔細と云ふは、無用なる處に嚴しく用心を致し、此にて堅固無双なりと心得居る處は、外より大砲只一放ちにて居住することは勿論、出入することも能はざる様に大崩れと成り果つる處多し。況や予が三銃用法論に説たる如く、火矢攻の焼打等に遇

## 一、大砲の出現と舊式城制の不利

ふこと有らば、假令十萬の雄兵ありて百年の兵糧を積貯へ籠城すると雖、生<sup>（なま）</sup>仲に結構壯麗なる居城を持たる因果にて、焼殺の禍に遇に非ざれば、必ず餓死の災を免ること難し。予が行軍砲火矢攻の條を熟讀すべし。故に以後萬一急難あるに臨みて、今時の如く陰陽和合の繩張に、矢倉・多門等の重樓多く、塀の手堅固にして、壯麗美觀なる居城に籠るときは、防禦の軍の始るや始らざるに、火箭攻の焼打に遇て、或は一城の蒼生皆黒焼と爲り、不覺の名を千歳に遺すこと有らん者なり。深く勘辨あるべきことなり。今より以後籠城すべきの災難至ること有らば、早く壯麗なる居城を棄て、要害堅固な松山等に籠り、大砲を並べ嚴しく打拂ふべし。若し居城を棄るに忍びずんば、大砲を打出すべき手當を爲すべし。大砲を打出すべき臺場は、矢倉臺の矢倉の無きは、直に大筒臺と爲して宜し。矢倉あるをば速に取り除くべし。又上に説きたる如く、土居の上に矢倉臺を製する如く鉢巻を造り、土居の儘横に長く築て、塀の代りに柵<sup>（柵）</sup>を振り、前に犬<sup>（犬）</sup>走り<sup>（走り）</sup>を付て、内には武者走りあるべし。但し其築き立る土居の根盤を大にして、上の幅六間より狭ければ、貫目<sup>（貫目）</sup>以上の大砲を自在に打出すことは出來ざる者なり。況や矢倉の中より打放すことを得べけんや。故に矢倉をば手早く取り除くべし。總て大なる砲は、矢倉の中より打放すときは、火を吹き付て味方に怪我人の出來ること有り。楮其大砲臺の上に貫目玉以上の大筒ならば、表間口六間に此を一座づつ配り、以て頭筒とし、別に三百匁<sup>（匁）</sup>彈程の大砲二座、百目<sup>（百目）</sup>彈程の砲三座を助筒に備え、

(一)本書卷十、攻城下第十三。又『實武一家言』には「三銃用法論中の行軍砲火矢攻の條々見合すべし」とある。

## 二、籠城の新法

(一)城の土居の塀(柵)の外で、濠の石疊の上に  
ある小道  
(二)廣義には城の最上の  
平面で、塀(柵)の内の道  
を云ひ、狹義にはそこへ  
城内から上る坂道をいふ

## (四)主砲

此を一座づつ配り、以て頭筒とし、別に三百匁<sup>（匁）</sup>彈程の大砲二座、百目<sup>（百目）</sup>彈程の砲三座を助筒に備え、

## 三、調子打の法

都合六座の大銃を巡番に調子を齊へて打出すべし。所謂調子打とは、先づ最初第一番に頭筒を打放し、二番には百匁弾を放し、三番には三百匁筒、四番には又百匁玉銃、五番には又三百匁炮、六番には又百匁筒、七番には元の頭炮を放し、斯の例を以て、順巡に緩急の無き様、どんどんと調子を亂さず打放すを云なり。若又五百匁弾の炮を頭筒とするときは、助筒五座は百目彈ばかりを用るも宜し。然れども備の堅固にしておこた嚴ならんことを欲するときは、上に説たる如く、三百匁弾の炮二座を交へ錯きて打出すに如くは無し。若し頭筒の三百匁筒か二百匁弾の炮ならば、助筒は百匁弾或は五七十匁の彈、三十匁玉の筒にもすべし。頭筒の三百匁弾位より以上なるときは、表間口三四間に大炮一座づつを配るべし。凡百匁弾以上の大銃を居臺に仕掛け、六割の大薬を裝めて打出すときは、十町以上と雖も當る所の人馬を齏粉にす。一貫匁弾に至りては、撃發の及ぶ所三十町以外、天地震動し山嶽崩壞す。血氣有るの類誰か畏て避ざらん。況や此を數十座並べ備て敵の來るを待受くるに於てをや。大銃多き城には絶て近寄るべき致し方の無き者なり。然れば則何ぞ必しも陰陽和合の繩張、矢倉・多門・堀の手等の無用煩雜なる人工を費して、籠城の邪魔物を造營することを爲ん乎。故に予が諸侯等の居城は、土木の功を費して華麗なる重樓を作り、百姓を勞煩せしめんよりは、自然天險なる高阜を撰て此に館を補理しほへ、數多の大銃を鑄造し、彈と火薬を澤山に貯へて、平常炮術・火術を操練せしむるは善政なりと謂ものは、此理

四、舊式築城に泥むべからず

(佐藤・島田註)

を思ふを以(こ)なり。尙予が三銃用法論防守炮の條を熟讀して、大銃の守城法を會得すべし。

兵法一家言 附録〔實武一家言卷之五〕

船 軍 第八

古法綱二首、目十首。海賊綱一首、目十首。新法綱二首、目九首。自走火船法三首。大野が法五首。都合四十二章。

船軍古法綱二首  
一、訓練の必要

●凡戦を爲すには何れ操練せざれば叶はざる事なり。殊更此船軍の仕方に至りては、陸地に居て思案したる了簡とは以ての外に相違したる者にて、何事も甚だ不自由にして、我身體と雖も思儘に働く事の能はざる者なり。故に水軍船を操り、船の上にて持合ふことの訓練は、別して精粹を盡すべきこと肝要なり。

二、不斷の實地訓練を要とす

(一)カイフ。阿波國の南部海岸地方の郡

●文化四年予阿藩の大夫集堂氏に陪し、阿波の國に行て久しく徳嶋に滞留せり。彼地防法の事に付て海部郡を巡廻し、鐵炮の船打し試みんことを欲し、鯨舟に鐵炮を載せて海部沖の大洋に乗出せしに、西南より少し許風吹て波濤頗る起しければ、我等同行の者五人何れも暈倒して舟中に起立すること能はず。坐しても身體動搖して舟梁に取着ざれば、轉輒を免ること能はず。況や鐵炮を手に執ることを得んや。須臾にして五人皆頭痛嘔吐を發し、甚困窮して歸れり。時に水手等我等が船に酔たるを笑ひ、是を見給へとて鐵炮を頬付にし、一足にて飛走ること平地に異

(二)鐵砲を覗ふ時、艇尻の側面を右頬に附けて構へること

船

軍 第八

三二一



三、諸奉行番頭等の乗船

- (一)甲板
- (二)寛政三年
- (三)佐渡郡の内、毛利藩の船廠が置かれてた

四、軍船の構造

- (四)吃水を深くして船を安定にすること
- (五)四十挺立より八十挺立までの早船で、二重三重の矢倉を有するもの

五、荷足の法

- (六)底荷ともいふ。船の吃水を深くする爲に船底に積み入れる荷物
- (七)カコデツボウ。水手は鐵砲を所持せずに乗船して居るために、接戦に當つては石を投げ、これを鐵砲に准へ稱する。また追艦とも稱された
- (本集上巻三七五頁参照)

て、以て其船を自由にす。駕長・擢郎・篙手等悉く老練の者を撰み用ふべし。

●諸奉行・番頭等の乗船も又大抵主將の乗船のごとくすべし。但鎖幕は張(る)に及ばず。且旗と馬印等の飾り付の同じからざるのみ。又物見船は何れも皆走船を用ふべし。且三板船も平日より多からざれば事の辨ぜざる者なり。又百人頭の乗船は惣矢倉にても、前後に矢倉有(る)船にても宜く、船尾にのみ矢倉有(る)も用ふ。廿五人一組の乗船は矢倉なしの戰船を用ふ。但し上に平張必有(る)べきなり。能(く)敵より打ち込(き)矢玉や石等を遮る者なり。

●凡軍船は二階に作り、其廻り椽を二重にし、左右の外側に丈夫なる鉸鏈を著置(き)、嚴しく戰ふ時は其椽を外の方へ引轉覆(ひ)、二階を廣くして戰ふべし。右製の軍船は毛利家にあり。予先年遊歴の時に周防國三田尻の住人大嶋河内が許にて是を見たり。此大嶋氏毛利家の船手頭なり。

●凡軍船に舟足を入るには、大船は兵糧・玉藥其の他の荷物多ければ、前に重き物を積入るにも及ばず。只持合を専らとする關船の如きは、百目位より百二十目、一斤位迄の丸石を多く集て船底に入(れ)、是を以(て)荷足を重くすべし。此法極て利方有(る)ことなり。軍士等敵船に近寄て、手ひどく持合(と)時には、水手の人數半分は權を推(す)ことを止て、戰士の後より彼丸石を取て頻に敵船の軍士を打控(か)ば、味方の戰士は大に勢を得て勝利ならんこと必定なり。故に戰艦より此石打をするを水手鐵砲と名づく。

六、船軍武功の心得

- (八)カギナワ。繩の先に鈎の附いたもの

●凡船軍の法は、一船切りに勝敗死生舟と共にして、他船の加勢を恃むべき者に非ず。最初より兼て此覺悟を極め、然して後に乗込(組)べし。且船軍といふ者は、勤て敵船に近付き、鈎繩(八)か長篙嘴か熊手等を打掛て敵船を引寄せ、人々其船に飛移り、敵を打夷るか或は敵を水中に追入て、船を奪取るを上功とす。又は敵を悉く陸地に追上る者は是に次(ぎ)、只其船を追散したるのみにては功とせざる者なり。水軍の進退は甚速成(る)者にて、假令一旦追拂ふとも、順風に帆を揚る時は瞬息の間に再び復來る者成(る)を以て、陸地の軍とは大に様子の異なる者なり。

●毛利家にては、船手の人數を防州三田尻の港に置(き)、大嶋氏兩家此所に居住して代々船手の將たり。關船數艘有て時々操練す。然れ共近來何れの國も、武備をば嚴重にすることを嫌ふ風俗と爲りて、毛利家の水軍も衰廢して觀るに足る者なし。只其配下の水手の中に頗る古實を心得たる老人一兩輩ありて、昔海賊等が外國に寇して所々を亂妨したる仕方等を語りき。其説下に出す。

●阿州蜂須賀家には軍船・關船數多あれども、水軍を訓練せし事を聞ず。然れ共彼家の船手の法を按ずるに、最初は野嶋流に依て立たる趣なり。土州も大略是に類す。岡山及び廣嶋の兩國も關船數多あれども、水軍の操練ありしことを聞ず。只時々五艘か三艘を出して、鐵砲の舟打等を稽古する者有(る)のみ。此兩家の船備も野嶋・久留嶋等の流に本づきたる者と思はる。大勢の操練無(き)を以(て)審に其仕方を見ることを得ず。廣嶋と松山の二國も是に同じ。又石州津和野侯の

八、中國四國諸藩の船軍

(一) 龜井能登守秀嗣の養嗣子。豊臣秀吉に屬して武功あり、天正十年秀吉より行賞を受けんとせし際、效矩琉球を伐つて従へたしと壯語した。文祿元年朝鮮征伐に赴き、武威を振つた。秀吉の歿後徳川家康に従ひ關ヶ原役に功あり、晩年は因幡伯耆三萬八千石を領し、慶長十七年卒、年五十六元和三年その子政矩の代に石見國津和野四萬五千石の地に移封

九、西國諸藩の船軍  
(一) 大分の東二里、細川家の領邑

一〇、諸流兵書の船軍傳は杜撰なり

(三) 島津義久、永祿九年父貴久の後を繼ぎ殆ど九州を統一したが、天正十五年秀吉に従つた。以後大隅・薩摩及び日向の一部を領した。慶長十六年、年七十九、朝鮮征伐の時義久兵賦を琉球に徵せんとしたことはあつたが、實力を以て琉球を討

先祖龜井隱岐守效矩、文祿元年に竹嶋を攻取て其王を殺し、竹嶋より朝鮮國に攻入て數城を陥入(九)、秀吉公の御感に預れり。其後琉球國を攻取んと秀吉公に願ひしに、御許しを蒙りて大洋に乘出し、中途にて難風に遇(一〇)志を果さずして歸れり。故に水軍に良法あらんと思ひ、津和野に滯留して搜索せしに、只海を乗り渡るの法のみ有て、絶(一一)て水戰の法はなかりき。

●小倉と福岡・佐賀・熊本等も年々只關船を航出して、百目彈筒より三百目彈位迄の大銃の船打するのみにて、別に水戰の訓練といふは何れも絶て無(一二)ことにて、舟備を操練するも只近海を乗渡るを馴習ふのみ。西海道・南海道の諸侯は、何れも大抵己が國より大坂迄の間を船備を立て乗渡る者はなり。其中に於ても肥後の細川家の船備最目立て立派なり。大坂より豊後の鶴崎迄海上凡百廿八里の間、行列正しく航行する體頗る美觀なり。

●國初に嶋津源三位入道龍伯法印公儀の御許を蒙り、水軍を出して西南海中の諸嶋を經略し、次第に南征して琉球國を攻打(一三)、遂に其王を降せり。故に薩摩には必ず精き水戰の法有(一四)べしと思ひ、薩州に遊で其事を探りしに、薩摩の船備も渡海のみにて別に水戰の法なし。豊臣太閤の朝鮮國を征伐せし時にも、日本の諸侯は海を渡りたるのみ、船軍といふ事は無かりしなり。然(一五)ば日本の地に於て些許(一六)にても船軍せしことは、文治元年に源平八嶋・壇浦等にて一月許の間持合たる時の一戰のみ。是に因て是を觀れば、日本國中船軍の法と云(一七)ことの傳有べきに非ず。然

海賊綱一首

(四) 一八四五年。讃岐屋島の戰は源義經・平宗盛兩軍の戰で、二月十九日より廿一日に至る。(多く水陸の對抗戰で、眞の船軍とは云へない)平氏敗れ逃れて、長門の壇の浦に至つた。義經は三月に到着し、同月廿四日平氏は五百餘艘、源氏は八百四十餘艘を以てここに戦ひ、勝敗はその日の内に決し平氏は全滅した

(五) 能島。乃島とも書き、今は大島と云ふ。今治市の東北四軒、面積約三十方軒。能島氏の根據地で戰國時代以來久留島・因島と共に水軍を以て知られた

(六) 來島とも書く。波止濱の東半軒。來島氏の根據地

(七) 備後布刈瀬戸の南西。村上氏の據所

(八) バラン島。フィリツピン諸島の西にある細長い島

(九) 水軍のこと。室町時代以降水軍及び水軍の士を海賊といひ、水軍の將を海賊大將といふ

るに諸流の兵學の書に船備及び再營等種々の圖を載たるは、皆悉く杜撰にして信するに足らず。皇國中古以來の船軍の法とも云ふべきは、諸家に傳る海上を乗渡る法と中古野嶋・久留嶋等海賊の仕方の在(一八)のみ。

○昔永正・大永の頃より伊豫國に屬する諸嶋の郷士野嶋(一九)・久留嶋(二〇)・因嶋(二一)・村上等一族の人數を集め、其外數多の徒黨を結び、船を乗出して外國に渡り、近海諸邑を亂妨して、財物・器械を奪ひ取來て己が家を富し、何れも是を專業として、海賊を働きしこと多年の間なり。此時代の四國・九州邊の浮浪人並に漁士・船方等の遊氓等漸々是に加りて、次第に人數も多く成しに因て、大明國の山東・江南・寧波・福建・廣東・廣西等の諸州より、西南印度の諸國安南・廣南・占城・東坡塞(二二)・暹羅等の諸國より、南海中の呂宋・巴刺(二三)・亞(二四)・渤泥等の諸島に至る迄、此海賊に困らざるはなし。外國の書に和寇と稱するは即此事なり。世に船手の軍士を海賊といふことも是より起れり。此海賊等が外國にて防海の異國人と戰たる仕方を聞傳へたる事件を、今の世に野嶋流・久留嶋流・因嶋流・村上流と四家に分れて船軍の本法とすることなり。名は四流に分つと雖も、同じ海賊の仕方なれば異なる者有ることなし。其少しにても異なる所の有(二五)は、皆是太平の世に成て牟知(二六)なる兵學者の蛇足を添たるなり。故に其異説も又實用に當らざることのみにて、取るに足

(一)字和島の北八軒。宇和島伊達氏の支封陣屋のあつた處(分家三萬石)船軍の諸傳書

- (二)『櫻無儲言』上巻には周防大島の人とある。(本集上巻三六五頁參照)
- (三)西條であらう
- (四)名は直利。周防三田尻の人。信濃は寛政三年二月熊谷より薩安流砲術船軍法等を學んだ
- (五)本集上巻所載『櫻無儲言』三六五頁參照
- (六)所傳不明
- (七)『櫻無儲言』上巻には『海防國武書』とある
- (八)所傳不明
- (九)『櫻無儲言』上巻には『防海要録』とある

海賊目十首

一、船軍合戦の用意

- (一〇)『櫻無儲言』上巻には『御家方式備秘記』とある
- (一一)同右には『稻津筆記』とある
- (一二)一石は十立方尺、七百石積とは七千立方尺

(る)者有(る)こと無(き)を視て、予が論の正きを察すべし。

○予先年伊豫國に遊で宇和嶋郡吉田に滯留し、河野四郎左衛門通廣より久留嶋・野嶋等が船軍を以て外國を侵し財物を劫掠(し)たる仕方を開けり。此河野氏の先祖も又其黨なりしと云(ふ)。故に呂宋國産の器物數多家藏せり。同國西域に於て熊谷氏より因嶋・村上等の諸傳書及び舟戰以律抄十卷、和漢軍林八卷を得たることは三銃用法論に詳なり。又軍戰の事を記したる者は筑前に海防武經あり、肥前に長崎手當の記あり、肥後に防海録あり、薩摩に御家法武備志あり、日向の飢肥には稻村家傳といふ書あり。何か何れも船軍の事を論たるものなれども、甚固陋なる兵法にて、都て海賊等の仕方(に)劣れり。因て彼(の)野嶋・久留嶋等海賊の外國の人と持合たる仕方(の)實用とすべきものを撰て、己篤に筆記し以て兒孫に示す。

●凡海賊と成て外國に渡り、金銀財寶を奪ひ取て歸らんとするには、外國にても或は船軍等を出して防戦等有事となるを以て、是非共に其防の軍勢等を手ひどく打破るに非ざれば得べからず。然ば此方も出立の前より兼て合戦の用意を全備して行かざれば叶はざることなり。其用意の備といふは、先(づ)七八百人の人数もあらば大抵七百石積位の羽翼船一艘、四五百石の羽翼船二艘、此三艘を親船とし、別に二三十石より六七石迄の戦艦二三十艘、是を働舟とす。羽翼船は荷船な

の積載量ある船  
 (一三)上巻の隙間の目録をする  
 (一四)もと丹後地方に於て多く使用されたもの

二、親船

(一五)船の兩脇にある舵また船機(か)の意で機のこと  
 (一六)兵糧(へいりやう)その他の糧(りやう)を運ぶ船

三、小荷駄船

れ共、既に荷を積終(ら)ば潮水の入(ら)ざる様に瀝青を以て目塗するものなり、故に難破の患なし。且又帆に木綿を用ひず、笹葉を編で帆とす、故に雨天の日も航行す。世に丹後舟と稱するは即是なり。凡大船は船足深くして水先を知らざる他國に行て上陸するに便ならず、動もすれば淺瀬に乗上て破船することあり。故に親船と雖も七百石以上は用ること勿れ。七百石以下の船なれば淺き海にも入津の出来るものなり。又戦艦の無(き)時は漁魚船にても何船(に)も用ふ。

●親船は其(の)舷(へら)の周圍に厚蓆(厚き蓆)は蓆の床の如く丈夫に製する時は、鐵炮の玉も貫かざる者な(を)丈夫に結付て所々に狭間を開き、百目弾以上の大筒を備へ、矢倉の上には幕を張り楯を並べ、其中に大吹貫一本、旗五本、馬印・大纜・高灯籠等を建並べ、且種々の武器を美々しく飾り付(け)、其外矢倉も大筒を備へ、矢倉及び中倉・後倉等に十文目弾筒より廿目・卅目の筒を數多備へ、以て遠近の敵を打に便りし、且又親船にも船尾の方には數多の櫓床を設け、櫓を備へ、舵・偏舵等を丈夫にして、船の進退周旋を自由ならしむ。親船第一の大ひ成(る)をば小荷駄舟として、小荷駄奉行是に乗り、第二には惣頭の乗船なり。第三には諸奉行是に乗べし。

●第一の親船は食物・衣服を始とし、軍用諸器物を載(す)るを以て此根本とし、外國に至ると雖も、此船をば妄りに岸に近寄(す)ることなし。且厨船二艘常に是に附居て惣軍士の飯を焚(き)、三板船を以て兵糧を總軍の戰士に配ることを爲す。此親船には小荷駄守護の軍士廿人、鐵炮打廿人

(一)シヤウ。帥徒に同じ下部。召使

水手廿人は是に乗組(ませ)、又厨船二艘(こめした)に厮養廿人、水手廿人を乗組(ませ)、以上の人數、合(せて)百人は小荷駄奉行と兵糧奉行の支配に屬し、各其役を出精すべし。抑、此船は本國より持參の品も外國にて奪ひ取たる財寶・貨物も多くは是に積入るる所なり。戰士及び鐵炮打等常に能(く)心を用ひて是を警護し、敵若此船に近寄の氣色あらば、早く百目彈の大筒を以て遠くよりは是を打拂ふべし。且又味方の軍船の敵に合戦に及ぶ時は、遠く隔ると雖も、喊聲を揚(げ)、貝を吹立て、太鼓を打鳴し、漸々進み、以て味方の聲援を爲して英氣を助くべし。

四、惣頭乗船

④第二の親船は、惣頭の乗船するを以て、大吹貫・旗・馬印其他百目彈の大筒、卅目彈筒、廿目・十文目筒等を別して多く備へ、種々武器を美麗に飾り、幕を二重に打(も)、楯を並べ、中倉を格別に堅固にすべし。此船には常に定番警固の軍士十餘人、鐵炮打廿餘人、水手廿餘人あり。是は惣頭此舟に種々の貨物を積入るを以てなり。又別に近習の軍士二三十人、鐵炮・弓の者廿人餘、都合百餘人は乗組(ませ)、且又戰艦二艘各水手十二人乗組で、此親船に常に付(き)居(る)べし。是は惣頭の出で働く時は近習を當分して、此二艘に乗出るが爲なり。故に此戰艦中に鈎繩・長蒿・熊手等を備置(く)べし。

(二)シヤクシガネ。激突の際にその衝撃及び反動を緩和する彈力装置

關船鎗首には必(ず)杓子鐵を附(く)べし。然せざれば順風にて進む時に或は岩石等に乘當て、舟を損(じ)さすこともあるものなり。

五、重役諸奉行乗船

⑤第三の親船には、重役の者、奉行等、軍士五六十人、弓・鐵炮の者四五十人、別に第二の親船の如く、定番の船警護の軍士廿人、弓・鐵炮の者廿人、水手廿人、都合百六十人斗の乗組なり。此親船にも又戰艦四艘、何れも各水手十二人づつ乗組で、常に是に附(き)居て、諸役人の廿四艘に乗出て働くの用に供ふべし。又其定番廿人は常に此舟に残り居て、能く心を用(こ)て警護し、彼惣頭の乗船と並進(み)て、小荷駄舟の先手の如くに備へ、以て味方の戰艦に聲援を爲すべし。以上親船三艘の人數、都合四百三十餘人(の)内、二百六十人は軍士、百五十餘人は水手、廿人は厮養卒なり。而(して)其軍士二百六十人の内百人は、親船を定番して是を警護するを以て、戰艦六艘に乗組み、出て戰ふ者は百六十餘人、水手七十二人、總て二百二十餘人なり。

六、働舟

⑥働舟は長き程いよいよ宜し。大抵七八間も有(る)船ならば、前倉・中倉は軍士及弓・鐵炮の者を錯交て、廿四五人より卅人許乗組(ませ)べし。後倉には水手十二人より十七八人も乗組(ませ)べし。荷足を入れるには、説たる如く丸石の百目位より一斤位迄成る者を多く積で、所謂水主鐵炮に用ふべし。戰艦に必用の品は鈎繩・熊手・長蒿口・弓・鐵炮・長刀・鎗・投梯子・掛階子・毒蜂格玉を投込(も)様に帯を付て多く備ふべし。且又其船の周圍(まわりの)覆竹・重部を厚く丈夫に仕付て、其内に楯を立並べ、上には矢倉あらば幕を上下に打(も)、矢倉無(く)ば平張を設け、幕を打(も)べし。後倉には幕を張り、楯を並べ、其中に馬印及び小旗、諸の武器を飾ること法なり。然(れ)共



七、接戦

手詰の持合と成ては、平張も幕も邪魔に成(る)時は、悉く取除て働くことなり。

⑦戦艦は必二艘づつ一組と成て、奇となり正となり、相助けて戦ふべし。敵は船に近(る)時は鐵炮を一發して弓を一發し、又鐵炮を一發して、即弓・鐵炮をわつそくに掛(り)、鉤繩を敵船に投掛て喊々聲を出し、是を引寄(せ)且長蒿口・熊手等にて是を引付て、軍士は人々得道具を取て手ひどく敵を打倒し引倒す。水手は軍士の後より石を頻りに投付て嚴しく敵を打倒す。軍士は乃ち勇を奮て敵船中に飛込み飛込み、只々へし打に敵を打挫き、或は水中に追入て其船を奪取るべし。若又敵船高大ならば嚴しく弓・鐵炮を發し、其ひるみたるを觀て、即投梯子・掛階子を打掛て軍士是より飛上り、無二無三に打入るべし。若上ることの出來得る船には兼て用意の毒烽烙を道火を挿て頻りに打込み、一時に敵を燒殺すべし。即是敵より軍船を乗出して、防(ぐ)時之戰法なり。敵若大船を多く出して味方の小舟を乗倒さんとする時は、三艘の親船を味方の戰艦の後へ乘進め、百目玉の大筒を發して敵の大船を打碎くべし。

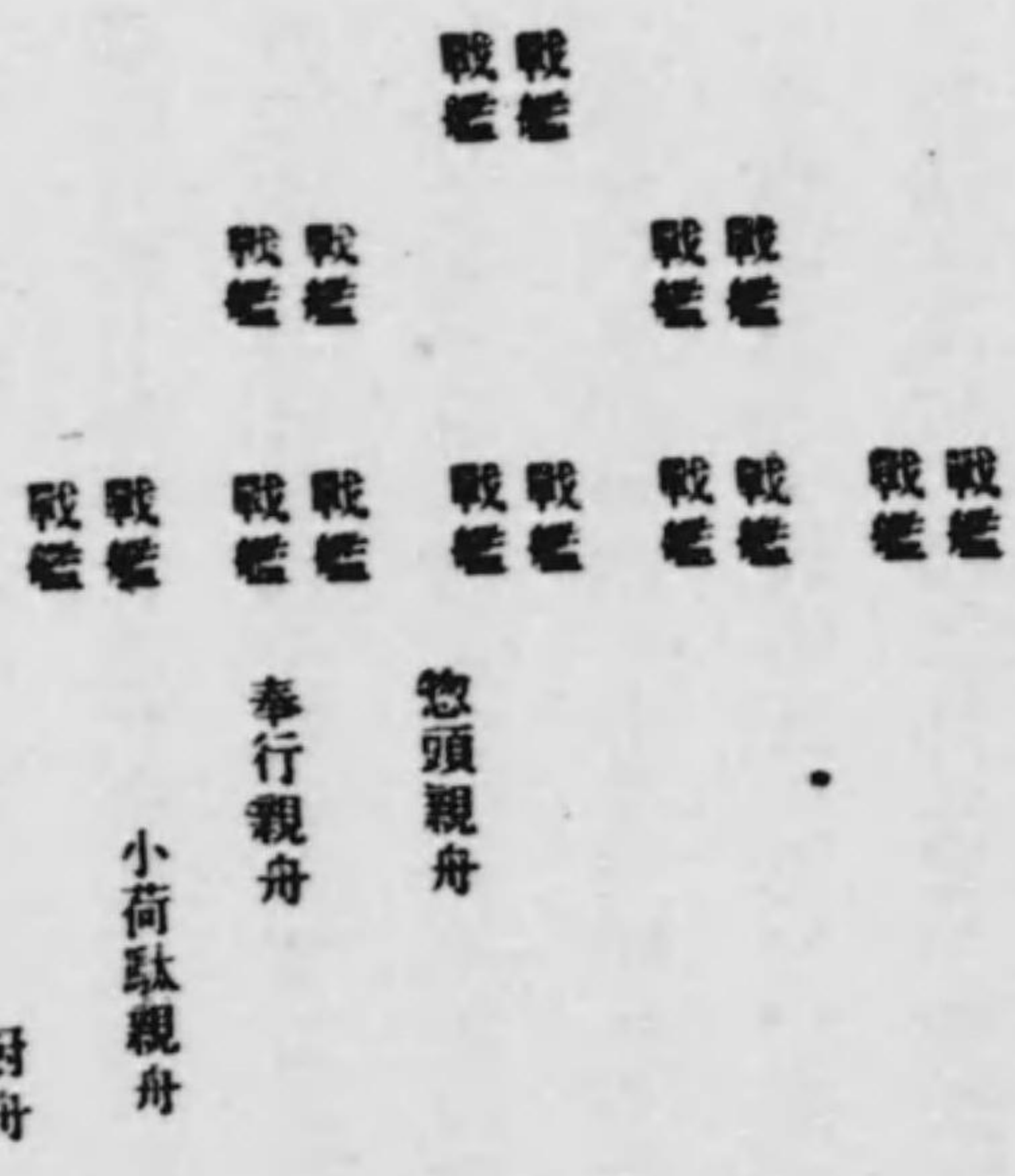
八、浮具

⑧船より下りて水中にて敵と持合ふことも多し。故に水中にて働くには久留嶋家の交結帶あり。桐の箱或は瓢箪〔籠〕の類を圖の如く木綿の囊に入れて交結帶に製し、是を肩に掛て胸先にて結ぶ者なり、此物を帶て水中に入(る)時は、胸より以上は水に沈むことなし。故に浮交結帶共名づく。又因島流にも浮だす〔ち〕きなり。是は蠟引木綿にて右の如く中太の袋を作り、是を吹氣を込(め)て膨張

九、八百人にて働く船軍の大意

し、以て交結帶となす。又能(る)沈まざること右の久留嶋の製〔制〕に同じ。

⑨凡八百人斗の人数を右の如く四百卅人許を親舟三艘に乗組〔ます〕時は残り三百七十人許なり。此を軍士廿五人、水手十二人づつ乗組〔ます〕時は残り戰艦十艘なり。此戰艦に親舟二艘より成る戰艦六艘を加へる時は、戰艦十六艘と親舟三艘と都合十九艘の働く圖即左の如し。戰艦十六艘は二艘〔よ〕第六十一圖 親船並に戰艦の排列 づつ一組と爲て八手に分れて挑み戦ふ。船軍は一船限りの



船と共に討死すべきの覺悟なれども、味方の船の危きを見ては急に航(き)付て救ふべきは、固より論ずるに及はず、且船軍の始るに及では、親船も後陣と成て犄角の勢を助け、頻に大筒を發して敵船を打碎くべし。厨船も又能(る)意を用ひて時々兵糧を運び配り、軍士をして飢しむること勿れ。

一〇、勝利の後の行動

⑩既に船軍に打勝て敵を陸地へ追上たらば、繼で味方の物見を上陸せしめ、能(る)其様子を見切(り)、或は追打して、武器・兵糧等を分取して、親船をも好き港に入津して、近傍諸邑の財寶・器物を掠奪て手早く是を親舟に積入(れ)、速に其所を出帆して遠く去て他國に至るを良計とす。若又長く滯留する時は、

(一)包圍攻撃

或は敵國大衆を起して、再び味方を卷打にせんことを計る者なり、察せずんば有るべからず。以上十條は即伊豫國諸嶋海賊の仕方なり。

茲に論ずる所は只是僅八百人計の働なり。大勢集るに及んでは此法を用ひて船數を多くするも勝手次第なるべし。

船軍新法綱二首

一、東洋諸國に對する船軍法

二、英魯兩國に對する船軍法

●抑、我日本國は上に既に説きたる如く、古來船軍と云ふことのなかりし國成を以て、船軍の法のみは何れの兵家も有ることなし。故に其船軍の法と稱する者は、悉皆太平の世に成て杜撰に是を拵へたる者にて、畠水練の空談なり。右に記したる海賊共の仕方と雖も、其事甚瑣少にして稱すべき程の法に非ず。然れ共此仕方は、彼等が年來業として働きたる實事なるを以て、取べき者の無きにしもあらず。何んとせば、我日本及び漢土・朝鮮・安南・暹羅等の國は、船の製法甚以て手薄き物にて、戰艦を始として何程の廣大なる海舶なりと雖も、百目彈か二百目彈の鐵炮を以て打つ時は是を碎くこと難からず。故に日本同士の船軍か或は漢土・朝鮮・安南・暹羅等の諸國より來る敵と船軍するも、右海賊の仕方をば知らずんば有べからず。●夫海賊の仕方の取べきこと斯の如し。然るに予が其事を瑣少なりとして格別に稱美せざる所以は、近來甚だ恐るべき兩箇の蠻國出來て、兵威強大にして四海を横行し、倏然として宇内を混同するの意有るを以てなり。其二大國は其一を魯西亞と云ふ、其一を諸厄利亞といふ、共に西洋歐羅巴州

(一)松脂その他に油を加へて煮て煉り合せたもの  
(二)木村石炭等を乾溜して得た黒色の濃液タールを更に蒸溜して得た黒色粘性の物質をも云ふ。木材等に塗り、隙を塞ぎ、又腐朽を防ぐ

(三)オモカチ。右舷の意。本來は船を右に向ける時の舵の取様。  
(四)トリカチ。左舷の意。本來は船を左に向ける時の舵の取様。

の國なり。凡西洋諸蠻の軍船は彼阿蘭陀を始として皆甚堅固なり。其中に於ても諸厄利亞國の軍船は、其製極て廣大精妙にして、其最大なる者は七八百人より千人以上の軍士の乗組もの有りて、一個の堅城を持出し來たるが如し。其小なる者と雖阿蘭陀船を以て其大略を概するに、まさしく其船の長崎港に入津する者、長さ十六丈、幅四丈餘り、深さも又四丈餘りあり。其製作の法は、自然の大又の木の此の如くなるを、此の如くに尾と尾を積重ね、鎗の柄の如き鐵釘を以て縦横に打貫て縫合せて、以て船の骨組を作り、其隙間をば悉漚青を流し込、數多の材木を凝固して、一本の木の如くに大丈夫成る舟梁を用て嚴しく是を繋合せ、其内外より厚さ五六寸の板を張り、又其外面水浸しの邊をば銅の板にて包みて、舷板に水の少しも濡ざる様に仕立て、帆柱四本、其中央の大柱は長さ十八九丈あり、帆數十七、幟數十二を掛、船の内をば惣三階に板を張り詰て、處々に天窗を開て明りを取、一階毎に上下の高さ一丈許ありて、其廣平なること馬場の如し。其第一段目の首と尾との左右に、四方三尺許の窓を開、こと四十八宛、其窓毎に大銃を一坐づつ備へたり。殊に西洋人は船を操ること甚巧妙にして、一度船を操れば其船轉帳と旋るが故に、假令ば面楫に敵あれば、面楫の大銃二十四坐を第一より第廿四迄順に打放し、殘らず銃を打終れば相圖を以て其を廻し、直に取楫を面楫の方に向はしめ、乃ち取楫の大銃を又順々に打出す、其間には最初に打たる面楫の筒悉く彈藥を裝て、以

て相圖の下知を待(ち)、其船を旋廻の自在なる、大銃を取扱ふの能(く)馴れたる儘に企及ぶべからず。故に軍用に便利にして、其製造の堅固なるは西洋船に若く者なし。殊更諸厄利亞國の船は別して精妙堅固にして其水軍の銳利なること、今の世に當て全世界中是に及ぶ者有ることなし。且又魯西亞は西洋北方諸國の盟主にして、諸厄利亞の宗國なるを以て、軍船は皆エギリス製の船を用ふ。故に萬一彼兩國より來て寇するに及では、中々三百目彈や五百目彈の鐵炮を掛たり共、何の用にも立(た)ぬことなり。況や右に説たる如き中國・西國の船手備へ若くは海賊等の仕方を以て是を防ぎ戦はんことを欲せば、廣大堅固の軍船の轉輾旋(ま)間に壓倒されて戰艦悉く覆没すべし。争(い)争(い)は是に抗(た)つことを得んや。故に予が野嶋・久留嶋等海賊の仕方を以て事小にして特に足(ち)すと爲る者は、斯(か)在(ま)蠻船の來寇する時の防戦に就ての論にして、尋常の寇を防ぐべからざるの謂(い)にあらすや。而(して)其エギリス國の賊徒が、印度及び亞墨利加等の諸國に寇せし様子を傳(は)聞(く)に、防禦少しく怠る時は、直に上陸して或は其地を奪ひて己が郡縣と成し、或は其所の貨財を悉く掠(あ)取(り)て、居家を燒拂て去(る)と云ふ。且其上陸する時の様子を聞(く)に、其大船を卅町計沖に乗寄(せ)て、先(づ)遠目鏡を用て周(る)眼力の及ぶ限りを見究め、然して後に船を七八町或は五六町の近岸迄も近寄せ、更に遠目鏡にて精々見切(り)、聊(に)も怪しき所をば數十座の大銃にて嚴敷是を打拂ひ、のち其烟の下より三四艘の傳馬船に鐵炮・火器・鎗戟等の物の

具を載(せ)て、一度に進で上陸し、直に行列を整て進み來る其勢ひ、頗る猛烈にして殆ど向(むか)ひ難き軍容なりと云(ふ)。故に敵に受て容易ならざる者は西洋の賊なり。因て今此西洋の賊徒を打挫くべき水戦の法を工夫するに、我日本船を用て野嶋・久留嶋等の如き瑣細なる船軍する様なことにては、中々以て對戦することを得べからず。然(ら)ばとて今急に諸厄利亞の如き軍船の得らるべきに非ざれば、我に勝算なきことを知る故に、予阿州に在(り)し時に集堂翁の頼(たの)に就(て)西洋船を打碎くべき水戦法を工夫し得たり。西洋の賊徒を打破るには、予が三銃用法論に説たる所の水軍炮を用るにあらざれば絶て叶はざることなり。茲に西洋船を打碎て蠻人共を鏖(あ)にすべきの戦法を載す。此法を詳にして尙能(く)工夫を施さば、西洋人の蠻(ま)成(せい)も又慮るに足らず。

●西洋船を打碎には予が工夫の水軍炮を用るを專一の武備とす。水軍炮といふ者は普通の大筒とは形體大に異にして、其鑄造の法も別に製作して極て大なる炮をば船に仕懸て大海(うみ)を乗出し、自在に打放して西洋船を打崩すべき大銃なり。即其異常の大炮を小船の船梁に綴合する様にしたる者にて、是を載たる小船も又常の船には製作の悉く變りたる船にて實は大筒の臺なり。故に此臺船に大銃を仕懸て、人をも乗組せて大海に浮び、櫓榜を以て乗込み、自由自在に大筒を放して敵船を打(つ)様にしたる者なり。且此船は幾程波を打込ても、潮水は左右に流れ出て船中には溜ると云(ふ)ことなく、大荒波の逆卷(さかまき)に遇ふと雖も、船の轉(ひ)覆(かえ)ることもなし。假令萬一轉覆る

船軍新法目九首  
一、水軍炮

(一)三十二人となるわけであるが、諸書共に「三十人」とある

と雖も大筒と船とを綴着て有(る)を以て、絶て大筒を海に落して失ふの患有(る)ことなし。楮右に説たる如く小船に大筒を仕懸て能(く)綴合せば、八挺より十餘挺の櫓にて押廻し、別に百目弾位の助筒二挺か四挺かを狭間筒臺に仕懸て海中に乗出す。是等の圖説は三銃用法論に詳に記載せり、就て考ふべし。又此船に普通の鐵炮十文目位より二三十目位迄成(る)者を四五挺も備ふべし。此船に乗組(む)人数は大筒打三人、助筒打十二人、舸子十二人、手傳四人、惣頭一人、都合三十人なり。總て此船に乗組(む)人は、打手も能(く)船を操ることを鍛練し、舸子も又鐵炮を能(く)打(つ)者を用ひ、此惣頭は水練は云(ふ)に及ばず、能(く)軍事に老功成(る)ものを撰(び)用(ひ)て、一船の軍政を司らしむべし。且又大筒も二三貫目弾より五貫目弾迄の筒を用ふ。船足頗る重くして進退速にし難きを以て關船二艘に軍士を載(せ)、舸子を多く乗組(ま)して引舟にすべし。此仕方にも又三銃用法論に詳なり。

二、水戦調練法

(二)キスブネ、鱒(ます)漁に用ひる船

(三)右膝を下に着け、左の膝を臺として射撃する法

●水戦は調練を精くすること別(して)肝要なり。故に此水軍炮を用るには、先(づ)鯨船か火魚船(三)押送り船等に軍卒を乗せて毎に大海に漕出し、海上に於て小筒・中筒の鐵炮を打習はしめ、能(く)其身を波濤に馴させ、各皆船を自由に乘廻し、大洋を横行すること神通を得たる如くに熟練し、波濤の甚だ荒き所にて船中より鐵炮を打放すこと、膝臺(三)を始とし、中腰・立發し等の自由に働かざるに至り、然して後に彼新製の水軍炮を臺船に綴合して海上に漕出し、四五町より十町位迄の

三、水軍炮の用法

點放を修練すべし。此點放に能(く)精點(一)すれば即水軍炮の業の成就したるなり。

●若西洋の賊船來て寇することあらんに、三百目や四百目弾の鐵炮は、打掛たりとも益無(き)が故に、必二三貫目弾の大筒を以て打碎に非れば、實用の功を成(す)こと能はず。然れ共貫目玉以上の大銃は、小船に載(せ)て打(つ)べからざるを以て、是を大船に載(せ)て持出す時は、大船は敵の大筒の棟(はらひ)と爲て、忽ち微塵に成(る)こと必せり。故に蠻船と對戦するには必右の水軍炮を用るにあらざれば勝算なし。大銃を綴着たる臺船を十艘も廿艘も先手に進ませ、大船は後陣に備へて是が聲援を爲(す)べし。水軍炮の臺船は再震雷と紫金鈴の祕彈を裝て、一圖に漕て西洋船の横腹に廻り、五町許に押詰て船胴の水際を目當に打掛くべし。若其大筒の小船廿艘ならば、紫金鈴と再震雷を十艘づつに分配して互(たがひ)に錯て打込べし。又其後陣に備べし。大船は何れも盲船(四)に仕立て、惣矢倉の上に百目弾位より三百目弾位迄の大筒を數十挺仕掛置(き)、十二三町より十四五町の間より頻に棒火矢を打掛くべし。其仕方の大略は上の野陣篇に載たれども、詳なる事は三銃用法論の行軍炮篇城攻の條に説たる打方にすべし。右の如くする時は、番船(三)何程堅固成(る)共暫時の間に燒沈むべし。且又蠻船數多來るとも其内五七艘も打崩さば餘は悉く遁れざるべし。

(四)船の四方天井共に板・楯・竹束等で圍み、狭間・窓等を覆つた軍船

四、大銃の命中率

●予數、大銃の點放(一)して審に是を試るに、凡一町離るる時は一間四方を的とし、十町離るる時は十間四方を的とするは、諸流の炮術家の大法にして、小さき物を打(つ)時は必中は期し難く、十町

(一) 仰角を大にして射撃すること  
五、小船は、敵に近接し易し

(二) 肥前原・日野江兩城の主。初め豊臣秀吉に仕へ、後に徳川家康に屬した。次いで家康の命を受け交趾に香木を求めんがために商船を出したが、亞馬港(澳門)で乗組員殺され、財貨を奪はれた。晴信怒り、家康の許可を得て慶長十四年十二月九日亞馬港の商船を長崎に撃沈した。次いで十七年三月晴信長崎奉行長谷川義廣暗殺の企があつたとの理由で甲州に配流され同年自殺した。年四十六

以外の遠き所は此割よりも又中り難し。況や海上波に蕩揺ふ船中より打出すに於ておや。其中りの殊更に粗き者成(る)こと論なし。故に予新に法を建て海上に點放し、一町離れて三間四方を的とし、十間隔れば三十間四方を的とす。且又凡必中を要るには、陸地は十五町を限りとし、海上は五町を限とす。是より遠き所にては必中は期すべからず。是を彈丸打の定法とす。又火箭は元來仰放に打出して落(し)掛にする者なれば其中(り)最粗し。故に火箭は陸地一町離れては二間四方を的とし、十町離て廿間四方を的とす。海上は一町離れて六間四方を的とし、十町離て六十間四方を的とす。且火矢は風負すること有て其の中り粗しと知るべし。然れ共陸地は卅町を打(ち)、海上は十五町迄も打べし。

凡西洋船と對戦するには、小船を先手に進ませて大船をば後陣とすることは、大船は蠻人の大筒の畏れ有て敵に近寄(る)ことを得ず、又小船は何程蠻船に近寄(る)と雖も大筒の恐れなきが故なり。小船は西洋船に近寄(る)と雖も大筒の恐れ無(し)と云(ふ)證據は、慶長十四年十一月九日に有馬修理大夫晴信が亞馬港船を燒打して波爾杜瓦爾國の人と對戦したる時の軍と、其後寛文四年に大清國より明の國姓爺が持の海嶋を攻し時に海嶋の大將柯全斌なる者小船にて阿蘭陀國の軍船十五艘と對戦したる時の軍と二個の證ありて、小船は大筒の畏れ無(き)こと甚明白なり。事は三銃用法論に詳成(る)を以(て)茲に略す。

六、小船相互の戰闘

右の大筒小船を敵船近く漕寄(す)る時は、敵方よりも小船を出し相手組(む)べし。其時は兼て船中に配り置たる二三百目彈の助筒を以て手早く是を打取るべし。二町内にも近寄る時は小船にても中る者なり。近く引寄(せ)て打(ち)時は中りには利あれ共、敵の舟よりも鐵炮を發す者成(る)を以て、此の様成(る)掛り口の持合には早く打出すに利ある事なり。彈藥を惜みて後手に爲る事勿れ。

七、狭間筒を用ひ數玉を打つ法

(三) 狭間筒(筒の長い一種の小筒)を托して射撃する處。(本集下巻三銃用法論) 極良狭間筒疊并に用法の條參照)

若又一町餘にも近寄りたる時は、卅目彈位の狭間筒に數玉を裝(め)狭間筒臺に仕掛て打取(ち)べし。大抵一發にて一船の人數をば皆殺にすべし。此切玉を打放すには狭間筒甚妙なり。卅目彈の狭間筒なれば數玉にても二町許には用立(ち)者なり。但し玉を裝るに心得有(る)ことなり。又數玉を打出すには左右に廣げて落す法と後に長く廣げて落す法あり。左右に廣げるとは其數此の如く成て飛行(く)なり。又前後に廣るとは此の如く其玉長く成て飛行(く)をいふ。是も又要用有(る)打方なり。

八、切玉製法

凡切玉を製するには卅目筒には重き一文目二分位に切(り)、五十九程も裝(め)べし。廿目筒には一文目程に切(り)、四十九も裝(め)べし。十文目筒には一文目程に切(り)、卅丸も裝(め)べし。何れも目装以上の強藥にて打出すべし。三銃用法論に説たる如き法を以て製したる狭間臺に仕寄りて打つ時は、何程強藥にても自由に打出さるる者なり。

九、水戰の法

(一)接戦

●小舟同士の相手組は必手詰の勝負に成者なり。大筒を綴付たる小舟は荷足重く進退すること遅し。故に引舟の關舟に乗組(み)たる軍士等勇を奮て戦ふべし。既に手詰の勝負に成ては、其仕方は悉く上に説たる海賊の戦法を用ひ、舢子は石を擲付(せ)て蠻人共を打挫くべし。大筒の小船よりは頻に切玉の數玉を打放し、關船を助て蠻人を打倒し、力を合して働くべし。凡此二艘の關船も皆悉く大筒舟惣頭の支配たるを以て死生存亡を共にすべし。右持合の中にも、西洋の大船に近寄たらば、大筒を發して是を打崩し、後陣の大船よりも大小の火矢を頻に打て西洋船を燒沈むべし。又水軍炮は西洋の船を打拂ふより外には用ふべきことの有(る)こと鮮し。

自走火船法三首

一、自走火船の用法

●既に上に説たる如く、西洋の賊船來て近寄たるを早く拂はずして防禦(を)に怠る時は、必上陸して亂妨する者なりと云(ふ)。且其上陸するに及では軍威頗る猛勢なる者にて、夷人等も又丈高く力有て勇壯なり。故に是を上陸せしめずして早く打拂ふを上策とす。若又蠻船近寄來て岸より三十町内外の所に碇を卸す事あらば、自走火船を用て燒打し、一舉に是を皆殺にすべし。抑、此自走火船と云(ふ)者は、文化四年戊辰の冬予阿州に在し時に集堂翁の懇望に因て新に工夫して製する所にして、未曾有の火攻法なり。古來火船を用て敵を破りたるは、吳の黃蓋の赤壁の捷を始とし、有馬晴信が亞馬港船を燒打せしに至る迄、和漢其例少からず。然れ共古人の火船を用る法は、帆を用て風の力を借り、或は上流より出して行く水の便に頼む者なり。凡風の力を假る者風上には

(一)支那三國吳の武將、吳王孫權に仕へ建安十三年赤壁の戦には周旋に隨つて出征し、火攻の術を獻じて曹操の軍船を揚子江上に破つた

行ること能はず。行水の便りを頼(も)者は、上流には走らしむべからず。敵船若上流と風上に在

(二)時は、火船を用んことを欲するとも得べからざる者なり。予が新製の火船は大に是に異なり、帆を用ることもなく、櫓槳を用ゆることもなく、風の有無にも拘ることなく、流の順逆にも關ふことなし。只是火薬を用て行ふを以て、直行する事箭の如く、瞬息の間にして百町の外に走り、その機を發するに及では、紅燄天を焦し、黒烟り海を蓋ふに至る。猛火の燃ること其勢ひ甚熾にして、數百間四方の間は火球充滿し、其物を燒(く)の力極て強く、他の大船の絶て比すべき所にあらず。且三艘連・五艘連等の仕掛有て、衆の火船自ら能(く)賊船を取巻(き)圍繞して燒打し、少しも人力を勞すること無(く)、莫大の功を成す。一度蠻夷の膽を破て永く日本の威名を震ふべき者は實に此自走火船なり。

二、自走火船の製法

(四)三艘、五艘、或は七艘を横に並べて連ね結んで用ひること  
(五)木製の筒で、口を船の後方に向けて備へ、火薬爆發の反動を起させるもの

三、自走火船製法秘訣

●右自走火船を製し、法を以て走らしむる時は、長さ六尺の退走炮にて百町より百廿町程迄に至る。其自ら大洋荒浪の中を飛走りて轉覆(す)ること無(き)様にするには秘訣なくては叶はざる

(一)堀田攝津守正教。近江堅田藩主。寛政二年若年寄となり、幕政に與ること四十五年、文政九年下野佐野へ轉封。一萬六千石。天保三年歿、年七十八。

大野武矩砲術五百一、大野武矩略傳

(二)植村駿河守家長。大和高取二萬五千石の城主。寛政十二年若年寄、文政八年老中格、同九年侍從となる。同十一年歿、年七十五。  
(三)井上左太夫正清。初め信清。安部攝津守信允の四男で、幕臣井上左太夫正質の養子となる。寛政五年遺跡を継ぎ御藏地方となる。  
(四)大野佐五右衛門吉矩。自得流砲術の祖。  
(五)本多唐之助忠平。寛文二年家督を継ぎ奥州白川城主となり、天和元年下野國宇都宮に轉じ貞享二年更に大和郡山に移る。元禄八年歿、年六十四。

二、船軍の要訣

●又大野宇右衛門が論じたる外寇防禦の砲術あり。茲に其概略を載(せ)、以て防海の參校に備ふ。大野武矩は元禄より享保年間の人、其父を佐五右衛門と云(ふ)、福岡侯の砲術家なりしが、後に筑前を去て本多唐之助殿に仕へ、和州郡山にて卒す。宇右衛門始は本多家に仕へ、其後浪人と成て江戸に遊び、大番與力に召抱らる。後又仕を辭して諸國を遊歴し、尾州名古屋に住せり。此人は世上名の高き砲術士なり。大銃の究理は今の如く精密を盡すこと能はざりしかども、天性骨硬にして能(く)大銃を打てり。火矢の製は殊に妙なり。且鐵炮を能(く)せしのみならず、頗る兵學にも通達せし人なり。宇右衛門後には江戸に歸りて、近藤縫之助殿屋敷にて卒せり。  
●彈を以て西洋船を打(つ)には、小筒を以て打(つ)とも益なし。小筒にて打(つ)といふは一人を的とすることなり。故に船中の人を打盡したる共、其船無難成(る)におゐては、勝敗決したりといふべからず。船軍といふ者は、船を此方へ奪取か、或は船を打碎くか、或は速に打拂て遠く追退(く)る敷、何れにしても敵船を此方の存(じ)寄に困しめ、敵人の魂魄を奪ふにあらざれば、實

その後忠常・忠直を経て忠村に至る。忠村亦唐之助と稱した。享保二年家督相繼。七年卒、年十三。その弟忠烈家督を継ぎ翌八年歿、年十四。嗣なく斷絶。  
(六)自得流砲術。  
(七)甲州流を香西成實に傳ふ。『神速武書』『兵法對策』の著書がある。

三、大砲装着的法と水手拵取の撰定

(八)旗本。代々艦殿助と稱する。武矩の寄寓した時の當主は用隨か。用隨は享保十五年家督相繼、天明元年歿、年六十七。  
(九)船の中央にある室。中倉。  
(一〇)角柱形の木材。  
(一一)本集上巻所收『禦艦書』に據る。

の勝利といふ者にあらず。詮とする所は、敵船を打碎き燒沈るを以て船軍の全き勝利とすべし。一船を打碎(く)時は一船の人皆盡すべし。大船一艘を打覆す時は類船恐れて奔走すべし。故に大筒を打發して先大船を打潰すことを心掛(く)べし。大船を打潰すことは何れ貫目彈以上の大筒を用ふべし。町間は指矢の位を以て水際を打(つ)べし。一貫目彈以上の筒を以(て)指矢の位にて水際を打(つ)時は大船逃れざる者なり。目の付け所と玉拵には口傳の祕事あり。

●貫目玉以上の筒ならば一船に筒一座と心得て、船は百八十石積より二百石積位なる荷船の脚の速成(る)を用ひ、胴の間より面(表)の一面に角物を敷並べ、鏝(かすがひ)にて綴着(け)て〔其上に〕土俵を敷(き)、左右に土俵留をして、土俵のくつろがざる様にすべし。荷脚は船底にも土俵を入れて、大筒及び筒下の土俵・角物、其外乗組の人数共に半艘餘の荷脚と心得べし。且船の胴筋を通し胴筋の中線と大筒の中着に打たる中線とを適合して、毫厘も違はざる様に筒を居(居)るを定法とす。水手・拵取を始め乗組の諸役人、各其場所に列り、一人も相違なくして、然して後に大筒を仕掛て彈藥を装(む)ること船打の常例なり。船は二艘を一組とし、二艘ともに同様に仕掛(け)、逆廻りに押廻りて、進退交代して打出すべし。左船右船打手・拵取共分體一心にあらざれば其事全からず。故に水手を撰ぶこと專一なり。船は二艘にて仕掛の緩急割符を合する如く心得べし。是に因て櫓數の事は兼て定(め)難し。速(はや)からず遅(おそ)からず、互に氣息を齊へ、手子役人は別して究強(くわう)の者を撰び、

四、梁箭の法

(一)本集上巻所收「梁箭」  
 (二)鐵製の長い筒に火薬を込めた大きな火矢。大筒を以て射撃する。  
 (三)シユモクガタ。丁字形。撞木とは鉦を打つ丁字形の棒。佛具の一種。打撃力で敵船を打ち毀すためにかかる形の鉦を用ふる。

④又梁箭を以て疊船を打碎くべき心得の事あり。梁矢といふ者は其形棒火矢の如くにて大なる者にて、假令ば五貫目弾の筒を用る時は矢の圓徑五寸なり。其長さ八尺許にて解を用て作り立つるものなり。然しながら棒火矢よりは矢の細工は心易し。鐵羽を附(け)鐵の撞木形の鉦を指込たる其重さ七八貫目も有べし。此梁箭を大筒に装(め)て船の胸腹を打(つ)者ならば、假令ば千人突きの胸突を以て衝(く)よりも尙嚴敷ことなるべし。若此業を行ふ時は碎けずと云(ふ)は有まじく覺たり。一發にて碎けざる時は二發・三發・五發・十發を打掛る時は、人工を以て造り固たる物の争(せ)か碎けざる理あらんや。大筒を仕掛る船は、右に説たる如くして、三百石積位の者を用ふべし。但是は筒下の心得に違あり。同じ指矢の位にても、玉と矢との意味合少しく異成(る)を以て、筒下を悉く土依(と)すべし。其外は皆玉打船の心得に同じ。且此梁箭を製するに、鐵羽を用ふるに羽固め肝要なり。篋の中をば角に削り鐵の筋鐵を入る工夫有(る)べし。鉦も又解の撞木形を鐵にて包むに、打抜ずして打碎く心得すべし。能(く)此矢を作り覺(え)必中の町間を吞込時は、疊船堅固なりと雖も打碎(く)べきことは必定と合點すべし。

此梁箭は甚不出來成る者なりき。先年大野が鎌倉の大銃打揚にて放して恥辱を取たる自作の梁矢井上左太夫宅にあり。

五、火箭の法

(五)みやらばんを塗つた厚紙。東西火攻辨には「明礬桐油の厚きを一枚覆ふべし」とあり、「要術」中には「必ず厚紙の粘着合羽を二枚重ねて覆ふべし」とあるが、皆同種の紙であらう。  
 (六)照尺を用ひ仰角を大きくして打つこと。  
 (七)照尺。  
 (八)アヤヤ。外れ矢のこと。

⑤又疊船を火箭にて焼沈むべき打方の事は、凡棒火矢を打出すべき船は荷船の最も大なる物を用ふべし。西國には二千石積より大なる船の有(る)ことを聞(か)す。二千石積の船は胸の間の船梁十間程も有べきか、胸にて十間あらば惣長さ廿五間も有べし。其上廻り一面に平均して角物を敷(き)、土依を一依ならびに敷並べて、上を眞土にて地形を平らかにし、左右に欄干の足溜りを打べし。筒は十文目・廿目・卅目・五十目・七十目・百目・百五十目・二百目迄の筒を幾程にても船梁に並べ、火をさす程のくつろぎを取(り)、筒を二段に並ぶべし。右前後に仕掛たる筒を先(づ)前一段を打放し、後一段をば後に放すべし。其前一段の筒に火をさし打出す時は、後一段の仕掛たる筒の上に必ず厚紙の明礬合羽を二枚覆ふべし。船中火の用心第一なり。悉く秘法の覆をして乗組の諸役人一人も混乱すること勿れ。抑、火矢を以て疊船を焼沈ると云(ふ)は、一船に百人以上も乗組來る西洋船は、大抵横廿間、長さ三四十間も有ものなれば、か様の大船に棒火矢を打掛るに、指矢にては宜からざるを以て、矢倉を高く爲(し)て遠町打の法を用ふべし。矢倉打は町間を測り究めて船を縦に打(つ)を良とす。長さ三四十間にて横廿間餘りも有(る)大船は、町間節を用る時は大概他矢はなき者なり。矢數を以て城攻の打方を行ふ時は、一時に焼沈ること疑ふべき者なし。

以上三ヶ條は大野武矩が防海の炮術なり、能(く)熟讀して暗記すべし。信に千古に秀たる實武



- (一)西表島
- (二)京都から東方十六度といはば擇捉島の東北なる得撫島に迄及ぶことなる。又擇捉島ならば京都の東方十二度程になる
- 一、日本の富饒と諸外國の窺察

- (三)參謀本部本・秋田圖書館本共に「道下」としてゐるが帝國圖書館本の「赤道下」を取ることにした
- (四)沖繩島と人表島(西表島)との中間にある。この宮古島を最南とするよりも人表島を最西にして最南とするのが正しい見方であらう
- (五)當時一般に、ほぼ樺太島の南半が日本領と考へられてゐた

### 二、皇國武威發揚史概説

- (六)蒙古第五代の帝。成吉思汗の孫。世祖と稱せらる。燕京(今の北京)を都とし、一九三一年國號を元と改めた。かくて宋を破り、高麗を征し、

の論なり。

### 護 國 第九

●我日本の國たるや、支那の東南海中に在て、西は京都の偏西十度餘りなる琉球の入表嶋より起りて、東は京都の偏東十六度程なる蝦夷の厄獨瀧布嶋に至り、南は赤道下を北に距ること二十五度に當れる琉球の宮古嶋より起て、五十度程なる蝦夷の葛辣弗多嶋の中央にいたる、東西廿六度南北廿五度の海中に盤踞し、山水秀麗、氣候溫和、土地極て膏腴にして物産甚豊饒なり。四邊皆海に濱するを以て其漕運の便利なること天下に比すべきの國なし。誠に世界無雙の富饒地なり。是を以て(一)中古は蒙古の世祖忽必烈なる者混同の志を起し、其後に波爾杜瓦爾の波天連等種々奸計を行ひ、近來は魯西亞・諸厄利亞等の蠻虜も、又皆暗に併呑の念を懷きて、不斷に罅隙を窺ふこと既に年久敷ことなり。海邊諸國は警めずんば有べからず。

●右に説たる如く、海外の夷狄皆我日本の豊饒なるを羨みて併呑せんと欲する者多し。然共是迄數百年來絶て外寇といふ者無(一)かりしことは何の故ぞと考るに、大小實據の有ることなり。其實據とは、古し神功皇后親しく兵を將ひて大海を渡り、高麗・新羅・百濟・任那等を征伐し給ひて悉く其酋を降し、日本の屬國と爲し、威名一時西土を覆動す。其後四五百年の間朝鮮は皇國の屬

- 兩海を經略し、二河に互り日本侵略を企て大敗を喫した(文永・弘安兩役)。
- 一九五四年、年八十(七)ホルトガルの師父Paterの訛。天主教の宣教師のこと
- (八)初め大伽羅。新羅・百濟の間に介在し、壓迫を受けてゐた。垂仁天皇の御代我が國の保護を請ひ任那の國號を賜はり、以後我が國に服屬した。神功皇后御征韓の後ここに日本府が置かれ、韓國統制の根據地とされ、以後約三百年間不拔の地位を保持した。欽明天皇の御代、新羅の爲めに滅され更に復興したが、推古天皇の御代遂に全く新羅に併合された
- (九)一七八七年末朝が金の爲に滅ばされ、欽宗の弟康王(高宗)臨安を都として南支那に宋を再興してから一九三九年元滅されるまでをいふ

地にして、時々叛く者有(一)毎に兵を出して是を討ち、三韓の間に勇戦せしこと幾度といふことを知らず。其後 後宇多天皇の弘安年中に、蒙古の世祖忽必烈既に南宋を滅して支那を一統し、連勝の勢に乗じて皇國をも取(一)んことを欲して、十餘萬の精兵を以て西海道に寇せしが、九州の武士に打破られて全軍悉く没し、死せずして逃歸る者僅に三人なりき。其後伊豫國の住人久留嶋・野嶋・因島の郷士等各其一族を集め徒黨を相結び、年々船を海外に出し、外國を亂妨して財物・貨品を奪取を以て各自の家を富し、是を以て産業として海賊を働きしこと多年のことなり。西は大明國の山東・江南・福建・廣東・廣西より南は安南・廣南・占城・東波塞・暹羅等の諸國及び呂宋・渤泥諸島に至る迄皆此海賊に困まざるはなし。外國の書に倭寇と稱して畏れたる者は即此海賊の事なり。其後文祿元年より豊臣關白秀吉公朝鮮國を征伐して、其國王を追出し、大明國の大軍と戦ひ、數は是を打破り、其威を世界に轟かせり。其後慶長十四年に肥國前嶋原の城主有馬修理大夫晴信亞馬港船を燒打して、波爾杜瓦爾國の人數四五百を長崎の西海に燒沈(一)たり。此頃薩摩の國主嶋津修理大夫義久水軍を出し、南海の諸嶋を經略し、次第に南征して琉球國を攻(一)打(一)ち、終に其王を降し、琉球をば薩摩の屬國とせり。二百年以前迄の日本の武威は、萬國の震ひ恐れたることなり。元來其時代の人は何れも軍事に老練し、極て血戦に勇猛なりしを以て、西洋諸國の夷人等も皆其評判を傳へ聞て、今に其餘威を畏れ、敢て手を出すこと能はざる

三、西洋人不斷に皇國を窺竅す

(一) 羅紗

(二) 銚子の南にある岬

(三) カムチャツカ半島の東南にあるペトロバウロフスク港  
(四) 千島列島をさす。ロシア語のクリルスキを取つたのであらう  
(五) 千島列島の中間にある羅紗和島

四、魯西亞の西伯利亞及び北米侵略

(六) アリニシヤン列島

なり。是に由て是を觀れば、秀吉公の朝鮮國を征伐有しは、日本總國に於て無窮の大功たることを知る。盛なる哉。

西洋諸國の夷人等日本の古猛將の遺烈を畏れて、手を出すこと能はずと雖も、然れ共時に出海して、不斷に皇國の様子を窺ふ趣に視ゆることにて、底氣味の悪き事にぞ在りける。近來毎年三月十日頃には、常陸國の鹿嶋沖に西洋船必ず來て鯨を獵し、油を搾ることを業とす。土地の漁船其船の近邊に近寄れば、甚此を尊敬し、硝子器・哆羅絨等を與へ、是を親み懐(け)んことを欲す。此夷人等何れの國人は知らずと雖も其内心斗るべからず。文政九丙戌の夏予銚子江に遊びし時に友人に誘はれて彼蠻船を觀に行たり。銚子の長崎と云(ふ)所より望遠鏡を用て是を觀れば、頗る廣大の黒船にて、猩紅色の旗等飾立て、其美成(る)事花の如く、甚近々と見得たり。大概陸より六七里も隔りたるべし。或日此黒船二艘銚子の邊に來りしこと有て、土人は入津するかとて大騒せしこと有り。然れ共入津もせずして復元の沖に歸れり。此船毎年八月下旬には皆去て行方を知らずと云(ふ)。今に毎年時を違へずに來ること有(る)に、今にては土人も馴て疑ふこともなきに至れり。然れ共此等の船も捨置べきにあらざるべし。

魯西亞國は我享保・元文の頃次第に東方を經略し、止白里の地を取盡して葛謨撒都加に大港を開き、此港より船軍を出して鳩列里斯吉亞の諸嶋を取(り)、我蝦夷の辣直哇島に至り、東は亞列

英吉利の濠洲及び南洋羣島

(七) 第十六世紀後半から第十七世紀前半に至る間カムチャツカ、オホーツク海、ベーリング海、アリニシヤン列島、アラシカ等がまだ發見されなかつた時代において、ヨーロッパ人はアジアの東北とアメリカの西北との間の想像的領域(當時は地獄と考へられてゐた)をアニアン海峽と呼んでゐた

護國第一の良策

(八) ベテログラード。今のレニングラード  
(九) オーストラリア大陸

(一〇) 本書は通常『宇内混同大論』を序とし、本文卷之一を第一本とし、卷之二を第二本、第三本、第四本とし、『泉源法略説』を附録としてゐる。即ち本文としては二卷だけであるが、『宇内混同大論』『泉源法略説』をそれぞれ一巻とすれば、全巻を四巻と見られるわけである

護

烏多斯吉亞の諸島を取(り)、北亞墨利加州の角勿里尼亞國の北境より亞尼俺峽の邊迄を經略せり。其地本國の都伯多路勃爾孤の城を距(る)こと營に萬里のみに非ず、又諸厄利亞國は兵威頻りに強くして、他國を切取しこと極て多く、近來南海諸嶋を經略し、日本の正南千二百里許隔りたる大國を取(り)、本國より數萬の軍兵を移して、是を新諸厄利亞國と名づけ、所々に城郭を築き、守令を置て土人を教作歸服せしめ、此國を以て基根として近隣の諸嶋を經略し、國土を切取るに次第に廣くし、今の世に當て世界の事體は右の如く吞併の念の強(き)國多きを以(て)、油斷して萬一弱身を見せ、彼等に日本の武威も最早衰弱せりと思はるるに至ては、其評判忽ち世界中に流聞して、以後來寇を爲すものは年々次第に多くなるべきは必定の事なり。しかれば防海の備を怠るは優々敷後の大患を招くべし。故に異國の船の來る毎に嚴しく是を打攘(はら)つて、益々日本の武威を示し、以て夷狄の魂魄を奪ふは、護國第一の良策なるべし。故に予彼賊を取(る)の武備を工夫して茲に其用意を論ず。凡海國の津港には必ず水塞を建て水軍を訓練すべし。訓練熟習せざれば以て用を爲すべからざるなり。總て天地間の事勢其力の餘りある者は嫌ふ人を倒し、其力の足らざる者は恒に人に制せらるる故に、護國の最も嚴重なるは、恒に他國を攻伐(こ)を以て自國の護りとするより嚴重なるはなし。予が云(ふ)、此書に論ずる所は只是自國を護ることのみ。若又他國を攻伐する法を知らんことを欲せば、予が先年著したる混同秘策四卷あり。今の時代に當て

は予が此一家言すら能く用る者有(る)ことなし。是永く一家言たる所以なり。況や混同秘策に於て(を)おや。豊臣太閤已に死す。嗚呼已ぬる哉。

(一)孔子の著した魯の歴史  
(二)千里を見透す遠大な計畫を立てるやうな人材

※(原文)知し我者其唯春秋乎。罪し我者其唯春秋乎。(孟子「滕文公篇下」)

(佐藤・島田註)

混同秘策は日本を根本として全世界の萬國を皆悉く併呑するの議論なり。故に秘すべきこと極めて多く、人に見すべき書に非ざるなり。因て是を秘策と名づく。孟子に孔子の語を記して曰く、「我を知るは其唯春秋か、我を罪するは其唯春秋か」と。此混同秘策に於ては予も又曰く、「萬歳の後に至り眞主の興ることあらば始て予が千里の才にあらざる(なき)を知らんのみ。」  
天保四癸巳年六月癸亥日

武州多麻河 隱士 佐藤信淵述(花押)

實武一家言 卷之五 大尾

## 二、一 隊 轉 戰 法

〔附録〕 大銃車戰法序並圖

佐藤信淵 著

## 「一隊轉戰法」解題

一、本書は寫本として傳はるものが甚だ少なく、知られてゐるものは西馬音内信淵文庫本と秋田彌高神社所藏本（舊織田家本）との二種に過ぎない。そこで本書收録の場合には信淵文庫本を底本とし、彌高神社本を参考とした。一、信淵文庫本には著述年代が記されてゐないが、彌高神社本のそれは修補『兵法一家言』と同年同月、即ち天保四年六月となつてゐるが、日は少し遅れて望日（十五日）と記されてゐる。しかしながら、信淵文庫本の年代はそれよりもすつと古いやうである。一隊轉戰法に關しては、『實武一家言』（文化五年）卷三に「古來我家の秘傳一隊五百人轉戰法といふ卷物有之」とか、「我家先祖より奥秘とする處の傳授事」とか記されてゐるのに徴して、編者はそれが八般の戰法と同じく信亮（式信）以來の家傳兵法であることを直感した。さうして、信淵が家傳の卷物に血肉を與へて不朽の名著としたものが本書であり、『兵法一家言』の別録（「後篇」或は「秘傳」録とも稱された）三卷以外に獨立して、それ以上の極秘録を構成してゐたものであらうと推定される。次に然らば本書が著述の形を取るに至つたのは何時であるか。この年代は不明であるが、本書中に『大銃車戰法』（文政九年）に關する記事、即ち「此等の軍の仕様は大銃車戰法に詳なり」（後出）といふ記事があるから、これを文政九年と見るなら間違のないところであらう。次に彌高神社本は大體において信淵文庫本の増補と見られる。